

# 官報

号外 昭和六十二年三月二十五日

○第一百八回 衆議院会議録 第九号

昭和六十二年三月二十五日(水曜日)

議事日程 第十号

昭和六十二年三月二十五日

午後三時開議

第一 特殊土じょう、地帶災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

第二 國際觀光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

第三 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 水源地域対策特別措置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

第五 砂防法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

第六 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 地域改善対策特定事業に係る國の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出)

第八 地方税法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

第九 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 放送法第三十七条第二項の規定に基づき承認を求めるの件

第十一 松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十二 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十三 炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十四 關稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十五 租稅特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十六 關稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十七 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十八 關稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十九 關稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二十 放送法第三十七条第二項の規定に基づき承認を求めるの件

第二十一 松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二十二 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二十三 炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 地域改善対策特定事業に係る國の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出)

日程第八 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十 放送法第三十七条第二項の規定に基づき承認を求めるの件

日程第十一 松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十二 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十三 炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十四 關稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十五 租稅特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十六 關稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十七 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十八 關稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十九 關稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十 放送法第三十七条第二項の規定に基づき承認を求めるの件

午後五時一分開議  
○議長(原健三郎君) これより会議を開きます。

中央選舉管理会委員の指名

○議長(原健三郎君) 中央選舉管理会委員の指名を行います。

○谷垣禎一君 中央選舉管理会委員の指名については、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(原健三郎君) 谷垣禎一君の動議に御異議はないでございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、動議のとおり決しました。

議長は、中央選舉管理会委員に水嶋晃君を指名いたします。

○議長(原健三郎君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(原健三郎君) 日程第一及び第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議はないでございませんか。

○議長(原健三郎君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(原健三郎君) 日程第一 特殊土じょう、地帶災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

○議長(原健三郎君) 日程第二 國際觀光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

○議長(原健三郎君) 日程第三 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第四 水源地域対策特別措置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第五 砂防法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第六 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第七 地域改善対策特定事業に係る國の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第八 地方税法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

○議長(原健三郎君) 日程第九 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第十 放送法第三十七条第二項の規定に基づき承認を求めるの件

○議長(原健三郎君) 日程第十一 松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第十二 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第十三 炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第十四 關稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第十五 租稅特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第十六 關稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第十七 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第十八 關稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第十九 關稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第二十 放送法第三十七条第二項の規定に基づき承認を求めるの件

昭和六十二年三月二十五日 衆議院会議録第九号

○議長(原健三郎君) 日程第一、特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案、日程第二、国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案、日程第三、住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設促進法の一部を改正する法律案、右五案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明及び報告を求めます。建設委員長村岡兼造君。

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設促進法の一部を改正する等の法律案及び同報告書

水源地域対策特別措置法の一部を改正する等の法律案及び同報告書

砂防法の一部を改正する等の法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔村岡兼造君登壇〕

○村岡兼造君 ただいま議題となりました五法律について申し上げます。

まず、建設委員長提出の二法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

初めに、特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法は、特殊土壤地帯の保全と農業生産力の向上を図ることを目的として、昭和二十七年四月議員立法により制定され、以後六度にわたり期限延長が行われ、各般の対策事業が実施されてきたの

日程第四、水源地域対策特別措置法の一部を改正する等の法律案、日程第五、砂防法の一部を改正する等の法律案、右五案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明及び報告を求めます。建設委員長村岡兼造君。

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律案

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設促進法の一部を改正する等の法律案及び同報告書

水源地域対策特別措置法の一部を改正する等の法律案及び同報告書

砂防法の一部を改正する等の法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔村岡兼造君登壇〕

○村岡兼造君 ただいま議題となりました五法律について申し上げます。

まず、建設委員長提出の二法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

初めに、特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

以上の一節から、所期の目的の完全な達成を図るため、同法の有効期限を昭和六十七年三月三十日まで延長しようとするものであります。

なお、本案の成案決定の際に、内閣の意見を求めてましたところ、特に異存はないとの意が表されました。

次に、国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法は、国際観光文化都市において、一定の都市施設の整備を促進することにより、良好な都市環境の形成を図り、あわせて国際文化の交流に寄与することを目的として、昭和五十二年六月議員立会により制定されたものであります。

以来十年間、これらの都市において特に必要とされる都市公園、下水道、道路等の整備が推進され、その整備水準は向上してまいりましたが、いまだ十分でない状況にあります。

また、近年の国際化の進展とともに、国民生活の向上と余暇利用の関心の高まりの中で、国際観光文化都市として我が国の国民生活、文化及び国際親善に大きな役割を果たすためには、今後とも都市施設の整備を強力に推進することが必要であります。

以上の観点から、所期の目的の完全な達成を図るために、同法の有効期限を昭和七十二年三月三十日まで延長しようとするものであります。

以上が二法律案の趣旨の説明でありますが、二

すなわち、今なお対策を必要とする地域が数多く残されており、加えて、近年の都市化の進展による災害様態の変化や農業振興の方向の変化など、新たに対応すべき課題も多く生じてきております。

以上の観点から、所期の目的の完全な達成を図るため、同法の有効期限を昭和六十七年三月三十日まで延長しようとするものであります。

なお、本案の成案決定の際に、内閣の意見を求めてましたところ、特に異存はないとの意が表されました。

次に、国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法は、國民の良質な住宅の取得の促進と良好な居住環境の確保を図るため、住宅金融公庫の業務等について、個人住宅貸し付けに係る耐久性を有する木造住宅等の償還期間の延長、住宅改良資金貸し付けの貸し付け後十一年目以後の利率の設定、灾害復興住宅補修資金貸し付けの償還期間の延長、個人住宅貸し付けに係る二世帯が同居する住宅の償還期間の延長、特別割り増し貸付制度の実施期間の延長等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る二月六日本委員会に付託され、二十四日天野建設大臣から提案理由の説明を聴取し、同日質疑終了の後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対しましては、居住水準の向上についての取り組み等四項目の附帯決議が付されましたが、次第であります。

次に、砂防法の一部を改正する等の法律案につ

いて申し上げます。

本法は、最近における社会経済情勢の推移にか

ら、内需の振興に資するとともに財政の状況

を踏まえつつ事業費の確保、拡大を図るため、臨

時特例の措置として、河川、砂防、地すべり対策

及び道路に関する事業のうち、昭和六十一年度に

おける國の負担割合等が二分の一を超えるものに

ついて、昭和六十二年度及び昭和六十三年度にお

ける國の負担割合等を、原則として補助事業につ

いて五〇程度、直轄事業について一〇〇%程度引き

るものと決した次第であります。

次に、砂防法の一部を改正する等の法律案につ

いて申し上げます。

本法は、最近における社会経済情勢の推移にか

ら、内需の振興に資するとともに財政の状況

を踏まえつつ事業費の確保、拡大を図るため、臨

時特例の措置として、河川、砂防、地すべり対策

及び道路に関する事業のうち、昭和六十一年度に

おける國の負担割合等が二分の一を超えるものに

ついて、昭和六十二年度及び昭和六十三年度にお

ける國の負担割合等を、原則として補助事業につ

いて五〇程度、直轄事業について一〇〇%程度引き

るものと決した次第であります。

次に、砂防法の一部を改正する等の法律案につ

いて申し上げます。

本法は、去る二月十三日本委員会に付託され、

案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、両案に対しましては、公共事業費の確保等五項目の附帯決議が付されました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 五案中、日程第四及び第五につき討論の通告があります。これを許します。

三野優美君。

(三野優美君登壇)

○三野優美君 私は、日本社会党・護憲共同を代表し、ただいま議題となりました国庫補助・負担率削減法並びに砂防法改正等法律案につきまして、反対の討論を行うものであります。(拍手)

この二法案は、実際には補助金削減七法案を一括したものであり、同様のものが、運輸委員会に四法案、農林水産委員会に二法案が付託されております。また、補助・負担率が政省令にゆだねられていて、法改正によらず、予算措置で削減が予定されており、その地方公共団体に与える影響額は、六十二年度において二千百七十億円とされております。

今、我が国産業経済は、ついに一ドル百四十円台の円高不況の荒波にもまれ、地域経済はその停滞を深めるとともに、失業率はついに三%を突破し、なお各企業とも、引き続き人員削減を含めた合理化が今進行中であります。労働者は、失業不安と生活不安に大きくなっています。政府は、こうした状況に対応し、内需拡大を公約しておりますが、実態は、今や亡靈ともなったと思われる「増税なき財政再建論」にしがみつき、超縮小均衡財政を展開しており、一方においては、防衛費対GNP比1%突破に象徴される軍事費の突りります。また、公約違反である売上税という名の大間接税の導入、マル優廃止など大増税を策動し、ひたすら自治体と国民に犠牲を強いる内需縮

小路線を推進しておるのであります。

国庫補助・負担率削減は、五十七年の行革特別法以来続けれられており、六十年度において一年限りという約束であったにもかかわらず、六十一年度にはこの約束を破り、補助率削減をさらに拡大してきました。これは三年間の暫定措置とし、その間、地方間の財政関係に変更をもたらすような措置は講じないと再び約束されました。ところが六十二年度予算において、さらに二年間の上積み削減を実施しようとするものであります。

五十九年度以来、地方財政は覚書の山となり、その確約はことごとく政府、大蔵省によって破られてしましました。また、憲法で保障されている地方自治の本旨を守り、発展させるべき立場にあるその自治者も、当座の財政上のやりくりのためとに、安易にこの削減を受け入れておらず、今や政府に対する地方の信頼は地に落ちたと言つても過言ではないであります。(拍手) 六十一年度削減による六十二年度への影響額は一兆二千八百億円、この上六十二年度の上積み削減額を合わせますと一兆五千億となるのであります。その結果、

地方の累積債務総額は六十三兆円にも達します。うとしております。

このようないくに、地方自治体が極めて困難な財政事情のもとで、なお地域住民の福祉と健全な地方自治を守るために最大の努力をしておるにもかかわらず、政府がみずから財政政策の誤りを一方的に補助金削減分の全額国庫補てん、補助・負担率の幅所得減税の実施、地方財政の拡充強化を図り、政府は、速やかに国庫補助・負担率削減や売上税等の大増税をやめ、軍事大國化から福祉大國への路線転換を行なうべきであります。そのためにも、国民経済、福祉の充実、不公平是正による大権回復を実現すべきであります。健全な地方財政の確立、民主的な地方自治の発展こそ国民経済の基礎であり、不況脱出の基盤とすべきものであります。

以上の観点から、私は、日本社会党・護憲共同を代表し、政府の姿勢の誤りを強く指摘し、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(原健三郎君) これにて討論は終局いたしました。

費は、六十一年十月から十二月までの三ヵ月間、前期に比べマイナス、〇・七%減と、五十年以來

法を可決するに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よつて、両案とも可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第四及び第五の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。

両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多數。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第六 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第六 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出)

君。委員長の報告を求めます。内閣委員長石川要三

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

地域改善対策特定事業に係る國の財政上の特別措置に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔石川要三君登壇〕

○石川要三君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の内容は、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定並びに在勤基本手当を基礎とする配偶者手当の支給割合の変更を行うとともに、特定の在外公館に勤務する外務公務員に支給する子女教育手当について、加算できる範囲等を改めようとするものであります。

本案は、一月一日日本委員会に付託され、三月二十四日倉成外務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行った後、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

次に、地域改善対策特定事業に係る國の財政上の特別措置に関する法律案について申し上げます。

本案の内容は、地域改善対策特別措置法が本年三月三十日をもって失効することにかんがみ、新たなる立法措置により、地域改善対策事業が実施された対象地域について、引き続き実施することが特に必要と認められる事業を円滑かつ迅速に実施するため、その事業について財政上の特別の措置を講じようとするものであります。

なお、この法律の有効期間は五年間とすることとしております。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

昭和六十二年度を目前にし、地方税法の一部を改正する法律案

一一八

石橋一弥君。

本案は、三月十七日本委員会に付託され、昨十四日山下総務庁長官から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、これを終了いたしましたところ、日本共産党・革新共同の柴田睦夫君外一名から、法律の題名を改めるとともに、同和対策事業に係る特別措置及び同和行政の適正化等についての修正案が提出され、趣旨説明の後、国会法第五十七条の規定に基づき、内閣の意見を聴取いたしましたところ、山下総務庁長官から、遺憾ながら賛成いたしかねる旨の意見が述べられました。

次いで、採決いたしましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○石橋一弥君 登壇

〔本号末尾に掲載〕

○石橋一弥君 ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案についての趣旨弁明を申し上げます。

まず、本案の趣旨について申し上げますと、本案は、最近における地方税負担の現状及び地方財政の実情にかんがみ、昭和六十二年度を目前にして地方税法において特に緊急に対応することが必要な事項について所要の措置を講じようとするものであります。住民負担の軽減及び合理化等を図る見地から、不動産取得税等について非課税措置等を講ずるほか、固定資産税等の特例措置並びに道府県及び市町村たばこ消費税の税率等の特例措置の適用期限を延長する等の改正を行おうとするものであります。

次に、その内容について申し上げます。

第一は、道府県民税及び市町村民税について、山林を現物出資した場合における山林所得の納期限の特例措置の適用期間を延長すること、

第二は、事業税について、医療法人等の老人保健施設事業に係る療養費の特例措置等を講ずること。

第三は、不動産取得税について、宅地建物取引業者等から新築特例適用住宅及びその土地を取得する場合における当該土地の減額措置等の特例措置について整理合理化を行なうか、心身障害者を多数雇用する事業所の事業用施設の減額措置の適用期限を延長する等の措置を講ずること。

第四は、道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税について、昭和六十一年度における地方財政対策の一環として講じられた税率等の特例措置の適用期限を延長すること、

気自動車の軽減税率の適用期間を延長すること、第六は、固定資産税及び都市計画税について、変電所等の用に供する償却資産の課税標準の特例措置等について整理合理化を行うとともに、日本下水道事業団が下水汚泥広域処理事業の用に供する固定資産について非課税とする等の措置を講ずること。

第七は、電気税について、産業用電気の非課税品目を縮減するとともに、繊維製品及び紙の製造用電気の軽減税率の適用期限を延長すること、

第八は、特別土地保有税について、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域において新增設された工場の用に供する土地またはその取得について非課税とする等の措置を講ずること、

第九は、自動車取得税について、昭和六十三年十二月一日以降に適用される自動車排出ガスの保安基準に適合する自動車の税率の軽減措置等を講ずること、

第十は、事業所税について、一定の老人保健施設を非課税とする等の措置を講ずること、

第十一は、国民健康保険税について、被保険者相互間の負担の均衡等を勘案して、課税限度額を三十九万円に引き上げるとともに、減額の基準を昭和六十二年度にあっては二十八万円に一定の金額を加算した金額に引き上げること

としております。

本案は、昨日地方行政委員会において、多数をもつて委員会提出の法律案と決定し、提出いたしましたるものであります。

何とぞ、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

○議長(原健三郎君) 日程第八、地方税法の一部を改正する法律案

(地方行政委員長提出)

〔本号末尾に掲載〕

○議長(原健三郎君) 日程第八、地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。地方行政委員長

第五は、自動車税及び軽自動車税について、電





方式の改善及び適用限度額等の拡大等を行うこととしております。

第三に、昭和六十二年三月末に適用期限の到来する暫定関税率及び関税の減免税還付制度について、これらの適用期限の延長等を行うこととしております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案の主な内容について申し上げます。

第一に、内需の拡大等に資するため、産業構造転換用設備等の特別償却制度及び中小企業等基盤強化税制を創設する等の措置を講ずるとともに、民間事業者の能力の活用に係る特定施設の特別償却率の引き上げを行なうほか、住宅取得促進税制の税額控除対象期間を延長する等の措置を講ずることとしております。

第二に、企業間の租税特別措置等について、適用期限の到来するものを中心に見直しを行い、特別償却制度及び準備金制度等の整理合理化を行うほか、登録免許税の税率の特例措置について、輕減税率の引き上げ等を行うこととしております。

その他、たゞ消費税の税率等の特例措置等について、実情に応じその適用期限を延長する等の措置を講ずることとしております。

大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行ない、質疑終了後、租税特別措置法の一部を改正する法律案について討論を行なった後、両法律案について採決いたしましたところ、いずれも多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両法律案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

○議長(原健三郎君) 両案を一括して採決いたしました。御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 両案をいざれも可決であります。両案の委員長の報告はいざれも可決であります。

す。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多數。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

第一に、福島大学に行政社会学部を、三重大学に同大学の農学部及び水産学部を統合して生物資源学部を設置すること。

第二に、視聴覚障害者を対象とする筑波技術短期大学を新設することと、電気通信大学短期大学部についてはこれを廃止し、電気通信学部に統合すること。

第三に、徳島大学に医療技術短期大学部を併設し、また、電気通信大学短期大学部についてはこれを廃止し、電気通信学部に統合すること。

第四に、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る職員の定員を改めることなどであります。

本案は、去る二月十六日本院に提出され、同月二十日に本委員会に付託となり、本日塙川文部大臣から提案理由の説明を聴取した後、直ちに質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

#### 国立学校設置法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

○議長(原健三郎君) 国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長愛知和男君。

〔本号末尾に掲載〕

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議はないませんか。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔塙内光雄君登壇〕

○塙内光雄君 ただいま議題となりました地域雇用開発等促進法案について、社会労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近の地域における雇用の現状にかかる審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

がみ、雇用開発を中心とした総合的な地域雇用対策を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、この法律は、雇用開発促進地域、特定雇用開発促進地域及び緊急雇用安定地域の三つの地域を対象とするものとし、雇用開発促進地域は求職者が多数居住し、雇用機会が不足している地域を、特定雇用開発促進地域は雇用開発促進地域のうち経済上の理由により雇用状況が著しく悪化している地域を、また、緊急雇用安定地域は経済的事情の著しい変化により雇用状況が急速に悪化している地域を指定するものとすること、

第二に、国は地域雇用開発指針を策定し、都道府県は雇用開発促進地域ごとに地域雇用開発計画を策定することとすること、

第三に、雇用開発促進地域については、地域雇用開発のための助成及び援助、職業訓練援助施設の設置に関する特別の配慮等の措置を講ずるものとすること、

第四に、特定雇用開発促進地域については、雇用開発促進地に係る措置のほか、失業の予防等のための助成及び援助、職業訓練の実施に係る特

よって、日程は追加されました。

地域雇用開発等促進法案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 地域雇用開発等促進法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長塙内光雄君。

〔本号末尾に掲載〕

〔塙内光雄君登壇〕

○塙内光雄君 ただいま議題となりました地域雇用開発等促進法案について、社会労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近の地域における雇用の現状にかかる審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

がみ、雇用開発を中心とした総合的な地域雇用対策を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、この法律は、雇用開発促進地域、特定雇用開発促進地域及び緊急雇用安定地域の三つの地域を対象とするものとし、雇用開発促進地域は求職者が多数居住し、雇用機会が不足している地域を、特定雇用開発促進地域は雇用開発促進地域のうち経済上の理由により雇用状況が著しく悪化している地域を、また、緊急雇用安定地域は経済事情の著しい変化により雇用状況が急速に悪化している地域を指定するものとすること、

第二に、国は地域雇用開発指針を策定し、都道府県は雇用開発促進地域ごとに地域雇用開発計画を策定することとすること、

第三に、雇用開発促進地域については、地域雇用開発のための助成及び援助、職業訓練援助施設の設置に関する特別の配慮等の措置を講ずるものとすること、

第四に、特定雇用開発促進地域については、雇用開発促進地に係る措置のほか、失業の予防等のための助成及び援助、職業訓練の実施に係る特

昭和六十二年三月二十五日 衆議院会議録第九号

## 輸出保険法の一部を改正する法律案外一案

船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律

ます

一三

第五に、緊急雇用安定地域については、失業の

予防等のための助成及び援助、雇用保険の失業給付の延長等の措置を講ずるものとする  
等であります。

○議長(原健三郎君) 輸出保険法の一部を改正する法律案、産業構造転換円滑化臨時措置法案、両法案を一括して議題といたします。

和のとれた活力あるものに転換していくことが重要であることにかんがみ、産業構造転換の円滑化を図るために措置を講じようとするものであります。

修正であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求ます。

井効勲大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。  
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

〔佐藤信二君登壇〕

て事業提携計画を作成し、主務大臣に提出して承認を受けることができる」とし、承認を受けた場合には税制上の措置を講ずること。

○置法案、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(原健三郎君) 谷垣禎一君の動議に御異議はないでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○谷垣禎一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

内閣提出 輸出保険法の一部を改正する法律案、産業構造転換円滑化臨時措置法案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。  
よって、日程は追加されました。

れ、本二十五日田通商産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

○議長(原健三郎君) 両案を一括して採決いたしました。  
なお、本案に対し附帯決議が付されました。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

君。  
外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を  
改正する法律案及び同報告書

港湾法の一部を改正する等の法律案及び同報告書

特定船船製造業経営安定臨時措置法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔鹿野道彦君登壇〕

○鹿野道彦君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、外航船建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、国の財政状況、外航海運業の厳しい経営状況等にかんがみ、外航船建造融資利子補給金の支給継続延べ措置を定めるとともに、これにより生ずる海運企業の負担の軽減を図るために、利子補給金相当額の建造融資利子の支払いを日本開発銀行が猶予することができるなどに伴い、政府が日本開発銀行に対し交付金を交付すること等の規定を整備することとしており、去る二月六日本委員会に付託されました。

次に、港湾法の一部を改正する等の法律案について申し上げます。

本案は、最近における社会経済情勢の推移にかんがみ、財政の状況を踏まえつつ港湾整備事業及び空港整備事業の一層の推進を図るために、港湾法、北海道開発のために港湾工事に関する法律、特定港湾施設整備特別措置法及び空港整備法に規定する国の負担または補助の割合を昭和六十二年度及び昭和六十三年度において臨時に引き下げる等の特例措置を定めるとともに、国は、この措置の対象となる地方公共団体に対し、その事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずるものとしており、去る二月二十日本委員会に付託されました。

次に、特定船船製造業経営安定臨時措置法案について申し上げます。

本案は、最近における特定船船製造業をめぐる

内外の経済的事情の著しい変化にかんがみ、特定船船製造業について、計画的な設備の処理及び生産または経営の規模の適正化を促進するため、基

本指針を策定し、特定船船製造事業者がこれに従つて行う設備の処理、事業提携等について特定船船製造業安定事業協会による債務の保証その他

の措置を講ずることにより、特定船船製造事業における経営の安定を図り、もって国民経済の健全な発展に資するとともに、国際経済の発展に寄与するものとしており、三月九日本委員会に付託されました。

以上三法律案は、本三月二十五日橋本運輸大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、直ちに質疑に入り、質疑を終了し、採決の結果、三法律案はいずれも多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、三法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君)　これより採決に入ります。

まず、外航船建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案及び特定船船製造業経営安

定臨時措置法案の両案を一括して採決いたしました。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君)　起立多数。よって、両案と

び空港整備事業の一層の推進を図るため、港湾

法、北海道開発のために港湾工事に関する法

律、特定港湾施設整備特別措置法及び空港整備法

に規定する国の負担または補助の割合を昭和六十一年度及び昭和六十三年度において臨時に引き下げる等の特例措置を定めるとともに、国は、この措置の対象となる地方公共団体に対し、その事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずるものとしており、去る二月二十日本委員会に付託されました。

次に、特定船船製造業経営安定臨時措置法案について申し上げます。

本案は、最近における特定船船製造業をめぐる

委員長報告のとおり可決いたしました。

○谷垣禎一君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(原健三郎君)　谷垣禎一君の動議に御異議はないませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君)　御異議なしと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君)　御異議なしと認めます。

まず、内国消費税については、沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置、揮発油税及び地方道路税の軽減措置並びに指定施設において消費する輸入ウ

イスキー類に係る酒税の軽減措置、揮発油税及び地方道路税の期限を五年延長するとともに、砂糖消費税の軽減措置の期限を昭和六十二年十二月三十日まで延長することと

しております。

次に、関税等については、特定の製造用原料品及び消費生活物資に係る軽減措置、発電用の特定の石油に係る免除措置及びいわゆる觀光戻し税の制度について、その適用期限を五年延長することとしております。

次に、食糧管理法に関する特例等については、沖縄県においても本土と同様に同法を適用することとするため、特例等の規定を削除することとしております。

本案は、二月十三日本委員会に付託され、三月二十五日総貿沖縄開発庁長官から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君)　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君)　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。沖縄及び北方問題に関する特別委員長加藤万吉君。

○議長(原健三郎君)　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔「賛成者起立〕

○議長(原健三郎君)　起立多数。よって、両案と

び空港整備事業の一層の推進を図るため、港湾

法、北海道開発のために港湾工事に関する法

律、特定港湾施設整備特別措置法及び空港整備法

に規定する国の負担または補助の割合を昭和六十一年度及び昭和六十三年度において臨時に引き下げる等の特例措置を定めるとともに、国は、この措置の対象となる地方公共団体に対し、その事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずるものとしており、去る二月二十日本委員会に付託されました。

次に、特定船船製造業経営安定臨時措置法案について申し上げます。

本案は、最近における特定船船製造業をめぐる

委員長報告のとおり可決いたしました。

○加藤万吉君　ただいま議題となりました沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、沖縄及び北方問題に関する法律案における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における沖縄の社会経済情勢にかんがみ、内国消費税及び関税に関する特例の期限の延長をするとともに、本土と同様に食糧管理法を適用するため同法に関する特例等の規定の削除を行おうとするもので、その主な内容は、

まず、内国消費税については、沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置、揮発油税及び地方道路税の軽減措置並びに指定施設において消費する輸入ウ

イスキー類に係る酒税の軽減措置、揮発油税及び地方道路税の期限を五年延長するとともに、砂糖消費税の軽減措置の期限を昭和六十二年十二月三十日まで延長することと

しております。

次に、関税等については、特定の製造用原料品及び消費生活物資に係る軽減措置、発電用の特定の石油に係る免除措置及びいわゆる觀光戻し税の制度について、その適用期限を五年延長することとしております。

次に、食糧管理法に関する特例等については、沖縄県においても本土と同様に同法を適用することとするため、特例等の規定を削除することとしております。

本案は、二月十三日本委員会に付託され、三月二十五日総貿沖縄開発庁長官から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君)　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君)　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。沖縄及び北方問題に関する特別委員長加藤万吉君。

○議長(原健三郎君)　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔「賛成者起立〕

○議長(原健三郎君)　起立多数。よって、両案と

び空港整備事業の一層の推進を図るため、港湾

法、北海道開発のために港湾工事に関する法

律、特定港湾施設整備特別措置法及び空港整備法

に規定する国の負担または補助の割合を昭和六十一年度及び昭和六十三年度において臨時に引き下げる等の特例措置を定めるとともに、国は、この措置の対象となる地方公共団体に対し、その事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずるものとしており、去る二月二十日本委員会に付託されました。

次に、特定船船製造業経営安定臨時措置法案について申し上げます。

本案は、最近における特定船船製造業をめぐる

委員長報告のとおり可決いたしました。

○加藤万吉君　ただいま議題となりました沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、沖縄及び北方問題に関する法律案における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における沖縄の社会経済情勢にかんがみ、内国消費税及び関税に関する特例の期限の延長をするとともに、本土と同様に食糧管理法を適用するため同法に関する特例等の規定の削除を行おうとするもので、その主な内容は、

まず、内国消費税については、沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置、揮発油税及び地方道路税の軽減措置並びに指定施設において消費する輸入ウ

イスキー類に係る酒税の軽減措置、揮発油税及び地方道路税の期限を五年延長するとともに、砂糖消費税の軽減措置の期限を昭和六十二年十二月三十日まで延長することと

しております。

次に、関税等については、特定の製造用原料品及び消費生活物資に係る軽減措置、発電用の特定の石油に係る免除措置及びいわゆる觀光戻し税の制度について、その適用期限を五年延長することとしております。

次に、食糧管理法に関する特例等については、沖縄県においても本土と同様に同法を適用することとするため、特例等の規定を削除することとしております。

本案は、二月十三日本委員会に付託され、三月二十五日総貿沖縄開発庁長官から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君)　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君)　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。沖縄及び北方問題に関する特別委員長加藤万吉君。

○議長(原健三郎君)　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔「賛成者起立〕

○議長(原健三郎君)　起立多数。よって、両案と

び空港整備事業の一層の推進を図るため、港湾

法、北海道開発のために港湾工事に関する法

律、特定港湾施設整備特別措置法及び空港整備法

に規定する国の負担または補助の割合を昭和六十一年度及び昭和六十三年度において臨時に引き下げる等の特例措置を定めるとともに、国は、この措置の対象となる地方公共団体に対し、その事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずるものとしており、去る二月二十日本委員会に付託されました。

次に、特定船船製造業経営安定臨時措置法案について申し上げます。

本案は、最近における特定船船製造業をめぐる

委員長報告のとおり可決いたしました。

○加藤万吉君　ただいま議題となりました沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、沖縄及び北方問題に関する法律案における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における沖縄の社会経済情勢にかんがみ、内国消費税及び関税に関する特例の期限の延長をするとともに、本土と同様に食糧管理法を適用するため同法に関する特例等の規定の削除を行おうとするもので、その主な内容は、

まず、内国消費税については、沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置、揮発油税及び地方道路税の軽減措置並びに指定施設において消費する輸入ウ

イスキー類に係る酒税の軽減措置、揮発油税及び地方道路税の期限を五年延長するとともに、砂糖消費税の軽減措置の期限を昭和六十二年十二月三十日まで延長することと

しております。

次に、関税等については、特定の製造用原料品及び消費生活物資に係る軽減措置、発電用の特定の石油に係る免除措置及びいわゆる觀光戻し税の制度について、その適用期限を五年延長することとしております。

次に、食糧管理法に関する特例等については、沖縄県においても本土と同様に同法を適用することとするため、特例等の規定を削除することとしております。

本案は、二月十三日本委員会に付託され、三月二十五日総貿沖縄開発庁長官から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君)　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君)　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。沖縄及び北方問題に関する特別委員長加藤万吉君。

○議長(原健三郎君)　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔「賛成者起立〕

○議長(原健三郎君)　起立多数。よって、両案と

び空港整備事業の一層の推進を図るため、港湾

法、北海道開発のために港湾工事に関する法

律、特定港湾施設整備特別措置法及び空港整備法

に規定する国の負担または補助の割合を昭和六十一年度及び昭和六十三年度において臨時に引き下げる等の特例措置を定めるとともに、国は、この措置の対象となる地方公共団体に対し、その事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずるものとしており、去る二月二十日本委員会に付託されました。

次に、特定船船製造業経営安定臨時措置法案について申し上げます。

本案は、最近における特定船船製造業をめぐる

委員長報告のとおり可決いたしました。

○加藤万吉君　ただいま議題となりました沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、沖縄及び北方問題に関する法律案における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における沖縄の社会経済情勢にかんがみ、内国消費税及び関税に関する特例の期限の延長をするとともに、本土と同様に食糧管理法を適用するため同法に関する特例等の規定の削除を行おうとするもので、その主な内容は、

まず、内国消費税については、沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置、揮発油税及び地方道路税の軽減措置並びに指定施設において消費する輸入ウ

イスキー類に係る酒税の軽減措置、揮発油税及び地方道路税の期限を五年延長するとともに、砂糖消費税の軽減措置の期限を昭和六十二年十二月三十日まで延長することと

しております。

次に、関税等については、特定の製造用原料品及び消費生活物資に係る軽減措置、発電用の特定の石油に係る免除措置及びいわゆる觀光戻し税の制度について、その適用期限を五年延長することとしております。

次に、食糧管理法に関する特例等については、沖縄県においても本土と同様に同法を適用することとするため、特例等の規定を削除することとしております。

本案は、二月十三日本委員会に付託され、三月二十五日総貿沖縄開発庁長官から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君)　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君)　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。沖縄及び北方問題に関する特別委員長加藤万吉君。

○議長(原健三郎君)　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔「賛成者起立〕

○議長(原健三郎君)　起立多数。よって、両案と

び空港整備事業の一層の推進を図るため、港湾

## 出席國務大臣

法務大臣	遠藤	要君
外務大臣	倉成	正君
大蔵大臣	宮澤	喜一君
文部大臣	塩川	正十郎君
農林水産大臣	加藤	六郎君
通商産業大臣	田村	元君
郵政大臣	橋本	龍太郎君
労働大臣	平井	卓志君
建設大臣	天野	光晴君
自治大臣	葉梨	信行君
國務大臣	山下	徳夫君
綿貫	民輔君	

## ○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、去る二月二十七日、參議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

資金運用部資金法の一部を改正する法律  
(報告書受領)

一、去る二十四日、内閣から次の報告書を受領した。

（通知書受領）  
地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告書

一、去る三日、原議長は、中曾根内閣総理大臣申し出の次の者を、第百八回国会政府委員に任命することを承認した。

（政府委員承認）  
労働省職業安定局  
高齢者対策部長 甘粕 啓介

一、去る三日、中曾根内閣総理大臣から原議長申命することを承認した。

（政府委員任命）  
運輸省貨物流通局長 中島 真一

## 朗読を省略した議長の報告

て、三日議長において承認した甘粕啓介を、同

日第百八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る十七日、中曾根内閣総理大臣から原議長

あて、十七日議長において承認した中島真一

を、同日第百八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

（政府委員退任）  
唐沢俊二郎君

平井卓志君

天野光晴君

葉梨信行君

一、去る三日、中曾根内閣総理大臣から原議長

あて、第百八回国会政府委員中左記のとおり異動

があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

（記）

官職名 氏名 官職名 年月日勤

## （常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る二月二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

（議院運営委員）  
伊吹文明君

江口二田三原伊藤忠治君

金子一義君園田博之君

江口二田一雄君

金子一義君

一、去る三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

（議院運営委員）  
伊吹文明君

江口二田三原伊藤忠治君

金子一義君園田博之君

江口二田一雄君

金子一義君

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

（予算委員）  
宇野宗佑君

森下元晴君

高鳥修君

保岡興治君

村井仁君

谷垣楨一君

奥野誠亮君

笹川堯君

山崎平八郎君

太田誠一君

上草義輝君

森下元晴君

高鳥修君

保岡興治君

谷垣楨一君

奥野誠亮君

笹川堀君

山崎平八郎君

太田誠一君

上草義輝君

森下元晴君

高鳥修君

保岡興治君

谷垣楨一君

奥野誠亮君

笹川堀君

山崎平八郎君

太田誠一君

上草義輝君

森下元晴君

高鳥修君

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

（商工委員）  
武村功統君

大野功統君

武村功統君

大野功統君

武村功統君

大野功統君

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

（文教委員）  
武村功統君

大野功統君

武村功統君

大野功統君

武村功統君

大野功統君

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

（農林水産委員）  
森下元晴君

高鳥修君

保岡興治君

村井仁君

谷垣楨一君

奥野誠亮君

笹川堀君

山崎平八郎君

太田誠一君

上草義輝君

森下元晴君

高鳥修君

保岡興治君

谷垣楨一君

奥野誠亮君

笹川堀君

山崎平八郎君

太田誠一君

上草義輝君

森下元晴君

高鳥修君

保岡興治君

谷垣楨一君

奥野誠亮君

笹川堀君

山崎平八郎君

太田誠一君

上草義輝君

森下元晴君

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

（理事）  
小川矢島元君

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

（理事）  
奥野誠亮君

岡島	正之君	小川	元君
野間	友一君	矢島	恒夫君
小川	元君	岡島	正之君
矢島	恒夫君	野間	友一君
一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			

相沢	宇野	越智	海部	松野	武藤	小坂徳三郎君	山下	石破	小川	虎島	杉浦	鳩山由紀大君	二田	谷津	義男君	和大川君	元君
英之君	宗佑君	通雄君	俊樹君	幸恭君	嘉文君	三郎君	元利君	茂君	元君	勤君	正健君	正健君	孝治君	茂君	正健君	和大川君	元君
大君君	英之君	通雄君	俊樹君	幸恭君	嘉文君	三郎君	元利君	茂君	元君	勤君	正健君	正健君	孝治君	茂君	正健君	和大川君	元君
英之君	通雄君	俊樹君	幸恭君	嘉文君	三郎君	元利君	茂君	元君	勤君	正健君	正健君	孝治君	茂君	正健君	和大川君	元君	
大君君	英之君	通雄君	俊樹君	幸恭君	嘉文君	三郎君	元利君	茂君	元君	勤君	正健君	正健君	孝治君	茂君	正健君	和大川君	元君

昭和六十二年二月二十五日 衆議院会議録第九号

朗読を省略した議長の報告

1114

昭和六十二年三月二十五日

衆議院会議録第九号

朗読を省略した議長の報告



民間航空機貿易に関する協定附属書を改正する  
議定書(千九百八十六年)の締結について承認を  
求めるの件  
原子力事故の早期通報に関する条約の締結につ  
いて承認を求めるの件  
原子力事故又は放射線緊急事態の場合における  
援助に関する条約の締結について承認を求める  
の件

一、去る二十三日、内閣から提出した議案は次の  
とおりである。  
郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案  
国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律  
案の一部を改正する法律案  
多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律案  
昭和六十二年度における国家公務員等共済組合  
法の年金の額の改定の特例に関する法律案  
昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合  
法の年金の額の改定の特例に関する法律案  
昭和六十二年度における農林漁業団体職員共済  
組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案  
昭和六十二年度における地方公務員等共済組合  
法の年金の額の改定の特例に関する法律案  
昭和六十二年度における農林漁業団体職員共済  
組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案  
昭和六十二年度における地帶災害防除及び振興臨時措置法  
特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法  
等に関する法律の一部を改正する法律案(建設  
委員長提出)  
地方税法の一部を改正する法律案(地方行政委  
員長提出)  
一、去る十九日、内閣から提出した議案は次のと  
おりである。  
国土利用計画法の一部を改正する法律案  
(議案受領)

一、去る十九日、予備審査のため内閣から送付さ  
れた次の議案を受領した。

郵便法及びお年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵  
便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法  
律の一部を改正する法律案  
外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係  
る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特  
例等に関する法律案  
外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般  
職の地方公務員の待遇等に関する法律案  
アジア・太平洋郵便連合一般規則及びアジア・  
太平洋郵便条約の締結について承認を求める  
の件  
アジア・太平洋郵便連合一般規則及びアジア・  
太平洋郵便連合憲章の締結について承  
認を求めるの件  
南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第八  
条、第十七条、第十九条及び第二十一条の改定  
並びに南東大西洋の生物資源の保存に関する条  
約第十三条の改定の受諾について承認を求  
めるの件  
(議案付託)

一、去る二月二十七日、委員会に付託された議案  
は次のとおりである。  
昭和六十一年度一般会計予備費使  
用総調書及び各省各所管使用調  
書(その1)

昭和六十一年度特別会計予算總則  
及第十三条に基づく経費増額總調書(その1)  
昭和六十一年度特別会計予備費使  
用総調書及び各省各所管使用調  
書(その1)

昭和六十一年度一般会計國庫債務負担行為總調  
書(その1) 以上四件 決算委員会 付託  
一、去る二月二十八日、委員会に付託された議案  
は次のとおりである。  
国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する  
法律案(内閣提出第一〇号)  
農林水産委員会 付託  
一、去る四日、委員会に付託された議案は次のと  
おりである。  
関税定期法及び關稅暫定措置法の一部を改正す  
る法律案(内閣提出第四八号)  
大蔵委員会 付託  
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認  
を求めるの件(内閣提出、承認第一号)  
逕信委員会 付託  
一、去る五日、委員会に付託された議案は次のと  
おりである。  
建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出  
第四九号)  
建設委員会 付託  
一、去る六日、委員会に付託された議案は次のと  
おりである。  
文化交流に関する日本国政府とソヴィエト社会  
主義共和国連邦政府との間の協定の締結につい  
て承認を求めるの件(内閣提出第一号)  
一、去る六日、委員会に付託された議案は次のと  
おりである。  
建設基準法の一部を改正する法律案(内閣提出  
第五八号)  
建設委員会 付託  
一、去る十一日、委員会に付託された議案は次の  
とおりである。  
人質をとる行為に関する国際条約の締結につ  
いて承認を求めるの件(内閣提出第六号)  
一、去る十七日、委員会に付託された議案は次の  
とおりである。  
地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別  
措置に関する法律案(内閣提出第三四号)  
内閣委員会 付託  
一、去る十七日、委員会に付託された議案は次の  
とおりである。  
地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第  
一四号)  
内閣委員会 付託  
一、去る十七日、委員会に付託された議案は次の  
とおりである。  
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣  
提出第一三号)  
大蔵委員会 付託  
一、去る十八日、委員会に付託された議案は次の  
とおりである。  
(承認を求  
めるの件)

一、去る二月二十七日、委員会に付託された議案  
は次のとおりである。  
昭和六十一年度一般会計予備費使  
用総調書及び各省各所管使用調  
書(その1)

昭和六十一年度特別会計予算總則  
及第十三条に基づく経費増額總調書(その1)  
昭和六十一年度特別会計予備費使  
用総調書及び各省各所管使用調  
書(その1)

出第五三号) 運輸委員会 付託  
郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法  
律案(内閣提出第五四号)  
簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正す  
る法律案(内閣提出第五五号)  
電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第五  
六号)  
以上三件 道信委員会 付託  
一、去る十日、委員会に付託された議案は次のと  
おりである。  
国際的に保護される者(外交官を含む。)に対する  
犯罪の防止及び処罰に関する条約の締結につ  
いて承認を求めるの件(内閣提出第五七号)  
一、去る十一日、委員会に付託された議案は次の  
とおりである。  
人質をとる行為に関する国際条約の締結につ  
いて承認を求めるの件(内閣提出第六号)  
一、去る十七日、委員会に付託された議案は次の  
とおりである。  
建設業法の一部を改正する法律案(内閣提出第  
五八号)  
建設委員会 付託  
一、去る十七日、委員会に付託された議案は次の  
とおりである。  
地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別  
措置に関する法律案(内閣提出第三四号)  
内閣委員会 付託  
一、去る十七日、委員会に付託された議案は次の  
とおりである。  
地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第  
一四号)  
内閣委員会 付託  
一、去る十七日、委員会に付託された議案は次の  
とおりである。  
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣  
提出第一三号)  
大蔵委員会 付託  
一、去る十八日、委員会に付託された議案は次の  
とおりである。  
産業構造転換・活性化臨時措置法案(内閣提出第  
四三号)  
社会労働委員会 付託  
一、去る十八日、委員会に付託された議案は次の  
とおりである。  
商品の名称及び分類についての統一システムに  
関する国際条約及び商品の名称及び分類につ  
いての統一システムに関する国際条約の改正に関  
する

する議定書（千九百八十六年六月二十四日にプラッセルで作成）の締結について承認を求める件（条約第七号）  
関税及び貿易に関する一般協定のジーネーヴ議定書（千九百八十七年）の締結について承認を求める件（条約第八号）  
民間航空機貿易に関する協定附属書を改正する議定書（千九百八十六年）の締結について承認を求める件（条約第九号）  
原子力事故の早期通報に関する条約の締結について承認を求める件（条約第一〇号）  
原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約の締結について承認を求める件（条約第一一号）  
以上五件 外務委員会 付託

一、去る十九日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。  
外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の待遇等に関する法律案（内閣提出第六九号）（予） 地方行政委員会 付託  
外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案（内閣提出第六八号）（予）  
郵便法及びお年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第六七号）（予）  
通信委員会 付託

一、去る二十日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。  
アジア＝太平洋郵便連合憲章の締結について承認を求める件（条約第一二号）（予）  
太平洋郵便連合一般規則及びアジア＝  
南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第八条、第十七条、第十九条及び第二十一条の改正並びに南東大西洋の生物資源の保存に関する条

約第十三条の改正の受諾について承認を求める件（条約第一四〇号）（予）  
千九百八十六年の国際ココア協定の締結について承認を求める件（条約第一五号）（予）  
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求める件（条約第一六号）（予）  
世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求める件（条約第一七号）（予） 以上六件 外務委員会 付託

一、去る二十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。  
昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案（内閣提出第七六号） 地方行政委員会 付託  
郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出第七〇号） 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律案（内閣提出第七六号）  
多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律案（内閣提出第七二号）  
昭和六十二年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案（内閣提出第七三号）

以上四件 大蔵委員会 付託

一、調査する事項  
一、裁判所の司法行政に関する事項  
二、法務行政及び検察行政に関する事項  
三、国内治安及び人権擁護に関する事項  
四、調査の目的  
裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等の適正を期するため  
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等  
三、調査の期間  
本会期中  
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。  
昭和六十二年三月四日  
商工委員長 佐藤 信二

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求書  
求に対し、議長は去る四日いずれもこれを承認した。

七、鉱業と一般公益との調整等に関する事項  
八、中小企業に関する事項  
九、資源エネルギーに関する事項  
十、特許及び工業技術に関する事項  
十一、経済の計画及び総合調整に関する事項  
十二、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項  
十三、資金運用部資金法の一部を改正する法律案  
一、昨二十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。  
特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（建設委員長提出）  
国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案（建設委員長提出）  
地方税法の一部を改正する法律案（地方行政委員長提出）  
二、調査の目的  
一、通商産業の基本施策に関する事項  
二、中小企業に関する事項  
三、資源エネルギーに関する事項  
四、特許及び工業技術に関する事項  
五、経済の計画及び総合調整に関する事項  
六、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項  
七、鉱業と一般公益との調整等に関する事項  
八、中小企業に関する事項  
九、資源エネルギーに関する事項  
十、特許及び工業技術に関する事項  
十一、経済の計画及び総合調整に関する事項  
十二、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項  
十三、資金運用部資金法の一部を改正する法律案  
一、調査する事項  
一、行政機構並びにその運営に関する事項  
二、恩給及び法制一般に関する事項  
三、公務員の制度及び給与に関する事項  
四、榮典に関する事項  
二、調査の目的  
一、国の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期する等のため

（議案送付）

衆議院議長 原 健三郎殿  
法務委員長 大塚 雄司

（議案送付）

衆議院議長 原 健三郎殿  
法務委員長 大塚 雄司



人件費、紙・印刷等の資材代、その他)はいくらか。

二について  
今回の共通第一次学力試験実施経費について

千円に改めることを予定している。  
右答弁する。

三 「次試験を「足切り」により受験できなかつた場合にかかる原価(印刷物、書類、審査その他)はいくらか。

は、試験問題・解答用紙印刷製本関係経費約九億円、試験会場経費約四千万円、電子計算機経費等の運営経費約二十億五千万円及び人件費約十一億三千万円計約五十二億二千万円の見込みである。

右の質問主意書を提出する。

四 公共料金は原価原則が尊重されるべきだと思う。「足切り」により受験できなかつた場合、原価以外は返還すべきではないか。

今回の各国立大学で行う第二次学力試験等に関する経費については、入学案内・募集要項・入学願書・試験問題等の印刷製本費約六億五千円、問題作成・調査書審査・採点等選抜に係る各種業務の入件費約六十六億四千万円、通信費等約三億六千万円計約七十六億五千万円の見込みである。

なお、第一段階選抜の合否等個々の事情による出願者との経費を区分するのは困難である。

五 来春の受験料については改善する考えはあるが。また、値上げの噂もあるがどうか。

右質問する。

内閣衆質一〇八第八号  
昭和六十二年三月三日

内閣總理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎殿

〔別紙〕

衆議院議員玉城栄一君提出国公立大学入学受験料問題に関する質問に対する答弁書

一について  
衆議院議員玉城栄一君提出国公立大学入学受験料問題に関する質問に対する答弁書

1 昭和六十二年度の国立大学入学者選抜に係る検定料は、毎回の学部については、二万一千円である。

なお、この検定料は、共通第一次学力試験の出願に当たり大学入試センターにおいて一万一千円と見込まれている。

2 今回の共通第一次学力試験に係る検定料徴収額は三十九億四千万円、各国立大学における検定料徴収額は六十億七千万円計百億一千万円と見込まれている。

なお、各國公立大学に出願し第一段階選抜

六万九千四百四十二人、公立大学三万五百七十九人計九万九千六百二十一人である。

四について  
今回の各国立大学で行う第二次学力試験等に関する経費については、入学案内・募集要項・入学願書・試験問題等の印刷製本費約六億五千円、問題作成・調査書審査・採点等選抜に係る各種業務の入件費約六十六億四千万円、通信費等約三億六千万円計約七十六億五千万円の見込みである。

なお、第一段階選抜の合否等個々の事情による出願者との経費を区分するのは困難である。

五について  
国立大学の検定料については、各国立大学の選抜方法・内容が多種多様であり、二段階選抜の有無、試験科目の多少、面接・小論文・実技検査の有無等に大きく相違があるが、これを別々に金額を設定することは技術的にも困難があり、從来から均一の額に定めてきた。

この検定料の額及び徴収方法については、從

来から文部省令で明らかにしてきているところ

であり、また、各国立大学の募集要項において

金額、取扱いを明示し、事前に出願者に告知して

いるところである。

したがつて、定められた手続により徴収され

た検定料については、今回の実施結果を踏ま

え、今後十分研究してまいりたい。

なお、昭和六十三年度以降入学者選抜に係る検定料については、現行の二万一千円を二万三

かにされたい。  
四 医療機関における、呼吸不全・低肺機能に対する関心は、残念ながらばらつきがある。看護教育においても、教科書に酸素濃縮器の使用に關する記述がないといわれているが、低肺患者にとつて酸素濃縮器は必要不可欠なものであり、今後教育の中に取り入れていくべきと考えるが見解を明らかにされたい。

五 身体障害者には交通機関等における運賃割引制度があるが、内部障害者にはその適用がなされていない。その理由は何か。また、今後その取扱いを改める考え方はないのか明らかにされたい。

六 在宅酸素療法患者が通院等の場合、公共交通機関への医療用小型携帯ポンベの持込み及び吸入を認めているのかどうか。認められているとするなら、その周知徹底を図るべきと考えるがどうか、答えられたい。

右質問する。

内閣衆質一〇八第九号  
昭和六十二年三月三日

内閣總理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎殿

〔別紙〕

衆議院議員草川昭三君提出低肺機能者対策に関する質問に対する答弁書

一について  
衆議院議員草川昭三君提出低肺機能者対策に関する質問に対する答弁書

1 昭和五十八年に行われた厚生省特定疾患呼吸不全調査研究班の調査によると、呼吸不全の患者は、四十万人から五万人いると推定されている。また、昭和五十五年に厚生省の行った身体障害者実態調査によると、呼吸器機能障害者は、四万七千人であった。

なお、在宅酸素療法患者については、現在のところ実態調査は実施していない。

二九四

現行の

現行の社会保険診療報酬における在宅酸素療法指導管理料の算定対象となつて いる患者の範囲は、在宅酸素療法を行う必要性・安全性についての関係学会の検討結果に基づいて定めたものであり、現在の医学水準からみて適正なものと考えて いる。

この問題については、今後とも関係学会における医学的知見の推移を踏まえ、必要に応じ検討してまいりたい。

在宅酸素療法患者が公共交通機関に医療用小箱携帯ボンベを持ち込むことについては、関係法令等で認められてはいるところであり、関係患者団体についても、周知されていると考える。右答弁する。

で認めた。その際事業団は、転売禁止を盛り込んだ念書（買受生糸は、撚糸等の加工を行つた後でなければ他へ転売はしない等）を発渡し先である西陣糸商七社から取つてゐるというが事実か。

八　国内生糸価格は、海外の三倍近い高値である  
（二二二頁）（二一四頁）（二二三頁）（二二四頁）  
借入金限度額八億円を百億円に引き上げること  
を決めた。もし、製糸団体が、自ら生産した製  
品をこのような大量な資金をもつて先物取引市  
場で価格操作のために買占めを行うことは、商  
品取引所法等に違反すると思われるが、改めて  
当局の見解を求める。

近年の医療技術の進歩により、在宅医療法を始めとして在宅療法の範囲が拡大しており、今後、患者等の希望に沿った在宅医療の普及が必要となつてゐる。

このため、望ましい在宅医療の推進方策を検討すべく、昭和六十二年度予算において、在宅医療環境整備の事業実施検討費を計上しているところであり、その結果を踏まえ、低肺機能者の在宅療法システムについて、更に幅広く検討をしてまいりたい。

呼吸不全・呼吸機能障害の患者に対する酸素療法について、濃縮器を用いての在宅酸素療法については、教育機関や医療機関において医療関係者等に対する指導が行われてきており、今後酸素療法の普及に伴い、看護教育等の場において更に適切な教育・研修が行われることが望ましいと考える。

五について  
各種交通機関において現在とられている身体障害者に対する運賃割引制度は、割引による減収を一般的に他の利用者の負担によつて賄うるより実施されている。このような方法により割引制度の対象を現状以上に拡大することは、交通機関の経営の現状等からみて困難であると考える。

（在宅酸素療法患者が公共交通機関に医療用小型携帯ボンベを持ち込むことについては、関係法令等で認められてゐるところであり、関係患者団体についても、周知されていると考える。右答弁する。）

一、去る六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員草川昭三君提出国際情勢に背を向けるべきであると主張する答弁書

（内閣衆質一〇八第五号（以下「答弁書」という。））

昭和六十二年二月二十七日 提出者 草川 昭三

衆議院議長 原 健三郎殿

国際情勢に背を向けるべきであると主張する答弁書

私は、昨年来、三回にわたり質問主意書をもつて、今日の蚕糸行政を取り巻く問題点を指摘してきた。現在、蚕糸砂糖類価格安定事業団（以下「事業団」という。）は、焦付き債務とも言うべき約二千億円の長期借入金と約五百億円もの欠損金をかえている。また最近では、その在庫生糸にカビが発生するという事態を招いていたにもかかわらず、抜本的な対策を講ずることなく、その制度を一部仕手筋に利用され、いたずらに在庫を増やし国民の血税をタレ流している。

今日、減税財源が問題になつてゐるが、政府は売上税創設を求める前に、矛盾したこのような制度を速やかに改善すべきと考える。既にこのことから次の質問をする。

一事業団は、カビ糸の売渡しに際し一般競争入札の方法をとらなかつたことを前回の答弁書・

で認めた。その際事業団は、転売元禁止を盛り込んだ念書(買受生糸は、撚糸等の加工を行つた後でなければ他へ転売はしない等)を発渡し先である西陣糸商七社から取つてゐるというが事実か。

二 しかるに西陣糸商七社は、事業団からの買受け価格に約二百円/kgを上乗せし、直ちに転売したというが、これは事実か。また、転売先を決めるに当たつては、百十七社が参加する抽選が行われ約五十社に売り渡されている。かかる事実は、先の答弁書に示された主旨と異なる行為ではないか。当局の見解を求める。

三 このような売渡しが行われた場合、念書が禁じた転売行為になると思われるが、当局の見解を明らかにされたい。

八　国内生糸価格は、海外の三倍近い高値である  
（二二二頁）（二一四頁）（二二三頁）（二二四頁）  
借入金限度額八億円を百億円に引き上げること  
を決めた。もし、製糸団体が、自ら生産した製  
品をこのような大量な資金をもつて先物取引市  
場で価格操作のために買占めを行うことは、商  
品取引所法等に違反すると思われるが、改めて  
当局の見解を求める。

内閣衆質一〇八第一〇号  
昭和六十二年三月六日

**衆議院議長 原 健三郎殿**  
衆議院議員草川昭三君提出國際情勢に背を向けた蚕糸事業団の在り方に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

**[別紙]**  
衆議院議員草川昭三君提出国際情勢に背を  
向けた蚕糖事業団の在り方に關する質問に  
対する答弁書

二 しかし西陣糸商七社は、事業団からの買受け価格に約二百円/kgを上乗せし、直ちに転売したというが、これは事実か。また、転売先を決めるに当たつては、百十七社が参加する抽選が行われ約五十社に売り渡されている。かかる事実は、先の答弁書に示された主旨と異なる行為ではないか。当局の見解を求める。

三 このような売渡しが行われた場合、念書が禁じた転売行為になると思われるが、当局の見解を明らかにされたい。

四 今日、生糸・乾糸の各取引所は、一部の仕手筋の介入によつて市場が混乱していると言われる。商品取引員は顧客への資金の融資及び斡旋を禁じられているが、私の調査では、機関店が関係会社を通じ仕手筋に資金を斡旋している疑いがある。関係当局はこの際、徹底して調査すべきと考えるが見解を求める。

五 横浜生糸取引所において、特定の大手取引員が、市場管理要綱に定められた建玉制限を超えた取引を継続的に行つてゐる具体的实例がある。的確な監査も行わず、臨時増証拠金の増額のみでは、事態の解決を望めるものでない。当局の早急かつ厳正な指導が必要と考えるが、見解を求める。

六 商品取引員資格の許可更新に当たつて、商品取引所法並びに取引所の定款、業務規程、受託契約則及び市場管理要綱等に違反をした取引員は、業界の健全な発展のため、許可すべきでないと考えるが、当局の見解を明らかにされたい。

七 具体的事例として質問するが、日本器械製糸工業組合は、本年一月、臨時総会を開いて、安定期基準価格と強固な糸価対策として、同組合の

八 国内生糸価格は、海外の三倍近い高値であることは繰り返し指摘してきたが、この価格差を利用して、近年、製品の輸入が増加し、絹業者を圧迫している。このまま推移することは、絹業を唯一の販売先とする蚕糸業をも直撃することは必然である。現行の生糸一元輸入措置、繭糸価格制度の維持は、「養蚕」「製糸」「絹業」のすべてを崩壊することにつながる。通産省は、かかる業界の現状をどのように把握しているのか。また、関係自治体の生糸価格の適正化に対する要望（生糸価格の適正化に関する要望書・六十二年二月）をどのように受けとめているか明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一〇八第一〇号

昭和六十二年三月六日

内閣總理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員草川昭三君提出国際情勢に背を向けた蚕糸事業団の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員草川昭三君提出国際情勢に背を向けた蚕糸事業団の在り方に関する質問に對する答弁書

御指摘のカビ害の発生した生糸の売渡しに際し、当該生糸を買受けた御指摘の西陣の生糸流通業者七社から、蚕糸砂糖類価格安定事業団（以下「事業団」という。）に対し、ねん糸等の加工を行つた後でなければ他へ転売はしない等の



下農協事業体を支援、育成強化する立場にありながら、苦況にある模範社の経営に対し、体質改善、再建のためいかなる具体的な支援を行つたか。例えば、この五年間、融資面において貸付金利の引下げなどについての優遇措置などを行つたかどうか。

2 信連は、同社の累積赤字解消、金利負担軽減のため、同社所有の遊休土地資産の売却を指導しながら、具体的な買手がつくや、同社の原料繭に信連の譲渡担保権を設定しているにもかかわらず、借入金を全額返済しないかぎり、同社の土地、建物に対する抵当権を解除しない旨を通知し、資産売却を阻止したことにについて、系統金融機関の指導としてどのように考へるか。

3 信連は昨年六月、同社がまだ十分な資産能力があるにもかかわらず、同社理事に拘束性の預金五、〇〇〇万円を強要し、これを信連に定期預金担保として差し入れさせ、この枠で貸付けを行い、同社の運転資金の操作をするなど歩積み両建てをやつてゐる事実を、監督機関の農水省としてどう考へるか。

4 信連が、同社当該労使間で何ら協定されていない同社の製糸部門の閉鎖問題について、昨年十二月二日に、昭和六十二年一月末をもつて閉鎖することを確認し、中央会に状況説明し、指導を要請したことは、同社労働組合の団体交渉権の侵害と考えるが、この点はどうか。

5 信連は、同社の再建より、むしろ債権確保、貸付金回収のみ力点をおいて指導してきたのではないか。例えば、同社と同労働組合の間に昨年十二月二十二日に、「事業所閉鎖問題について当分の間、労使誠意をもつて協議し、双方合意のないかぎり一方的にこれを行なわない」という確認書があるにもかかわらず(なお、この確認書成立の場所には信連の小松融資部長が同席)、しかも、本件に

ついて具体的な交渉が年内はなかつたにもかかわらず、信連は一方的に同社の原料仓库の鍵を持ち去り、同社を本年一月六日以降意識的に操業停止、事業所閉鎖に追い込んでいる理由は何か。

これは明らかに金融機関としての労使問題への過度の介入であり、労働者の団結権、交渉権、生存権を無視するものと思われるが、その見解は如何。

二 当面する蚕糸政策について

1 蚕糸価格安定法第一条の目的に沿い、今後とも、繭糸価格安定制度を所管行政当局として堅持される方針かどうか。

2 現生糸年度中、基準糸価一二、〇〇円は堅持される方針か。また、次生糸年度においてもこれを堅持される方針をとられるかどうか。

これとの関連で、一月二十二日付日経朝刊で「農水省は基準糸価の切り下げを検討中」との記事があるが、本期中(生糸年度)又は来期に基準糸価を切り下げる方針かどうか。切り下げるすればその具体的な理由を明示されたい。

3 昨今の生糸價格が現物でも基準糸価を割り、更に六ヶ月先では大きく割り込んでいる現状からみて、糸価安定のためいかなる対策を具体的にとられるのか(同法第二章で規定した措置を含め)。

4 蚕糸業の安定を図るため、当分の間、織物を含め、生糸輸入を規制する考えはないか(国内生産、輸入を合わせて総供給量とし、総需要量との均衡をとるため)。

5 廃棄された過剰設備の買上げは促進されるのかどうか。

6 もし売上税が実施された場合には、繭、生糸、撚糸、織物並びに織生産資材の取引について、どの段階まで、いかなる品目を非課税取扱いとされるのか。所管官庁としての具体

的な見解を明示されたい。

7 ここ十年間、蚕糸業は縮小再生産の道をたどりつゝあり、これに対して養蚕農家の作付け転換についていかなる指導を行うのか。

8 前記5、6項と関係し、更に製糸業界は本年四月以降三〇~二五%の設備封印によるカーテルを考えているが、それは行政としても指導しているのかどうか。また、これらの措

置によつて一部縮小商業に追いつ込まれた製糸企業では人員整理が行われようとしているが、雇用問題について、いかなる具体的な対策を考えられているか。

今日、大量失業時代を迎え、産業政策と雇用政策は密接な関連をもつてゐるが、これをあくまでも労働省所管の問題として扱つてかかるつもりかどうか。

とりわけ、農村経済、地域経済と雇用の視点からどうされるつもりか。

9 蚕糸業の中・長期安定のため、需要量と生産量、輸入量、設備規模、雇用量などを含め、蚕糸業の在り方についての具体的な計画、ビジョンを明確にされたい。

右質問する。

内閣衆質一〇八第七号  
昭和六十二年三月十三日

衆議院議長 原 健三郎殿  
内閣總理大臣 中曾根康弘

衆議院議員竹内猛君提出山梨県の模範社をめぐる諸問題と当面する蚕糸政策に関する質問に対する別紙

衆議院議員竹内猛君提出山梨県の模範社をめぐる諸問題と当面する蚕糸政策に関する質問に対する別紙答弁書

う。)に対し、融資面での優遇措置等を講じてきただと承知しており、御指摘のような事実はなかつたと聞いています。

模範社の操業停止及び事業所閉鎖に関する問題については、昭和六十二年二月二十八日に、労使双方で合意し、解決したものと聞いています。

1 蚕糸価格安定法(昭和二十六年法律第三百十号。以下「法」という。)は、繭及び生糸の価格について、その生産条件、需給事情等からみて適正な水準における安定を図ることにより、蚕糸業の経営の安定に資するとともに、生糸の需要の増進に寄与することを目的としており、農林水産省としては、今後とも法の目的にのつとつた蚕糸価格安定制度の運営を行つていく考えである。

2 安定基準価格については、法第三条及び第四条の規定に基づき、生糸の生産条件及び需給事情その他の経済事情からみて適正と認められる水準に生糸の価格を安定させることを旨として、毎年五月までに農林水産大臣が定期的にのつとつた蚕糸価格安定制度の運営を行つてきている。

3 生糸年度の安定基準価格は、一キログラム当たり一万二千円であるが、今後の安定基準価格については、法の規定に基づき、また、蚕糸業振興審議会の議を経て適切に決定してまいりたい。なお、今後の安定基準価格をどのようにならざるかについては、現在、価格算定に必要な資料の収集、整理及び分析を行つてゐるところである。

4 最近における生糸価格の下落に対し、昭和六十一年九月以来蚕糸砂糖類価格安定事業団(以下「事業団」という。)による生糸の買入れ

## 朗読を省略した議長の報告

を実施したところである。

4 生糸 組織物等の輸入については、従来から、法に基づく事業団による生糸の一元輸入制度に加え、組織物等についても輸入貿易管理制度(昭和二十四年政令第四百四十四号)等に基づく輸入承認等の措置を講じるとともに、主要輸出国である中華人民共和国、大韓民国等と生糸、組織物等の輸入数量についての協議

を行なってきたところであり、今後においても、適切な対応を図つてしまいたい。

現在、関係団体においては、醸生産の現状等にかんがみ、中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)に基づく製糸設備の封印カルテルの実施等生糸生産上の対策の検討が行われていると聞いてい  
る。

6 今国会に提出している売上税法案において  
は、第六条各項において非課税となる資産の  
譲渡等の範囲を定めているところであり、輸  
生産資材のうち燃料油の購入その他同項に該  
当する資産の譲渡等があれば非課税とされ  
る。

7 桑園から他作物への転換については、各農家の営農の展開の一環として、地域及び農家の実情に応じて実施されるものであり、具体的な実施に当たっては、都府県に対し、都府県の蚕業技術指導所その他関係指導機関が連携を密にして、地域に適した営農の展開につき適切な助言等を行うよう指導してまいりた。

8 中小企業団体の組織に関する法律に基づく  
製設設備の封印カルテルは、昭和五十七年以  
降三回にわたり実施されたところである。農  
林水産省としては、薬生産の現状等にかんが  
み生産上の対策が必要な事態に立ち至つ  
て居る旨を表明しているところで、日本  
器械製糸工業組合において同法に基づく製糸  
設備の封印カルテルの実施について検討が行

うとしている

当該地域は、安波ダムの貯水池からわずか二〇メートルしか離れていない、安波部落も近く、

と述べた。  
また、一月二十一日外務省に対する日本共産党国会議員団の申入れに際し、外務省の藤井北米局長は、「外務省」としては事前の通報を受けた。米軍と防衛施設庁が共同で調査をした。

1 ハリマー訓練基地の建設について、米軍当局は「必ずある」と述べた。

局からいつ、どのような要請があつたのか。  
那須方衛施設局が「渓村へ」と記して、「る

「数力所」とはどこか、その中で安波ダム付近

2 米軍と防衛施設庁が共同で調査したといふを最も良の場所として選定した理由は何か。

が、いつ、どこで、どのような調査を実施したのか。また、その結果はどうか。

3 今回の建設地域が安波部落や県民の水ガメ  
である安波ダムの蓄水池の近く、周辺の山

である安波外山の貯水池の近くで、周辺の山林は貴重な動物の生息地となつてゐる。

水道法第二条では、国及び地方公共団体は、「水源及び水道施設並びにこれらの周辺

の清潔保持のため必要な施策を講じなければ  
ならない」としている。

こうした水源地の清潔保持の問題をはじ  
み、噪音問題や自然破壊等について攻撃はさ

騒音問題や自然破壊等について適用性と  
のように考えるのか。

4  
一九七九年十月十九日、米軍キャンプ富士で台風による強風のため、移動式燃料タンク

(ゴム製)が崩壊、大量のガソリンが流失し多数の死傷者ができる事故が起きたことがある。

米軍の発表によれば、今回建設しようとして、る訓練基地による移動式燃料補給用ガム

て、いふ説明基準にも和重云燃料補給月ニムダ  
を設置するとされてゐるが、万が一当時のよ

うな事故が起きれば、県民の水がめである安波ダムの汚染をはじめ、周辺の水源かん養林

一月十一日防衛庁に対する日本共産党国会議員団の申入れに際し、防衛施設庁は、新たな

ハリアー訓練基地をつくる理由として、米軍は「①海兵隊地上部隊との連携訓練を実施するため、②短距離離着陸のできる長いバットが必要、③一ヵ所のバットだけに負担がかからないようにする」と述べていることを明らかにした。また、米海兵隊報道部の発表によれば、「ハリアー・パッドは、縦約二七〇メートル横約二三メートルの四方形の金属マット、その周りには縦約四九メートル、横約一八メートルの金属マットを三ヵ所に敷き、駐機場にする。さらに、野戦用の移動式燃料補給用ゴム袋を設置する場所を確保する」(一月十二日付沖縄タイムス)としている。

そこで政府に改めて伺いたい。

### 1 米軍が新たなハリアー訓練基地を北部訓練場に建設しようとする理由は何か。

2 建設されるハリアー訓練基地の滑走路、駐機場などの規模及び設備(付属設備を含む)の内容はどうか。滑走路にはランプ(ジャンプ台)を設置するのか、駐機場は最大何機駐機できるのか等具体的に明らかにされたい。

3 野戦用の移動式燃料補給用ゴム袋の使用目的は何か。それにはどれだけの燃料をどこに設置するのか。それは常設の設備になるのか。その管理をどうするのか。

4 新しいハリアー訓練基地を使って訓練しようというハリアー部隊の所属及び部隊名とその規模について明らかにされたい。

5 ハリアー機はどのような訓練をするのか、複数機以上の同時離着陸訓練もやるのか。更には、海兵隊地上部隊との連携訓練とはどういう訓練をするのか、安波海岸からの上陸訓練や付近の安波ダムを使った訓練との連携訓練等もあるのか。それそれ具体的に明らかにされたい。

6 言うまでもなくダムを使つての訓練は、県民の大切な水ガメを汚染するとして、県民が強く反対している。

ハリアー訓練基地をつくる理由として、米軍は「①海兵隊地上部隊との連携訓練を実施するため、②短距離離着陸のできる長いバットが必要、③一ヵ所のバットだけに負担がかからないようにする」と述べていることを明らかにした。また、米海兵隊報道部の発表によれば、「ハリアー・パッドは、縦約二七〇メートル横約二三メートルの四方形の金属マット、その周りには縦約四九メートル、横約一八メートルの金属マットを三ヵ所に敷き、駐機場にする。さらに、野戦用の移動式燃料補給用ゴム袋を設置する場所を確保する」(一月十二日付沖縄タイムス)としている。

### 1 米軍が新たなハリアー訓練基地を北部訓練場に建設しようとする理由は何か。

2 建設されるハリアー訓練基地の滑走路、駐機場などの規模及び設備(付属設備を含む)の内容はどうか。滑走路にはランプ(ジャンプ台)を設置するのか、駐機場は最大何機駐機できるのか等具体的に明らかにされたい。

3 野戦用の移動式燃料補給用ゴム袋の使用目的は何か。それにはどれだけの燃料をどこに設置するのか。それは常設の設備になるのか。その管理をどうするのか。

4 新しいハリアー訓練基地を使って訓練しようというハリアー部隊の所属及び部隊名とその規模について明らかにされたい。

5 ハリアー機はどのような訓練をするのか、複数機以上の同時離着陸訓練もやるのか。更には、海兵隊地上部隊との連携訓練とはどういう訓練をするのか、安波海岸からの上陸訓練や付近の安波ダムを使った訓練との連携訓練等もあるのか。それそれ具体的に明らかにされたい。

6 言うまでもなくダムを使つての訓練は、県民の大切な水ガメを汚染するとして、県民が強く反対している。

ハリアー訓練基地は、「最新鋭の AV-8B ハリアー II が、一九八九年に岩国基地に配備され、沖縄はその訓練基地になる」ことを明らかにしている。

1 米海兵隊は、「最新鋭の AV-8B ハリアー II が、一九八九年に岩国基地に配備され、沖縄はその訓練基地になる」と言うが、どこのと言わざるを得ない。政府は、これまで県民が強く反対してきたダムの訓練までも認めようということか、明確にされたい。

ハリアー訓練基地が、米軍の訓練のために今後頻繁に使用される可能性を示唆している。

1 「既存の基地も使用する」と言うが、どこの軍の訓練のために今後頻繁に使用される可能性を示唆している。

2 政府の言う「二回程度だから影響はない」とする根拠は何か、訓練回数が将来にわたって増えないと想い切れるのか、県民の納得のいく説明をされたい。

五 那覇防衛施設局は、県民のハリアー訓練基地建設反対運動の急速な高まりの中、「県から六五〇〇平方メートルと九三〇〇平方メートルの基地を農耕地として返還する要請が出ているが、今回の問題でこれはマイナスに働くことは避けられない」とか、「地元住民は、反対するなら施設の代替地を示すべきだ」と地元住民の切実な願いを敵視し、踏みにじる言動を行つてゐる。

「基地のない平和な沖縄を」というのは本土復帰の原点であり、沖縄県民共通の願いである。しかも、「米軍基地の整理・縮小」は政府自身の方針ではないのか。

県民の切実な要求をハリアー訓練基地建設との交換条件にするとか、基地撤去を要求していつたために、数年前から、北部訓練場内の敷地について環境の保全、地域住民への影響等について検討を行つた結果、ハリアー・パッドの設置場所として、安波ダム建設の際に土捨場として使用された場所を選定したと承知している。

当該場所は、立木の伐採を伴わず、形質変更も小規模にとどまること、集落から比較的離れていることを確認している。また、米軍は、ダム貯水地の汚濁防止、自然環境の保全、騒音障害の防止、周辺住民の安全確保に十分な配慮をしてハリアー・パッドの設置、運用を行うものと承知している。

四 那覇防衛施設局の弘法當局長は、体をはつて

でも建設を阻止しようとする県民の真剣な運動

政府は米軍基地のこうした危険な事態の進行についてどのように考えるのか。

市町村議会が、建設の即時中止と北部訓練場の撤去を求める意見書を全会一致で相次いで採択

べ、その場しのぎの言い方に終始している。

ところが米軍は、「既存のハリアー・パッド

を含め、あちこちで訓練をやるだろう」とか、

「新しいハリアー訓練場の完成にともない、沖

縄近海を航行するハリアー機が訓練することも

ある」と述べ、沖縄のハリアー訓練基地が、米

軍の訓練のために今後頻繁に使用される可能性を示唆している。

1 「既存の基地も使用する」と言うが、どこの

基地を使うのか。一回の訓練で複数以上の基

地を同時に使用することもあるのか、明確にされたい。

2 政府の言う「二回程度だから影響はない」とする根拠は何か、訓練回数が将来にわたって増えないと想い切れるのか、県民の納得のいく説明をされたい。

3 衆議院議員瀬長亀次郎君提出米軍ハリアー訓練基地建設に関する質問に対する答弁書を送付する。

内閣衆質一〇八第一号  
昭和六十二年三月十七日

内閣総理大臣 中曾根康弘

している。ここに示されているのは基地建設反対の県民の願いであり、県民の意志である。政

府はこれらの地方議会の意見書や県民の願いを

どのように考えるのか、県民の一致した意志を

無視して、アメリカの軍事計画をえて優先さ

せようといふのか。

政府はこうした県民の願いに謙虚に耳を傾け、直ちに米軍当局に対し基地建設計画の撤回を要求すべきである。あわせて北部訓練場の撤回を強く求めるものである。

政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

二及び四について

(1) 米軍は、ハリアー機の短距離離着陸訓練を行つたため、長さ約三百メートルの滑走路と、これに附帯する駐機場、燃料タンク等を設置する計画であると承知しているが、詳細については承知していない。

(2) 政府としては、米軍の運用の詳細の一々を承知する立場になく、本件についてもハリアー・パッドを使用する部隊及びその訓練の具体的詳細については承知していないが、いずれにしても、米軍は、施設・区域として提供されている訓練場においてその使用条件に従つて訓練をすることができることとなつている。この場合、公共の安全に妥当な考慮が払われることはいうまでもない。

三について

A V 8 B ハリアーⅢが岩国基地に配備されるとの決定がなされたとは承知していない。

五について

米軍は、日米安全保障条約の目的の達成のために駐留し、及び必要な訓練を実施しているものであり、政府としては、北部訓練場の返還又はハリアー・パッドの建設計画の撤回を米側に要求する考えはない。

蚕糖事業団の不明朗な運営に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十二年三月十日

提出者 草川 昭三

衆議院議長 原 健三郎殿

蚕糖事業団の不明朗な運営に関する質問主意書

意書

私は、税金の無駄遣いともいいくらいの安定期度、国際情勢に背を向けて我が国の蚕糸行政の矛盾点を過去四回にわたって質問主意書で取り上げてきた。しかるに政府は、その問題点に何ら

手を打つことなく、国際市況から遊離した価格維持のみに固執しているのは極めて遺憾である。現

在生糸先物取引市場では、蚕糸砂糖類価格安定事業団(以下「事業団」という。)の買入れを前提とした、なり振りかまわぬ仕手戦が続いているが、詳しいことは承知していない。

事業団は、安定制度が利権のシステムに組み込まれ、約二千億円の焦付き債務と、約五百億円の欠損金は更に増加することになる。また、先の質問(二月九日提出質問第五号)で明らかなかく、在庫生糸にカビが発生し新たな損失を生むばかりにしても、その売渡しに当たつては極めて不明朗な点が多い。売上税を減税原資とする以前にまずなすべきことがあるとの立場から、繰り返し次の質問をする。

一 事業団は、会計検査院の五十八年度決算報告で危機的財政状況と指摘され、過剰在庫の解消と織糸價格安定制度の抜本的見直し等を求められたのは周知のとおりである。ところが、会計検査院は、六十年度決算報告の中でも事業団に

対し、その生糸の保管方法に問題があり、保管料一億一千円が不経済になつたと指摘している。事業団の状況を考へるならば、このようなざさんな運営が許されるものではない。会計検査院の「六十年度決算検査報告」で指摘された要点を明らかにされた。また、かかる事業団の在り方に對し、総務省は行政監察をすべきではないか、見解を求む。

二 カビ糸の売渡しは、大臣の承認を得たものかとの質問に対し、政府は、織糸價格安定法附則第四項を読み替え、大臣の承認を受けた計画の定めることにより実施したと答えた(内閣衆質一〇八第五号)。更に、カビ糸の発見は、いつつかとの質問に対し、昭和六十年十月売渡し先でという答弁があつた。この内容からするところにより実施したと答えた(内閣衆質一〇八第五号)。更に、カビ糸の発見は、いつつかとの質問に対し、昭和六十年十月売渡し

三 政府は、カビ糸の売渡しに当たり、転売禁止の念書を取つたのかとの私の質問に「流通業者から、事業団に対し、他へ転売しない等の旨の届出があつた(要旨)」(内閣衆質一〇八第一〇号)と答弁したが、その「届出」は、業者が自発的に行つたものか、あるいは、事業団と業者の間に事前の合意が有り、それに基づいて出されたものなのか明らかにされたい。また、その「届出」は、売渡しに際しての契約条件の一つのか併せて答えられたい。

四 カビ糸を一般競争入札によらず、用途を限定して特定業者にのみ売り渡したものかかわらず、その後直ちに、転売されたことについて先の答弁書(内閣衆質一〇八第一〇号)はその事實を行ひ、約五十社に二百数十円/kgを上乗せして行われているが、この経過を見ると、そもそも事業団が、特定業者に売渡しの限定をする必要はなかつたことになる。当局は、どのように考へるか明らかにされたい。

五 農水省は、カビ糸が転売されたことは、事業団の本来の主旨に反する行為ではないかとの私の質問に次のように答えていた。「当該生糸については、その適正な使用を確保する観点から、当該生糸流通業者七社に売り渡されたものであるが、その後、当該生糸について当該生糸流通業者七社のみでは事業団の売渡しの趣旨にのつた処分が困難となるおそれが生じたため、御指摘のような方法により転売が行われたと聞いていた。なお、当該転売に際しては、当該生糸につきその適正な使用を確保する観点からねん糸を製造しこれを先染め織物業者に販売する者に対して売り渡したという事業団からの売渡しの趣旨にのつた適正な使用を確保するための措置が講じられていると聞いている」(内閣衆質一〇八第一〇号)。この答弁は、極めて難解であるので具体的に次の点について問う。

一 「事業団の売渡しの趣旨にのつた処分が困難となるおそれが生じたため」とはどのような内容を指すのか。その原因と経緯を含め明らかにされたい。

2 この答弁は、事業団が七社に限定売渡ししたことが失敗であつたことを認めたものではないか。

六 カビ糸売渡しに当たり事業団が、西陣産地系商七社を指名入札した理由をただし私の質問に對し「カビ害の発生した生糸は先染め織物用に使用する等用途が限定されており、売渡しに係る当該生糸の適正な使用を確保するためには、ねん糸を製造しこれを先染め織物業者に販売する実績を有する者に對して行うことが適當である」とから、一般競争入札の方法によらなかつたものである(内閣衆質一〇八第五号)との答弁があつた。ここでいう「実績」とは何か。

その基準が明示されない限り、特定七社のみへの売渡しは不明朗との批判をまぬがれないのでないか。同七社がいかなる根拠でこの「実績を有する者」と認定されたのか、その理由を明らかにされたい。

また、抽選で買受けた五十社は、答弁書の「実績を有する者」と認めるのか。認めるとするならば、なぜ当初の七社に加えられなかつたのか併せて問う。

七 事業団から買受けた特定業者が、手数料等を上乗せして転売できたということは、事業団が得るべき利益を得ずして安く売り渡したことになる。私のカビ糸の売渡し価格が安く設定されているのではないかとの質問に対する答弁によると「当該売渡し予定価格の設定により、事業団に損害を与えた事実はない」(内閣衆質一〇八第五号)としているが、転売をめぐるこのようないし事実をどのように判断するのか見解を問う。

八 商品取引員資格の許可更新に当たり、商品取引所法及び取引所諸規程に違反をした取引員は、業界の健全な発展のため、許可すべきではないとの私の質問に、農水省の答弁(内閣衆質

一〇八第一〇号)は、原則論を述べたにすぎない。私の質問は、商品取引所法並びに取引所の定期、業務規程、受託契約規則及び市場管理要綱等に違反をした取引員に対し、業界の社会的信用を確保する立場からの具体的な取扱いを問うたものである。農水省は、どのような措置を講ずるのか改めて明らかにされたい。

九 去る三月五日の報道によれば、日本器械製糸工業組合(以下「日器工」という。)は、三月限納会で買い方大手(仕手筋)と連合して現受けするのではないかとされている。これでは糸価対策どころか、仕手筋のマネーレームに製糸団体が利用されることになる。これは、これまで私が指摘してきた問題点を裏付けることになる。農水省の見解を求める。

十 生糸先物取引市場の二月限納会(六十二年二月二十四日)は、日器工の窓口である糸連が価格維持と称して一手にこれを受けて、一万二千円の基準価格を死守したといわれている。事業団の買入れを前提としたこの買支え資金の手当について、農水省と大蔵省は、当日未明まで協議し、その枠を四十億円強としたと伝えられる。両省は、資金手当について折衝した事実があるのかどうか、あるとすれば大蔵省は、どのような条件を付けたことを認めたのか明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一〇八第一二号  
昭和六十二年三月十七日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原健三郎殿  
衆議院議員草川昭三君提出蚕糸事業団の不明朗な運営に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

## 〔別紙〕

衆議院議員草川昭三君提出蚕糸事業団の不明朗な運営に関する質問に対する答弁書

(一) 会計検査院の昭和六十年度決算検査報告で掲記された蚕糸砂糖類価格安定事業団(以下「事業団」という。)に関する指摘の要点は、次のとおりである。

農林水産省が、行政財産である倉庫を直接、事業団に対し使用許可していなかつたため、生糸の保管料が不経済になつていた。

なお、当該指摘については、既に改善の処置を講じている。

(二) 事業団の蚕糸関係事業について、臨時行政調査会の最終答申において具体的改善方策が指摘されているところであり、総務省としては、この指摘に対する農林水産省の対応を見守りつつ、行政監察の必要性について検討してまいりたい。

六について  
御指摘のカビ害の発生した生糸の事業団からの売渡しは、繭糸価格安定法(昭和二十六年法律第三百三十号。以下「法」という。)第十二条の二第一項第二号に掲げる場合に該当するものであり、法附則第三項に規定する生糸の売渡しに関する計画の定めるところにより実施したものである。

七について  
事業団から売渡しのあつた当該生糸については、当該売渡しの後、これを買受けた生糸流通業者七社のみでは当該売渡しの趣旨にのつとつた処分が困難となるおそれが生じたため、抽選により転売が行われたと聞いているが、その回つたことは、当該生糸の事業団からの買受けから転売までの間の保管料等の経費を織り込んだことによるものであると聞いている。

八について  
事業団からの当該生糸の売渡しに際しては、商品取引員の許可の更新については、商品取

## 五について

1 事業団から当該生糸を買受けた生糸流通業者がねん糸等の加工を行つた上で当該生糸を販売することを予定していた西陣の先染め織物業者の団体から、当該生糸の処分を西陣のみで行うことに対する反対する旨の意思表示があつたと聞いている。

2 事業団から売り渡した当該生糸について当該売渡しの趣旨にのつとつた適正な使用を確保するため、事業団が当該元渡しに当たり予定した事態と異なる事態となつたものであると聞いている。

六について  
御指摘の生糸流通業者七社は、従来から、我が国最大の先染め織物産地である西陣を中心とし、生糸のねん糸等加工、販売等の業務を行つており、その取扱量も大きいものであると聞いている。

七について  
御指摘の転売により生糸を買受けた生糸流通業者も先染め織物産地で生糸の販売等の業務を行つている生糸流通業者であるが、当該生糸の適正な使用を確保する観点からは、事業団からの売渡しの相手方を極力限定することが適切であることから、当該売渡しの対象とはならなかつたものであると聞いている。

八について  
採卵養鶏の生産調整とヤミ養鶏の進出による卵価暴落に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

衆議院議長 原健三郎殿  
昭和六十二年三月十一日  
提出者 竹内猛

衆議院議長 原健三郎殿  
昭和六十二年三月十一日  
提出者 竹内猛

採卵養鶏と生産調整とヤミ養鶏の進出による卵価暴落に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

衆議院議長 原健三郎殿  
昭和六十二年三月十一日  
提出者 竹内猛

採卵養鶏においては、過去行政指導を無視した大規模増羽が行われていたが、昭和四十九年以来、行政指導による鷄卵生産調整が実施され、五十三年には国会で決議も行い、行政指導の強化並びに日本養鶏協会が中心となつた養鶏生産者の自生産の推進が図られてきた。

ところが最近、鷄卵販賣業者によつて全国各地に養鶏場作りが計画され、既に愛知県渥美町及び島根県羽須美村などで大規模養鶏場の建設が開始されている。

また、二月二十三日には安定期に推移してきた

十四条第一項第二号及び第三号に掲げる要件に照らし、その申請に係る商品取引員の受託業務の遂行の状況等を総合的に判断して行つてある。

九について  
日本器械製糸工業組合から、御指摘のような事実はないと聞いている。

十について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

十一について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

十二について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

十三について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

十四について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

十五について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

十六について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

十七について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

十八について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

十九について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

二十について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

二十一について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

二十二について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

二十三について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

二十四について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

二十五について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

二十六について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

二十七について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

二十八について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

二十九について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

三十について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

三十一について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

三十二について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

三十三について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

三十四について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

三十五について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

三十六について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

三十七について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

三十八について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

三十九について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

四十について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

四十一について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

四十二について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

四十三について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

四十四について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

四十五について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

四十六について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

四十七について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

四十八について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

四十九について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

五十について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

五十一について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

五十二について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

五十三について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

五十四について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

五十五について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

五十六について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

五十七について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

五十八について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

五十九について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

六十について  
御指摘の買支え資金の手当について、農林水産省と大蔵省が協議をした事実はない。

卵価は全国的に急落し、四十七年七月当時の百円となり、十四年七ヶ月ぶりの安値に暴落した。

鶏卵販売業者による養鶏場の設立は計画生産の枠組みを破壊し、官民一体による養鶏業界安定化を推進している業界に大混乱を巻き起こすものであり、まじめな養鶏農家に極めて大きな打撃を与える、経営不安を促進するものと考える。

従つて、次の事項について質問する。

一、愛知県養鶏協会、愛知県農協中央会は、六十年九月二十九日鶏卵販売業者と深い関係をもつ愛知県渥美町での無断増羽農場建設に反対する大会を開き、飼料及びヒナ業などにも計画生産の推進に協力するよう決議したが、現在、飼料・ヒナとも同農場に供給されており供給者については不明である。農場入り調査によりこれらの方の氏名を明らかにされたい。

二、愛知県渥美町及び島根県羽須美村でも農林水産省の行政指導を明らかに無視した大規模農場であるにもかかわらず、建築確認申請は受理されている。

これは、鶏舎建設の認可は建設省であり、農林水産省の行政指導が十分に効果をあげていない証拠である。

そこで、農林水産省・建設省における連携は、養鶏場建設についてこれまでどのような対応をしてきたのか具体的に示されたい。

また、養鶏の生産調整の必要性はますます高くなっているが、今後、無断増羽農場建設に対してどのように対応するのか明らかにせよ。更に現在建設中の無断増羽農場への指導はどうするのか示されたい。

三、社会党は、以上のような事態を未然に防ぎ、

全国の養鶏農家の生産調整と行政指導とを合せ

た官民一体の力で価格の王様といわれる卵価を安定的に維持するため、公明党・民社党と共に

同し、鶏卵の需給の安定に関する法律案を提出

した。しかし政府は商業の自由、又は独占禁止法との関係等を盾に、成立をみなかつたが、その代わりに極めて厳重な羽数調査を行つた結果、全国的に一千万羽以上のヤミ増羽が明らかとなつた。この無断増羽者に対する措置と、無断増羽のために卵価の暴落を招いていることの対策と行政措置を示せ。

右質問する。

内閣衆質一〇八第一四号

昭和六十二年三月二十日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員竹内猛君提出採卵養鶏の生産調整とヤミ養鶏の進出による卵価暴落に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員竹内猛君提出採卵養鶏の生産調整とヤミ養鶏の進出による卵価暴落に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

内閣衆質一〇八第一四号

昭和六十二年三月二十日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員竹内猛君提出採卵養鶏の生産調整とヤミ養鶏の進出による卵価暴落に関する質問に對する答弁書

内閣衆質一〇八第一四号

昭和六十二年三月二十日

は、鶏卵の計画生産に支障を来さないよう十分配慮してひな及び飼料の供給を行うよう所要の指導を行つてまいりたい。

二について

建築確認は、申請に係る建築物の計画が当該建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法令の規定に適合するかどうかを審査するものであ

り、鶏卵の計画生産に從わないことをもつて建築確認を行わないことはできない。鶏卵の計画生産の実施については、生産者に対し、需給調整の重要性を十分啓もう指導することにより、その実効の確保に努めてまいりたい。

三について

鶏卵の生産、出荷の調整を目的として関係者により構成される鶏卵需給調整協議会の調査の結果、鶏卵生産者台帳に記載された羽数を超過しているものと認められた経営体に対しては、当該記載羽数にまで減羽するよう所要の指導を行つてあるところである。

今後とも卵価の低落に対しては、ひなえ付けの抑制、又は、減羽を指導するほか、全国液卵公社や加工メーカーに対し、状況に応じ鶏卵の市場隔離を指導し、卵価の回復を図るとともに、卵価安定基金による補てん金の交付を通じて、養鶏経営の安定に努めてまいりたい。

右答弁する。

内閣衆質一〇八第一四号

昭和六十二年三月二十日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員竹内猛君提出採卵養鶏の生産調整とヤミ養鶏の進出による卵価暴落に関する質問に對する答弁書

内閣衆質一〇八第一四号

昭和六十二年三月二十日

右の質問主意書を提出する。

昭和六十二年三月十一日

提出者 新村 勝雄

衆議院議長 原 健三郎殿

靈感商法に関する質問主意書

今、全国的に「靈感商法」なるものが横行し、家庭生活に大きな脅威を与えている。つば、家系団、高麗人参などを売りつけるものであるが、その手口は巧妙かつ執拗であり、狂信的な説得により、対応者の理性を麻痺させて目的を達しようとする極めて悪質なものである。この販売方法は、

一、契約書を作成せず、販売業者の氏名を明らかにしない等、「訪問販売等に関する法律」に違反する疑いが多いと考えられる。

二、販売の勧誘が脅制にあたり、誇大な宣伝をする等、「刑法」中の詐欺、恐喝等の罪に相当する疑いがある。

三、販売品目によつてはその薬効を宣伝しているが、これは薬事法に規定する要件を具えておらず、同法に違反する疑いがある。

当局はこの事態をどのように把握しているか。また、その対策をどのように進めておられるか。

右質問する。

内閣衆質一〇八第一五号

昭和六十二年三月二十四日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員新村勝雄君提出靈感商法に関する質

問に對し、別紙答弁書を送付する。



第二十一条第一項の表一の項償還期間の欄中「二十五年以内」の下に「(主務省令で定める基準に該当する耐久性を有する住宅に係る貸付金にあつては、三十年以内)」を加え、同表五の項中

「年六・〇パーセント以内で政令で定め」を  
「年六・〇パーセント以内で政令で定め」を

「当初期間につき、年六・〇パーセント

以内で政令で定める率」を

「当初期間後(期間につき、年七・五  
パーセント)、(第七条第一項第三号に  
掲げる者のうち地方住宅供給公社等に  
対する貸付金にあつては、年六・〇パーセント  
以内で政令で定める率」を

「当初期間につき、年六・〇パーセント

以内で政令で定める率」を

期間の欄中「三十五年以内」とあるのは「五年以内」と、「三十年以内」とあるのは「四十年以内」とする。

及びこれに付随する土地又は借地権の取得を

目的とする貸付金についての償還期間に係る

前項の規定の適用については、同項の表一の

項償還期間の欄中「三十五年以内」とあるの

は「五十年以内」と、「三十年以内」とあるの

は「四十年以内」とする。

附則第四項中「昭和六十二年三月三十一日」を

「昭和六十四年三月三十一日」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

附則第六項中「第二十一条第六項」を「第二

八年法律第六十四号」の一部を次のよう改正する。

第二条 北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正(北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十一年法律第六十四号))の一部を次のよう改正する。

附則第六項中「第二十一条第六項」を「第二

八年法律第六十四号」の一部を次のよう改正する。

年法律第二百二号の一部を次のように改正する。

第六条中「第五項」を「第六項」に改める。

### 理由

個人住宅貸付けについて、耐久性を有する木造住宅等及び二世帯が同居する住宅等の償還期間を延長するとともに、内需の拡大のための緊急かつ

限られた措置として、自ら居住するため住宅を必要とする者に対する特別の割増貸付制度を延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

附則第六項中「第二十一条第六項」を「第二

八年法律第六十四号」の一部を次のよう改正する。

(特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法(昭和四十八年法律第二百二号)の一部改正)

第六条中「第五項」を「第六項」に改める。

個人住宅貸付けについて、耐久性を有する木造住宅等及び二世帯が同居するものとする。

附則第六項中「第二十一条第六項」を「第二

八年法律第六十四号」の一部を次のよう改正する。

(特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法(昭和四十八年法律第二百二号)の一部改正)

第六条中「第五項」を「第六項」に改める。

個人住宅貸付けについて、耐久性を有する木造住宅等及び二世帯が同居するものとする。

附則第六項中「第二十一条第六項」を「第二

八年法律第六十四号」の一部を次のよう改正する。

(特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法(昭和四十八年法律第二百二号)の一部改正)

第六条中「第五項」を「第六項」に改める。

個人住宅貸付けについて、耐久性を有する木造住宅等及び二世帯が同居するものとする。

附則第六項中「第二十一条第六項」を「第二

八年法律第六十四号」の一部を次のよう改正する。



官 報 (号 外)

のは「十分の四」と、「十分の五・一五」とあるのは「十分の五・五」と、第五号に掲げる規定中「十分の四」とあるのは「三分の一」と、「十分の五・七五」とあるのは「十分の六」とする。

- |               |                 |            |
|---------------|-----------------|------------|
| 五 河川法施行法附則第四項 | 三 地すべり等防止法附則第七条 | 二 道路法附則第三項 |
| 四 河川法附則第四項    |                 |            |

二条 締島振興法(昭和二十一年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「から昭和六十三年度までの各年度」を削る。

問題三項式方程

年度及び昭和六十三年度における適用について、同額中「三分の二」あるつは「十分の

要落溝の項目と地方落溝の項目、二十分の力。

は、十分の八）と、「十分の七・五」とあるのは「十分の五・七五（國にあつては、十分の

「五」とあるのは「十分の八（國にあつては、十分の八・五）」と、「十分の七・五」とあるのは「十分の六（國にあつては、三分の一）」と、同表(二)中「百分の九十五」とあるのは「百分の八・一（（北洋鐵道公司））」である。

八十（水産業協同組合によれば、百分のナ  
イシ）と、百分の七十五」とあるのは「百分  
の五十七・五（水産業協同組合にあつては、  
百分の七十五）」と、百分の八十」とあるのは

「三分の一」(水産業協同組合にあつては、百分の八十一)と、同表(三)中「四分の三」とあるのは「十分の五・七五」と、同表(四)中「百分の九十」とあるのは「百分の七十五(国にあつて

は「百分の八十九」と同義(五)から(十)までの規定中「三分の一」とあるのは「十分の五・五」とする。

(地方公共団体に対する財政金融上の措置)  
第三条 国は、前条の規定による改正後の離島振

興法の規定により昭和六十一年度及び昭和六十二年度の予算に係る國の負担又は補助の割合の三分の一を下げる措置の対象となる地方公共団体に対し、その事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずるものとする。

附 則  
（施行期日）  
1 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十二年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

の一部についての昭和六十二年度及び昭和六十三年度における国の負担割合等を、昭和六十一年度より更に補助事業について二・五%，直轄事業について五%程度それぞれ引き下げる特例措置を講ずるものとする。

### 3 地方公共団体に対する財政金融上の措置

国は、この法律による措置の対象となる地方公共団体に対し、その事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずるものとする。

4 その他  
(1) この法律は、昭和六十二年四月一日から

(二) その他所要の経過措置を定めるものとする。

る。  
なお、本案による昭和六十二年度における国

費削減額は、昭和六十一年度の国の負担割合等を基準とした場合、約十一億一千八百万円と見込まれてゐる。

## 一 議案の可決理由

一 議案の目的及び要旨

### 水源地域対策特別措置法の一部改正 等の法律案(内閣提出)に関する報告書

水源地域対策特別措置法の一部改正

指定ダム等に係る水源地域整備計画に基づく事業の円滑な実施を図るため、昭和六十二年度及び昭和六十三年度における国の負担割合等について、砂防法の一部を改正する等の法律案等により講ぜられる特例措置にもかかわらず当該指定ダム等の指定された年度における国の負担割合等を維持するものとする。

2 離島振興法の一部改正  
最近における社会経済情勢の推移にかんがみ、財政の状況を踏まえつつ離島振興事業の一層の推進を図るため、離島振興計画に基づく事業のうち、港湾、漁港及び道路の三事業

付することに決した。  
右報告する。

衆議院議長 原健三郎殿 建設委員長 村岡兼造

〔別紙〕

水源地域対策特別措置法の一部を改正する

等の法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点に

留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 今後予想される社会経済情勢の変化に的確に対応するため、社会資本の整備・充実が重要な

課題となつてゐることにかんがみ、各種長期計画の着実な進歩に必要な予算の確保に特段の努力を傾注するなど、国土の保全と均衡ある発展の一層の促進を図るとともに、地域格差の是正に努めること。

二 現下の緊急課題である円高不況・雇用不安の打開のため、公共事業費の確保を図るなどにより、内需拡大、地域経済の振興と住民福祉向上に特段の措置を講ずること。

三 国庫補助負担率の削減は、再三の確認にもかかわらず毎年度拡大されており、政府に対する地方の不信を醸成するおそれがあることにかんがみ、国庫負担金及び補助金については、国・地方公共団体の行政責任を明確にし、一般財源化する場合は、適切にして十分な財源の措置を講ずること。

四 國庫補助負担率削減に対する地方公共団体の財政支出増については、地方財政の現状を勘案し、臨時財政特例債、調整債の元利償還について国の責任において措置すること。

この場合において、六十年度、六十一年度における確認を勘案し、六十二年度影響額について

て地方交付税への特例加算等で適切に措置するよう努めること。

五 今回の本法案の審議・取扱いについては、暫定予算執行のための特別の措置であることにつかんがみ、暫定予算執行に当たつては地方公共団体の予算執行と財政運営に支障を与えることのないよう、特段の配慮を払うこと。

六 附帯決議の内容

第一項地すべり等防止法の一部改正

第二項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第30号)の一部を次のように改正する。

第三項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第31号)の一部を次のように改正する。

第四項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第32号)の一部を次のように改正する。

第五項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第33号)の一部を次のように改正する。

第六項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第34号)の一部を次のように改正する。

第七項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第35号)の一部を次のように改正する。

第八項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第36号)の一部を次のように改正する。

第九項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第37号)の一部を次のように改正する。

第十項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第38号)の一部を次のように改正する。

第十一項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第39号)の一部を次のように改正する。

第十二項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第40号)の一部を次のように改正する。

第十三項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第41号)の一部を次のように改正する。

第十四項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第42号)の一部を次のように改正する。

第十五項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第43号)の一部を次のように改正する。

第十六項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第44号)の一部を次のように改正する。

第十七項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第45号)の一部を次のように改正する。

第十八項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第46号)の一部を次のように改正する。

第十九項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第47号)の一部を次のように改正する。

第二十項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第48号)の一部を次のように改正する。

第二十一項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第49号)の一部を次のように改正する。

第二十二項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第50号)の一部を次のように改正する。

第二十三項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第51号)の一部を次のように改正する。

第二十四項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第52号)の一部を次のように改正する。

第二十五項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第53号)の一部を次のように改正する。

緊急砂防事業ニ係ルモノ以外ノモノニ要スル費用ニ在リテハ其ノ十分ノ四トス但シ災害

ニ因ル土砂ノ崩壊等ノ危険ナル状況ニ対処スル為ニ施行スル緊急砂防事業ニ係ル砂防工事

ニ此等ノ規定ヲ適用スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

(地すべり等防止法の一部改正)

第一項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第30号)の一部を次のように改正する。

第二項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第31号)の一部を次のように改正する。

第三項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第32号)の一部を次のように改正する。

第四項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第33号)の一部を次のように改正する。

第五項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第34号)の一部を次のように改正する。

第六項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第35号)の一部を次のように改正する。

第七項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第36号)の一部を次のように改正する。

第八項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第37号)の一部を次のように改正する。

第九項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第38号)の一部を次のように改正する。

第十項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第39号)の一部を次のように改正する。

第十一項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第40号)の一部を次のように改正する。

第十二項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第41号)の一部を次のように改正する。

第十三項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第42号)の一部を次のように改正する。

第十四項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第43号)の一部を次のように改正する。

第十五項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第44号)の一部を次のように改正する。

第十六項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第45号)の一部を次のように改正する。

第十七項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第46号)の一部を次のように改正する。

第十八項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第47号)の一部を次のように改正する。

第十九項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第48号)の一部を次のように改正する。

第二十項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第49号)の一部を次のように改正する。

第二十一項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第50号)の一部を次のように改正する。

第二十二項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第51号)の一部を次のように改正する。

第二十三項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第52号)の一部を次のように改正する。

第二十四項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第53号)の一部を次のように改正する。

第二十五項 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第54号)の一部を次のように改正する。

条第一項中「三分の二」とあるのは「十分の五・二五（再度災害を防止するために施工する

地すべり防止工事であつて附則第七条ただし書の緊急地すべり対策事業に係るもの以外のものに要する費用にあつては、その十分の五・二五）」とする。

五・二五（再度災害を防止するために施工する

地すべり防止工事であつて附則第七条ただし書の緊急地すべり対策事業に係るもの以外のものに要する費用にあつては、その十分の五・二五）」とする。



砂防法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)に関する報告書  
一 議案の目的及び要旨  
本案は、最近における社会経済情勢の推移に伴い、内需の振興に資するとともに財政の状況を踏まえつつ河川、砂防、地すべり対策及び道路に関する事業の一層の推進を図るため、国が負担割合等に関する臨時特例等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国の負担割合等の引下げ措置  
昭和六十一年度において地方公共団体に対する国が負担割合等が二分の一を超えるものについて特定のものを除き、昭和六十二年度及び昭和六十三年度における当該国の負担割合等を更に、補助事業について五%程度、直轄事業について一〇%程度それぞれ引き下げるものとする。

2 地方公共団体に対する財政金融上の措置  
国は、この法律による措置の対象となる地方公共団体に対し、その事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずるものとする。

3 その他  
(一) この法律は、昭和六十二年四月一日から施行するものとする。  
(二) その他所要の経過措置を定めるとともに、琵琶湖総合開発特別措置法、明日香村

#### 砂防法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)に関する報告書

##### 議案の目的及び要旨

かんがみ、内需の振興に資するとともに財政の状況を踏まえつつ河川、砂防、地すべり対策及び道路に関する事業の一層の推進を図るため、国が負担割合等に関する臨時特例等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

二 議案の可決理由  
本案は、最近における社会経済情勢の推移に伴い、内需の振興に資するとともに財政の状況を踏まえつつ砂防事業等の一層の推進を図るために、措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

##### 右報告する。

昭和六十一年三月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿  
建設委員長 村岡 兼造

[別紙]

砂防法の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に當たつては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 今後予想される社会経済情勢の変化に的確に対応するため、社会資本の整備・充実が重要な課題となつてゐることにかんがみ、各種長期計

における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法及び交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法に基づく事業については、本案による特例措置を適用しないものとする。

なお、本案による昭和六十二年度における国費削減額は、昭和六十一年度の負担割合等を基準とした場合、約二百八十億円と見込まれている。

二 現下の緊急課題である円高不況・雇用不安の打開のため、公共事業費の確保を図るなどにより、内需拡大・地域経済の振興と住民福祉向上に努めること。

三 國庫補助負担率の削減は、再三の確認にもかかわらず毎年度拡大されており、政府に対する地方の不信を醸成するおそれがあることにかんがみ、國庫負担金及び補助金については、国・地方公共団体の行政責任を明確にし、一般財源化する場合は、適切にして十分な財源の措置を講ずること。

四 國庫補助負担率削減に対する地方公共団体の財政支出増については、地方財政の現状を勘案し、臨時財政特例債、調整債の元利償還について國の責任において措置すること。

この場合において、六十年度、六十一年度における確認を勘案し、六十二年度影響額について地方交付税への特例加算等で適切に措置するよう努めること。

五 今回の本法案の審議・取扱いについては、暫定予算執行のための特別の措置であることにかんがみ、暫定予算執行に當たつては地方公共団体の予算執行と財政運営に支障を与えることのないよう、特段の配慮を払うこと。

第六十五条の二第一項中「この条」を「この項」に改め、同項第一号イ中「この項」を「この条」に改め、同項第三項中「指定地」を「当該在外公館の所在する地以外の地(本邦を除く。)」に、「前項第二号ロに規定する額と同号ハに」を「次の各号に」に改め、同項に次の各号を加える。

一 在外職員の勤務する在外公館の所在する地以外の地における学校教育に係る必要経費として外務大臣が当該年少子女の学校教育を受ける地において標準的であると認定する額と第一項の額との差額に相当する額

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右  
昭和六十二年一月二十七日  
内閣總理大臣 中曾根康弘

国会に提出する。

昭和六十二年一月二十七日

内閣總理大臣 中曾根康弘

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右

昭和六十二年一月二十七日

内閣總理大臣 中曾根康弘

昭和六十二年三月二十五日 衆議院会議録第九号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一  
部を改正する法律案及び同報告書

一五八

## 別

3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
431,800	373,900	330,900	292,300	268,400	249,100	220,700	201,400	182,100
429,700	368,700	325,600	284,900	262,600	242,300	217,400	197,000	176,700
591,100	521,400	462,600	416,100	380,000	356,700	308,200	285,000	261,700
557,900	493,200	437,700	394,500	360,000	338,500	291,600	270,000	248,500
431,400	366,700	323,600	280,400	258,800	237,300	215,700	194,100	172,600
415,200	359,800	318,400	281,500	258,400	240,000	212,400	193,900	175,500
417,300	358,200	316,300	276,900	255,200	235,500	211,200	191,400	171,700
398,200	338,500	298,700	258,800	238,900	219,000	199,100	179,200	159,300
438,000	375,800	331,800	290,300	267,600	246,800	221,500	200,800	180,000
513,100	448,400	397,000	353,800	324,300	302,800	264,600	243,000	221,500
415,200	359,800	318,400	281,500	258,400	240,000	212,400	193,900	175,500
512,300	451,900	400,500	360,300	329,300	309,200	267,200	247,100	227,000
492,400	430,800	381,400	340,400	311,900	291,400	254,300	233,700	213,200
435,900	377,400	333,900	294,900	270,800	251,300	222,800	203,300	183,800
513,100	448,400	397,000	353,800	324,300	302,800	264,600	243,000	221,500
454,600	389,900	344,300	301,100	277,500	256,000	229,800	208,200	186,700
433,900	372,300	328,700	287,700	265,100	244,600	219,500	198,900	178,400
450,900	395,500	350,300	313,400	287,000	268,600	233,500	215,000	196,600
591,100	521,400	462,600	416,100	380,000	356,700	308,200	285,000	261,700
574,500	504,800	447,200	400,700	366,700	343,400	298,300	275,100	251,800
414,800	352,600	311,100	269,600	248,900	228,100	207,400	186,700	165,900
385,800	327,900	289,400	250,800	231,500	212,200	192,900	173,600	154,300
481,200	409,000	360,900	312,800	288,700	264,700	240,600	216,500	192,500
409,000	351,100	310,100	271,500	250,200	230,900	207,000	187,700	168,400
472,900	402,000	354,700	307,400	283,700	260,100	236,500	212,800	189,200
456,300	387,900	342,200	296,600	273,800	251,000	228,200	205,300	182,500
440,100	381,000	337,100	297,700	273,400	253,700	224,900	205,100	185,400
460,800	398,600	352,600	311,100	285,800	265,000	235,200	214,500	193,700
431,800	373,900	330,900	292,300	268,400	249,100	220,700	201,400	182,100
575,300	501,300	443,800	394,200	361,700	337,000	295,700	271,000	246,300
479,500	411,100	362,900	317,300	292,500	269,700	242,300	219,400	196,600
431,800	373,900	330,900	292,300	268,400	249,100	220,700	201,400	182,100
433,900	372,300	328,700	287,700	265,100	244,600	219,500	198,900	178,400
440,100	381,000	337,100	297,700	273,400	253,700	224,900	205,100	185,400
431,800	373,900	330,900	292,300	268,400	249,100	220,700	201,400	182,100
518,900	448,000	396,200	348,900	320,600	297,000	264,300	240,600	217,000
431,800	373,900	330,900	292,300	268,400	249,100	220,700	201,400	182,100
375,800	322,900	285,200	249,800	230,300	212,600	190,400	172,800	155,100
431,800	373,900	330,900	292,300	268,400	249,100	220,700	201,400	182,100

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)

## 一 大使館

地 域	所 在 国	号					
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	
ア ジ ア	インド	780,000	640,000	590,700	550,000	492,200	
	インドネシア	830,000	650,000	594,800	553,000	492,000	
	ヴィエトナム	920,000	850,000	789,800	736,700	667,000	
	カンボディア	820,000	800,000	743,400	693,500	628,800	
	シンガポール	810,000	660,000	604,000	560,800	496,100	
	スリ・ランカ	710,000	620,000	567,500	528,500	473,100	
	タイ	810,000	630,000	577,400	536,800	477,700	
	大韓民国	790,000	610,000	557,500	517,700	457,900	
	中華人民共和国	890,000	660,000	606,400	563,700	501,500	
	ネパール	780,000	750,000	694,000	646,700	582,000	
	パキスタン	710,000	620,000	567,500	528,500	473,100	
	バングラデシュ	840,000	740,000	684,100	638,400	578,100	
	ビルマ	820,000	720,000	665,000	619,800	558,200	
	フィリピン	790,000	650,000	596,500	555,400	496,900	
	ブータン	780,000	750,000	694,000	646,700	582,000	
	ブルネイ	710,000	690,000	629,700	585,300	520,600	
	マレーシア	800,000	660,000	600,700	558,400	496,800	
	モルディブ	680,000	660,000	606,900	565,900	510,500	
	モンゴル	880,000	850,000	789,800	736,700	667,000	
	ラオス	910,000	840,000	771,100	719,300	649,600	
北 米	アメリカ合衆国	910,000	660,000	601,500	560,000	477,000	
	カナダ	730,000	590,000	540,100	501,500	443,700	
中 南 米	アルゼンティン	860,000	740,000	673,700	625,600	553,400	
	アンティグア・バーブーダ	640,000	620,000	565,800	526,000	468,200	
	ヴェネズエラ	800,000	730,000	662,100	614,800	543,800	
	ウルグアイ	730,000	700,000	638,800	593,200	524,700	
	エクアドル	680,000	660,000	602,300	560,300	501,700	
	エル・サルヴァドル	710,000	690,000	631,300	587,700	525,500	
	ガイアナ	680,000	640,000	590,700	550,000	492,200	
	キューバ	870,000	850,000	781,000	727,600	653,500	
	グアテマラ	750,000	730,000	664,500	617,700	549,200	
	グレナダ	660,000	640,000	590,700	550,000	492,200	
	コスタ・リカ	680,000	660,000	600,700	558,400	496,800	
	コロンビア	680,000	660,000	602,300	560,800	501,700	
	ジャマイカ	660,000	640,000	590,700	550,000	492,200	
	スリナム	800,000	780,000	712,700	663,300	592,300	
	セント・ヴィンセント	660,000	640,000	590,700	550,000	492,200	
	セント・クリストファー・ネイビース	580,000	570,000	519,300	482,900	430,000	
	セント・ルシア	660,000	640,000	590,700	550,000	492,200	

昭和六十二年三月二十五日 衆議院会議録第九号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

一六〇

414,800	352,600	311,100	269,600	248,900	228,100	207,400	186,700	165,900
431,800	373,900	330,900	292,300	268,400	249,100	220,700	201,400	182,100
388,200	333,500	294,500	258,000	237,700	219,500	196,600	178,400	160,100
487,800	418,100	369,200	322,700	297,500	274,200	246,400	223,200	199,900
575,300	501,300	443,600	394,200	361,700	337,000	295,700	271,000	246,300
496,500	434,300	384,500	343,000	314,400	293,600	256,300	235,600	214,800
409,000	351,100	310,100	271,500	250,200	230,900	207,000	187,700	168,400
431,800	373,900	330,900	292,300	268,400	249,100	220,700	201,400	182,100
458,700	393,400	347,300	303,800	280,000	258,200	231,900	210,100	188,300
431,800	373,900	330,900	292,300	268,400	249,100	220,700	201,400	182,100
375,800	322,900	285,200	249,900	230,300	212,600	190,400	172,800	155,100
481,500	416,200	368,100	324,600	298,200	276,400	245,600	223,800	202,000
448,400	388,000	343,300	303,100	278,300	258,200	229,000	208,900	188,800
520,600	461,500	409,700	370,300	337,700	318,000	273,000	253,200	233,500
477,400	412,700	365,100	321,900	295,700	274,200	243,500	221,900	200,400
402,700	349,200	309,000	273,400	250,900	238,100	206,200	188,300	170,500
506,100	430,200	379,600	329,000	303,700	278,400	253,100	227,700	202,400
506,100	430,200	379,600	329,000	303,700	278,400	253,100	227,700	202,400
542,100	473,000	418,700	372,700	341,700	318,700	279,100	256,100	233,100
501,900	426,600	376,400	326,200	301,100	276,000	251,000	225,900	200,800
501,900	426,600	376,400	326,200	301,100	276,000	251,000	225,900	200,800
580,700	493,600	435,500	377,500	348,400	319,400	290,400	261,300	232,300
530,900	451,300	398,200	345,100	318,500	292,000	265,500	238,900	212,400
443,800	377,200	332,900	288,500	266,300	244,100	221,900	199,700	177,500
443,800	377,200	332,900	288,500	266,300	244,100	221,900	199,700	177,500
601,500	511,300	451,100	391,000	360,900	330,800	300,800	270,700	240,600
493,600	419,600	370,200	320,800	296,200	271,500	246,800	222,100	197,400
456,300	387,900	342,200	296,600	273,800	251,000	228,200	205,300	182,500
543,800	469,100	414,900	365,100	335,600	310,700	276,700	251,800	226,900
487,800	418,100	369,200	322,700	297,500	274,200	246,400	223,200	199,900
493,600	419,600	370,200	320,800	296,200	271,500	246,800	222,100	197,400
568,300	483,300	426,200	369,400	341,000	312,600	284,200	255,700	227,300
580,700	493,600	435,500	377,500	348,400	319,400	290,400	261,300	232,300
493,600	419,600	370,200	320,800	296,200	271,500	246,800	222,100	197,400
462,900	396,900	350,500	306,500	282,500	260,500	234,000	212,000	190,000
493,600	419,600	370,200	320,800	296,200	271,500	246,800	222,100	197,400
526,800	447,800	395,100	342,400	316,100	289,700	263,400	237,100	210,700
510,600	440,900	390,000	343,500	315,700	292,400	260,100	236,900	213,600
522,600	444,200	392,000	339,700	313,600	287,400	261,300	235,200	209,000
487,800	418,100	369,200	322,700	297,500	274,200	246,400	223,200	199,900
443,800	377,200	332,900	288,500	266,300	244,100	221,900	199,700	177,500
501,900	426,600	376,400	326,200	301,100	276,000	251,000	225,900	200,800
483,600	414,500	366,000	320,000	294,900	271,900	244,300	221,300	198,900
586,900	515,400	456,500	408,800	374,100	350,300	304,500	280,700	256,800
522,600	444,200	392,000	339,700	313,600	287,400	261,300	235,200	209,000

昭和六十二年三月二十五日 衆議院会議録第九号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

	チリ	700,000	640,000	580,700	539,200	477,000
	ドミニカ	660,000	640,000	590,700	550,000	492,200
	ドミニカ共和国	600,000	590,000	536,700	499,000	444,300
	トリニダード・トバゴ	760,000	740,000	676,100	628,500	558,800
	ニカラグア	870,000	850,000	781,000	727,600	653,500
	ハイティ	750,000	730,000	670,700	625,100	562,900
	パナマ	680,000	620,000	565,800	526,000	468,200
	バハマ	660,000	640,000	590,700	550,000	492,200
	バラグァイ	720,000	700,000	635,400	590,700	525,300
	バルバドス	660,000	640,000	590,700	550,000	492,200
	ブラジル	660,000	570,000	519,300	482,900	430,000
	ベリーズ	740,000	720,000	660,300	614,700	549,300
	ペルー	770,000	670,000	614,000	571,600	511,300
	ボリビア	760,000	750,000	691,100	645,000	585,900
	ホンジュラス	740,000	710,000	654,600	609,300	544,600
	メキシコ	720,000	600,000	550,000	512,200	458,700
欧 州	アイスランド	800,000	780,000	708,500	657,900	582,000
	アイルランド	800,000	780,000	708,500	657,900	582,000
	アルバニア	820,000	800,000	734,600	684,400	615,400
	イタリア	950,000	770,000	702,700	652,500	577,200
	ヴァチカン	800,000	770,000	702,700	652,500	577,200
	オーストリア	1,100,000	900,000	813,000	754,900	667,800
	オランダ	900,000	820,000	743,300	690,200	610,500
	ギリシャ	750,000	680,000	621,300	576,900	510,400
	サイprus	710,000	680,000	621,300	576,900	510,400
	スイス	1,020,000	930,000	842,100	782,000	691,700
	スウェーデン	830,000	760,000	691,000	641,700	567,600
	スペイン	770,000	700,000	638,800	593,200	524,700
	ソヴィエト連邦	1,090,000	820,000	747,500	695,600	621,000
	チェコスロvakia	810,000	740,000	676,100	628,500	558,800
	デンマーク	830,000	760,000	691,000	641,700	567,600
	ドイツ民主共和国	960,000	880,000	795,600	738,800	653,500
	ドイツ連邦共和国	1,100,000	900,000	813,000	754,900	667,800
	ノールウェー	780,000	760,000	691,000	641,700	567,600
	ハンガリー	770,000	700,000	641,300	596,100	530,200
	フィンランド	780,000	760,000	691,000	641,700	567,600
	フランス	1,050,000	810,000	737,500	684,800	605,800
	ブルガリア	790,000	770,000	701,000	652,500	582,800
	ベルギー	940,000	810,000	731,600	679,400	601,000
	ポーランド	810,000	740,000	676,100	628,500	558,800
	ポルトガル	710,000	680,000	621,300	576,900	510,400
	マルタ	800,000	770,000	702,700	652,500	577,200
	ユーゴースラヴィア	800,000	730,000	670,300	623,000	554,000
	ルーマニア	930,000	860,000	788,500	735,400	663,900
	ルクセンブルグ	830,000	810,000	731,600	679,400	601,000

昭和六十二年三月二十五日 衆議院会議録第九号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

一六一

477,000	405,500	357,800	310,100	286,200	262,400	238,500	214,700	190,800
469,100	405,600	358,800	316,500	290,800	269,600	239,400	218,200	197,000
385,800	327,900	289,400	250,800	231,500	212,200	192,900	173,600	154,300
537,100	473,000	419,100	376,400	344,200	322,900	279,600	258,200	236,900
557,900	490,700	434,700	389,900	356,700	334,300	290,000	267,600	245,200
597,100	473,000	419,100	376,400	344,200	322,900	279,600	258,200	236,900
469,100	405,600	358,800	316,500	290,800	269,600	239,400	218,200	197,000
469,100	405,600	358,800	316,500	290,800	269,600	239,400	218,200	197,000
469,100	405,600	358,800	316,500	290,800	269,600	239,400	218,200	197,000
443,800	377,200	332,900	288,500	266,300	244,100	221,900	199,700	177,500
557,900	490,700	434,700	389,900	356,700	334,300	290,000	267,600	245,200
489,800	423,200	374,400	330,000	303,200	281,000	249,700	227,500	205,300
707,200	620,100	549,600	491,600	449,600	420,600	366,300	337,200	308,200
600,200	522,400	462,300	410,400	376,600	350,700	308,200	282,200	256,300
624,300	549,600	487,500	437,700	399,900	375,000	324,800	299,900	275,000
533,400	456,900	403,400	352,300	324,800	299,300	269,200	243,700	218,200
607,700	533,000	472,100	422,300	386,600	361,700	314,900	290,000	265,100
654,100	568,200	502,700	445,500	408,900	380,300	335,100	306,500	277,900
628,400	550,600	487,600	425,700	399,000	373,100	325,300	299,300	273,400
600,200	522,400	462,300	410,400	376,600	350,700	308,200	282,200	256,300
600,200	522,400	462,300	410,400	376,600	350,700	308,200	282,200	256,300
620,100	546,100	484,300	434,900	397,400	372,700	322,700	298,000	273,300
494,000	426,800	377,500	332,700	305,700	283,300	251,800	229,400	207,000
494,000	426,800	377,500	332,700	305,700	283,300	251,800	229,400	207,000
448,400	388,000	343,300	303,100	278,300	258,200	229,000	208,900	188,800
600,200	522,400	462,300	410,400	376,600	350,700	308,200	282,200	256,300
645,000	567,200	503,000	451,100	412,300	386,400	335,200	309,200	283,300
628,400	550,600	487,600	435,700	399,000	373,100	325,300	299,300	273,400
518,900	448,000	396,200	348,900	320,600	297,000	264,300	240,600	217,000
669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
578,600	508,300	450,200	403,400	369,100	345,700	300,400	276,900	253,500
529,300	453,400	400,300	349,700	322,400	297,100	267,200	241,800	216,500
624,300	547,100	484,500	433,100	396,500	370,800	323,200	297,500	271,800
665,700	584,800	518,500	464,600	424,700	397,800	345,500	318,500	291,600
669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
649,100	568,200	503,100	449,200	411,400	384,500	335,600	308,600	281,700
669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
665,700	584,800	518,500	464,600	424,700	397,800	345,500	318,500	291,600
669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
458,700	393,400	347,300	303,800	280,000	258,200	231,900	210,100	188,300
523,000	451,500	399,300	351,600	323,100	299,300	266,300	242,500	218,600
669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000

昭和六十二年三月二十五日 衆議院会議録第九号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

	連合王国	950,000	730,000	667,800	620,100	548,600
大洋州	ヴァヌアツ	720,000	700,000	642,900	598,500	535,100
	オーストラリア	730,000	590,000	540,100	501,500	443,700
	キリバス	800,000	780,000	718,800	670,700	606,600
	ソロモン	830,000	810,000	747,900	697,700	630,500
	トゥvaluル	800,000	780,000	718,800	670,700	606,600
	トンガ	720,000	700,000	642,900	598,500	535,100
	ナウル	720,000	700,000	642,900	598,500	535,100
	西サモア	720,000	700,000	642,900	598,500	535,100
	ニュー・ジーランド	750,000	680,000	621,300	576,900	510,400
	パプア・ニューギニア	880,000	810,000	747,900	697,700	630,500
	フィジー	760,000	730,000	671,900	625,400	558,900
中近東	アフガニスタン	1,060,000	1,030,000	952,400	887,600	800,500
	アラブ首長国連邦	970,000	890,000	815,900	760,000	682,200
	イエメン	930,000	910,000	836,300	779,800	705,200
	イスラエル	890,000	810,000	740,000	687,800	611,200
	イラク	1,010,000	890,000	817,600	762,400	687,800
	イラン	1,120,000	970,000	891,400	830,000	744,200
	オマーン	950,000	920,000	846,600	789,400	711,600
	カタル	910,000	890,000	815,900	760,000	682,200
	クウェイト	1,020,000	890,000	815,900	760,000	682,200
	サウディ・アラビア	1,070,000	900,000	830,400	774,400	700,300
	ヨルダン	810,000	740,000	677,800	630,900	563,700
	シリア	760,000	740,000	677,800	630,900	563,700
	トルコ	730,000	670,000	614,000	571,600	511,300
	バハレーン	910,000	890,000	815,900	760,000	682,200
	南イエメン	960,000	940,000	865,300	806,800	729,000
	レバノン	950,000	920,000	846,600	789,400	711,600
アフリカ	アルジェリア	850,000	780,000	712,700	663,300	592,300
	アンゴラ	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300
	ウガンダ	870,000	840,000	776,900	724,600	654,300
	エジプト	980,000	810,000	734,200	682,400	606,500
	エティオピア	940,000	910,000	840,900	784,000	706,900
	ガーナ	1,000,000	970,000	894,300	833,700	752,800
	カーボ・ヴェルデ	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300
	ガボン	980,000	950,000	875,600	816,300	735,400
	カメルーン	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300
	ガンビア	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300
	ギニア	1,000,000	970,000	894,300	833,700	752,800
	ギニア・ビサオ	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300
	ケニア	800,000	700,000	635,400	590,700	525,300
	コモロ	810,000	780,000	718,400	668,600	597,100
	コンゴー	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300

昭和六十二年三月二十五日 衆議院会議録第九号

在外公館の名稱及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

一六四

665,700	584,800	518,500	464,600	424,700	397,800	345,500	318,500	291,600
669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
517,200	451,900	400,000	356,500	326,800	305,000	266,700	244,900	223,100
669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
624,300	547,100	484,500	433,100	396,500	370,800	323,200	297,500	271,800
458,700	393,400	347,300	303,800	280,000	258,200	231,900	210,100	188,300
649,100	570,700	506,100	453,800	414,800	388,600	337,200	311,100	284,900
523,000	451,500	399,300	351,600	323,100	299,300	266,300	242,500	218,600
523,000	451,500	399,300	351,600	323,100	299,300	266,300	242,500	218,600
669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
543,300	469,100	414,900	365,100	335,600	310,700	276,700	251,800	226,900
620,900	540,000	477,800	423,900	389,000	362,100	318,500	291,500	264,600
624,300	547,100	484,500	433,100	396,500	370,800	323,200	297,500	271,800
628,400	553,100	490,500	440,300	402,300	377,200	326,900	301,800	276,700
669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
665,700	584,800	518,500	464,600	424,700	397,800	345,500	318,500	291,600
442,100	379,300	334,900	293,000	270,000	249,100	223,600	202,600	181,700
669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
686,500	602,500	534,100	478,100	437,200	409,200	355,900	327,900	299,900
669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
523,000	451,500	399,300	351,600	323,100	299,300	266,300	242,500	218,600
582,800	511,900	453,400	406,100	371,600	348,000	302,500	278,800	255,200
517,200	451,900	400,000	356,500	326,800	305,000	266,700	244,900	223,100
669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
456,300	387,900	342,200	296,600	273,800	251,000	228,200	205,300	182,500
523,000	451,500	399,300	351,600	323,100	299,300	266,300	242,500	218,600
669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
517,200	451,900	400,000	356,500	326,800	305,000	266,700	244,900	223,100
442,100	379,300	334,900	293,000	270,000	249,100	223,600	202,600	181,700
620,100	546,100	484,300	434,900	397,400	372,700	322,700	298,000	273,300
649,100	570,700	506,100	453,800	414,800	388,600	337,200	311,100	284,900
669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
523,000	451,500	399,300	351,600	323,100	299,300	266,300	242,500	218,600

## 別

4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円 409,600	円 362,800	円 324,200	円 297,000	円 277,700	円 241,800	円 222,500	円 203,200
373,900	330,900	292,300	268,400	249,100	220,700	201,400	182,100
373,900	330,900	292,300	268,400	249,100	220,700	201,400	182,100
427,200	378,300	337,600	309,400	289,100	252,200	231,800	211,500

昭和六十二年三月二十五日 衆議院会議録第九号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

ザイール	1,050,000	970,000	894,300	833,700	752,800
サントメ・プリンシペ	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300
ザンビア	780,000	760,000	699,700	652,100	586,700
シエラ・レオーネ	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300
ジブティ	940,000	910,000	840,900	784,000	706,900
ジンバブエ	720,000	700,000	635,400	590,700	525,300
スーダン	970,000	940,000	871,000	812,100	738,700
スワジランド	810,000	780,000	718,400	668,600	597,100
セイシェル	810,000	780,000	718,400	668,600	597,100
赤道ギニア	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300
セネガル	840,000	820,000	747,500	695,600	621,000
象牙海岸共和国	1,000,000	920,000	844,900	786,900	706,000
ソマリア	940,000	910,000	840,900	784,000	706,900
タンザニア	990,000	910,000	842,100	785,200	709,900
チャード	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300
中央アフリカ	1,000,000	970,000	894,300	833,700	752,800
チュニジア	690,000	670,000	612,200	569,100	506,200
トーゴー	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300
ナイジェリア	1,090,000	1,000,000	923,400	860,700	776,700
ニジェール	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300
ブルキナ・ファソ	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300
ブルンディ	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300
ベナン	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300
ボツワナ	810,000	780,000	718,400	668,600	597,100
マダガスカル	870,000	850,000	782,800	730,100	659,100
マラウイ	780,000	760,000	699,700	652,100	586,700
マリ	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300
南アフリカ共和国	770,000	700,000	638,800	593,200	524,700
モーリシャス	810,000	780,000	718,400	668,600	597,100
モーリタニア	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300
モザンビーク	780,000	760,000	699,700	652,100	586,700
モロッコ	690,000	670,000	612,200	569,100	506,200
リビア	920,000	900,000	830,400	774,400	700,300
リベリア	970,000	940,000	871,000	812,100	738,700
ルワンダ	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300
レソト	810,000	780,000	718,400	668,600	597,100

## 二 総領事館

地 域	所 在 地	号		
		総 領 事	1 号	2 号
ア ジ ア	カルカタ	640,000	587,400	529,600
	ポンペイ	610,000	550,000	492,200
	マ ド ラ 斯	610,000	550,000	492,200
	ウ ジ ュ ン・パ ン ダ ナ	670,000	614,400	553,400
				488,200

昭和六十二年三月二十五日 衆議院会議録第九号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

一六六

368,700	325,600	284,900	262,600	242,300	217,400	197,000	176,700
368,700	325,600	284,900	262,600	242,300	217,400	197,000	176,700
368,700	325,600	284,900	262,600	242,300	217,400	197,000	176,700
358,200	316,300	276,900	255,200	235,500	211,200	191,400	171,700
338,500	298,700	258,800	238,900	219,000	199,100	179,200	159,300
398,600	352,600	311,100	285,800	265,000	235,200	214,500	198,700
398,600	352,600	311,100	285,800	265,000	235,200	214,500	198,700
462,500	409,800	368,300	336,800	316,000	273,400	252,700	231,900
359,800	318,400	281,500	258,400	240,000	212,400	193,900	175,500
377,400	333,900	294,900	270,800	251,300	222,800	203,300	183,800
372,300	328,700	287,700	265,100	244,600	219,500	198,900	178,400
352,600	311,100	269,600	248,900	228,100	207,400	186,700	165,900
405,500	357,800	310,100	286,200	262,400	238,500	214,700	190,800
352,600	311,100	269,600	248,900	228,100	207,400	186,700	165,900
405,500	357,800	310,100	286,200	262,400	238,500	214,700	190,800
352,600	311,100	269,600	248,900	228,100	207,400	186,700	165,900
352,600	311,100	269,600	248,900	228,100	207,400	186,700	165,900
352,600	311,100	269,600	248,900	228,100	207,400	186,700	165,900
352,600	311,100	269,600	248,900	228,100	207,400	186,700	165,900
352,600	311,100	269,600	248,900	228,100	207,400	186,700	165,900
387,900	342,200	296,600	273,800	251,000	228,200	205,300	182,500
352,600	311,100	269,600	248,900	228,100	207,400	186,700	165,900
352,600	311,100	269,600	248,900	228,100	207,400	186,700	165,900
387,900	342,200	296,600	273,800	251,000	228,200	205,300	182,500
387,900	342,200	296,600	273,800	251,000	228,200	205,300	182,500
352,600	311,100	269,600	248,900	228,100	207,400	186,700	165,900
327,900	289,400	250,800	231,500	212,200	192,900	173,600	154,300
327,900	289,400	250,800	231,500	212,200	192,900	173,600	154,300
327,900	289,400	250,800	231,500	212,200	192,900	173,600	154,300
327,900	289,400	250,800	231,500	212,200	192,900	173,600	154,300
299,700	284,500	229,200	211,600	193,900	176,300	158,700	141,000
299,700	284,500	229,200	211,600	193,900	176,300	158,700	141,000
345,700	306,000	270,700	248,500	230,800	204,100	186,500	168,800
299,700	284,500	229,200	211,600	193,900	176,300	158,700	141,000
381,400	337,900	302,600	277,100	259,400	225,200	207,600	189,900
299,700	284,500	229,200	211,600	193,900	176,300	158,700	141,000
322,900	285,200	249,900	230,300	212,600	190,400	172,800	155,100
388,000	343,300	303,100	278,300	258,200	229,000	208,900	188,800
426,600	376,400	326,200	301,100	276,000	251,000	225,900	200,800
511,300	451,100	391,000	360,900	330,800	300,800	270,700	240,600
387,900	342,200	296,600	273,800	251,000	228,200	205,300	182,500
387,900	342,200	296,600	273,800	251,000	228,200	205,300	182,500

昭和六十二年三月二十五日 衆議院会議録第九号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

一六七

	ジャカルタ	610,000	553,000	492,000	429,700
	スマバヤ	610,000	553,000	492,000	429,700
	メダン	610,000	553,000	492,000	429,700
	バンコック	590,000	536,800	477,700	417,300
	釜山	590,000	517,700	457,900	398,200
	広州	650,000	587,700	525,500	460,800
	上海	670,000	587,700	525,500	460,800
	瀋陽	720,000	654,500	592,300	524,700
	カラチ	600,000	528,500	473,100	415,200
	マニラ	610,000	555,400	496,900	435,900
	ペナン	620,000	558,400	496,800	433,900
	香港	640,000	539,200	477,000	414,800
北米	アガナ	690,000	620,100	548,600	477,000
	アトランタ	620,000	539,200	477,000	414,800
	アンカレッジ	690,000	620,100	548,600	477,000
	カンザス・シティ	600,000	539,200	477,000	414,800
	サン・フランシスコ	620,000	539,200	477,000	414,800
	シアトル	620,000	539,200	477,000	414,800
	シカゴ	620,000	539,200	477,000	414,800
	ニュー・オルリンズ	620,000	539,200	477,000	414,800
	ニュー・ヨーク	770,000	593,200	524,700	456,300
	ヒューストン	620,000	539,200	477,000	414,800
	ポートランド	600,000	539,200	477,000	414,800
	ボストン	680,000	593,200	524,700	456,300
	ホノルル	680,000	593,200	524,700	456,300
	ロス・アンジェルス	620,000	539,200	477,000	414,800
	ヴァシントン	570,000	501,500	443,700	385,800
	ウイニペッグ	550,000	501,500	443,700	385,800
	エドモントン	550,000	501,500	443,700	385,800
	トロント	570,000	501,500	443,700	385,800
	モントリオール	550,000	501,500	443,700	385,800
中南米	クリチバ	510,000	458,400	405,500	352,600
	サン・パウロ	520,000	458,400	405,500	352,600
	ペレーン	560,000	506,900	454,000	398,600
	ポルト・アレグレ	510,000	458,400	405,500	352,600
	マナオス	600,000	544,300	491,400	434,300
	リオ・デ・ジャネイロ	520,000	458,400	405,500	352,600
	レシフェ	530,000	482,900	430,000	375,800
	リマ	630,000	571,600	511,300	448,400
欧州	ミラノ	720,000	652,500	577,200	501,900
	ジュネーヴ	870,000	782,000	691,700	601,500
	バルセロナ	660,000	593,200	524,700	456,300
	ラス・バルマス	660,000	593,200	524,700	456,300

昭和六十二年三月二十五日

衆議院会議録第九号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

一六八

560,200	496,800	445,700	407,300	381,800	331,000	305,500	280,000
515,400	456,100	405,000	371,600	346,100	304,000	278,500	253,000
469,100	414,900	365,100	335,600	310,700	276,700	251,800	226,900
493,600	435,500	377,500	348,400	319,400	290,400	261,300	232,300
493,600	435,500	377,500	348,400	319,400	290,400	261,300	232,300
493,600	435,500	377,500	348,400	319,400	290,400	261,300	232,300
493,600	435,500	377,500	348,400	319,400	290,400	261,300	232,300
447,800	395,100	342,400	316,100	289,700	263,400	237,100	210,700
447,800	395,100	342,400	316,100	289,700	263,400	237,100	210,700
405,500	357,800	310,100	286,200	262,400	238,500	214,700	190,800
327,900	289,400	250,800	231,500	212,200	192,900	173,600	154,300
327,900	289,400	250,800	231,500	212,200	192,900	173,600	154,300
327,900	289,400	250,800	231,500	212,200	192,900	173,600	154,300
327,900	289,400	250,800	231,500	212,200	192,900	173,600	154,300
377,200	332,900	288,500	266,300	244,100	221,900	199,700	177,500
490,700	434,700	389,900	356,700	334,300	290,000	267,600	245,200
613,000	543,400	486,200	444,600	416,000	362,100	333,500	304,900
529,500	468,900	419,500	384,100	359,400	312,800	288,100	263,400
359,600	317,300	275,000	253,900	232,700	211,600	190,400	169,200
387,900	342,200	296,600	273,800	251,000	228,200	205,300	182,500

別									
4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号		
円 379,800	円 334,900	円 298,000	円 270,000	円 249,100	円 223,600	円 202,600	円 181,700		
416,200	368,100	324,600	298,200	276,400	245,600	223,800	202,000		

別									
3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	
円 456,300	円 387,900	円 342,200	円 296,600	円 273,800	円 251,000	円 228,200	円 205,300	円 182,500	
601,500	511,300	451,100	391,000	360,900	330,800	300,800	270,700	240,600	
601,500	511,300	451,100	391,000	360,900	330,800	300,800	270,700	240,600	
526,800	447,800	395,100	342,400	316,100	289,700	263,400	237,100	210,700	
522,600	444,200	392,000	339,700	313,600	287,400	261,300	235,200	209,000	

昭和六十二年三月二十五日 衆議院会議録第九号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

	ナホトカ ハバロフスク レニン格ラード デュッセルドルフ ハンブルグ フランクフルト ベルリン ポン ミュンヘン パリ マルセイユ ロンドン	900,000 820,000 770,000 870,000 840,000 840,000 870,000 840,000 840,000 760,000 760,000 690,000	796,000 748,200 695,600 754,900 754,900 754,900 754,900 754,900 754,900 684,800 684,800 620,100	719,400 672,600 621,000 667,800 667,800 667,800 667,800 667,800 667,800 605,800 605,800 548,600	636,700 591,900 543,800 580,700 580,700 580,700 580,700 580,700 580,700 526,800 526,800 477,000
大洋州	シドニー ペース ブリスベン メルボルン オーバーランド ポート・モレスビー	570,000 550,000 550,000 570,000 640,000 770,000	501,500 501,500 501,500 501,500 576,900 697,700	443,700 443,700 443,700 443,700 510,400 680,500	385,800 385,800 385,800 385,800 443,800 557,900
中近東	ホラムシャハル ジェッダ イスタンブル	960,000 830,000 610,000	876,800 757,000 550,000	791,000 682,900 486,600	698,900 603,500 423,100
アフリカ	プレトリア	680,000	593,200	524,700	456,300

## 三 領事館

地 域	所 在 地	号			
		領事館の長	1 号	2 号	3 号
アジア	コタ・キナバル	610,000	569,100	506,200	442,100
中南米	エンカルナシオン	660,000	614,700	549,300	481,500

## 四 政府代表部

地 域	所 在 地	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
北 米	ニュー・ヨーク (国際連合)	910,000	700,000	638,800	593,200	524,700
欧 州	ジュネーヴ (在ジュネーヴ国際機関) パリ (経済協力開発機構) プラッセル (欧州共同体)	1,200,000 960,000 1,050,000 940,000	930,000 930,000 810,000 810,000	842,100 842,100 737,500 731,600	782,000 782,000 684,800 679,400	691,700 691,700 605,800 601,000



前の年額に地方公債支度規定事業の貢献に子るため発行を許可された地方債については第五条の規定並びに次条第二項の規定は、なおその効力を有する。

**第二条** 昭和六十一年度以前の年度に工事に着手した旧地域改善法第一条に規定する地域改善対

第四条第十四号から第四十六号までの規定中「地域改善対策事業」を「地域改善対策特定事業」に改め、同条第四十七号中「地域改善対策特別措置法（昭和五十七年法律第十六号）」を「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和六十二年法律第  
号）」に改める。

3 の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等に關する事業で政令で定めるものをいうものとすること。

4 国及び地方公共団体は、協力して、地域改善対策特定事業を円滑かつ迅速に実施するよう努めなければならないものとすること。

に係る特別措置及び同和行政の適正化等に関する法律」に改めるほか、同和対策事業に係る特別措置、同和行政の適正化及び公開、同和対策協議会の設置等に関する修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

この修正案に対し、国会法第五五七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、山下総務厅長官より「遺憾ながら賛成いたしかねる。」旨の意見が述べられた。

三 本案施行に要する経費

20

本案施行に要する経費として、昭和六十二年度一般会計予算及び特別会計予算二合計内三十九

度一般会計予算及び特別会計予算に合計約千九百三億円が計上されている。

右報告する。

昭和六十二年三月二十四日

衆議院議長 原健三郎殿

## 地方税法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和六十二年三月二十四日

地方行政委員長 石橋 一弥

## 地方税法の一部を改正する法律

## 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の

一部を次のように改正する。

下に「第四十二条の七第六項」を加える。

第七十二条の十四第一項ただし書中「老人医療受給者に係る療養のうち、」を「老人医療受給

対象者に係る療養のうち」に改め、「同法の規定に

より定める金額に相当する部分」の下に「又は同法の規定によつて老人保健施設療養費を支給する」と

ととされる老人医療受給対象者に係る施設「療養」

を加える。

条第一項第五号又は第六号」を「第二十六条第一項

改正する法律案 一七一

官報(号外)

第四号から第六号まで二回改める。  
第三百一十二条の八第四項中「第四十二条の六  
第六項」の下に「第四十二条の七第六項」を加え

第三百四十八条第一項第三十号中「第二十六条第一項第五号又は第六号」を「第二十六条第一項第四号から第六号まで」に改める。

**第三百四十九条の三第一項中「償却資産」を「償却資産のうち」に、「供するもの」を「供するもので政令で定めるもの」に改め、同条第七項中「航空機」と「九〇式艦載重巡洋艦」を削除する**

〔昭和二十七年法律第二百三十一号〕を削り、同  
百三十一号) 第百条又は第一百一十二条の免許を受けた者が運航するものに」に改め、同条第八項中

第三十一項を同条第三十一項とする。

を削り、同項第二十三号中「ボリアミド繊維」の下に「(アラミド繊維で政令で定めるものを除く。)」を加える。

第三五百八十六条第一項第一号に次のように加え  
る。

第二条第一項の規定による監視員が  
地域のうち政令で定める地区

とし、第五号の二から第五号の四までを一号ずつ  
繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

定める者が經營する老人保健法第六条第四項に規定する老人保健施設の用に供する土地

若しくは「構造改善事業又は」に改め、「又は中  
小企業近代化促進法第五条第一項の規定による承  
認を受けた新分野進出計画に従つて実施される新  
分野進出事業若しくは当該新分野進出事業に係る  
ものとして政令で定める事業」を削り、同項第十一

地方税法の一部を改正する法律案

務の用に供する土地  
第七百一一条の三十四第三項第九号中「診療所」  
下に「老人保健法第六条第四項に規定する老人  
健施設で政令で定めるもの」を加え、同項第二  
二号中「第二頁另」を「第二頁又は二

の施行の日から昭和六十二年三月三十一日までを「昭和六十二年四月一日から昭和六十三年六月三十日まで」に「六分の一」を「十分の一」に改め、同条第十三項中「五年」を「三年」に、「昭和六十年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで」を「昭和六十二年四月一日から昭和六十四年

三月三十日までに改め、同条第十四項中「五年」を「三年」に改める。

附則第十二條の二第一項中「昭和六十二年三月三十日」を「昭和六十二年十二月三十日」に改め、同條第二項中「昭和六十二年三月三十日」

日」を「昭和六十二年十二月三十一日」に、「第十八条の四第一項」と「第八十七条の四」に改め

附則第十二条の二第一項中「昭和六十一年度」を「第十七条の四」に改る。

分」を「昭和六十二年度分及び昭和六十三年度分」、「昭和六十二年度分及び昭和六十三年度

〔昭和六十一年度分及び昭和六十二年度分〕を「昭和六十一年度分」に改める。

から昭和六十一年一月一日まで」を「昭和六十一年一月二日から昭和六十三年一月一日まで」

「貯蔵タンク又は倉庫に附屬する機械設備にあつて、

では、当該貯蔵タンク又は倉庫に附屬する機械設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の

三分の一)」を「(倉庫に附屬する機械設備にあつては当該倉庫に附屬する機械設備に係る固定資産税

の課税標準となるべき価格の三分の一、貯蔵タンクにあっては当該貯蔵タンクに係る固定資産税の

課税標準となるべき価格の四分の三)」に改め、同

第六項中「第三号」を「第一号」に改め 同条  
第十二項中「第五号」を「第四号」に、「第六号」

を「第四号」に、「昭和五十七年四月一日から昭和六十二年三月三十日までの間で自治省令で定め

る期間内」を「昭和六十一年四月一日から昭和吉  
十三年三月三十日までの間」、「五分の四」を

十三年三月三十日までの間は「五分の四」を「六分の五」に改め、同条第十三項中「地方鉄道業者」

法又は軌道法の規定による地方鉄道業者又は軌道  
経営者が」を「鉄道事業法第七条第一項に規定す

る鉄道事業者又は軌道の輸送力を増強することが特に必要な地域として政令で定める地域において「地方鉄道又は」を「鉄道（鉄道事業法第二条第六項に規定する専用鉄道を除く。）又は二、「当

十七条の四第一項」を「第八十七条の四」に改め  
る。

附則第三十一条中「昭和六十一年五月三十  
日」を「昭和六十二年十二月三十一日」に改め  
る。

第十九項の規定による月額賃金を除く(又は)に附  
和五十九年一月二日から昭和六十一年一月一日ま  
で」を「昭和六十一年一月二日から昭和六十三年  
一月一日まで」に改め、同条第十六項中「昭和五  
十五年四月一日から昭和六十一年三月三十日ま

「十一日」を「昭和六十四年三月三十日」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

の間に「自治省令で定める期間内」を「昭和六十年四月一日から昭和六十三年三月三十日まで」に、「四分の三」を「五分の四」に改め、同条第二十一項中「昭和六十一年一月一日」を「昭和六十三年一月一日」に改め、同条第二十三項中「昭和六十一年度」を「昭和六十六年度」に改め、同条第二十四項中(当該機械その他の生産設備のうち公害の発生を抑止する目的で新たに開発された機械その他の生産設備で政令で定めるもの(以下本項において「特定生産設備」という。)については、昭和六十一年六月三十日)及び「(特定生産設備のうち昭和六十一年一月一日から昭和六十一年六月三十日までの間に新たに取得されたものについては、当該特定生産設備に係る固定資産税の課税標準)によるべき割合三分の一」と別れる。

5  
道路運送車両法第四十一条の規定により昭和六十三年十二月一日以後に適用されるべきものとして定められる自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準に適合する自動車で自治省令で定めるものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第三項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第三項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。  
一 昭和六十二年四月一日から昭和六十三年十一月三十日まで 百分の〇・二五

附則第十六條第五項中「昭和六十一年一月一日」を「昭和六十三年一月一日」に改め、同條第六項中「昭和六十一年一月一日まで」を「昭和六十一年一月一日から昭和六十三年一月一日までの間」に改め、「三分の二」の下に「当該住宅が政令で定める住宅以外の住宅である場合には、四分の一」を加える。

附則第三十条の二第二項中「昭和六十年度分及び昭和六十一年度分」を「昭和六十年度から昭和六十三年度までの各年度分」に改める。

昭和六十二年三月二十五日 衆議院会議録第九号 地方税法の一部を改正する法律案

の規定にかかるらず、事業に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を適用する。

附則第三十二条の三の二第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「前条第一項」を「前条第一項若しくは第二項」に改め、同条第三項中「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 前条第七項に規定する施設に係る事業所等において個別中小企業者が行う事業に対し課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には昭和六十五年三月三十一日までに終了する事業年度分、当該事業が個人の事業である場合には昭和六十四年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所税に係る部分に限り、(又は前条第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。)から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合には、第七百一条の四円)に改める。

附則第三十五条の二第一項中「昭和六十二年度」を「昭和六十四年度」に改め、同条第三項第一号中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十二年度分」に、「二十七万円」を「二十八万円」に改める。

附則第三十三条第一項中「第六百一条第一項」とあるのは「附則第三十八条第九項において読み替えて適用される第六百一条第一項」とする」に改める。

### 附 則

(施行期日)  
第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から

施行する。ただし、第四百八十九条第一項及び附則第三十一条の改正規定並びに附則第五条の規定は同年六月一日から、第七十二条の十四第五項ただし書の改正規定は老人保健法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第百六号)

規定期は同年六月一日から、第七十二条の十四第一項を改正する法律(昭和五十七年法律第八十号)第三章第三節の次に一節を加える改正規定

(同法第四十六条の二第五項及び第六項に係る部分を除く。)の施行の日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の地方税法(以下「新法」という。)の規定中不動産取得税に関する部分は、昭和六十二年四月一日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対する課すべき不動産取得税について適用

し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第三条 旧法附則第十二条の三第一項に規定する電気を動力源とする自動車又は同項に規定するメタノール自動車に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和六十二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和六十一年度分までの固定資産税については、なお従前の例によ

る。

(固定資産税に関する経過措置)

第五条 旧法附則第十五条第一項に規定する構築物に対する課する固定資産税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第六条 旧法附則第十五条第一項に規定する固定資産税に係る同項の規定の適用については、同項中「鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者が」を「地方鐵道法又は軌道法の規定による地方鐵道業者又は軌道經營者が」と、「鉄道(鉄道事業法第二条第六項に規定する専用鐵道を除く。)」とあるのは「地方鐵道」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第七条 昭和六十一年一月二日から昭和六十二年三月三十一日までの間に取得された新法附則第十五条第一項第三号の特例適用住宅に係る土地の取得に対する課すべき不動産取得税について適用する。

(改正前の地方税法(以下「旧法」という。)附則第二十四条第一項第三号の特例適用住宅に係る土地の取得に対する課すべき不動産取得税について適用する)

第八条 新法附則第十条の二第二項の規定は、昭和六十一年四月一日以後に新築された新法第七十三条の二十四第一項第三号の特例適用住宅に係る土地の取得に対する課すべき不動産取得税について適用する。

(改正前の地方税法(以下「旧法」という。)附則第二十四条第一項第三号の特例適用住宅に係る土地の取得に対する課すべき不動産取得税について適用する)

第九条 新法附則第十一条の四第一項の規定は、昭和六十一年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に新築された旧法第七十三条の二十四第一項第三号の特例適用住宅に係る土地の取得に対する課すべき不動産取得税について適用する。

(改正前の地方税法(以下「旧法」という。)附則第二十四条第一項第三号の特例適用住宅に係る土地の取得に対する課すべき不動産取得税について適用する)

第十条 新法附則第十五条第一項に規定する固定資産税に係る同項の規定の適用については、同項中「倉庫に附屬する機械設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二」とあるのは「附則第十六条第六項に規定する住宅に對して課する固定資産税については、なお従前の例によ

る。

(電気税に関する経過措置)

第十一條 新法第四百八十九条第一項の規定は、昭和六十二年六月一日以後に使用する電気に対し



放送法第三十九条第二項の規定に基づき、承認を求める件  
計画について、国会の承認を求める。

## 〔別冊〕

## 日本放送協会昭和62年度収支予算、事業計画及び資金計画

## 昭和62年度収支予算

## 予算総則

第1条 日本放送協会(以下「協会」という。)の昭和62年度収支予算の収入及び支出を別表収支予算書

## のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、契約種別及び支払区分に応じ、次の表に掲げるとおりとする。  
この場合において、普通契約とは、カラーテレビジョン放送を含まない受信の契約をいい、カラーテlevision放送を含む受信の契約をいう。また、訪問集金とは、協会の集金取扱者への支払など口座振替以外の方法による支払をいい、口座振替とは、協会の指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払をいう。

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
訪問集金	680円	3,820円	7,480円	
口座振替	630円	3,540円	6,980円	
カラーテlevision	訪問集金	1,040円	5,850円	11,440円
カラーテlevision	口座振替	990円	5,570円	10,890円

2 前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特例措置として、次の表に掲げるとおりとする。

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
訪問集金	540円	3,040円	5,940円	
口座振替	490円	2,750円	5,390円	
カラーテlevision	訪問集金	900円	5,600円	9,900円
カラーテlevision	口座振替	850円	4,780円	9,350円

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項目において、相互に流用することができる。ただし、給与については、他の項と相互に流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項に限り使用することができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい、予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって、収入が予算額に比し増加し、又は経費を予定より節減したときは、その増加額又は節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てができる。

第8条 前期繰越金が、本予算において計上する前期繰越金受入れの金額に比し減少したときは、経営委員会の議決を経て、借入金を増額し、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てた経費を減額することができる。

2 前年度の決算において後期繰越金が、昭和59年度、昭和60年度及び昭和61年度予算総則第9条による繰越金の金額に比し増加したときは、これを本年度の前期繰越金受入れに計上し、経営委員会の議決を経て、借入金を減額し、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てができる。

第9条 本予算において事業収支差金を生じた場合は、経営委員会の議決を経て、翌年度以降に収支の不均衡が生じた場合の支出に充てるため、その使用を繰り延べができる。

第10条 本予算中、資本收入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券に替えることができる。

第11条 国際放送並びに選舉放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送並びに選舉放送に關係ある経費の支出に充てができる。

第12条 業務に關係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に關係ある経費の支出に充てができる。

## 昭和62年度収支予算書

(単位 千円)

事業収入	金額
351,516,641	



## (1) 新放送施設整備計画

これに要する経費は、29億5,600万円である。

## (2) テレビジョン放送網整備計画

外国電波混信及び大規模な宅地造成による難視等に対し、補完的に、3地区にテレビジョン局を建設するほか、1地区の建設に着手する。

また、県域放送のためのテレビジョン局の調査を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送機器の更新整備等を行う。

これらに要する経費は、58億8,400万円である。

## (3) ラジオ放送網整備計画

中波放送局については、4局の建設に着手する。FM放送局についても、2局を建設する。

また、国際放送の受信改善に必要な設備のための負担を引き続き行うほか、老朽の著しいラジオ放送機器の更新整備等を行う。

## (4) 演奏所整備計画

老朽、狭い大阪放送会館及び名古屋放送会館の整備を継続して行う。

## (5) 放送番組設備整備計画

非常災害時における報道機能の確保などを図るために、引き続き放送センターの老朽したニュース関係施設の改善整備を取り進めるとともに、地域放送充実のための放送機器の整備を行いうほか、老朽の著しい番組送出用機器の更新整備等を行う。

これらに要する経費は、77億7,900万円である。

## (6) 研究設備、一般施設整備計画

新しい放送技術の開発のための調査研究設備の整備を行うほか、宿舎の整備等を行う。

## (7) 建設管理

建設計画の施行に共通して要する経費は、26億1,800万円である。

## 3 事業運営計画

## (1) 国内放送

ア 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、テレビジョン放送において、総合放送は、1日18時間の放送時間により、広く一般を対象とした普遍性ある放送として、ニュース、報道番組の充実、特別企画番組の積極的編成、開発に努める。また、音声多重放送、文字多重放送については、番組の充実を行う。教育放送は、1日18時間の放送時間により、各種教育、教養番組を中心で編成し、番組の刷新を行う。

ラジオ放送においては、第1放送は、1日19時間の放送時間により、生活情報波としての役割を一層強化する。第2放送は、1日18時間30分の放送時間により、一般向け教育、教養番組を刷新し、聴取者の聴取態様に対応した番組の編成を行う。また、FM放送は、1日18時間の放送時間により、その特性を生かした音楽番組を中心に編成し、聴取者の意向にこたえて番組の刷新を図る。

地域放送については、総合放送において、1日2時間、第1放送において、1日2時間30分、FM放送において、1日1時間50分の放送時間により実施することとし、地域の特性に即した番組を一層充実して、地域サービスの向上を図る。

衛星放送については、地上波によるテレビジョン放送番組及び放送衛星の特性を生かした魅力ある番組を効果的に編成し、衛星放送の普及に資する。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成とあいまつて、学校教育、社会教育面への利用の促進を図る。

これらの番組関係に要する経費の総額は、648億3,242万3千円である。すなわち、番組制作費に592億189万1千円、番組の編成企画その他に56億3,053万2千円である。

イ 放送施設の運用維持については、設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。

これに要する経費は、221億8,417万9千円である。

ウ 通信施設関係については、前年度80億3,099万9千円に対し、1億70万3千円の増額となり、総額81億3,170万2千円である。

以上により、国内放送費総額は、前年度922億4,819万2千円に対し、29億11万2千円の増額となり、総額951億4,830万4千円である。

## (2) 国際放送

国際放送については、1日40時間の放送時間により、ニュース・インフォメーション番組、各地域の特殊性に即した番組を編成し、放送を通じての国際間の理解と親善に寄与するとともに、国内の新送信設備による放送を全面的に開始するほか、海外中継を拡充し、受信の改善に努める。

このため、前年度25億3,875万円に対し、4億1,561万1千円の増額となり、総額29億5,436万1千円である。

## (3) 契約取扱

受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図るとともに、営業活動の活性化と事務の効率化を推進し、受信契約の増加と受信料の確定な収納に努める。

このため、前年度360億7,681万6千円に対し、4億6,412万3千円の増額となり、総額365億4,993万9千円である。

## (4) 受信対策

受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変容に即応した受信サービス活動を展開するほか、衛星放送など新しい放送の普及に努めることとするが、一層効率的に業務を実施することにより、前年度12億1,257万7千円に対し、2,380万円の減額となり、総額11億8,867万7千円である。

## (5) 広報

公共放送としての協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にするため、協会の事業に対する理解促進を図るための広報活動、視聴者の意向の把握と反映及び放送番組を軸とした視聴者サービスなどについて、地域活動を基本として、きめ細かい施策を推進することとするが、効

## (六) 支出の内訳

- (5) 組織運営費  
実績額とおり、総額 14 億 7,678 万円である。
- (6) 調査研究  
調査研究については、視聴者の多様な要請にこたえ、放送の発展を図るために、番組面において、番組視聴状況調査及び意向調査等を行い、技術面において、新しい放送分野の開発研究、放送技術発展のための基礎研究等を行う。  
このため、前年度 38 億 4,209 万 1 千円に対し、1 億 1,985 万 1 千円の増額となり、総額 39 億 6,194 万 2 千円である。
- (7) 給与  
給与については、適正な水準の維持を図る。  
これに要する経費は、総額 1,196 億 2,832 万円である。
- (8) 退職手当及び福利厚生  
退職手当及び福利厚生については、退職人員の増加等により、前年度 338 億 4,298 万円に対し、11 億 13 万 5 千円の増額となり、総額 349 億 4,311 万 5 千円である。
- (9) 一般管理  
一般管理については、業務全般にわたり効率化を積極的に推進して、経費の節減を図ることとするが、施設関係保険料の増加等により、前年度 98 億 2,591 万 8 千円に対し、1 億 5,448 万円の増額となり、総額 94 億 8,039 万 8 千円である。
- (10) 減価償却費、財務費及び予備費  
減価償却費 375 億円、支払利息、放送債券発行償還経費等の財務費 54 億 7,880 万 5 千円及び予備費 25 億円を計上する。
- (11) 特別収入及び特別支出  
特別収入は、鳩ヶ谷ラジオ放送所跡地の売却益 57 億 6,762 万 4 千円、その他の固定資産売却益等 3 億 2,371 万 6 千円、総額 60 億 9,000 万円を計上する。  
特別支出は、固定資産売却損等 7 億 1,500 万円を計上する。

## 4 受信契約件数

- (1) 普通契約  
ア 有料契約見込件数

区 分	昭和 62 年度	昭和 61 年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 件 数	29,281,000	28,801,000	480,000
年 度 内 新 規 免 除 件 数	2,140,000	2,140,000	0
年 度 内 解 約 件 数	1,660,000	1,660,000	0
年 度 内 増 加 免 除 件 数	480,000	480,000	0

(参考1)  
有料契約見込総数

区 分	普 通 契 約	カ ラ ー 契 約	契 約 総 数
年 度 初 頭 契 約 件 数	1,776,000	29,281,000	31,057,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△ 50,000	480,000	430,000
年 度 末 契 約 件 数	1,726,000	29,761,000	31,487,000

## 上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	普 通 契 約	カ ラ ー 契 約	契 約 総 数
年 度 初 頭 契 約 件 数	16,000	224,000	240,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△ 1,000	6,000	5,000
年 度 末 契 約 件 数	15,000	230,000	245,000

## (参考2)

## 支払区分別受信契約件数

## (1) 普通契約

区	分	訪問集金	口座振替	合計
年度初頭契約件数		907,000	869,000	1,776,000
年度内増加契約件数	△	50,000	0	50,000
年度末契約件数		857,000	869,000	1,726,000

## 上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	合計
年度初頭契約件数		15,000	1,000	16,000
年度内増加契約件数	△	1,000	0	1,000
年度末契約件数		14,000	1,000	15,000

## (2) カラー契約

区	分	訪問集金	口座振替	合計
年度初頭契約件数		9,052,000	20,229,000	28,281,000
年度内増加契約件数	△	520,000	1,000,000	480,000
年度末契約件数		8,532,000	21,229,000	29,761,000

## 上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	合計
年度初頭契約件数		210,000	14,000	224,000
年度内増加契約件数	△	12,000	18,000	6,000
年度末契約件数		198,000	32,000	230,000

## (3) 員員計画

区	分	要員員数
事業運営関係		15,380人
建設		290
合計		15,670

要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内280人の削減を見込んだものである。

## 昭和62年度資金計画

## 1 資金計画の概要

昭和62年度收支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額3,883億9,815万円、事業経費、建設経費、放送債券償還、長期借入金の返還等による出金総額3,885億7,542万8千円をもつて施行する。

## 2 入金の部

受信料については、受信料収入予算3,348億3,960万2千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額3,321億6,088万5千円を予定する。  
放送債券については、40億円発行による入金額39億3,000万円、長期借入金については、49億9,100万円を予定する。

このほか、固定資産売却収入61億8,400万円、放送債券償還積立資産への繰入れ55億円、有価証券の売却240億円、受取利息その他の入金126億6,580万2千円を見込む。

以上により入金額は、総額3,883億9,815万円である。

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。  
(単位 千円)

区	分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
1 前期末資金有高		14,000,000	21,488,555	21,351,592	21,399,811	14,000,000
2 入 受信料		103,629,690	85,409,561	102,133,473	97,225,421	388,398,150
放送債券		90,846,002	75,234,441	94,388,681	71,746,751	332,160,885
長期借入金		0	0	0	0	0
固定資産売却収入		0	0	0	0	4,991,000
放送債券償還積立資産戻入れ		5,846,224	286,592	25,592	25,592	6,184,000
交付金収入		0	0	0	0	0
有価証券売却		371,648	361,604	361,604	361,607	1,456,483
受取利息その他の入金		3,000,000	7,400,000	4,800,000	8,800,000	24,000,000
3 出 事業経費		96,191,135	85,496,524	102,175,259	104,712,510	388,575,428
建設		75,689,130	70,304,367	84,080,427	75,248,912	305,322,836
合計		10,936,206	11,273,309	11,381,398	13,459,087	47,000,000

(外) 取扱

放送債券償還	0	0	600,000	2,410,000	3,010,000
長期借入金返還	0	0	4,552,000	4,552,000	4,552,000
出資	0	100,000	100,000	100,000	300,000
放送債券還積立	0	0	5,500,000	5,500,000	5,500,000
資産繰入れ	0	0	5,000,000	5,000,000	5,000,000
有価証券購入	8,500,000	1,000,000	5,000,000	15,000,000	15,000,000
支払利息その他の出金	1,065,799	2,818,848	1,063,434	2,942,511	7,890,592
4 期末資金有高	21,438,555	21,351,592	21,399,811	13,822,722	13,822,722

日本放送協会昭和 62 年度収支予算、事業計画及び資金計画に対する意見

放送法(昭和 25 年法律第 132 条)第 37 条第 2 項の規定に基づき、日本放送協会の昭和 62 年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見

日本放送協会昭和 62 年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

昭和 62 年 2 月

郵政大臣

日本放送協会(以下「協会」という。)の昭和 62 年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見

日本放送協会(以下「協会」という。)の昭和 62 年度収支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適切なものと認める。

なれど、昭和 62 年度収支予算は、事業収支において収入不足は生じないが、債務償還に必要な資金の不足額 101 億円を、繰越金 159 億円の中から補てんすることにより、収支の均衡を保っているもの

であり、協会の財政は一段と厳しい状況に置かれている。

協会は、この厳しい現状を深く認識し、極力長期にわたり受信者の負担増を免さないため、経営の長期的展望に立つて、経営効率化のための具体的方策について、更に検討を進めるとともに、事業計画等の実施に当たっては、特に、下記の点に配意すべきである。

記

- 協会は、経営全般にわたり効率化を徹底するとともに、経費の節減に努めること。
- 協会は、効果的な営業活動による受信料の確実な収納等収入の確保に努めること。
- 協会は、衛星放送について、効率的な実施に配意しつつ、その普及、発達に資するよう努めること。
- 協会は、国際放送の重要性にかんがみ、一層の受信改善に努めること。

### Ⅰ 収支予算の見積りは次のとおりである。

(事業区分)

契約種別	支払区分	月	額	大か月前払額	十二か月前払額
普通契約	訪問集金	大八〇円	三一・八一〇円	七・四八〇円	
定期契約	口座振替	九三〇円	三一・九四〇円	六・九三〇円	
カード契約	訪問集金	一・〇四五円	五・八五〇円	一一・四四〇円	
	口座振替	九九〇円	五・五七〇円	一〇・八九〇円	

ただし、支払額は「二」で、特例措置として次の表のとおりである。

契約種別	支払区分	月	額	大か月前払額	十二か月前払額
普通契約	訪問集金	一四四〇円	三一・〇四五円	五・九四〇円	
定期契約	口座振替	四九〇円	一・七四〇円	五・三九〇円	
カード契約	訪問集金	九〇〇円	四・〇六〇円	九・九〇〇円	
	口座振替	八五〇円	四・七八〇円	九・三五〇円	

日本放送協会から郵政大臣に提出のあつた同協会昭和 62 年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は、放送法第 37 条第 2 項の規定により郵政大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けるなければならないこととなつてゐるからである。

理由

日本放送協会から郵政大臣に提出のあつた同協会昭和 62 年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は、放送法第 37 条第 2 項の規定により郵政大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けるなければならないこととなつてゐるからである。

1 本件の取扱	11 取支予算は、受信契約者が徴収する受信料の額及び予算総額の準則を示す予算総額並びに収支予算の款項別金額を、事業計画は、計画概説、建設計画、事業運営計画、受信契約件数及び事業計画に基づく資金の出入の計画を定めていふものである。その要旨は次のとおりである。
2 本件の目的	1 本件は、日本放送協会の昭和 61 年度収支予算、事業計画及び資金計画により、放送法第三十七条第一項の規定に基づく、団体の承認を求めるものである。
3 本件は、本件には、「おおむね標準的なもの認めねばならない」との郵政大臣の意見が付された。	1 取支予算
4 本件は、丁 番地の欄は、前年度よりおおむねある。	丁 番地の欄は、前年度よりおおむねある。

なお、事業収支において収入不足は生じないが、資本収支は、債務償還に必要な資金の不足額一〇〇億五、二〇〇万円を、前年度以前からの繰越金一五八億七、八六七万六千円から使用することにより収支の均衡を保っている。この繰越金のうち残り五八億二、六六七万六千円については、翌年度以降に繰り延べる。

## 2 事業計画 建設計画

(1) 衛星放送の継続に必要な設備の整備、国際放送の受信改善に必要な設備の整備のための負担を行うほか、大規模な宅地造成等による難視等に対応するためのテレビジョン放送局の補完的な位置、非常災害時における報道機能の確保等のための放送センターのニュース関係施設の改善整備等を行う。

## 3 事業運営計画

(1) 国内放送については、ニュース、報道番組の充実、特別企画番組の積極的編成及び地域放送の充実を図り、公正な報道と豊かな放送番組の提供に努めるとともに、放送衛星の特性を生かした魅力ある番組の効果的な編成を通じた衛星放送の普及促進、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送の充実等を行う。また、国際放送については、放送を通じての国際間の理解と親善に寄与するとともに、国内の新送信設備による放送を全面的に開始するほか、海外中継を拡充し、受信の改善に努める。

(2) 受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。また、業務全般にわたり事業運営の効率化を積極的に推進し、経費の節減を図る。

## 4 有料契約件数 年度初頭契約件数を三、一〇五万七千

件、年度内増加契約件数を四三万件、年度未契約件数を三、一四八万七千件と見込んでいる。

## 四 要員計画

昭和六十二年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額三、八三億九、八一五万円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額三、八八五億七、五四二万八千円をもつて施行する。

## 3 資金計画

昭和六十二年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額三、八三億九、八一五万円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額三、八八五億七、五四二万八千円をもつて施行する。

## 3 本件の議決理由

日本放送協会の昭和六十二年度収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法の趣旨に照らし妥当なものと認め、本件は承認すべきものと議付したことにして決した。

## 昭和六十二年三月二十四日

逓信委員長 深谷 隆司  
衆議院議長 原 健三郎殿

## 〔別紙〕

昭和六十二年三月二十四日  
日本放送協会の昭和六十二年度収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法の趣旨に照らし妥当なものと認め、本件は承認すべきものと議付したことにして決した次第である。

## 昭和六十二年三月二十四日

逓信委員長 深谷 隆司  
衆議院議長 原 健三郎殿

## 〔別紙〕

昭和六十二年三月二十四日  
日本放送協会の昭和六十二年度収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法の趣旨に照らし妥当なものと認め、本件は承認すべきものと議付したことにして決した次第である。

## 昭和六十二年三月二十四日

逓信委員長 深谷 隆司  
衆議院議長 原 健三郎殿

## 〔別紙〕

昭和六十二年三月二十四日  
日本放送協会の昭和六十二年度収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法の趣旨に照らし妥当なものと認め、本件は承認すべきものと議付したことにして決した次第である。

## 昭和六十二年三月二十四日

逓信委員長 深谷 隆司  
衆議院議長 原 健三郎殿

## 〔別紙〕

昭和六十二年三月二十四日  
日本放送協会の昭和六十二年度収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法の趣旨に照らし妥当なものと認め、本件は承認すべきものと議付したことにして決した次第である。

に、効果的な営業活動による受信料の確実な収納等に努め、受信者の負担増を来さないよう最大限の努力を払うこと。

衛星放送については、その特性を生かした魅力ある番組を効果的に編成し、その普及促進を図るとともに、ハイビジョン等の開発研究を積極的に推進すること。

国際放送については、その果たす役割がますます増大している現状にかんがみ、引き続き、交付金の増額に努めるとともに、海外中継の拡充等による受信改善と番組の充実に努めること。

地域放送について、多様な地域サービスの展開を図る等その充実に努めること。

松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案

右  
昭和六十二年二月四日  
内閣総理大臣 中曾根康弘  
国会に提出する。

昭和六十二年二月四日  
内閣総理大臣 中曾根康弘  
国会に提出する。

昭和六十二年二月四日  
内閣総理大臣 中曾根康弘  
国会に提出する。

## 松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「その他の公益的機能が高い松林」を「及びその他の公益的機能が高い松林」について他の樹種からなる森林によつては当該機能を確保することが困難なもの」に改め、同条第五項中「被害が」の下に「次に掲げる松林に」を加え、同項に次の二号を加える。

## 一 高度公益機能松林

一 松くい虫が運ぶ線虫類により松林に被害が発生していない地域に存する松林

## 二 松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

## 三 都道府県知事は、第一項の規定により緊急伐倒駆除を行おうとするときは、その二十日前までに、農林水産省令で定めるところにより、次の事項を公表しなければならない。

## 一 区域及び期間

二 緊急伐倒駆除を行う理由

「松林」に改め、同項各号を削る。

第四条の四第一項中「前条第一項各号に掲げる要件に該当する松林」を「高度公益機能松林又は被害拡大防止松林」に改める。

第九条の二を第九条の四とし、第九条の次に次条を加える。

（駆除命令に代えて行う伐倒駆除）

第九条の二 都道府県知事は、高度公益機能松林又は被害拡大防止松林につき、松くい虫が羽化する時期及び当該松林においての松くい虫が運ぶ線虫類により当該病害虫等防除法第五条第一項の規定による命令（同法第三条第一項第一号に掲げるものに限る。）及び当該命令に係る同法第五条第二項において準用する同法第四条第一項の規定による措置によるとすれば、松くい虫が羽化する時期までに当該松林において的確に伐倒駆除（松くい虫が付着している松の樹木の伐倒及び薬剤による防除をいう。以下この項において同じ。）を行なうことが困難であると見込まれる場合にあって、松くい虫を駆除し、又はそのまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該命令に代えて、伐倒駆除（枯死している松の樹木に係る場合に限る。以下「緊急伐倒駆除」という。）を行うことができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定により緊急伐倒駆除を行おうとするときは、その二十日前までに、農林水産省令で定めるところにより、次の事項を公表しなければならない。

2 前項の規定による緊急伐倒駆除は、松くい虫が羽化する時期を勘案して都道府県実施計画において定める期間内でなければ行つてはならない。

1 倒木を運ぶ線虫類により松林に被害が発生していない地域に存する松林

4

第五条第三項及び第四項の規定は前項の規定による公表について、第七条の規定は第一項の規定による緊急伐倒駆除について準用する。

5 都道府県知事は、第一項の規定により緊急伐倒駆除を行つたときは、当該緊急伐倒駆除に係る松林を所有する者に対し、異常なく、その旨を通知しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定による通知を受けるべき者の所在が知れないときその他の当該通知をその者にすることができるときは、農林水産省令で定める手続に従い、当該通知の内容を公告してその通知に代えることができる。

(他の樹種等からなる森林への転換)  
第九条の三 都道府県知事は、都道府県実施計画の達成上必要があるときは、高度公益機能松林又は被害拡大防止松林につき、第三条第二項第四号に規定する措置を実施することを特に促進すべき松林を選定し、これを公表することができる。この場合において、都道府県知事は、当該松林を所有し、又は管理する者に対し、施業その他必要な事項に関し助言及び指導を行うよう努めるものとする。

第十二条中「及び第五条第一項」を「第五条第一項」に改め、「特別防除による費用」の下に「及び第九条の二第一項の規定により都道府県知事が行う緊急伐倒駆除に要する費用」を加える。

第十二条中「又は第五条第一項」を「同法第六条第一項」に改め、「より特別防除」の下に「又は第十九条の二第一項の規定による緊急伐倒駆除」を加え、「又は同法第六条第一項」を「同法第六条第一項」に改め、「行う特別防除」の下に「又は同法第九条の二第一項の規定により緊急伐倒駆除を行う場合」を加え、「又は同法第五条第一項」を「同法第五条第一項」に改め、「行う緊急伐倒駆除」を加える。

第十三条中「及び第五条第一項」を「第五条第一項」に改め、「特別防除に関する事務」の下に及

び第九条の二第一項の規定による緊急伐倒駆除に

関する事務」を加える。

附則第二項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十七年三月三十一日」に改める。

#### 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この法律は、公布の日から施行する。

4 都道府県知事は、樹種転換を促進するため、対象となる松林を公表し、必要な助言及び指導に努めることとする。

5 都道府県知事は、緊急伐倒駆除として、

駆除命令に代えて自ら伐倒駆除を行うことが

できることとする。

6 都道府県知事は、樹種転換を促進するため、対象となる松林を公表し、必要な助言及び指導に努めることとする。

#### 理由

松くい虫が運ぶ線虫類により松林に異常な被害が依然として発生している状況にかんがみ、特に保護すべき松林を明確にして、被害木の破碎等による駆除の対象範囲の拡大、被害木の伐倒及び薬剤による防除の効果的な実施等を図りつつ、松くい虫の被害対策を引き続き緊急かつ総合的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 議案の可決理由

本案は、松くい虫の被害対策を推進するため、適切な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、寺前巖君外一名から地区実施計画の実施に必要な経費に対する助成措置の拡充等を内容とする日本共産党・革新共同提案に係る修正案が提出されたが否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

#### 三 本案施行に要する経費

昭和六十二年度一般会計予算（農林水産省所管）に松くい虫防除に必要な経費五十九億五千八百四十四万円のほか、松くい虫被害地緊急造林事業に必要な経費九億五千九十八万七千円、松くい虫被害緊急対策治山事業に必要な経費八億九千万円が計上されている。

間延長するとともに、特に保護すべき松林を明確にし、防除の効率的な実施を図るために、地元関係者等の意見を講じようとするものであり、その主な内容は

次のことおりである。

1 従来の防除のあり方を見直し、防除を必要性の高い地域において重点的に実施するため、都道府県知事等が積極的に防除を推進する松林の範囲を変更すること。

2 駆除を効果的に行うため、被害木の伐倒と併せて破碎、焼却等を行う特別伐倒駆除を命令することができる松林の範囲を拡大すること。

と。

#### 別紙

松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、各般にわたる松くい虫の被害対策を緊急かつ総合的に推進するこ

とににより、松くい虫被害を早急に終息させるとともに、松林の有する機能を確保するため、左記事

項の実現に万全を期すべきである。

一 松くい虫による異常な被害を早急に終息させたため、総合的被害対策について地域の被害態様を充分踏まえ、適切かつ効果的に実施されるよう国・都道府県・市町村・森林組合等を通じた実施体制をさらに充実かつ強化するとともに、必要な予算の確保に努めること。

二 被害対策について地域の自主的な取り組みの促進を図るため、地域住民の自主的な防除意欲を醸成するよう普及啓蒙に努めるとともに、地区実施計画の策定に当たっては、関係行政機関、森林組合、利害関係者等を構成員とする協議会の開催により、地元関係者の意向が反映されるよう努めること。

三 被害対策の実施に当たつては、除・間伐等適切な森林施設の実施、木材の需要開拓とその有効利用促進、被害松林の樹種転換等各種施策の総合的な推進を図るとともに、特に特別伐倒駆除の実施に当たつては、必要な労働力の確保、協力を得て円滑に実施できるよう、その手続

き等に遺漏なきよう努めること。

四 緊急伐倒駆除については、森林所有者の理解と協力を得て円滑に実施できるよう、その手続

き等に遺漏なきよう努めること。

五 特別防除の計画・実施に当たつては、関係地

域住民の意見を十分尊重し、事前の周知徹底に努める等慎重に実施し、被害が発生した場合に

は直ちに特別防除を中止し、原因の究明及び円滑な損害補償を行うこと。さらに、薬剤の飛散等生活環境及び自然環境に及ぼす影響について

見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して加藤農林水産大臣より日本共産党・革新共同提案に係る修正案については、「政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和六十二年三月二十四日

農林水産委員長 玉沢徳一郎  
衆議院議長 原 健三郎殿

六 松くい虫の被害防除に当たつては、特に、学校、病院、水源など周辺の松林について生活環境保全のため、原則として特別防除は行わないようすること。

七 松の枯損メカニズムについて、その徹底究明に努めるとともに、誘引剤の利用等新たな防除技術の早期実用化に努めること。また、選抜育種、交雑育種の一層の推進と併せ、バイオテクノロジー等の導入による抵抗性品種の育成、及びその供給体制の整備等育種事業の充実に努めること。

右決議する。

### 森林法の一部を改正する等の法律案

右

内閣総理大臣 中曾根康弘

#### (森林法の一部改正)

第一条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「次項において」を「以下」に改める。

附則第四項中「から昭和六十三年度までの各

年度」を削り、附則に次の一項を加える。

5 保安施設事業に要した費用についての第四

十三条の規定の昭和六十二年度及び昭和六十

三年度における適用については、同条第一項

中「三分の一」とあるのは「十分の四・五」と、

同条第二項中「三分の一」とあるのは「十分の

五・五」とする。

#### (漁港法の一部改正)

第二条 漁港法(昭和二十五年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「から昭和六十三年度までの各年度」を削り、附則に次の一項を加える。

#### (漁港法の一部改正)

第二条 漁港法(昭和二十五年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「から昭和六十三年度までの各

年度」を削り、附則に次の一項を加える。

年

右

国会に提出する。

8 水産業協同組合以外の者が施行する漁港修築事業に要する費用についての第二十条第一項及び第三項並びに附則第二項の規定の昭和六十二年度及び昭和六十三年度における適用については、同条第二項中「百分の七十」とあるのは「百分の五十七・五」と、「百分の六十」とあるのは「百分の五十」と、「百分の五十一」と「百分の五十五」と、「百分の八十」とあるのは「三分の二」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の六十」と、「については百分の六十」とあるのは「百分の五十一」と、「については百分の五十一」とあるのは「百分の五十九」とあるのは「百分の七十五」とあるのは「百分の五十七・五」とする。

(地方公共団体に対する財政金融上の措置)

第三条 国は、この法律の規定による改正後の森林法及び漁港法の規定により昭和六十二年度及び昭和六十三年度の予算に係る國の負担又は補助の割合の引下げ措置の対象となる地方公共団体に対し、その事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずるものとする。

4 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行するものとするほか、所要の経過措置等を定めることとする。

なお、本案による昭和六十二年度における国庫の歳出の節減額は、昭和六十一年度の補助率等を基準とした場合、約四十億円と見込まれている。

3 球磨湖総合開発特別措置法(昭和四十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第八項第一号中「及び第七項」を「から第

八項まで」に改める。

理由

最近における社会経済情勢の推移にかんがみ、財政の状況を踏まえ森林法の保安施設事業及び漁港法の漁港修築事業の一層の推進を図るために、国の補助金等に関する臨時特例等の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

3 議案の可決理由

最近における社会経済情勢並びに財政の状況にかんがみ、森林法の保安施設事業及び漁港法の漁港修築事業の一層の推進を図るため、本件は、時宜に適する措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和六十二年三月二十五日

農林水産委員長 玉沢徳一郎  
衆議院議長 原 健三郎殿

[別紙]

森林法の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たつては、次記事項に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1 森林法の保安施設事業における都道府県の負担の割合を三分の一以内から十分の四・五以内とすること等とする。

2 漁港法の漁港修築事業における國の負担割合を百分の七十から百分の五十七・五とすること等とする。

3 国は、この引下げ措置の対象となる事業に係る地方公共団体に対し、その事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずるものとする。

4 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行するものとするほか、所要の経過措置等を定めることとする。

なお、本案による昭和六十二年度における国庫の歳出の節減額は、昭和六十一年度の補助率等を基準とした場合、約四十億円と見込まれている。

5 本件は、時宜に適する措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

生産性の高い農林水産業の確立を図るとともに、地域格差の是正に努めること。

一 現下の緊急課題である円高不況・雇用不安の打開のため、公共事業費の確保を図るなどにより、内需拡大、地域経済の振興と住民福祉向上に特段の措置を講ずること。

三 国庫補助負担率の削減は、再三の確認にもかかわらず毎年度拡大されており、政府に対する地方の不信を醸成するおそれがあることから、国・地方公共団体の行政責任を明確にすること。

四 国庫補助負担率削減に対する地方公共団体の財政支出増については、地方財政の現状を勘案し、臨時財政特例債、調整債の元利償還について国の責任において措置すること。

五 本法案の審議・取扱いについては、暫定予算執行のため特別の措置であることにからみ、暫定予算執行に当たつては地方公共団体の予算執行と財政運営に支障を与えることのないよう、特段の配慮を払うこと。

右決議する。

### 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案

昭和六十二年一月三十日

内閣総理大臣 中曾根康弘

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正)  
第一条 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律五百五十六号)の一部を次のように改正する。

### 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律

第一条中「基いて」を「基づいて」に、「未開発農田の急速かつ計画的な開発を促進する」を「又は石炭鉱山規模縮小交付金の交付に係る石炭鉱業の規模の縮小」を加え、同項第十六号の次に次の二号を加える。

「石炭の適正な供給の確保に資する措置を講ずる」に改める。

第三条第二項第一号中「昭和六十一年度」を「昭和六十六年度」に改め、同項第二号を次の二号に改める。

「昭和六十一年度」に改め、同項第二号を次の二号に改める。

第三条第二項第三号中「並びに」を「及び」に改め、同項第四号中「石炭鉱山整理促進交付金」の下に「及び石炭鉱山規模縮小交付金(以下「石炭の買入れ、保有及び売戻し又は売渡しによる」に必要な資金の出資及び貸付けの事業(以下「石炭供給安定事業」という。)」を

に改め、同項第四号の二中「放棄」の下に「及び

第三条第二項第三号中「石炭鉱山整理促進交付金」の下に「及び石炭鉱山規模縮小交付金(以下「石炭の買入れ、保有及び売戻し又は売渡しによる」に必要な資金の出資及び貸付けの事業(以下「石炭供給安定事業」とい

う。)に必要な資金の出資及び貸付け

に改め、同項第四号の二に次の二号を加える。

四の二 石炭の買入れ、保有及び売戻し又は売渡しによる」に改め、同項第四号の二に次の二号を加える。

第三条第二項第三号中「石炭鉱山整理促進交付金」の下に「及び石炭鉱山規模縮小交付金(以下「石炭の買入れ、保有及び売戻し又は売渡しによる」に必要な資金の出資及び貸付けの事業(以下「石炭供給安定事業」とい

う。)に必要な資金の出資及び貸付け

に改め、同項第四号の二に次の二号を加える。

第三十五条の三の見出し中「交付金」を「整理促進交付金」に改め、同項第一項中「交付金」を「整理促進交付金」に、「行なわれた」を「超えない」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第一項ただし書及び第二項の規定にかかる規模縮小事業者」という。に代わって次に掲げる債務の弁済を行う。

一 規模縮小事業者の採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区における石炭の採掘及びこれに附属する選炭その他の業務に従事していだ鉱山労働者で通商産業省令で定める基準に該当するものに対し当該規模縮小事業者が負担する賃金の支払の債務であつて、当該規模縮小交付金の決定の日後二十日を経過した日までに弁済期の到来しているもの

二 前号に規定する鉱山労働者に対し当該規模縮小事業者が負担する貯蓄金の返還の債務であつて、当該規模縮小交付金の交付の決定の日後二十日を経過した日までに弁済期の到来しているもの（当該貯蓄金に係る利率が政令で定める利率を超える場合については、当該債務の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当するものを除く。）

前項各号列記以外の部分の通商産業省令には、同項各号に掲げる債務の弁済が公平に行われることを確保するために必要な事項及び同項各号に掲げる債務の合計額が前条の政令で定めるところにより算定した金額を超える場合における同項各号に掲げる債務の弁済にそれぞれ充てるべき金額を定めておかなければならぬ。

3 機構が第一項の規定により債務の弁済を行つたときは、その弁済を行つた額について前項の規定による規模縮小交付金の交付をした（準用）

第三十五条の五の四 第三十五条の四及び第三十五条の五の規定は、規模縮小交付金について準用する。この場合において、これらの規定中「前条各号列記以外の部分」とあらり、及び「第三十五条の三第一項各号列記以外の部分」とあるのは「第三十五条の五の二」と、「廃止事業者」とあるのは「第三十五条の四の二」と、「廃止事業者」と、「第三十五条の四中「同項の規

定」とあるのは「第三十五条の五の三第一項の規定」と、第三十五条の五中「前条」とあるのは「第三十五条の五の四において準用する第三十五条の四」と読み替えるものとする。

第三十五条の十三第一項を次のように改める。

2 石炭供給安定資金の貸付けは、前項の出資を受けた者に対し、その者が行う石炭供給安定事業に必要な資金であつて通商産業省令で定める基準に適合するものについて行うものとする。

3 石炭供給安定資金に係る貸付金は、無利子とし、その償還期間は、六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める期間とする。

4 第三十六条の八、第三十六条の九及び第三十六条の十一の規定は、石炭供給安定資金の貸付けを受けた者について準用する。

第四十一条第一項中「鉱業権者」を「採掘権者」に改める。

第五十三条第二号中「第三十五条の三第一項」の下に「第三十五条の五の二第二号、第三十五条の三第一項」を加え、「又は第三十六条の二十四第一項」を「第三十六条の二十四第一項又は第三十六条の二十八第一項若しくは第三十五条の二第二号、第三十五条の三第一項」に改める。

附則第二条中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十七年三月三十一日」に改める。

（石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部改正）

第二条 石炭鉱業経理規制臨時措置法（昭和三十八年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十七年三月三十一日」に改める。

（産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部改正）

第三条 産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律（昭和三十八年法律第百六十六号）の一部

第一項中「前条各号列記以外の部分」とあるのは「第三十六条の十一中「鉱業権者」を「採掘権者」に改める。

第三十六条の二十七の次に次の二条を加える。

第一條 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の一部改正

第三十六条の二十九 石炭供給安定資金の出資は、石炭供給安定事業を行な法人であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに対して行うものとする。

2 石炭供給安定資金の貸付けは、前項の出資を受けた者に対し、その者が行う石炭供給安定事業に必要な資金であつて通商産業省令で定める基準に適合するものについて行うものとする。

3 石炭供給安定資金に係る貸付金は、無利子とし、その償還期間は、六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める期間とする。

4 第三十六条の八、第三十六条の九及び第三十六条の十一の規定は、石炭供給安定資金の貸付けを受けた者について準用する。

第五十三条第二号中「第三十五条の三第一項」の下に「第三十五条の五の二第二号、第三十五条の三第一項」を加え、「又は第三十六条の二十四第一項」を「第三十六条の二十四第一項又は第三十六条の二十八第一項若しくは第三十五条の二第二号、第三十五条の三第一項」に改める。

附則第二条中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十七年三月三十一日」に改める。

（石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部改正）

第二条 石炭鉱業経理規制臨時措置法（昭和三十八年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十七年三月三十一日」に改める。

（附則第二項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十七年三月三十一日」に改める。）

第三条 産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律（昭和三十八年法律第百六十六号）の一部

第一條 この法律は、公布の日から施行する。（石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 新エネルギー総合開発機構が最初に作成する石炭供給安定資金の貸付計画については、

を次のように改正する。

附則第二項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十七年三月三十一日」に改める。

（石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の一部改正）

第四条 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法（昭和四十一年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十七年三月三十一日」に改める。

附則第七項から第九項までを次のように改める。

7 昭和六十二年度から昭和六十四年度までの各年度に限り、石炭勘定において、石炭対策に要する費用の財源に充てるため必要があるときは、同勘定の負担において、借入金をすることができる。

8 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

9 附則第七項の規定による借入金は、その借り入れをしたときから四年（昭和六十三年度に借入れた借入金については三年、昭和六十四年度に借り入れた借入金については二年）内に償還しなければならない。

附則第十項中「及び第八項」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

附則第十一項中「及び第八項」を削る。

附則第十二項中「その借入れをした年度におけるこの会計の歳入と、附則第八項の規定による借入金は」及び「及び第八項」を削る。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正に伴う経過措置）

第一條 この法律は、公布の日から施行する。（石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正に伴う経過措置）

## 官報(号外)

第一条の規定による改正後の石炭鉱業合理化臨時措置法第二十七条第一項中「事業年度の毎四半期開始前に」とあるのは、「石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第号)の施行後遅滞なく」とする。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 理由

石炭鉱業の現状にかんがみ、石炭対策の一層の推進を図るため、石炭鉱業合理化基本計画の目標年度を昭和六十六年度に変更し、あわせて新エネルギー・総合開発機構の業務に石炭鉱山規模縮小交付金の交付、石炭の適正な供給の確保に資するため必要な資金の出資及び貸付け等の業務を追加するとともに、石炭鉱業合理化臨時措置法、石炭鉱業経理規制臨時措置法、産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律及び石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法が廃止するものとされる期限を延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨  
本案は、石炭鉱業の現状にかんがみ、石炭鉱業審議会の第八次答申を踏まえ、石炭対策の一層の推進を図るため、石炭鉱業合理化基本計画の目標年度の変更、新エネルギー・総合開発機構の業務の追加、「石炭鉱業合理化臨時措置法」、「産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律」及び「石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法」の廃止期限の延長等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

## 1 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正

## (一) 目的の追加等

目的に「石炭の適正な供給の確保に資する措置を講ずる」を追加する等の改正を行う。

## (二) 石炭鉱業合理化基本計画の目標年度の変更等

(1) 石炭鉱業合理化基本計画の目標年度を現行の昭和六十一年度から昭和六十六年度に改める。

## (2) 石炭鉱業合理化基本計画に定める事項に「石炭の適正な供給の確保に資する措置に関する事項」、「石炭鉱山規模縮小交付金の交付に係る採掘権又は租鉱権の基準」等を追加する。

## (3) 新エネルギー・総合開発機構(以下「機構」という。)の業務の追加等

付金の交付に係る採掘権又は租鉱権の基準等を追加する。

## (4) 機構の業務に、(1)採掘権者又は租鉱権者に対する石炭鉱山規模縮小交付金の交付

(2)石炭鉱山規模縮小交付金の交付に係る石炭鉱業の規模の縮小に伴い解雇された鉱山労働者に対する金銭の支払(3)石炭の適正な供給の確保に資する石炭の買入れ等の石炭供給安定事業に必要な資金の出資及び貸付け等を追加し、それぞれの業務について規定する。

## (5) 法律の廃止期限を昭和六十七年三月三十日まで延長する。

## (6) 所要の規定の整備を行う。

## (7) 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

## (8) 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正

法律の廃止期限を昭和六十七年三月三十一日まで延長する。

## (9) その他の

法律の廃止期限を昭和六十七年三月三十一日まで延長する。

## (10) その他の

法律の廃止期限を昭和六十七年三月三十一日まで延長する。

## (11) その他の

法律の廃止期限を昭和六十七年三月三十一日まで延長する。

## (12) その他の

法律の廃止期限を昭和六十七年三月三十一日まで延長する。

## (13) その他の

法律の廃止期限を昭和六十七年三月三十一日まで延長する。

## (14) その他の

法律の廃止期限を昭和六十七年三月三十一日まで延長する。

## (15) その他の

法律の廃止期限を昭和六十七年三月三十一日まで延長する。

## (16) その他の

法律の廃止期限を昭和六十七年三月三十一日まで延長する。

## 4 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の一部改正

## (一) 法律の廃止期限を昭和六十七年三月三十日まで延長する。

(二) 昭和六十二年度から昭和六十四年度までの各年度に限り、石炭勘定において、石炭対策に要する費用の財源に充てるため必要があるときは、同勘定の負担において、借入金をすることができる。

(三) 昭和六十二年度から昭和六十四年度までに限り、石炭勘定において、石炭対策に要する費用の財源に充てるため必要があるときは、同勘定の負担において、借入金をすることができる。

(四) 石炭鉱業における生産体制の段階的縮小による地域経済社会への影響を極力緩和するため、雇用機会の確保、地方自治体の財政対策、産炭地域振興対策等地域活性化対策に万全の措置を講ずること。なお、高校生の転入学の円滑化を図ること。

(五) 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、石炭鉱業の現状にかんがみ、石炭対策を一層推進するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

四 附帯決議

本案施行に要する経費

五 施行期日

昭和六十二年度石炭並びに石油及び石油代替労働者に対する金銭の支払(3)石炭の適正な供給の確保に資する石炭の買入れ等の石炭供給安定事業に必要な資金の出資及び貸付け等を追加し、それの業務について規定する。

六 附帯決議

昭和六十二年度石炭並びに石油及び石油代替労働者に対する金銭の支払(3)石炭の適正な供給の確保に資する石炭の買入れ等の石炭供給安定事業に必要な資金の出資及び貸付け等を追加し、それの業務について規定する。

七 附帯決議

昭和六十二年度石炭並びに石油及び石油代替労働者に対する金銭の支払(3)石炭の適正な供給の確保に資する石炭の買入れ等の石炭供給安定事業に必要な資金の出資及び貸付け等を追加し、それの業務について規定する。

八 附帯決議

昭和六十二年度石炭並びに石油及び石油代替労働者に対する金銭の支払(3)石炭の適正な供給の確保に資する石炭の買入れ等の石炭供給安定事業に必要な資金の出資及び貸付け等を追加し、それの業務について規定する。

九 附帯決議

昭和六十二年度石炭並びに石油及び石油代替労働者に対する金銭の支払(3)石炭の適正な供給の確保に資する石炭の買入れ等の石炭供給安定事業に必要な資金の出資及び貸付け等を追加し、それの業務について規定する。

十 附帯決議

昭和六十二年度石炭並びに石油及び石油代替労働者に対する金銭の支払(3)石炭の適正な供給の確保に資する石炭の買入れ等の石炭供給安定事業に必要な資金の出資及び貸付け等を追加し、それの業務について規定する。

十一 附帯決議

昭和六十二年度石炭並びに石油及び石油代替労働者に対する金銭の支払(3)石炭の適正な供給の確保に資する石炭の買入れ等の石炭供給安定事業に必要な資金の出資及び貸付け等を追加し、それの業務について規定する。

十二 附帯決議

昭和六十二年度石炭並びに石油及び石油代替労働者に対する金銭の支払(3)石炭の適正な供給の確保に資する石炭の買入れ等の石炭供給安定事業に必要な資金の出資及び貸付け等を追加し、それの業務について規定する。

十三 附帯決議

昭和六十二年度石炭並びに石油及び石油代替労働者に対する金銭の支払(3)石炭の適正な供給の確保に資する石炭の買入れ等の石炭供給安定事業に必要な資金の出資及び貸付け等を追加し、それの業務について規定する。

一 保安確保対策のより一層の充実強化を図ること。

と。また、石炭鉱山の規模縮小による資本費等の増嵩が経営基盤の過重な負担とならないよう配慮すること。

二 石炭鉱業における生産体制の段階的縮小による地域経済社会への影響を極力緩和するため、雇用機会の確保、地方自治体の財政対策、産炭地域振興対策等地域活性化対策に万全の措置を講ずること。なお、高校生の転入学の円滑化を図ること。

三 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

四 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の一部改正

(一) 法律の廃止期限を昭和六十七年三月三十日まで延長する。

(二) 昭和六十二年度から昭和六十四年度までの各年度に限り、石炭勘定において、石炭対策に要する費用の財源に充てるため必要があるときは、同勘定の負担において、借入金をすることができる。

(三) 昭和六十二年度から昭和六十四年度までに限り、石炭勘定において、石炭対策に要する費用の財源に充てるため必要があるときは、同勘定の負担において、借入金をすることができる。

(四) 石炭鉱業における生産体制の段階的縮小による地域経済社会への影響を極力緩和するため、雇用機会の確保、地方自治体の財政対策、産炭地域振興対策等地域活性化対策に万全の措置を講ずること。なお、高校生の転入学の円滑化を図ること。

(五) 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、石炭鉱業の現状にかんがみ、石炭対策を一層推進するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

四 附帯決議

本案施行に要する経費

五 施行期日

昭和六十二年度石炭並びに石油及び石油代替労働者に対する金銭の支払(3)石炭の適正な供給の確保に資する石炭の買入れ等の石炭供給安定事業に必要な資金の出資及び貸付け等を追加し、それの業務について規定する。

六 附帯決議

昭和六十二年度石炭並びに石油及び石油代替労働者に対する金銭の支払(3)石炭の適正な供給の確保に資する石炭の買入れ等の石炭供給安定事業に必要な資金の出資及び貸付け等を追加し、それの業務について規定する。

七 附帯決議

昭和六十二年度石炭並びに石油及び石油代替労働者に対する金銭の支払(3)石炭の適正な供給の確保に資する石炭の買入れ等の石炭供給安定事業に必要な資金の出資及び貸付け等を追加し、それの業務について規定する。

八 附帯決議

昭和六十二年度石炭並びに石油及び石油代替労働者に対する金銭の支払(3)石炭の適正な供給の確保に資する石炭の買入れ等の石炭供給安定事業に必要な資金の出資及び貸付け等を追加し、それの業務について規定する。

九 附帯決議

昭和六十二年度石炭並びに石油及び石油代替労働者に対する金銭の支払(3)石炭の適正な供給の確保に資する石炭の買入れ等の石炭供給安定事業に必要な資金の出資及び貸付け等を追加し、それの業務について規定する。

十 附帯決議

昭和六十二年度石炭並びに石油及び石油代替労働者に対する金銭の支払(3)石炭の適正な供給の確保に資する石炭の買入れ等の石炭供給安定事業に必要な資金の出資及び貸付け等を追加し、それの業務について規定する。

十一 附帯決議

昭和六十二年度石炭並びに石油及び石油代替労働者に対する金銭の支払(3)石炭の適正な供給の確保に資する石炭の買入れ等の石炭供給安定事業に必要な資金の出資及び貸付け等を追加し、それの業務について規定する。

一八七

**炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書**

一 議案の目的及び要旨

本案は、石炭鉱業の合理化に伴い離職を余儀なくされた炭鉱離職者に対し、再就職に関する援護その他の措置を引き続き講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 廃止期限の延長

法律の廃止期限を昭和六十七年三月三十一日まで延長する。

2 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

3 議案の可決理由

本案は、炭鉱離職者の再就職の現状等にかんがみ、炭鉱離職者対策を更に継続するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費  
昭和六十二年度石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計予算石炭勘定において、炭鉱離職者援護対策費のうち炭鉱離職者就職促進手当等三十八億七十七万四千円が計上さる報告する。

昭和六十二年三月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿

竹内 素一

[別紙]

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議  
政府は、本法施行に当たり、特に、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。  
一 石炭鉱山における生産体制の段階的縮小に伴い、離職を余儀なくされる労働者の増加が予測される実情にかんがみ、雇用機会の確保、再就職のあつせん等の対策を強化するとともに、就

職促進手当、職業訓練等援護措置の拡充について検討すること。

一 閉山時における社会的摩擦を避けるため、既往債を含めた債務の確保を図るよう適切な指導をすること。

一 三菱高島炭鉱の閉山に伴う炭鉱離職者の就職援護対策を強力に推進すること。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和六十二年三月四日

内閣総理大臣 中曾根康弘

第一條 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律

(関税定率法の一部改正)

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表の付表中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを「一號」で繰り上げる。

(関税暫定措置法の一部改正)

第一条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改め、同条

第二項及び第三項を削る。

第三条から第六条までの規定中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十五年三月三十一日」に改める。

第六条の二の見出し中「海洋開発用物品等」を「海洋開発用物品」に改め、同条中「開発事業等」を「開発事業」に改める。

第六条の四中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。同条

第七条第一項、第七条の二第一項、第七条の

三第一項及び第四項並びに第七条の四第一項中「第八条の六第三項において「特恵対象物品」という」を「第八条の六第三項において「特定特恵鉱工業

「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。

第七条の五第一項中「昭和六十二年三月三十日」を「昭和六十五年三月三十一日」に改め、同項第二号中「又は有機界面活性剤」を「有機界面活性剤」に改め、「シロ糖脂肪酸エステルの製造」の下に「又はセファロスボリン系抗生物質の中間物(セフュム環を有するものに限る)の製造」を加え、同項第三号を削る。

第八条第一項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十五年三月三十一日」に、「別表第一の三」を「別表第一の二」に改める。

第八条の二第一項第一号中「別表第一の二の税率」を削り、「最も低いもの」を「いずれか低いもの」に改め、同条第三項中「並びに関税定率法別表第一五・一五号の二及び第五七・〇六号」を「及び関税定率法別表第一五・一五号の二」に改める。

第八条の三の見出しを「特惠関税の適用の停止の原則等」に改め、同条第一項中「第八条の大第四項」を「第八条の六第三項」に、「前条第一項第一号」を「前条第一項各号」に、「同条第三項の規定の適用を受けるものを除く」を「関税定率法別表第一五・一五号の二に掲げる物品に限る」に、「同号」を「同項各号」に改め、同条第二項中「別表第二に定める税率が無税とされているもの並びに」を削り、「同号」を「同項各号」に改める。

第八条の四の見出し中「適用の停止等」を「適用の停止の特例等」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「特恵受益国を原産地とする第八条の二第一項第二号」を「前条第一項の規定にかかるらず、特恵受益国を原産地とする第八条の二第一項第二号」に、「で同項」を「の業その他の」を「開発事業で」に改める。

第六条の四中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第六条の四第一項後段の規定により算定した同項の特定特恵鉱工業産品等の限度額等の四分の一が次の各号に掲げる額又は数量のうちいずれか多い額又は数量を下回るときは、

新法第八条の四第一項後段の規定中「限度額等の四分の一」とあるのは、「附則第二項各号に掲げる額又は数量のうちいずれか多い額又は数量」として、同項後段の規定を適用す

る。

一 新法第八条の四第一項の特定特恵鉱工業産品等に該当する改正法第二条の規定によ

一定特恵鉱工業産品等の」に、「前前年」を「前々年」に、「特恵対象物品に限る」を「同法別表第五七・〇六号に掲げるものに限る」に、「その年」を「当該前々年」に、「特恵対象物品について」に、「特定特恵鉱工業産品等について」に、「三分の一」を「四分の一」に改め、同項第一号中「第八条の二第一項第二号又は第三号に掲げる物品」を「特定特恵鉱工業産品等」に改め、「影響」の下に「その他の事情」を加え、同項第二号中「特恵対象物品」を「特定特恵鉱工業産品等」に改め、同条第二項から第五項まで「影響」の下に「その他の事情」を加え、同項第二号中「特恵対象物品」を「特定特恵鉱工業産品等」に改め、「影響」の下に「その他の事情」を加え、同項第四項中「第二条第一項若しくは第二項」を「第二条」に改め、同条第二項中「第二条第一項」を「第二条」に改め、「又は同条第二項の規定」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「特恵対象物品」を「特定特恵鉱工業産品等」に改め、同条第二項から第五項まで「影響」の下に「その他の事情」を加え、同條第五項を同条第四項とする。

第八条の六第一項中「第二条第一項若しくは第二項」を「第二条」に改め、同条第二項中「第二条第一項」を「第二条」に改め、「又は同条第二項の規定」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「特恵対象物品」を「特定特恵鉱工業産品等」に改め、「影響」の下に「その他の事情」を加え、同條第五項を同条第四項とする。

第八条の六第一項中「第二条第一項若しくは第二項」を「第二条」に改め、同条第二項中「第二条第一項」を「第二条」に改め、「又は同条第二項の規定」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「特恵対象物品」を「特定特恵鉱工業産品等」に改め、「影響」の下に「その他の事情」を加え、同條第五項を同条第四項とする。

第八条の六第一項中「第二条第一項若しくは第二項」を「第二条」に改め、同条第二項中「第二条第一項」を「第二条」に改め、「又は同条第二項の規定」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「特恵対象物品」を「特定特恵鉱工業産品等」に改め、「影響」の下に「その他の事情」を加え、同條第五項を同条第四項とする。

第八条の六第一項中「第二条第一項若しくは第二項」を「第二条」に改め、同条第二項中「第二条第一項」を「第二条」に改め、「又は同条第二項の規定」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「特恵対象物品」を「特定特恵鉱工業産品等」に改め、「影響」の下に「その他の事情」を加え、同條第五項を同条第四項とする。

る改正前の関税暫定措置法第八条の四第一項の規定により算定した昭和六十一年度における同項の特惠対象物品の限度額等の三分の一

二 新法第八条の四第一項の特定特惠鉱工業產品等に該当する関税定率法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第八号)。次項において「昭和五十九年改正法」といふ。(第三条の規定による改正前の関税暫定措置法第八条の四第一項の規定により算定した昭和五十八年度における同項の特惠対象物品の限度額等の三分の一

附則第三項中「新法」を「昭和五十九年改正法」に改める。

附則中第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 新法第八条の四第一項前段及び第二項の規定の昭和六十二年度における適用については、同条第一項前段の規定中「当該年度の初日の属する年の前々年」とあり、及び「当該前々年」とあるのは「昭和五十九年」と「加

別表第一(A) 第一七・〇二号を次のように改める。

一七・〇二 その他の糖類(固体のものに限る)並びに糖水(香味料又は着色料を加えたものを除く。人造はちみつ(天然はちみつを混合してあるかどうかを問わない)及びカラメル

B その他のもの

(1) その他のもの

ハイ・テスト・モラセス  
グルタミン酸及びその塩、酵母、リシン、五  
リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するも

八 その他のもの

アルコールの製造用のアルコール添加以外の方法により発酵を止めたものに限る。

二二・〇四 ぶどう搾汁(発酵中のもの及びアルコール添加以外の方法により発酵を止めたものに限る)。

二二・〇五 その他の発酵酒(例えは、りんご酒、なし酒及びミード)

二二・〇六 ベルモットその他のぶどう酒(生鮮のぶどうから製造したもので、芳香性エキスにより香味を付けたものに限る)。

二二・〇七 その他の発酵酒(例えは、りんご酒、なし酒及びミード)

二 その他のもの

(1) 発酵酒(清酒を除く)に第二〇・〇七号又は第二二・〇二号に掲げる物品を加えたもの

二二・〇八 その他のもの

算した額又は数量」とあるのは「加算した額又は数量」と、同条第二項中「当該限度額等に百分の六以下で政令で定める割合(以下この項において「一定の割合」という)を乗じて得た額又は数量を加算した」とあるのは「百分の百五十を乗じて得た」と、「当該限度額等に一定の割合の二分の一の割合を乗じて得た額又は数量を加算した」とあるのは「百分の百三十を乗じて得た」と、「当該限度額等に一定の割合を乗じて得た額又は数量を加算した」とあるのは「百分の百三十を乗じて得た」と、「前年度における当該特定特惠鉱工業產品等の限度額等を」とあるのは「前年度における当該特定特惠鉱工業產品等の限度額等に百分の百十を乗じて得た額又は数量(当該特定特惠鉱工業產品等の輸入が当該本邦の産業に損害を与えるおそれがある物品として政令で定める物品について、前年度における当該特定特惠鉱工業產品等の限度額等とする。)」とする。

別表第一 中「附則第五項」を「附則第六項」に改める。

新法第八条の四第一項前段及び第二項の規定の昭和六十二年度における適用については、同条第一項前段の規定中「当該年度の初日の属する年の前々年」とあり、及び「当該前々年」とあるのは「昭和五十九年」と「加

別表第一(A) 第一七・〇二号を次のように改める。

一七・〇二 その他の糖類(固体のものに限る)並びに糖水(香味料又は着色料を加えたものを除く。人造はちみつ(天然はちみつを混合してあるかどうかを問わない)及びカラメル

B その他のもの

(1) その他のもの

ハイ・テスト・モラセス  
グルタミン酸及びその塩、酵母、リシン、五  
リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するも

八 その他のもの

アルコールの製造用のアルコール添加以外の方法により発酵を止めたものに限る。

二二・〇四 ぶどう搾汁(発酵中のもの及びアルコール添加以外の方法により発酵を止めたものに限る)。

二二・〇五 その他の発酵酒(例えは、りんご酒、なし酒及びミード)

二二・〇六 ベルモットその他のぶどう酒(生鮮のぶどうから製造したもので、芳香性エキスにより香味を付けたものに限る)。

二二・〇七 その他の発酵酒(例えは、りんご酒、なし酒及びミード)

二 その他のもの

(1) 発酵酒(清酒を除く)に第二〇・〇七号又は第二二・〇二号に掲げる物品を加えたもの

二二・〇八 その他のもの





三・七%】に、  
一般用のもの（フィルムの幅が三五ミリメートルのものを除く。及びマイクロ写真用のもの（フィルムの幅が三五ミリメートルのもの）が三五ミリメートルのものに限る。以外のものに限る。）以外のものに限る。）

昭和六十二年三月三一日まで輸入されるもの  
昭和六十二年四月一日から昭和六三年三月三一日まで輸入されるもの

に改める。

三・七%

一般用のもの（フィルムの幅が三五ミリメートルのものを除く。及びマイクロ写真用のもの（フィルムの幅が三五ミリメートルのもの）が三五ミリメートルのものに限る。）以外のものに限る。）

(1) 昭和六十二年三月三一日までに輸入されるもの  
(2) 昭和六二年四月一日から昭和六三年三月三一日までに輸入されるもの

三・九%

三・七%

を

三・九%  
三・七%

を

四〇・〇六 天然ゴム又は合成ゴム（ゴムラテックスを含む。）のその他形状又は状態のもの（例えば、棒、管、形材、溶液及び分散液、形材、溶液及び分散液、加硫しないものに限る。）及び天然ゴム又は合成ゴムの製品（例えば、紡織用織維の糸でゴムを塗布し又は染み込ませたものの、リング及び円盤、加硫しないものに限る。）

五・八% 無税

一 天然ゴムの溶液及びペースト

別表第一(A)第四一・〇二号中「昭和六二年三月三一日」を「昭和六三年三月三一日」に、「三四一、〇〇〇平方メートルを基準とし」を「三七七、〇〇〇平方メートルを基準とし」に改め、「(三四一、〇〇〇平方メートルを下らない数量とする。」を削り、「七四、〇〇〇平方メートル」を「七六、三〇〇平方メートル」に改める。

三一、〇〇〇平方メートル」を「四〇四、〇〇〇平方メートル」に改める。  
別表第一(A)第四一・〇四号中「昭和六二年三月三一日」を「昭和六三年三月三一日」に、「四

別表第一(A)第四一・〇五号に次のように加える。

(2) わに革及びとかげ革のうち染色し、着色し又は模様付けしたもの以外のもの

三 その他もののうち染色し、着色し又は模様付けしたもの以外のもの

無税

別表第一(A)第四四・〇五号に次のように加える。

三 松脂、もみ脂（カリホルニアレッドファー、グランードファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）とどうひ属（ジトカスブルースを除く。）又はからまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下）のうちのものに限る。のうち

無税

別表第一(A)第四四・〇九号に次の一號を加える。

四四・一一 建築用繊維板（木材その他の植物性材料から製造したものに限るものとし、天然樹脂、人造樹脂その他の有機結合剤を用いてあるかどうかを問わない。）のうち

三・五%

別表第一(A)第三九・〇七号中

四・八%

衛生用品、化粧用品、事務用品、装飾用品、装身具、附属品及び電気照明器具並びにロープラインド、オーライブ、ネシャンブランドその他のこれらに類する製品及びそのばね板

に改め、同号の次に次の二号を加える。

別表第一 (A) 第四四・一二号に次のように加える。

三 松属、もみ属(カリホルニアレッドファー、グラン  
ドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバー)  
ファード(を除く)、とひ属(シトカスプルースを除く)  
又はからまつ属のもの(厚さが一六〇ミリメートル以下  
のものに限る)を含む。

別表第一 (A) 第四四・一四号に次のように加える。

その他のもの(チークの薄板(單に切り、ひき又は割  
つたものに限るものとし、紙又は織物で補強したもの  
を除く)を除く)を含む。

別表第一 (A) 第四四・一五号を次のように改める。

合板、ブロックボード、ラミンボード、パッテンボードその他  
これらに類する積層木材(ペニヤドペネル及びペニヤドシート  
及び象眼し又は寄せ木した木材のうち

合板

ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これら  
に類する表面加工をしたもの(うち

側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工

をしたもの

昭和六年三月三一日までに輸入されるもの

昭和六年四月一日から昭和六年三月三一日までに  
輸入されるもの

昭和六年三月三一日までに輸入されるもの

集材

別表第一 (A) 第四四・一八号中「一二%」を「八%」に改め、同号の次に次の二号を加える。

四四・一九 木製の玉縁及び線形(縫加工をした腰羽目板その他の中板を含む)を含む。

別表第一 (A) 第四八・〇七号中

昭和六年三月三一日までに輸入されるもの

四・六%に、

昭和六年三月三一日までに輸入されるもの

三・五%を

昭和六年三月三一日までに輸入されるもの

二・五%を

昭和六年三月三一日までに輸入されるもの

一・五%を

昭和六年三月三一日までに輸入されるもの

一・三%を

昭和六年三月三一日までに輸入されるもの

四・六%を

昭和六年三月三一日までに輸入されるもの

四・六%を

昭和六年三月三一日までに輸入されるもの

三・五%を

昭和六年三月三一日までに輸入されるもの

二・五%を

昭和六年三月三一日までに輸入されるもの

一・五%を

昭和六年三月三一日までに輸入されるもの

一・三%を

無税

昭和六十二年三月二十五日 衆議院会議録第九号 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

一九四

別表第一 (A) 第七一・〇二号中

B その他のもののうち  
ダイヤモンドのもの

四% 無税

B その他のもののうち  
ダイヤモンドのもの

四% 無税

別表第一 (A) 第七一・〇三号の次に次の一号を加える。  
七一・〇五 銀(金又は白金を含めた銀を含むものとし、加工していないもの及び一次製品に限る。)の塊、片、粒、粉、棒、形材、板及び帶のうち

五% 無税

別表第一 (A) 第七六・〇一  
第七六・〇二号を次のように改める。

五% 無税

別表第一 (A) 第七六・〇三号を次のように改める。

五% 無税

(一) アルミニウム(合金を除く。)の塊  
(1) 昭和六二年一二月三一日までに輸入されるもの  
(2) 昭和六三年一月一日から昭和六三年三月三一日までに輸入されるもの

五% 無税

(二) アルミニウム合金のもの

五% 無税

(一) 昭和六二年一二月三一日までに輸入されるもの  
(2) 昭和六三年一月一日から昭和六三年三月三一日までに輸入されるもの

五% 無税

別表第一 (A) 第七六・〇三

五% 無税

アルミニウムの板及び帶

五% 無税

(1) 大型のコンテナ(政令で定める規格のものに限る。)(屋根板として用いられるもの(幅が二・三メートル以上の大物のに限る。)及び航空機用のアルミニウムの板(ラッドしかつ、鏡面仕上げをしたものに限る。))の塊及びその他のもの

五% 無税

(1) 昭和六二年一二月三一日までに輸入されるもの  
(2) 昭和六三年一月一日から昭和六三年三月三一日までに輸入されるもの

五% 無税

別表第一 (A) 第七七・〇四号の次に次の一号を加える。

五% 無税

ベリリウム及びその製品

五% 無税

一塊及び粉

五% 無税

別表第一 (A) 第七九・〇一号に次のように加える。

五% 無税

三 その他もの

五% 無税

別表第一 (A) 第八四・一一号中

往復式以外のもので重量が〇〇キログラム以下のもの(ガススターバイブ用のフリーピストン式圧縮機を除く。)

ガススターバイブ用のフリーピストン式圧縮機以外のもののうち主として税関空港(税関法第二条第一項第十二号に規定する税関空港をいう。以下同じ。)において航空機の原動機の始動に使用するもの

その他のもの(往復式以外のもので重量が〇〇キログラム以下のものに限る。)

往復式以外のもので重量が〇〇キログラム以下のもの(ガススターバイブ用のフリーピストン式圧縮機を除く。)

無税

別表第一 (A) 第八四・一二号中

往復式以外のもので重量が〇〇キログラム以下のもの(ガススターバイブ用のフリーピストン式圧縮機を除く。)

ガススターバイブ用のフリーピストン式圧縮機以外のもののうち主として税関空港(税関法第二条第一項第十二号に規定する税関空港をいう。以下同じ。)において航空機の原動機の始動に使用するもの

その他のもの(往復式以外のもので重量が〇〇キログラム以下のものに限る。)

往復式以外のもので重量が〇〇キログラム以下のもの(ガススターバイブ用のフリーピストン式圧縮機を除く。)

無税

別表第一 (A) 第八四・二二号中

往復式以外のもので重量が〇〇キログラム以下のもの(ガススターバイブ用のフリーピストン式圧縮機を除く。)

ガススターバイブ用のフリーピストン式圧縮機以外のもののうち主として税関空港(税関法第二条第一項第十二号に規定する税関空港をいう。以下同じ。)において航空機の原動機の始動に使用するもの

その他のもの(往復式以外のもので重量が〇〇キログラム以下のものに限る。)

往復式以外のもので重量が〇〇キログラム以下のもの(ガススターバイブ用のフリーピストン式圧縮機を除く。)

無税

別表第一 (A) 第八四・二三号中

往復式以外のもので重量が〇〇キログラム以下のもの(ガススターバイブ用のフリーピストン式圧縮機を除く。)

ガススターバイブ用のフリーピストン式圧縮機以外のもののうち主として税関空港(税関法第二条第一項第十二号に規定する税関空港をいう。以下同じ。)において航空機の原動機の始動に使用するもの

その他のもの(往復式以外のもので重量が〇〇キログラム以下のものに限る。)

往復式以外のもので重量が〇〇キログラム以下のもの(ガススターバイブ用のフリーピストン式圧縮機を除く。)

無税

別表第一 (A) 第八四・二四号中

往復式以外のもので重量が〇〇キログラム以下のもの(ガススターバイブ用のフリーピストン式圧縮機を除く。)

ガススターバイブ用のフリーピストン式圧縮機以外のもののうち主として税関空港(税関法第二条第一項第十二号に規定する税関空港をいう。以下同じ。)において航空機の原動機の始動に使用するもの

その他のもの(往復式以外のもので重量が〇〇キログラム以下のものに限る。)

往復式以外のもので重量が〇〇キログラム以下のもの(ガススターバイブ用のフリーピストン式圧縮機を除く。)

無税

別表第一 (A) 第八四・二五号中

往復式以外のもので重量が〇〇キログラム以下のもの(ガススターバイブ用のフリーピストン式圧縮機を除く。)

ガススターバイブ用のフリーピストン式圧縮機以外のもののうち主として税関空港(税関法第二条第一項第十二号に規定する税関空港をいう。以下同じ。)において航空機の原動機の始動に使用するもの

その他のもの(往復式以外のもので重量が〇〇キログラム以下のものに限る。)

往復式以外のもので重量が〇〇キログラム以下のもの(ガススターバイブ用のフリーピストン式圧縮機を除く。)

無税

別表第一 (A) 第八四・二六号中

往復式以外のもので重量が〇〇キログラム以下のもの(ガススターバイブ用のフリーピストン式圧縮機を除く。)

ガススターバイブ用のフリーピストン式圧縮機以外のもののうち主として税関空港(税関法第二条第一項第十二号に規定する税関空港をいう。以下同じ。)において航空機の原動機の始動に使用するもの

その他のもの(往復式以外のもので重量が〇〇キログラム以下のものに限る。)

往復式以外のもので重量が〇〇キログラム以下のもの(ガススターバイブ用のフリーピストン式圧縮機を除く。)

無税

別表第一(A) 第八四・五九号中 「七 その他の機械類及びその部分品」のうち

六 原子炉及びその部分品のうち

炭酸ガス冷却型のもの

七 その他の機械類及びその部分品のうち

に改める。

別表第一(A) 第八七・〇一号中 「一 車輪式のもの」

無税

農業用のもの

その他のもののうち

主として税関空港において航機のけん引又は貨物の運搬若しくは荷役に使用するもの

無税

に改める。

別表第一(A) 第八七・〇六号の次に次の二号を加える。

八七・〇七 フォークリフトトラック、プラットホームトラック、ストラッ

ドルキャリヤーその他の作業トラック(工場倉庫、埠頭又は空港で貨物の短距離の運搬又は荷役に使用する型式のトラック)及び停車場のプラットホームで使用する主として税関空港において貨物の運搬又は荷役に使用するもの

無税

無税

別表第一(B) 第二二・〇九号を次のように改める。

二二二・〇九

エチルアルコール(変性しないものでアルコール分が八〇度に満たないものに限る。及び蒸留酒、リキニールその他のアルコール飲料並びに飲料製造用の調製品(いわゆる濃縮エキス)でアルコールを含有するもの)

四 その他のもののうち

別表第一(A) 第二二・〇九号の二の四に掲げる共通の限度数量を限度として定められてゐる税率の適用を受けるもの以外のもののうち

一 エチルアルコール及び蒸留酒

エチルアルコール

二 リキニールその他のアルコール飲料(蒸留酒を除く)  
(二) 合成清酒及び白酒

三 その他のもの  
別表第一(B) 第二七・〇四号を次のように改める。

二二七・〇四 コークス及び半成コークス(石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限る。並びにレトルトカーボンのうち)

にレトルトカーボンのうち  
コークス及び半成コークス

別表第一(B) 第二七・〇五の二号を削る。

二 その他のもの

(二)

別表第一(B) 第二七・〇七号中

A 石炭酸の含有量が水分を除いた全重量の八〇%を超えるもの

(二)

B 石炭酸の含有量が水分を除いた全重量の五〇%を超える八〇%以下のもの

(二)

C その他のもの

円につき九六  
一リットル  
につき七〇  
円四〇銭  
一二・八%

円につき九六  
一リットル  
につき七〇  
円四〇銭  
一二・八%

三・二%

二

一

一・六%

一・六%

一

一・六%

一・六%

一

一・五%

一・五%

一

一・五%

昭和六十二年三月二十五日 案議院会議録第九号 関税定期法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

一九六



昭和六十二年三月二十五日

衆議院会議録第九号  
関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

一九八



取組み、開発途上国への協力等を通じ、保護主義の防あつ、世界経済の活性化に引き続き貢献し得るよう努めること。

一 関税率の引下げに当たっては、国内産業への影響を十分考慮し、特に農林水産業、中小企業の体質改善を併せ考えつつ、国民生活の安定に寄与するよう努めること。

一 紙巻たばこの関税率の無税化に伴い、我が国たばこ産業の国際競争力の強化に努めるとともに、たばこ産業に深刻な影響が生ずる場合には、適切な対応に努めること。

一 輸出入貿易の伸展に伴う税関業務量の増大に加え、覚せい剤、銃砲等の取締りの一層の強化が社会的要請となつていていることからがみ、業務処理体制等の一層の見直しを行うことにより、税関業務の効率的、重点的運用に努め、税関職員の特殊な職務を考慮して要員の確保はもとより特にその待遇の改善に努めること。

### 租税特別措置法の一部を改正する法律案

右  
昭和六十二年二月十日

内閣総理大臣 中曾根康弘

租税特別措置法の一部を改正する法律  
租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条の五」を「第二十条の六」に、「第二十条の七」を「第二十条の八」に、「第二十七条の四」を「第二十七条の五」に改める。  
第六条第一項及び第七条中「昭和六十二年三月三十日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。

第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十条の四 青色申告書を提出する個人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、昭和六十二年四月一日から昭和六十四年三月三十日までの期間(第三項及び第四項において「指定期間」という。)内に、その製作の後事業の用に供されたことのない当該各号の中欄に掲げる機械及び装置並びに器具及び備品(以下この条において「事業基盤強化設備」という。)で政令で定める規模のもの(以下第四項まで及び第七項において「特定事業基盤強化設備」という。)を取得し、又は特定事業基盤強化設備を製作して、これを所得税法の施行地にある当該個人の営む当該各号の下欄に掲げる事業の用(貸付けの用を除く。以下この条において「対象事業の用」という。)に供した場合には、その対象事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」という。)の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定事業基盤強化設備(次条から第十三条の二まで、第十五条又は第十六条の規定の適用を受けるものを除く。)の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかる限り、当該特定事業基盤強化設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定事業基盤強化設備の償却費として同条の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

個	人	資	産	業
特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法(昭和六十二年四月一日から昭和六十四年三月三十日までの期間(第三項及び第四項において「指定期間」という。)内に、その製作の後事業の用に供されたことのない当該各号の中欄に掲げる機械及び装置並びに器具及び備品(以下この条において「事業基盤強化設備」という。)で政令で定める規格のもの(以下第四項まで及び第七項において「特定事業基盤強化設備」という。)を取得し、又は特定事業基盤強化設備を製作して、これを所得税法の施行地にある当該個人の営む当該各号の下欄に掲げる事業の用(貸付けの用を除く。以下この条において「対象事業の用」という。)に供した場合には、その対象事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」という。)の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定事業基盤強化設備(次条から第十三条の二まで、第十五条又は第十六条の規定の適用を受けるものを除く。)の償却費として必要経費に算入する金額は、 <u>所得税法第四十九条第一項の規定にかかる限り</u> 、当該特定事業基盤強化設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定事業基盤強化設備の償却費として同条の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。	機械及び装置			
一 事業転換法第二条第二項に規定する事業転換法第二号に掲げる個人に該当する個人	機械及び装置			
二 事業転換法第三条第一項に規定する事業転換計画に係る同項の承認を受けた個人(前号に掲げる個人に該当する個人)	機械及び装置			

三 下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第二百四十五号)第二条第三項に規定する下請事業者に於ける事業の取引に依存する特定親事業者との間の取引に於ける度合の高いもの(前号に掲げる個人に該当する者)を除く。	機械及び装置	指定業種以外の業種に属する事業	指定業種以外の業種に属する事業	指定業種以外の業種に属する事業
四 卸売業若しくは小売業を営む個人又はサービス業でその基盤の強化を通じて消費の拡大、雇用機会の確保等国民経済の安定及び発展に貢献することが必要な定めるものとして政令で定める事業を営む個人	機械及び装置並びに器具及び備品で当該	機械及び装置	機械及び装置	機械及び装置
五 前項の規定により当該特定事業基盤強化設備の償却費として必要経費に算入した金額がその償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定事業基盤強化設備の償却費として必要経費に算入する金額は、 <u>所得税法第四十九条第一項の規定にかかる限り</u> 、当該特定事業基盤強化設備の償却費として必要経費に算入される金額を下ることはできない。	指定期種以外の業種に属する事業	指定期種以外の業種に属する事業	指定期種以外の業種に属する事業	指定期種以外の業種に属する事業

2 前項の規定により当該特定事業基盤強化設備の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定事業基盤強化設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかる限り、当該特定事業基盤強化設備の償却費として必要経費に算入される金額を下ることはできない。

翌年分の事業所得の金額の計算上、当該特定事業基盤強化設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかる限り、当該特定事業基盤強化設備の償却費として必要経費に算入される金額を下ることはできない。

却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とができる。

### 3 第一項に規定する個人が、指定期間内に、そ

の製作の後事業の用に供されたことのない特定事業基盤強化設備を取得し、又は特定事業基盤強化設備を製作して、これを所得税法の施行地にある当該個人の営む対象事業の用に供した場合において、当該特定事業基盤強化設備につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その対象事業の用に供した当該特定事業基盤強化設備(次条から第十三条の二まで、第十五条又は第十六条の規定による控除を受けるものを除く。)の取得価額の合計額の百分の七に相当する金額(以下この項及び第六項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その対象事業の用に供した当該特定事業基盤強化設備につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額(その年に於いてその対象事業の用に供した特定事業基盤強化設備につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合に

は、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5 青色申告書を提出する個人が、その年(事業用年を廃止した日の属する年を除く。)において繰越税額控除限度額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度額が当該個人のその年分の事業所得に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度額が当該個人のその年分の事業所得に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

### 4 第一項に規定する個人が、指定期間内に、そ

の製作の後事業の用に供されたことのない事業基盤強化設備を物品販賣業を営む者から契約により賃借(政令で定める要件を満たすものに限る。)をして、これを所得税法の施行地にある当該個人の営む対象事業の用に供した場合(その用に供した日の属する年の十二月三十一日まで引き続き、当該対象事業の用に供している場合に限る。)には、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その対象事業の用に供した事業基盤強化設備(その賃借に要する政令で定める費用の総額

が政令で定める金額以上であるものに限る。)に係る当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の七に相当する金額(以下この項及び第六項において「リース税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該個人の供用年におけるリース税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額(その年に於いてその対象事業の用に供した特定事業基盤強化設備につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合に

は、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

### 5 第二項及び第三項の規定は、確定申告書に

つ、特定事業基盤強化設備の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6 前項に規定する繰越税額控除限度額と同様に青色申告書を提出する個人が、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度額が当該個人のその年分の事業所得に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

7 第二項及び第三項の規定は、確定申告書に、これらの規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

### 8 第三項及び第四項の規定は、確定申告書に、

これらに規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

### 9 第五項の規定は、供用年及びその翌年分の確

定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超

過額の明細書の添付があり、かつ、当該翌年分の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

10 第一項に規定する繰越税額控除限度超過額の確定申告書に、同項の規定による控除を受けた金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

### 11 第四項に規定する事業基盤強化設備につき同

項又は第五項の規定による控除を受けた個人が、その控除を受けた年の翌年以後の各年において当該対象事業の用に供しなくなつた場合に当該対象事業の用に供した事業基盤強化設備の賃借による著しい損傷その他の政令で定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額)をいう。

12 前項の規定を適用する場合における同項の対象事業の用に供しなくなつた事業基盤強化設備に係る第四項又は第五項の規定による控除を受けた金額の計算の方法その他前項の規定の適用に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

### 13 第十一項の規定に該当することとなつた場合

において、同項の規定による修正申告書の提出に記載すべきべきである所得税の額その他の事項につき國税通則法第二十四条又は第二十一条の規定による更正を行う。

14

第十一項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一、当該修正申告書で第十一項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二、当該修正申告書で第十一項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正についてでは、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第十条の四第十一項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三、国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

第十一條第一項中「同表の第七号」を「同表の第六号」に改め、同項の表の第一号中「当該機械その他の減価償却資産」の下に「既存の当該機械その他の減価償却資産に代えて設置をするものとしてする者に該当する個人」

個人 資産 割合

一大規模地震対策特別措置法 〔昭和五十三年法律第七十三条〕 〔第七条第一項又は第二項に規定する者に該当する個人〕	同法第二条第十二条号に規定する地 震防災応急計画に基づき設置する機 械及び装置その他の減価償却資 産で政令で定めるもの	百分の八
--	--	------

政令で定めるものを除く。」を加え、同表の第二号を削り、同表の第三号中「百分の十六」を「百分の十五」に改め、同号を同表の第二号とし、同表の第四号中「百分の十六」を「百分の十五」に改め、同号を同表の第三号とし、同表の第五号中「百分の十八」を「百分の十四」に改め、同号を同表の第五号とし、同表の第六号を同表の第五号とし、同表の第七号中「百分の十四」を「百分の十二」に改め、同号を同表の第六号とし、同表の第八号を同表の第七号とする。

第十二条第一項の表の第一号中「政令で定める地区又は」を「政令で定める地区」に改め、「工業導入地区のうち政令で定める地区」の下に「又は半島振興法（昭和六十一年法律第六十三号）第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区的うち政令で定める地区」を加え、同表の第二号中「又は半島振興法（昭和六十一年法律第六十三号）第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区的うち政令で定める地区」を削り、「百分の十六」を「百分の十五」に改め、同表の第三号中「政令で定める地区」の下に「（次号に掲げる地区を除く。）」を加え、「百分の十六」を「百分の十五」に改め、同表の第五号を同表の第七号とし、同表の第四号を同表の第六号とし、同表の第三号の次に次の二号を加える。

四、前号に規定する政令で定める地区 〔第一年法律第九十一条〕 〔第二条第二項第一項に規定する特定地域のうち政令で定める地区〕	製造の事業その他政 令で定める事業	機械及び装置並びにその他の資 産を「地震防災対策用資産」に改め、同条第一項中「個人が、昭和五十八年四月一日から昭和六十二年三月三十日までの間に、地震防災応急対策に資するため大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三条）第二条第十二条号に規定する地 震防災応急計画に基づき設置する機械及び装置その他の減価償却資産で政令で定めるもの」を「個人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、昭和六十二年四月一日から昭和六十四年三月三十日までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産」に、「地震防災応急対策用資産」と「地 震防災対策用資産」、「地震防災応急対策用資産を減価償却する」を「当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の表を加える。
--	----------------------	---

五、特定地域中小企業対 策臨時措置法〔昭和六 十一年法律第九十一条〕 〔第二条第二項第一項に規 定する特定地域のうち政 令で定める地区〕	製造の事業	機械及び装置並びにその他の資 産を「地震防災対策用資産」に改め、同条第一項中「個人が、昭和五十八年四月一日から昭和六十二年三月三十日までの間に、地震防災応急対策に資するため大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三条）第二条第十二条号に規定する地 震防災応急計画に基づき設置する機械及び装置その他の減価償却資産で政令で定めるもの」を「個人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、昭和六十二年四月一日から昭和六十四年三月三十日までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産」に、「地震防災応急対策用資産」と「地 震防災対策用資産」、「地震防災応急対策用資産を減価償却する」を「当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の表を加える。
四、前号に規定する政令で定める地区 〔第一年法律第九十一条〕 〔第二条第二項第一項に規定する特定地域のうち政令で定める地区〕	製造の事業その他政 令で定める事業	機械及び装置並びにその他の資 産を「地震防災対策用資産」に改め、同条第一項中「個人が、昭和五十八年四月一日から昭和六十二年三月三十日までの間に、地震防災応急対策に資するため大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三条）第二条第十二条号に規定する地 震防災応急計画に基づき設置する機械及び装置その他の減価償却資産で政令で定めるもの」を「個人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、昭和六十二年四月一日から昭和六十四年三月三十日までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産」に、「地震防災応急対策用資産」と「地 震防災対策用資産」、「地震防災応急対策用資産を減価償却する」を「当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の表を加える。

第十二条の二第一項中「昭和六十二年三月三十 一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に、「百分 の十六」を「百分の十五」に改める。	第十三条第一項中「昭和六十二年三月三十一 日」を「昭和六十四年三月三十一日」に、「百分 の十六」を「百分の十五」に、「百分の二十三」を 「百分の二十一」に改める。	第十四条第一項中「昭和六十二年三月三十一 日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。
第十二条の二第一項中「昭和六十二年三月三十一 日」を「昭和六十四年三月三十一日」に、「百分 の十六」を「百分の十五」に、「百分の二十三」を 「百分の二十一」に改める。	第十五条第一項中「昭和六十二年三月三十一 日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。	第十五条第一項中「昭和六十二年三月三十一 日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。
第十二条の二第一項中「昭和六十二年三月三十一 日」を「昭和六十四年三月三十一日」に、「百分 の十六」を「百分の十五」に、「百分の二十三」を 「百分の二十一」に改める。	第十六条第一項中「昭和六十二年三月三十一 日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。	第十六条第一項中「昭和六十二年三月三十一 日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。
第十二条の二第一項中「昭和六十二年三月三十一 日」を「昭和六十四年三月三十一日」に、「百分 の十六」を「百分の十五」に、「百分の二十三」を 「百分の二十一」に改める。	第十七条第一項中「昭和六十二年三月三十一 日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。	第十七条第一項中「昭和六十二年三月三十一 日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。
第十二条の二第一項中「昭和六十二年三月三十一 日」を「昭和六十四年三月三十一日」に、「百分 の十六」を「百分の十五」に、「百分の二十三」を 「百分の二十一」に改める。	第十八条第一項中「昭和六十二年三月三十一 日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。	第十八条第一項中「昭和六十二年三月三十一 日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。
第十二条の二第一項中「昭和六十二年三月三十一 日」を「昭和六十四年三月三十一日」に、「百分 の十六」を「百分の十五」に、「百分の二十三」を 「百分の二十一」に改める。	第十九条第一項中「昭和六十二年三月三十一 日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。	第十九条第一項中「昭和六十二年三月三十一 日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。
第十二条の二第一項中「昭和六十二年三月三十一 日」を「昭和六十四年三月三十一日」に、「百分 の十六」を「百分の十五」に、「百分の二十三」を 「百分の二十一」に改める。	第二十条第一項中「昭和六十二年三月三十一 日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。	第二十条第一項中「昭和六十二年三月三十一 日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。
第十二条の二第一項中「昭和六十二年三月三十一 日」を「昭和六十四年三月三十一日」に、「百分 の十六」を「百分の十五」に、「百分の二十三」を 「百分の二十一」に改める。	第二十一条第一項中「昭和六十二年三月三十一 日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。	第二十一条第一項中「昭和六十二年三月三十一 日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。

第一項に規定する負担金	第二十条第一項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年三月二十一日」に改める。	
	第二十条の二の見出しを「プログラム等準備金」に改め、同条第一項中「昭和五十四年から昭和六十二年まで」を「昭和六十二年から昭和六十一年まで」に改める。	
二 他人の用に供するため構成した著作権法(昭和四十五年法律第百四十八号)第二条第一項に規定するデータベース等準備金(以下この号において「データベース」という。)を譲渡し、又はその利用の許諾を行う事業(第六項において「データベース業」という。)を営む個人	二 他人の用に供するため構成した著作権法(昭和四十五年法律第百四十八号)第二条第一項に規定するデータベース等準備金(以下この号において「データベース」という。)を譲渡し、又はその利用の許諾を行う事業(第六項において「データベース業」という。)を営む個人	
	二 他人の用に供するため構成した著作権法(昭和四十五年法律第百四十八号)第二条第一項に規定するデータベース等準備金(以下この号において「データベース」という。)を譲渡し、又はその利用の許諾を行う事業(第六項において「データベース業」という。)を営む個人	

四年まで」に、「プログラム準備金」を「プログラム等準備金」に改め、同項の表の第一号中「次号まで」を「この号及び第三号」に、「百分の三十」を「百分の三十五」に改め、同表の第二号を同表の第三号とし、同表の第一号の次に次の一号を加える。
その年分の事業所得に係る総収入金額のうちデータベースで当該個人が構成したものとして政令で定めるものの譲渡、提供又は利用での定めるところにより計算した金額の百分の十に相当する金額

第三章第二節第二款中第二十条の五を第二十条の六とし、第二十条の四の次に次の一条を加える。 (採石災害防止準備金)	第二十条の二第二項から第四項までの規定中「プログラム準備金」を「プログラム等準備金」に改め、同条第六項中「プログラム準備金」を「プログラム等準備金」に改め、「ソフトウェア業」の下に「又はデータベース業」を加える。	第二十条の二第二項から第四項までの規定中「プログラム準備金」を「プログラム等準備金」に改め、「ソフトウェア業」の下に「又はデータベース業」を加える。
最も低い金額以下の金額を採石災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立をした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。		
一 当該岩石採取場に係る採石災害防止費用の額の見積額として政令で定める金額(以下の項及び次項において「採石災害防止費用の見積額」という。)うち当該岩石採取場における岩石の採取の期間又は当該岩石採取場に係る採取予定期数を基礎として政令で定めるところにより計算した金額		
二 その年十二月三十一日において、当該岩石採取場に係る採石災害防止費用の支出に備えるため当該個人が政令で定めるところにより委託している信託財産(以下この項及び次項において「特定資産」という。)の額から、その年の前年十二月三十一日における当該岩石採取場に係る特定資産の額を控除した金額		
三 当該岩石採取場に係る採石災害防止費用の見積額から、その年十二月三十一日における採石災害防止準備金の金額		

四 前二項、前三号及び次項の場合以外の場合において採石災害防止準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における採石災害防止準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額
2 前項の採石災害防止準備金を積み立てている個人のその年十二月三十一日における採石災害防止準備金の金額が当該採石災害防止準備金に算入された金額がある場合には、これらは、その年分の事業所得に係る総収入金額に算入された金額を控除した金額。以下この条において同じ。)を控除した金額
3 第一項の採石災害防止準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの届出をした日(その届出書の提出をした日が許可された日)又はその届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日)における採石災害防止準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。
4 第一項の採石災害防止準備金を積み立てている個人が当該採石災害防止費用の額を支出した場合には、当該支出をした日ににおける当該岩石採取場に係る採石災害防止準備金の金額のうち当該支出した金額に相当する金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。
5 第二十条第一項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。
6 第二十条第十一項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。
7 第二十条第十二項から第十四項までの規定は、第一項の採石災害防止準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人が採石法第三十二条に規定する採石業を承継した場合について準用する。
8 第二十四条第一項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十七年三月三十一日」に、「開墾」を「開墾又は」に、「五年間」を「三年間」に改める。
9 第三十条の二第一項中「昭和六十二年」を「昭和六十四年」に改める。
10 第四十条の二中「昭和六十二年十二月三十一日」を「昭和六十七年十二月三十一日」に改める。
11 第三十条の二第一項中「三年間」を「五年間」に改め、同項第二号中「含む。」を「含む。」若しくは住宅・都市整備公団その他の政令で定める法

人を当事者とする当該既存住宅の取得の対価に係る債務の承継に関する契約に基づく当該法人に対する当該債務で、改め「賦松期間」の下に「(当該債務の承継に関する契約に基づく債務にあつては、政令で定める期間)」を加え、同条第二項及び第三項中「三年間」を「五年間」に改める。

第四十一条の二第一項中「翌年分」を「翌年以後三年内のいずれかの年分」に、「又は翌々年」を「以後四年内の各年」に改め、同条第五項中「翌年分」を「翌年以後三年内のいずれかの年分」に改める。

第四十二条の十三中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。

第四十二条の四第一項及び第四十二条の五第二項中「第六項」の下に「第四十二条の七第二項から第四項まで及び第六項」を加える。

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)

第四十二条の六第二項中「第三項」の下に「次条第二項から第四項まで及び第六項」を加え、同条第三項中「場合に限る」を「場合に限り、次条第三項の規定の適用を受けるものを除く」に改め、同条第六項中「並びに」の下に「次条第六項及び」を加え、同条の次に次の一条を加える。

〔特定中小企業者等の規定による指定業種のうち指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定事業基盤強化設備を取得し、又は特定事業基盤強化設備を製作して、これを供する法人の指定期間内に、その対象事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。)の当該特定事業基盤強化設備(次条から第四十六条の二まで、第四十八条、第四十九条若しくは第五十一条又はこれらに相当する金額をいう。)と

〔特定中小企業者等の規定による指定業種のうち指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定事業基盤強化設備を取得し、又は特定事業基盤強化設備を製作して、これを供する法人の指定期間内に、その対象事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。)の当該特定事業基盤強化設備(次条から第四十六条の二まで、第四十八条、第四十九条若しくは第五十一条又はこれらに相当する金額をいう。)と

2 特定中小企業者等が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定事業基盤強化設備を取得し、又は特定事業基盤強化設備を製作して、これを供する法人の指定期間内に、その対象事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。)の当該特定事業基盤強化設備(次条から第四十六条の二まで、第四十八条、第四十九条若しくは第五十一条又はこれらに相当する金額をいう。)と		二 事業転換法第二条第二項に規定する特定中小企業者のうち同項第三号に掲げるもので、次に掲げる法人に該当する法人に該当する者を除く。イ 事業転換法第九条第一項の認定を受けた法人(前号及び同項の承認を受けた法人(前号に掲げる法人に該当する者を除く。)を除く。)の當該各号の下欄に掲げる事業の用(貸付けの用を除く。以下この条において「対象事業の用」という。)に供した場合には、その対象事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。)の当該特定事業基盤強化設備(次条から第四十六条の二まで、第四十八条、第四十九条若しくは第五十一条又はこれらに相当する金額をいう。)と	
機械及び装置		機械及び装置	

3 特定中小企業者等が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない事業基盤強化設備を物品質貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを法人税法の施行地にある当該特定中小企業者等の営む対象事業の用に供した場合（その用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き、当該対象事業の用に供している場合に限る。）には、供用年度の所得に対する法人税の額からその対象事業の用に供した事業基盤強化設備（その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。）に係る当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第五項において「リース税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該特定中小企業者等の供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該特定中小企業者等の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその対象事業の用に供した特定事業基盤強化設備につき前項の規定により当該供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 青色申告書を提出する法人が、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において繰越税額控除限度額を有する場合には、当該事業年度における繰越税額控除限度額が当該事業年度の所得に対する法人税の額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該事業年度においてその対象事業の用に供した事業基盤強化設備につき第三項又は第四項の規定によりこれらの規定に規定する供用

化設備につき第二項又は前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（当該事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合の各事業年度に限る。）における税額控除限度額又はリース税額控除限度額のうち、第二項又は第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をい。

6 第三項に規定する事業基盤強化設備につき同項の規定の適用を受けた法人が、当該適用を受けた事業年度後の各事業年度において、当該事業基盤強化設備の賃借に係る契約において当該事業基盤強化設備の賃借をする期間として定められた期間内に当該事業基盤強化設備を当該法人の営む対象事業の用に供しなくなつた場合（当該法人の解散、当該事業基盤強化設備の災害による著しい損傷その他政令で定める事実が生じたことにより当該対象事業の用に供しなくなつた場合を除く。）には、当該法人に対しても課する当該対象事業の用に供しなくなつた日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該事業年度の所得に対する法人税の額を控除する。

7 前項の規定は、確定申告書等に同項に規定する税額控除限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

8 第一項の規定は、確定申告書等に同項に規定する税額控除限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

9 第二項及び第三項の規定は、確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

10 第四項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一条に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

11 第二項から第四項までの規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第一項から第三項まで及び第六十八条第一項から第三項まで並びに前条第六項及び第六十九条の二第一項

と、同法第七十二条第一項から第四項までの規定による控除を受けるべき金額に限るものとする。

12 第六項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは、「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）」並びに租税特別措置法第四十二条の七

とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の七第二項から第四項まで（事業基盤強化設備に係る第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他の前項の規定の適用に関し必要な金額を加算した金額とする。）

とあるのは「まず同条第一項から第四項までの規定による控除をし、次に前条」と、

同法第七十二条第一項第二号中「規定を適用」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）」並びに租税特別措置法第四十二条の七

とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の七第二項から第四項まで（事業基盤強化設備に係る第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他の前項の規定の適用に関し必要な金額を加算した金額とする。）」

とあるのは「この款並びに租税特別措置法第四十二条から第四項まで（事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）と、「まず前条」とあるのは「まず同条第一項から第四項までの規定による控除をし、次に前条」と、

「この款並びに租税特別措置法第四十二条の七第二項から第四項まで（事業基盤強化設備を取

得した場合等の法人税額の特別控除）と、「まず前条」とあるのは「まず同条第一項から第四項までの規定による控除をし、次に前条」と、

「この款並びに租税特別措置法第四十二条の七第二項から第四項まで（事業基盤強化設備を取

表の第五号中「百分の十六」を「百分の十五」に改め、同号を同表の第三号とし、同表の第六号中「百分の十八」を「百分の十四」に改め、同号を同表の第四号とし、同表の第八号中「百分の十四」を「百分の十二」に改め、同号を同表の第六号とし、同表の第七号を同表の第五号とし、同表の第十号を同表の第八号とする。

第四十三条の二の見出し中「特定施設」を「特定の施設」に改め、同条第一項を次のように改め

青色申告書を提出する法人で民間事業者の能

力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)第六条に規定する認定事業者に該当するものが、昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十日までの間に、同条に規定する認定計画に従つて同法第二条第一項各号に規定する特定施設(政令で定める規模のものに限る。)のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものに含まれる建物及びその附属設備(政令で定める要件を満たすものに限る。)で、その建設の後事業の用に供されたことのないもの(以下この項において「特定の施設」と

いう。)を取得し、又は特定の施設を建設してこれを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該特定の施設(前条又は同条の規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかるわらず、当該特定の施設の普通償却限度額と特別償却限度額(当該特定の施設の取得価額の百分の二十に相当する金額をいう。)との合計額とする。

第四十四条の見出し中「地震防災応急対策用資産」を「地震防災対策用資産」に改め、同条第一項中「法人が、昭和五十八年四月一日から昭和六

十二年三月三十一日までの間に、地震防災応急対策に資するために大規模地震対策特別措置法第二条第十二号に規定する地震防災応急対策用資産」を「地震防災対策用資産」に改め、同条第一項に規定する地盤構造転換用設備等の取得価額と特別償却限度額(当該地盤構造転換用設備等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該地盤構造転換用設備等の取得価額の百分の二十に相当する金額をいう。)との合計額とする。

第四十四条の二第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に、「工場用」を「工場(政令で定める作業場を含む。)用」に改め、同条の次に次の二条を加える。  
 第四十四条の三 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、昭和六十一年四月一日から昭和六十四年三月三十一日までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産(以下この項において「産業構造転換用設備等」という。)でその製作の後事業の用に供されたことのないものと特別償却限度額(当該産業構造転換用設備等(第四十三条から前条まで又は、その用に供した日を含む事業年度の当該産業構造転換用設備等(第四十三条から前条まで又は、これらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかるわらず、当該産業構造転換用設備等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該産業構造転換用設備等の取得価額の百分の二十に相当するものとして政令で定める金額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。)との合計額とする。

## 官報(号外)

法	人	資	産	割	合
一大規模地震対策特別措置法第十七条第一項又は第二項に規定する者に該当する法人	同法第二条第十二号に規定する地盤構造転換用設備及び装置その他の減価償却資産で政令で定めるものに相当する	震防災応急対策用資産	資産	百分の十五	
二 大規模地震対策特別措置法第十七条第一項又は第二項に規定する他の区域で地盤構造転換用設備及び装置その他の減価償却資産で政令で定めるものに相当する	同法第二条第十二号に規定する地盤構造転換用設備及び装置その他の減価償却資産で政令で定めるものに相当する	震防災応急対策用資産	資産	百分の十五	

二十四の二の見出し中「工場(政令で定める作業場を含む。)用」を「工場用」に改め、同条の次に次の二条を加える。  
 第四十五条第一項の表の第一号中「政令で定める地区又は」を「政令で定める地区」に改め、「工場導入地区のうち政令で定める地区」の下に「又は半島振興法第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区のうち政令で定める地区」を加え、同表の第二号中「又は半島振興法第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区的うち政令で定める地区」を削り、「百分の十六」を「百分の十五」に改め、同表の第三号中「政令で定める地区」の下に「(次号とし、同表の第四号を同表の第六号とし、同表の第三号の次に次の二号を加える。

法	人	資	産	割	合
四 前号に規定する政令で定める地区のうち政令で定める地区	同法第二条第十二号に規定する地盤構造転換用設備及び装置その他の減価償却資産で政令で定めるものに相当する	震防災応急対策用資産	資産	百分の十五	
五 前号に規定する政令で定める地区のうち政令で定める地区	同法第二条第十二号に規定する地盤構造転換用設備及び装置その他の減価償却資産で政令で定めるものに相当する	震防災応急対策用資産	資産	百分の十五	

五 特定地域中小企業対策臨時措置法第二条第  
二項のうち政令で定める  
特定地域中小企業対策臨時措置法第三条第  
一項に規定する特定組合 製造の事業

機械及び装置並びに  
工場用の建物及びそ  
の附屬設備  
百分の二十二(建物  
及びその附屬設備に  
ついては、百分の十

第四十五条の二第一項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に、「百分の十六」を「百分の十五」に改める。  
第四十五条の三第一項及び第二項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。

第四十六条第一項中「百分の二十七(第三号に掲げる漁船については、百分の二十四)」を「百分の二十四」に改め、同項第一号及び第二号中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。

第四十六条の二第一項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に、「百分の十六」を「百分の十五」に、「百分の二十三」を「百分の二十二」に改める。  
第四十七条第一項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に、「百分の四十二」を「百分的三十四」に、「百分の六十五」を「百分的三十九」に改め、同條第二項中「昭和六十二年三月三十一日」に、「百分的三十」を「百分的二十四」に改める。

第四十八条第一項中「百分的三十一」を「百分の三十一」に、「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。  
第四十九条第一項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。  
第五十条第一項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改め、同日を「昭和六十四年三月三十一日」に次の一号を加える。

六 特定地域中小企業対策臨時措置法第三条第一項に規定する適応措置に関する計画(同項に規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業について計画が定められているものに限る。)に係る同項の承認を受けた同條第一項第四号に規定する特定組合 同法第七条第一項に規定する負担金 第五十二条の二及び第五十二条の三第一項に規定する特定組合 第五十二条の六第一項の下に「第四十二条の七第一項」を加える。  
第五十二条の四中「百分的七十八」を「百分の八十」に改める。  
第五十四条第一項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に、「千分の二・五二」を「千分の二・四四」に改める。  
第五十五条の四第一項の表の第二号中「昭和四十一年法律第二百四十五号」を削る。  
第五十五条の七第八項中「第五十五条の七第一項」を「第五十五条の八第一項」に、「第五十五条の七第三項」を「第五十五条の八第三項」に改め、同條第二項を第五十五条の八第三項に改め、同條第五十五条の八とする。

三 当該岩石採取場に係る採石災害防止費用の見積額から、当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された当該岩石採取場に係る採石災害防止準備金の金額(その日までに第三項若しくは第四項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)を控除した金額

2 前項の採石災害防止準備金を積み立てている法人の当該事業年度終了の日における採石災害防止準備金の金額が当該採石災害防止準備金に係る岩石採取場の採石災害防止費用の見積額と当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。  
3 第一項の採石災害防止準備金を積み立てている法人が、当該採石災害防止準備金に係る岩石採取場につき採石災害防止費用の額を支出した場合に、当該支出をした日における当該岩石採取場に係る採石災害防止準備金の金額のうち当該支出した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。  
4 第一項の採石災害防止準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。  
一 当該岩石採取場における岩石の採取を廃止した場合 その廃止した日における当該岩石採取場に係る採石災害防止準備金の金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。  
二 採石法第三十二条の十の規定により同法第三十二条の三第一項の規定による登録が取り消された場合 当該登録が取り消された日ににおける採石災害防止準備金の金額  
三 解散した場合 当該解散の日ににおける採石災害防止準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)  
四 前二項、前三号及び次項の場合以外の場合において採石災害防止準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における採石災害防止準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

5 第一項の採石災害防止準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における採石災害防止準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該採石災害防止準備金の金額については、前三項及び第七項の規定は、適用しない。

6 第五十四条第一項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

二 他人の用に供するため構成した著作権法第二条第一項第十号の三に規定するデータベース(以下この号において「データベース」という。)を譲り渡す利用の許諾を行なう場合において、「データベース」を営む法人	データベースの構成に要する費用
三第六十二条第一項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。	データベースで当該法人が構成したものとして政令で定めるものに係る当該事業年度の収入金額として政令で定めるところにより計算した金額

第五十六条の五第二項中「プログラム準備金」を「プログラム等準備金」に改め、同条第三項中「プログラム等準備金」を「プログラム等準備金」に改め、「ソフトウェア業」の下に「又はデータベース」を加え、同条第四項及び第七項中「プログラム準備金」を「プログラム等準備金」に改める。

第五十七条の五第一項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。

第六十一条第一項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改め、同条第二項に規定する承認事業適応計画第一項に規定する承認特定事業者 同条第二項に規定する承認事業適応計画第一項の下に「第四十二条の七第六項」を加える。

第六十六条の十第一項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改め、同条第二項に規定する承認事業適応計画第一項に規定する承認特定事業者 同条第二項に規定する承認事業適応計画第一項の下に「第四十二条の七第六項」を加える。

7 第五十四条第十二項及び第十三項の規定は、第一項の採石災害防止準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。

第五十六条の三第一項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に、「二十三万円」を「二十二万円」に改める。

第五十六条の四第一項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改め、「二十三万円」を「二十二万円」に改める。

十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改め、「二十三万円」を「二十二万円」に改める。

十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改め、「二十三万円」を「二十二万円」に改める。

十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改め、同項に次の一号を加える。

六 特定地域中小企業対策臨時措置法第三条第六十条に規定する特定組合 同法第三条第六十一条の七第三項中「年四・八パーセント」を「年四・二パーセント」に改め、第四章中同条の次に規定する計画において定められている同項に関する新商品又は新技术の研究開発に関する事業として行う試験研究の用に直接供する

固定資産

第六十六条の十一中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。

第六十六条の十四の見出し中「特定産業」を「特定の事業者」に改め、同条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げるものが、昭和六十二年四月一日から昭和六十四年三月三十一日までの間に、その有する法人の当該設備の処理を行なった場合において、当該法人の当該設備の処理を行なった日を含む事業年度(次項において「廃棄事業年度」という。)の法人の当該設備の処理を行なった日を含む事業年度(次項において「廃棄事業年度」という。)の法人の当該設備の処理を行なったことにより生じた損失に係るものとして政令で定める金額(以下の條において「設備廃棄による欠損金額」という。)があるときは、当該設備廃棄による欠損金額については、同法第五十七条第一項中「五年」とあるのは「十年」として、政令で定めるところにより、同項の規定を適用し、同法第八十二条第二十号に規定する欠損金額のうち当該設備の処理を行なったことにより生じた損失に係るものとして政令で定める金額(以下の條において「設備廃棄による欠損金額」という。)があるときは、当該設備廃棄による欠損金額については、同法第五十七条第一項中「五年」とあるのは「十年」として、政令で定めるところにより、同項の規定を適用しない。

第七十条の八 相続税法第三十八条第一項の規定により相続税額について延納の許可を受けた者に係る前条第一項に規定する課税相続財産の価額のうち都市緑地保全法第三条の規定による緑地保全地区又は古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第六条第一項の規定による歴史的風土特別保存地区その他これに準ずるものとして政令で定める地区内にある土地の価額がある場合には、当該延納の許可を受けた相続税額のうち当該土地の価額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した部分の税額(次項において「緑地保全地区等内土地部分の税額」という。)についての相続税法第五十二条第一項の規定の適用については、同条第一号中「年六・六パーセント」と及び「年五・四パーセント」とあるのは「年四・八パーセント」とする。

2 相続税法第五十二条第四項の規定は、延納の許可を受けた相続税額のうち緑地保全地区等内土地部分の税額とその他の部分の税額とがある場合について準用する。

3 第一項の規定の適用を受けようとする者は、相続税法第三十九条第一項に規定する申請書に、第一項に規定する地区内にある土地の明細書その他大蔵省令で定める書類を添付して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 前三項の規定は、相続税法第四十三条第五項の規定により物納の撤回の承認を受けた者で、第一項に規定する課税相続財産の価額のうち

同項に規定する土地の価額があるものが当該物納の撤回により納付すべき相続税額に係る利子税について準用する。

第七十二条から第七十五条までの規定中「昭和六十二年三月三十日」を「昭和六十四年三月三十日」に改める。

第七十七条中「昭和六十二年十二月三十一日」を「昭和六十四年十二月三十一日」に改める。

第七十七条の三中「昭和六十二年三月三十日」を「昭和六十四年三月三十日」に「千分の十六」を「千分の二十」に改める。

第七十七条の四第一項中「昭和六十二年三月三十日」を「昭和六十四年三月三十日」に「千分の二十五」を「千分の三十」に改める。

第七十八条の二中「昭和六十二年三月三十日」を「昭和六十四年三月三十日」に「千分の十六」を「千分の二十」に改める。

第七十八条の四中「昭和六十二年三月三十日」を「昭和六十四年三月三十日」に改める。

第七十九条第一項中「特定産業構造改善臨時措置法第八条の二第一項又は第八条の三第一項の規定による承認（同法第二条第一項に規定する特定産業に属する事業で政令で定めるものに係るものであり、かつ、特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十三号）の施行の日の翌日から昭和六十二年三月三十日までの間にされたものに限る。）」を「産業構造転換・活性化臨時措置法第七条第一項若しくは第八条第一項の規定による承認（同法の施行の日の翌日から昭和六十四年三月三十日までの間にされたものに限る。）」に改め、

同項に規定する土地の価額があるものが当該物納の撤回により納付すべき相続税額に係る利子税について準用する。

第七十二条第二項中「第八十一条」の下に「、第十一条の三」を加える。

第七十二条から第七十五条までの規定中「昭和六十二年三月三十日」を「昭和六十四年三月三十日」に改める。

第七十七条中「昭和六十二年十二月三十一日」を「昭和六十四年十二月三十一日」に改める。

第七十七条の三中「昭和六十二年三月三十日」を「昭和六十四年三月三十日」に「千分の十六」を「千分の二十」に改める。

第七十七条の四第一項中「昭和六十二年三月三十日」を「昭和六十四年三月三十日」に「千分の三十」に改める。

第七十八条の二中「昭和六十二年三月三十日」を「昭和六十四年三月三十日」に改める。

第七十八条の四中「昭和六十二年三月三十日」を「昭和六十四年三月三十日」に改める。

第七十九条第一項中「特定産業構造改善臨時措置法第八条の二第一項又は第八条の三第一項の規定による承認（同法第二条第一項に規定する特定産業に属する事業で政令で定めるものに係るものであり、かつ、特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十三号）の施行の日の翌日から昭和六十二年三月三十日までの間にされたものに限る。）」を「産業構造転換・活性化臨時措置法第七条第一項若しくは第八条第一項の規定による承認（同法の施行の日の翌日から昭和六十四年三月三十日までの間にされたものに限る。）」に改め、

「当該承認」の下に「又は認定」を加える。

第八十一条の二の次に次の一条を加える。

（特定船舶製造業安定事業協会の所有権の移転登記の税率の軽減）

特定船舶製造業安定事業協会が

法律（昭和五十三年第三十条第一項の規定による認可に係る同項に規定する業務実施計画に基づき同法第二十九条第一項第一号の規定により買収した土地及び家屋の所有権の移転の登記につい

ては、大蔵省令で定めるところにより昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十日まで

での間に登記を受けるものに限り、その登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十六とする。

第八十二条中「昭和六十二年三月三十日」を

「昭和六十三年三月三十日」に改める。

第八十七条の二第三項及び第八十七条の三中

「昭和六十二年三月三十日」を「昭和六十二年十一月三十日」に改める。

第八十二条中「昭和六十二年三月三十日」を

「昭和六十三年三月三十日」に改める。

第八十七条の四中「昭和六十二年三月三十日」を「昭和六十四年三月三十日」に改め、第六

章第一節の中同条の次に次の一条を加える。

（携帯輸入する紙巻たばこのたばこ消費税の税率の特例）

第八十七条の五「たばこ消費税法第十二条第一項に規定する特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこのうち、昭和六十三年三月三十日までに、本邦に入国する者が

がその入国情の際に携帯して輸入する同法第十二条第一項の表の第三号に規定する第一種の製造たばこのに係るたばこ消費税の税率は、同法第三条及び第

二条第二項並びに第八十七条の三第二項の規定による。」を「昭和六十二年三月三十日」に改める。

第八十八条の四及び第九十条の十一第一項中

定にかかわらず、千本につき五千円とする。

第八十八条の四及び第九十条の十一第一項中

をその事業の用に供した場合については、なお

従前の例による。

新法第十二条第一項の規定は、個人が施行日

に規定する工業用機械等について適用し、個人

が施行日前に取得等をした旧法第十二条第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供し

た場合については、なお従前の例による。

新法第十二条第一項の規定は、個人が施行日

に規定する工業用機械等について適用し、個人

が施行日前に取得等をした旧法第十二条第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供し

た場合については、なお従前の例による。

#### 附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（所得税の特例に関する経過措置の原則）

第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和六十二年分以後の所得税について適用し、昭和六十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第三条 新法第十二条第一項の表の第一号、第三号、第四号及び第六号の規定は、個人がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をしてその事業の用に供するこれららの規定に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第十一条第一項の表の第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

新法第十三条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する機械及び装置、工場用の建物及びその附屬設備並びに車両及び運搬具について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十三条第一項に規定する機械及び装置、工場用の建物及びその附屬設備並びに運搬具について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十三条第一項に規定する機械及び装置、工場用の建物及びその附屬設備並びに車両及び運搬具については、なお従前の例による。

新法第十三条の二第一項の規定は、施行日以後に同項第一号又は第二号に規定する中小企業構造改善計画又は構造改善事業計画につき承認を受けるこれららの規定の商工組合等又は特定組合の構成員の有するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、施行日前に旧法第十三条の二第一項第一号又は第二号に規定する中小企業構造改善計画又は構造改善事業計画につき承認を受けたこれららの規定の商工組合等又は特定組合の構成員の有するこれらの規定に掲げる減価償却資産については、なお従前の例によ

る。

新法第十四条第一項及び第二項の規定は、個人が施行日に取得等をした旧法第十二条第一項に規定する地盤防災応急対策用資産をその事業の用に供した場合については、なお

従前の例による。

新法第十四条第一項及び第二項の規定は、個人が施行日に取得又は新築をする同条第一項に規定する貸家住宅又は同条第二項に規定する特定再開発建築物について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四条第一項に規定する貸家住宅又は同条第二項に規定す



- 人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条第一項に規定する工業用機械等その事業の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 10 新法第四十五条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する技術開発用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条の二第一項に規定する技術開発用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 11 新法第四十六条第一項の規定は、施行日以後に同項第一号又は第二号に規定する中小企業構成員の有するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、施行日前に旧法第四十六条第一項第一号又は第二号に規定する中小企業構成員の有するこれらの規定に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。
- 12 新法第四十六条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する機械及び装置、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十六条の二第一項に規定する機械及び装置、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具については、なお従前の例による。
- 13 新法第四十七条第一項及び第二項の規定は、法人が施行日前に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定再開発建築物について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七条第一項に規定する貸家住宅又は同条第二項に規定する特定再開発建築物については、なお従前の例による。
- 14 新法第四十八条第一項の規定は、法人が施行

- 15 施設については、なお従前の例による。
- 16 新法第五十条第一項の規定は、法人が施行日以後に同項に規定する植林費を支出する場合に第一項に規定する植林費を支出した場合については、なお従前の例による。
- 17 新法第五十二条第一項第六号の規定は、法人が施行日以後に支出する同号に規定する負担金について適用する。
- 18 新法第五十二条の四の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同条に規定する減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第五十二条の四に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。  
(法人の準備金に関する経過措置)
- 第九条 新法第五十四条の規定は、法人の施行日において積み立てられた中小企業等海外市場開拓準備金の金額について適用し、法人の施行日前に終了する事業年度において積み立てられる中小企業等海外市場開拓準備金の金額について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において積み立てられた中小企業等海外市場開拓準備金の金額については、なお従前の例による。
- 第十条 新法第六十六条の十四第一項の規定は、法人が産業構造転換円滑化臨時措置法の施行の日以後に行う設備の処理に係る同項に規定する設備廃棄による欠損金額又は特定船舶製造経営安定臨時措置法の施行の日以後に行う設備の処理に係る同項に規定する設備廃棄による欠損金額について適用し、法人が施行日前に行つた設備の処理に係る旧法第六十六条の十四第一項に規定する設備廃棄による欠損金額については、なお従前の例による。
- 第十一條 新法第七十条の七第三項の規定は、施行日以後に延納に係る分納税額の納期限が到来する相続税額に係る利子税のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、当該相続税額に係る利子税のうち施行日前の期間に対応するもの及び施行日に当該納期限が到来した相続税額に係る利子税については、なお従前の例による。

- の千分の一・五二に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の一・七六に相当する金額との合計額に、次項第二号から第八号までに掲げる取引に係る収入金額に旧積立率適用指定期間の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の三・四八に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の二・四四に相当する金額との合計額を加算した金額」とする。
- 2 新法第五十六条の五第一項の表の上欄に掲げる法人が施行日前に開始した事業年度において同項の規定により積み立てたプログラム準備金の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。
- 2 新法第七十七条の三の規定は、施行日以後に同條第一号に規定する協議、調停若しくはあつせん又は同條第二号に規定する利用権設定等促進事業により取得するこれらの規定に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十七条の三第一号に規定する協議、調停若しくはあつせん又は同條第二号に規定する利用権設定等促進事業により取得したこれらの規定に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用する。
- 2 新法第七十七条の四第二項の規定は、同項に規定する農住組合の組合員が施行日以後に同項に規定する交換分合により取得する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、当該組合員が施行日前に旧法第七十七条の四第二項に規定する交換分合により取得した土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。
- 3 新法第七十八条の二の規定は、同條に規定する生産森林組合又は農業生産法人が施行日以後に同條に規定する出資を受ける同條の土地の所有権、地上権、永小作権又は賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税について適用し、旧法第七十八条の二に規定する生産森林組合又

は農業生産法人が施行日前に同条に規定する出資を受けた同条の土地についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

**4 旧法第八十一条第二項に規定する承認に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。**

**5 前項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する登記の場合における新法第七十一条第二項の規定の適用については、「第八十一条」とあるのは、「第八十一条(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第号)附則第十二条第四項を含む。)」とする。**

**八十一條(租税特別措置法及び國稅収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)**

**第十三條(租税特別措置法及び國稅収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第十一号)の一部を次のように改する。)**

**附則第十八条第八項中「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第十三号)」を「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第号)」に改める。**

**(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)**

**第十四條(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第八号)の一部を次のように改する。)**

**附則第十八条第五項中「昭和六十一年三月三十日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。**

**(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)**

**第十五條(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第十三号)の一部を次のように改する。)**

**附則第三条第二項中「おける新法」を「おけ**

る租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第号)による改正後の租税特別措置法(以下この項及び第十二条第二項において「昭和六十一年新法」という。)に、「(新法)」を「昭和六十二年新法」に、「新法」を「昭和六十二年新法」に改める。

**附則第十二条第一項中「昭和六十一年改正法による改正後の」を「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第号)」に**

**第十二条の七第二項から第四項まで及び第六項」と、「に改め、同条第二項中「新法」を「昭和六十二年新法」に、「第四十二条の六まで」を**

**「第四十二条の七まで」に、「及び第四十二条の大」を「から第四十二条の七まで」に改め、「第四十二条の六第二項」の下に「及び第四十二条の七第二項」を加える。**

**(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)**

**第十六条 前条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律(次項において「改正後の昭和六十一年改正法」という。附則第三条第二項の規定は、昭和六十二年分以後の所得**

**税について適用し、昭和六十一年分以前の所得**

**税については、なお従前の例による。**

**附則第十二項中「昭和六十一年改正法附則第十二条の二」を「昭和六十一年十二月三十一日」に改める。**

**(農地法施行法の一部改正)**

**第十七条(農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。**

**附則第二十二条第二項中「昭和六十一年十二月三十日」を「昭和六十七年十二月三十一日」に改める。**

**(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)**

**第十八条(特定産業構造改善臨時措置法の一部改正)**

**附則第三条第二項中「おける新法」を「おけ**

正する。

**第十九条の二第一項、第二項及び第四項を削り、同条第三項中「前項に規定する事業者又は法人」を「第八条の二第一項の承認(第八条の三第一項の規定による変更の承認を含む。以下この章において同じ。)を受けた事業者、当該承認に係る合併により設立した法人又は当該承認に係る出資に基づいて設立された法人」に改め、同項を同条とする。**

**(たばこ事業法の一部改正)**

**第十九条 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。**

**附則第七条第二項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十一年十二月三十一日」に改める。**

**(たばこ事業法の一部改正)**

**第十九条 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。**

**附則第七条第二項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十一年十二月三十一日」に改める。**

**(たばこ事業法の一部改正)**

**理由**

**最近における社会経済情勢等にかえりみ、産業構造調整の円滑化に資する設備の特別償却制度及び特定の中小企業者等の事業の基盤の強化に資する措置等の新設、民間事業者の能力の活用に係る特定の施設の特別償却率の引上げ及び住宅取得促進税制の控除期間の延長等を行うとともに、無公害化生産設備の特別償却制度等の廃止及び特定設備の特別償却率の引上げ及び住宅取得促進税制の控除期間の延長等を行ふとともに、農業用機械等の転換設備、廃棄物再生処理用設備等の特別償却率の引下げ等を行うとともに、農業用機械等の転換設備、廃棄物再生処理用設備等の特別償却制度等を廢止する。**

**〔一〕 税制特例の整理合理化等**

**〔二〕 無公害化生産設備の特別償却制度、特定産業構造改善用設備の特別償却制度等を廢止する。**

**〔三〕 産業構造調整の円滑化に資する設備の特別**

**〔四〕 交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を二年延長する。**

**〔五〕 たばこ消費税の税率等の特例措置の適用期限を昭和六十一年十二月三十一日まで延長する。**

**〔六〕 地震動により生ずる建築物の落下による被害防止のための一定の工事に伴つて取得等される建物の部分について特別償却を認めるとともに、採石災害防止準備金制度を創設する等のほか、森林計画特別控除制度等期限到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。**

**（内閣提出）に関する報告書**

**提案の目的及び要旨**

**本案は、産業構造調整の円滑化、民間活力の推進、住宅税制の拡充等所要の措置を講ずるとともに、租税特別措置の整理合理化等を行おう**

とするもので、その主な内容は次のとおりである。

**1 産業構造調整の円滑化に資する設備の特別償却制度、特定の中小企業者等の事業の基盤強化に資する措置等を新設するとともに、民間事業者の能力の活用に係る特定施設の特別強化に資する措置等を行う。**

**2 住宅取得促進税制について、控除期間を五年(現行三年)に延長する。**

**3 租税特別措置の整理合理化等**

**〔一〕 無公害化生産設備の特別償却制度、特定産業構造改善用設備の特別償却制度等を廢止する。**

**〔二〕 交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を二年延長する。**

**〔三〕 たばこ消費税の税率等の特例について、軽減税率の引上げ等を行う。**

**〔四〕 地震動により生ずる建築物の落下による被害防止のための一定の工事に伴つて取得等される建物の部分について特別償却を認めるとともに、採石災害防止準備金制度を創設する等のほか、森林計画特別控除制度等期限到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずる。**

**〔五〕 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。**

**〔六〕 以上の中の改正による昭和六十一年度の増収額は、十億円と見込まれている。**

**〔七〕 この法律の可決理由**

**現下の社会経済情勢等に顧み、産業構造調整の円滑化、民間活力の推進、税負担の公平化・**

適正化等の見地から所要の税制上の措置を講じようとする本案は、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和六十二年三月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿  
大蔵委員長 池田 行彦

〔別紙〕

租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

次の事項について所要の措置を講すべしとする。

政府は、次の事項について所要の措置を講べべきである。

一、準備金、特別償却等各種の租税特別措置については、その整理合理化に引き続き努力すること。

一、今後たばこに対する課税のあり方については、現行の負担水準に配意し、過度の税負担を求めることがないよう努めること。

一、日本たばこ産業株式会社の自主性を尊重しつつ、その事業範囲の拡大による経営基盤の強化について適切な配慮を行うこと。

一、急性和業務の複雑化にかんがみ、高度の専門的知識を要する職務に従事する国税職員については、年齢構成の特殊性等従来の経緯及び税務執行面における負担の公平確保の見地から、処遇の改善はもとより、職務をめぐる環境の充実、中長期的見通しに基づく定員の一層の増加等につき格段の努力をすること。

国立学校設置法の一部を改正する法律案  
右  
国会に提出する。

昭和六十二年二月十六日

内閣総理大臣 中曾根康弘

国立学校設置法の一部を改正する法律  
の一部を次のように改正する。  
第三条第一項の表福島大学の項中「教育学部」を「教育社会学部」に改め、同表三重大学の項中

「水産学部」を「生物資源学部」に改める。

第三条の三第一項の表中「高岡短期大学」に

「富山県」を「筑波技術短期大学」に

「高岡短期大学」を「富山県」に

「富山県」を「筑波技術短期大学」に

「高岡短期大学」を「富山県」に

部に在学しなくなる日までの間存続するものとし、電気通信大学短期大学部は、改正後の第三条の三第二項の規定にかかるはず、昭和六十五年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間存続するものとする。

筑波技術短期大学は、昭和六十五年度から学生を入学させるものとする。

福島大学ほか一大学に二学部を設置し、筑波技術短期大学を新設するほか、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る昭和六十二年度の職員の定員を定める等の必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

福島大学ほか一大学に二学部を設置し、筑波技術短期大学を新設するほか、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る昭和六十二年度の職員の定員を定める等の必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

〔別紙〕  
国立学校設置法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

福島大学に行政社会学部を、三重大学に同

大学の農学部及び水産学部を統合して生物資源学部を設置すること。

視・聴覚障害者を対象とする筑波技術短期

大学を新設し、徳島大学に医療技術短期大学部を併設し、電気通信大学短期大学部を廃止

すること。

昭和四十八年度以後に設置された国立医

大学等に係る昭和六十二年度の職員の定員を定めること。

この法律は、昭和六十二年四月一日から施

行する。ただし、第三条第一項の表の改正規定、

第三条の三第一項の表の改正規定及び同条第二項の表の改正規定(電気通信大学短期大学部の項を削る部分を除く。)は同年十月一日から、同

表の改正規定のうち電気通信大学短期大学部の項を削る部分は昭和六十五年四月一日から施行する。

(三重大学の農学部等の存続に関する経過措置)  
三重大学の農学部及び水産学部は、改正後の第三条第一項の規定にかかるはず、昭和六十二年九月三十日に当該学部に在学する者が当該

十三年度)に関する規定は昭和六十五年四月一日から、それぞれ施行すること。

5 その他所要の改正を行うこと。

〔別紙〕  
議案の可決理由

福島大学を新設する等の措置を講ずることは妥当であると認め、本案は、可決すべきもの

と議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

〔別紙〕  
本案施行に要する経費

昭和六十二年度文部省所管国立学校特別会計予算に約八億一千四百万円が計上されている。

右報告する。

昭和六十二年三月二十五日

衆議院議長 原 健三郎殿  
文教委員長 愛知 和男

〔別紙〕  
国立学校設置法の一部を改正する法律案  
に対する附帯決議

政府及び関係者は、次の事項について特段の配慮を行うべきである。

一般大学における身体障害者の受け入れを促進するとともに、点字受験をはじめ、その諸条件を整備すること。

身体障害者のための高等教育機関の整備に関

しては、筑波技術短期大学の実績をみつつ、盲・聾学校高等部の専攻科について、短期大

学、専修学校等適切な学校形態へ転換すること

を含め検討すること。

高等教育に対する新たな時代の要請に基づ

き、学術の振興、教育・研究体制の推進を図る

ため、また、現在進行している大学進学希望者の急増対策として、大学の意向や社会の要請を考慮しつつ、必要な諸条件の整備に努めるこ

と。

いわゆるオーバードクター問題とも関連し

て、大学等の研究員の増員、日本学術振興会の

特別研究員制度の定員の拡大など、今後の学術研究体制に支障のないよう検討すること。

五 国公立大学の入試試験については、その正常化のために最大の努力をすること。  
以上を含め、教育の重要性にかんがみ必要な財政措置を講ずること。

右決議する。

### 地域雇用開発等促進法案

右  
右に提出する。

昭和六十二年一月四日

内閣総理大臣 中曾根康弘

### 地域雇用開発等促進法

右に提出する。

昭和六十二年一月四日

内閣総理大臣 中曾根康弘

語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 地域雇用開発 求職者数に比し雇用機会が不足している地域についてこの法律に定める措置を講ずることにより、地域的な雇用構造の改善を図ること。

二 雇用開発促進地域 求職者が多数居住し、不足している地域であつて、当該地域内に居住する求職者等に關し第三章に定める地域雇用開発のための措置を講ずること。

三 特定雇用開発促進地域 雇用開発促進地域のうち、その地域内に所在する相当数の事業所に関し産業構造又は国際経済環境の変化その他経済上の理由（漁業をめぐる国際環境の変化を含む。）により事業規模若しくは事業活動の縮小又は事業の転換若しくは廃止（以下「事業規模の縮小等」という。）を余儀なくされ、これに伴い雇用に関する状況が著しく悪化しており、又は悪化するおそれがあると認められる地域であつて、当該地域内に居住する離職者、雇用されている労働者等に關し、第三章に定めた措置（第八条第一項）を余儀なくされ、これに伴い雇用に関する状況が著しく悪化しており、又は悪化するおそれがあると認められる地域である。

四 緊急雇用安定地域事業主 緊急雇用安定地城内に所在する事業所の事業主をいう。

五 雇用開発促進地域事業主 雇用開発促進地域内に所在する事業所の事業主をいう。

六 特定雇用開発促進地域事業主 特定雇用開発促進地域内に所在する事業所の事業主をいう。

七 緊急雇用安定地域事業主 緊急雇用安定地城内に所在する事業所の事業主をいう。

八 雇用開発促進地域事業者 雇用開発促進地城内に居住する求職者をいう。

九 特定雇用開発促進地域離職者 次に掲げる離職者（自己）の責めに帰すべき重大な理由によつて解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によつて退職した者を除く。）であつて、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるもの（労働省令で定める者を除く。）であつて、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるもの（労働省令で定める者を除く。）であつて、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるもの（労働省令で定める者を除く。）をいう。

イ 特定雇用開発促進地域内に居住する離職者

ロ イに掲げる離職者以外の離職者で、特定雇用開発促進地域内に所在する事業所に雇用されていたもの

十 緊急雇用安定地域離職者 緊急雇用安定地城内に所在する事業所に雇用されていた離職者（自己）の責めに帰すべき重大な理由によって解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によつて退職した者を除く。）であつて、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるもの（労働省令で定める者を除く。）をいう。

イイ 関係者の責務

三 第三条 国は、雇用開発促進地域における求職者の発生の状況、特定雇用開発促進地域及び緊急雇用安定地域内に所在する事業所に関し行われる事業規模の縮小等の雇用に及ぼす影響その他の地城における雇用の動向に的確に対処するため、これらの地域内に居住する求職者、これららの地域内に所在する事業所に雇用されている労働者等について、地域雇用開発の促進に必要な施策及び失業の予防、再就職の促進等を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推

間を延長する必要があると認められるときは、当該期間は、延長することができるものとする。

4 第一項第三号の規定による指定をしている場合における当該指定に係る特定雇用開発促進地城について第四章に定める措置を講すべき期間は、当該特定雇用開発促進地城をその地域の全部又は一部とする雇用開発促進地城について第二項の規定により付される期間（前項の規定により当該指定以後にその期間が延長されたときは、当該延長された期間）の満了する日までの期間とする。

5 第一項第三号の規定による指定をしたときは、当該地城に係る同項第四号の規定による指定は、あらかじめ、当該地城を管轄する都道府県の効力を失うものとする。

6 労働大臣は、第一項第二号から第四号までの政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、当該地城を管轄する都道府県の意見を聽かなければならない。

7 労働大臣は、第一項第三号又は第四号の政令の制定又は改正の立案に当たつては、第四章又は第五章に定める措置と別に講ぜられる産業構造の転換又は中小企業者の新たな経済的環境への適応を円滑にするための措置との総合的かつ効果的な実施に資するよう配慮するものとする。

8 前項第一号又は第四号の規定による指定は、第三章又は第五章に定める措置を講すべき期間を付してするものとする。

9 第一項第二号又は第四号の規定による指定をした場合において、前項の規定により付した期

2 前項第一号又は第四号の規定による指定は、第三章又は第五章に定める措置を講すべき期間を付してするものとする。

3 第一項第二号又は第四号の規定による指定をした場合において、前項の規定により付した期



する事業規模の縮小等（当該事業規模の縮小等に伴い、当該事業所において相当数の離職者が発生することが見込まれるものに限る。）を行おうとする特定雇用開発促進地域事業主に対し、当該事業所に雇用されている労働者に関する再就職の援助その他の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずることを要請することができる。

（特定雇用開発促進地域離職者に対する職業訓練に係る特別の措置）

第十六条 国及び雇用促進事業団は、特定雇用開発促進地域離職者の円滑な再就職を容易にするため、第十条に定める措置のほか、特定雇用開発促進地域において公共職業安定所その他の関係行政機関及び関係事業主団体等との連携の下に行う必要な職業訓練の迅速かつ効果的な実施について、特別の措置を講ずるものとする。

（国は、都道府県が前項の措置に相当する措置を講ずることを奨励するため、当該措置を講ずる都道府県に対して、必要な助成及び援助を行う）

（特定雇用開発促進地域離職者に係る延長給付）

第十七条 特定雇用開発促進地域離職者であつて、雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者（同法第二十二条第一項第一号に規定する基準日において四十歳以上である者に限る。第二十三条において同じ。）であるものに対する同法第二十三条の規定の適用については、同条第一項中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める日数に地域雇用開発促進法第十七条に規定する受給資格者の再就職の状況等を考慮して政令で定める基準」と、同項及び同条第二項中「政令で定める日数」とあるのは「政令で定める日数に三十日を加えた日数」とする。

（特定雇用開発促進地域離職者であつて、船員保険法昭和十四年法律第七十三号）第三十三条ノ三第一項の規定に該当する者（同法第三十三条ノ十二第一項第一号に規定する基準

三において四十歳以上である者に限る。第二十一条において同じ。）であるものに対する同法第三十三条ノ十二ノ二の規定の適用については、同条第一項中「政令ヲ以テ定ムル基準」と、同項及び同条第二項中「政令ヲ以テ定ムル日数」とあるのは「政令ヲ以テ定ムル者ノ再就職ノ状況等ヲ考慮シ政令ヲ以テ定ムル基準」と、同項及び同条第二項中「政令ヲ以テ定ムル日数」とあるのは「政令ヲ以テ定ムル日数ニ三十日ヲ加ヘタル日数」とする。

（公共事業への就労促進）

第十九条 労働大臣は、特定雇用開発促進地域において計画実施される公共事業（国及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（その資本金の全部若しくは大部分が國からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を國からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものに限る。）（次項において「国等」という。）自ら又は國の負担金の交付を受け、若しくは國庫の補助により地方公共団体等の事業種別に従い、職種別又は地域別に、当該事業に使用される労働者の数とそのうちの特定雇用開発促進地域離職者の数との比率（以下この条において「吸収率」という。）を定めることができる。

（吸収率の定められた公共事業を計画実施する国等の機関又は地方公共団体等（これらのものとの請負契約その他他の契約に基づいて、その事業を施行する者を含む。次項において「公共事業の事業主体等」という。）は、公共職業安定所の紹介により、常に吸収率に該当する数の特定雇用開発促進地域離職者を雇い入れていなければならない。

2 吸収率の定められた公共事業を計画実施する国等の機関又は地方公共団体等（これらのものとの請負契約その他他の契約に基づいて、その事業を施行する者を含む。次項において「公共事業の事業主体等」という。）は、公共職業安定所の紹介により、常に吸収率に該当する数の特定雇用開発促進地域離職者を雇い入れることを要請するため、当該措置を講ずる。

（特定雇用開発促進地域離職者等の雇用の定め）

第二十条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二十二条の規定は、特定雇用開発促進地域である地域に適用しない。

（特定雇用開発促進地域が高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第一条第四項に規定する特定雇用開発促進地域である場合における前条の規定の適用について）

第二十一条 第一条中「特定雇用開発促進地域離職者」とあるのは、「特定雇用開発促進地域離職者（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二十二条の規定する中高年齢失業者等を含む。以下この条において同じ。）」とする。

（広域職業紹介活動の命令）

第二十二条 労働大臣は、特定雇用開発促進地域のうち、その地域における雇用に関する状況等から判断して、その地域内に居住する求職者がその地域において職業に就くことが困難であると認める地域については、求職者が他の地域において職業に就くことを促進するための職業紹介に関する計画を作成し、関係都道府県知事及び公共職業安定所長に対し、当該計画に基づいて広範囲の地域にわたる職業紹介活動をすることを命ずることができる。

（中央職業安定審議会への諮問等）

第二十三条 政府は、緊急雇用安定地域離職者について決定しようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聽かなければならぬ。

（中央職業安定審議会は、労働大臣の諮問に応ずるほか、必要に応じ、雇用開発促進地域、特定雇用開発促進地域及び緊急雇用安定地域内に居住する労働者等に係る地域雇用開発のための措置及び失業の予防、再就職の促進等のための措置に関し、関係行政庁に建議することができる。）

（船員となる者に関する特例）

第二十四条 第十条及び第十二条の規定は、緊急雇用安定地域離職者について準用する。

（第六章 雜則）

（中央職業安定審議会への諮問等）

第二十五条 労働大臣は、この法律の施行に関する重要な事項について決定しようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聽かなければならぬ。

（中央職業安定審議会は、労働大臣の諮問に応ずるほか、必要に応じ、雇用開発促進地域、特定雇用開発促進地域及び緊急雇用安定地域内に居住する労働者等に係る地域雇用開発のための措置及び失業の予防、再就職の促進等のための措置に関し、関係行政庁に建議することができる。）

（船員となる者に関する特例）

第二十六条 その地域内に居住する求職者のうち、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員（以下「船員」という。）となろうとする者の占める割合が相当程度のものである地域に対する第二条第六項及び第七項の規定の適用については、これら

の規定中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣及び労働大臣」とする。

（会の増大その他の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対する承諾を得て、直接雇い入れができる。）

（六十二条の二の雇用安定事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。）

（延長給付に関する特別の配慮）

（第二十三条 政府は、緊急雇用安定地域離職者であつて、雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者又は船員保険法第三十三条ノ十二ノ二の規定の適用に當たつては、緊急雇用安定地城離職者であつて、雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格に該当する者であるものについて、特別の配慮をするものとする。）

（第二十四条 第十条及び第十二条の規定は、緊急雇用安定地域離職者について準用する。）

（第六章 雜則）

（中央職業安定審議会への諮問等）

第二十五条 労働大臣は、この法律の施行に関する重要な事項について決定しようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聽かなければならぬ。

（中央職業安定審議会は、労働大臣の諮問に応ずるほか、必要に応じ、雇用開発促進地域、特定雇用開発促進地域及び緊急雇用安定地域内に居住する労働者等に係る地域雇用開発のための措置及び失業の予防、再就職の促進等のための措置に関し、関係行政庁に建議することができる。）

（船員となる者に関する特例）

第二十六条 その地域内に居住する求職者のうち、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員（以下「船員」という。）となろうとする者の占める割合が相当程度のものである地域に対する第二条第六項及び第七項の規定の適用については、これら



一  
八

第二十五条を削り、第二十六条中「第十一條及び第十二条に定める措置で船員となろうとす

「厚生省令」を「、厚生省令」に改め、同条を  
第二十五条とする。

(雇用保険法の一部改正)

第二十二条の二第一項第一号イ中「特定不況

「特定不況業種関係労働者」の適用を「特定措置法」に改めた。

官 報 (号 外)

附則第八条第一項中「職業安定法第十九条の二」を「地域雇用開発等促進法第二十一条」に改める。

二条第一項第二号に規定する特定不況地域に該当していた地域であつて、施行日に特定雇用開発促進地域に該当しないこととなつたものについては、昭和六十三年六月三十日（政令で定める地域）にあつては、同日前の日であつて政令で定める日）までの間、なおその効力を有する。

(特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法、雇用保険法及び船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 船員保険法の一部改正する。

第三十三条ノ十二ノ三第一項第一号イ中「特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」を「特定不況業種に関する特別措置法」に、

「第一条第一項第五号」を「第一条第一項第三号」に改め、「又ハ同項第六号ニ規定スル特定不況地域離職者」を削り、同号ニ中「イ乃至ハ」を「イ乃至ニ」に改め、同号中ニをホとし、ハとし、口をハとし、イの次に次のように加える。

この法律の施行の際現に附則第六条の規定による改正前の雇用保険法（以下この条において「旧雇用保険法」という。）第二十二条の二の規定による基本手当の支給又は前条の規定による改定前の船員保険法（以下この条において「旧船員保険法」という。）第三十三条ノ十二ノ三の規定による失業保険金の支給（以下この条において「旧個別延長給付」という。）を受けることができる者であつて、旧特定不況業種・特定不況地域法第一条第一項第六号に規定する特定不況地域離職者であるものは、附則第六条の規定による改正後の雇用保険法（以下この条において「新雇用保険法」という。）第三十三条ノ十二ノ三の規定による失業保険金の支給（以下この項において「新個別延長給付」という。）を受けることができる者とみなす。この場合において、新個別延長給付を受けることができる日数は、新雇用保険法第二十二条の二第二項又は新船員保険法第三十三条ノ十二ノ三第一項の規定にかかるわらず、第一号に掲げる日数から第一号に掲げる日数を差し引いて得た日数に相当する日数を限度とする。

二 施行日前において旧個別延長給付を受けた日数に、施行日以後において第六項の規定によりなお従前の例によることとされる施行日前の期間に係る旧個別延長給付を受けた日数を加えた日数

前項に定める者はか、施行日以後に第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定不況業種・特定不況地域法第二条第一項第六号に規定する特定不況地域離職者に該当することとなる者は、特定雇用開発促進地域離職者とみなして、新雇用保険法第二十二条の二及び新船員保険法第三十三条ノ十二ノ三の規定を適用する。

4 この法律の施行の際現に旧特定不況業種・特定不況地域法第十九条又は第二十条において読み替えて適用する旧雇用保険法第二十三条第二項又は旧船員保険法第三十三条ノ十二ノ二第二項に規定する個別延長給付（以下この条において「旧特例個別延長給付」という。）を受けることができる者は、第十七条又は第十八条において読み替えて適用する新雇用保険法第二十三条第二項又は新船員保険法第三十三条ノ十二ノ二第一項に規定する個別延長給付（以下この項において「新特例個別延長給付」という。）を受けることができる者とみなす。この場合において、新特例個別延長給付を受けることができる日数は、第十七条又は第十八条の規定にかかわらず、第一号に掲げる日数から第二号に掲げる日数を差し引いて得た日数に相当する日数を限度とする。

二十三条第一項の政令で定める日数に三十日を加えた日数又は旧特定不況業種・特定不況地域法第二十条において読み替えて適用する旧船員保険法第三十三条规定ノ十二ノ二第一項の政令で定める日数に三十日を加えた日数

二 施行日前において旧特例個別延長給付を受けた日数に、施行日以後において第六項の規定によりなお従前の例によることとされる施行前の期間に係る旧特例個別延長給付を受けた日数を加えた日数

三 施行日の前日において旧雇用保険法第二十五条第一項の規定による指定がされていた地域について、施行日に新雇用保険法第二十五条第一項の規定による指定がされた場合には、この法律の施行の際に当該地域に係る旧雇用保険法第二十五条第一項の措置に基づく基本手当の支給(以下「旧広域延長給付」という。)を受けることができる者は、新雇用保険法第二十五条第一項の措置に基づく基本手当の支給(以下「新広域延長給付」という。)を受けることができる者とみなす。この場合において、新広域延長給付を受けることができる日数は、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる日数から第二号に掲げる日数を差し引いて得た日数に相当する日数を限度とする。

一 旧雇用保険法第二十五条第一項の政令で定める日数

二 施行日前において旧広域延長給付を受けた日数に、施行日以後において次項の規定によりなお従前の例によることとされる施行日前の期間に係る旧広域延長給付を受けた日数を加えた日数

二十三条规定第一項の政令で定める日数に三十日を加えた日数又は旧特定不況業種・特定不況地域法第二十条において読み替えて適用する

旧船員保険法第三十三条规定ノ十二ノ二第一項の政令で定める日数に三十日を加えた日数

二 施行日前において旧特例個別延長給付を受けた日数に、施行日以後において第六項の規定によりなお従前の例によることとされる施行前の期間に係る旧特例個別延長給付を受けた日数を加えた日数

三 施行日の前日において旧雇用保険法第二十五条第一項の規定による指定がされた場合には、この法律の施行の際に当該地域に係る旧雇用保険法第二十五条第一項の措置に基づく基本手当の支給(以下「旧広域延長給付」という。)を受けることができる者は、新雇用保険法第二十五条第一項の措置に基づく基本手当の支給(以下「新広域延長給付」という。)を受けることができる者とみなす。この場合において、新広域延長給付を受けることができる日数は、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる日数から第二号に掲げる日数を差し引いて得た日数に相当する日数を限度とする。

一 旧雇用保険法第二十五条第一項の政令で定めた日数

二 施行日前において旧広域延長給付を受けた日数に、施行日以後において次項の規定によりなお従前の例によることとされる施行日前の期間に係る旧広域延長給付を受けた日数を加えた日数

6 施行日前の期間に係る旧個別延長給付、旧特例個別延長給付及び旧広域延長給付については、なお従前の例による。

7 第一項の規定によりなその効力を有することとされた旧特定不況業種・特定不況地域法(以下この項において「旧法」という。)第三章及び第四章に定める措置については、労働省令

(旧法第十二条及び第十二条に定める措置)で船員となるうとする者に係るものにあつては運輸省令、旧法第二十条に定める措置にあつては厚生省令)で、第一項に規定する期間の満了に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(職業安定法の一部改正)

第九条 職業安定法の一部を次のように改正する。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第十九条第三項及び第四項を削る。

第十九条の二を次のように改める。

(広域職業紹介)

第十九条の二 公共職業安定所は、その管轄区域において、求職者にその希望及び能力に適合する職業を紹介することができないと

第九条の二 公共職業安定所は、その管轄区域において、求職者にその希望及び能力に適合する職業を紹介することができないと

第十九条の二 公共職業安定所は、その管轄区域において、求職者にその希望及び能力に適合する職業を紹介することができないと

(社会保険労務士法の一部改正)

第十一条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の十一中「特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」を「特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」に改める。

八十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六百六十二号)の一部を次のように改正する。

十二条第十四号を同条第四十二号の二とし、同号の次に次の一号を加える。

四十三 地域雇用開発指針の策定に関する

十二年法律第一号)

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第十二条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

附則第八条を削り、附則第七条の二を附則第八条とする。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第十二条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」を「特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」に改める。

第十四条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六百六十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条 第四十三号を同条第四十二号の二とし、同号の次に次の一号を加える。

四十三 地域雇用開発指針の策定に関する

十二年法律第一号)

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第十二条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

業団職員の再就職の促進に関する特別措置法及び地域雇用開発等促進法」に改める。

### 理由

最近における地域別の雇用失業情勢にかんがみ、求職者が多数居住し、かつ、雇用機会が相当程度不足している地域における雇用機会の増大のための措置を講じて地域的な雇用構造の改善を図るとともに、産業構造又は国際経済環境の変化その他経済上の理由等により雇用に関する状況が悪化しており、又は悪化するおそれがある地域内に居住する労働者等に関し失業の予防・再就職の促進等のための措置を講じ、もつてこれらの地域に居住する労働者等の職業及び生活の安定に資することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 地域雇用開発等促進法案(内閣提出)に関する報告書

## 官外号

1 雇用開発促進地域とは、求職者が多数居住し、かつ、求職者数に比し相当程度に雇用機会が不足している地域であつて、政令で指定する地域をいうものとする。

2 特定雇用開発促進地域とは、雇用開発促進地域のうち、経済上の理由により事業規模の縮小等を余儀なくされ、これに伴い雇用に関する地域をいうものとする。

7 緊急雇用安定地域については、失業の予防とすること。

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における地域別の雇用失業情勢にかんがみ、地域的な雇用構造の改善を図るとともに、労働者の失業の予防・再就職の促進等を図らうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 雇用開発促進地域とは、求職者が多数居住し、かつ、求職者数に比し相当程度に雇用機会が不足している地域であつて、政令で指定する地域をいうものとする。

6 特定雇用開発促進地域については、5に掲げる施策のほか、事業所の設置等により離職者を雇い入れる事業主について特別の措置を講ずるとともに、職業訓練施設に係る資金の貸付け、失業の予防等のための助成及び援助、事業主に対する雇用の安定のための要請、職業訓練の実施に係る特別の措置、雇用保険の失業給付の延長、公共事業への就労促進、広域職業紹介活動の命令等の措置を講ずるものとすること。

3 緊急雇用安定地域とは、経済的事情の著しい変化により事業規模の縮小等を余儀なくされ、これに伴い雇用に関する状況が急速に悪化している地域であつて、政令で指定する地域をいうものとすること。

4 労働大臣は、地域雇用開発指針を策定するものとするとともに、都道府県は、雇用開発促進地域ごとに地域雇用開発計画を策定することができるものとすること。

5 雇用開発促進地域については、事業所の設置等により求職者を雇い入れる事業主に対しても必要な助成及び援助を行うほか、雇用促進事業団の行う施設の設置に関する特別の配慮、職業訓練の機動的実施、職業紹介等の積極的実施等の施策を実施するものとすること。

する状況が著しく悪化している地域であつて、政令で指定する地域をいうものとする」と。

8 この法律は昭和六十二年四月一日から施行するものとすること。

### 二 議案の可決理由

最近における地域別の雇用失業情勢にかんがみ、地域に係る雇用対策を統合整備し、関係労働者の雇用機会の拡大・雇用安定のための施策を強力に推進することは、時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

### 三 本案施行に要する経費

昭和六十二年度労働保険特別会計(労働省所管)の雇用勘定に九十二億六千百七十二万四千元が計上されている。

右報告する。

昭和六十二年三月二十五日

社会労働委員長 堀内 光雄

#### 〔別紙〕

衆議院議長 原 健三郎殿

五 地域雇用対策と業種雇用対策は、密接不可分であることからかんがみ、本法の施行状況を踏まえ、業種雇用対策の充実・強化の検討を進める。

六 各種助成金等については、その有効活用が図られるよう努めること。

七 現下の厳しい雇用失業情勢に対処するため、本法の効果的な運用に努めるとともに、さらには、中高年齢者の雇用対策、パートタイマー、派遣労働者の雇用安定対策、職業紹介機能の充実等雇用対策全般にわたる一層の強化を図ること。

八 本法の実効ある運営を確保するため、定員増を含め行政体制の充実・強化を図ること。

付の延長、職業訓練の機動的実施、職業紹介等の積極的実施等の施策を実施するものとすことは、関係諸施策との連携に十分留意しつゝ、関係地方公共団体等の意見も十分尊重して行うこと。また、各指定地域の対策については、労使関係者の意向が十分に反映されるよう配慮すること。

二 地域における雇用の安定を図るために、地域経済の活性化に努めるとともに、中小、下請企業労働者対策が重要であることにかんがみ、各種援護措置が適切に活用されること。

三 円滑な職業転換を図るために、地域における職業能力の開発が重要であることにかんがみ、公共職業訓練施設の充実・強化、民間各種職業訓練施設の積極的活用等職業能力開発体制の整備を図ること。

四 公共事業への職業訓練施設の充実・強化、民間各種職業訓練施設の積極的活用等職業能力開発体制の整備を図ること。

五 地域雇用対策と業種雇用対策は、密接不可分であることからかんがみ、本法の施行状況を踏まえ、業種雇用対策の充実・強化の検討を進める。

六 各種助成金等については、その有効活用が図られるよう努めること。

七 現下の厳しい雇用失業情勢に対処するため、本法の効果的な運用に努めるとともに、さらには、中高年齢者の雇用対策、パートタイマー、派遣労働者の雇用安定対策、職業紹介機能の充実等雇用対策全般にわたる一層の強化を図ること。

八 本法の実効ある運営を確保するため、定員増を含め行政体制の充実・強化を図ること。

## 輸出保険法の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

昭和六十二年一月十二日

内閣総理大臣 中曾根康弘

輸出保険法の一部を改正する法律  
輸出保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

## 貿易保険法

目次中「第四章 輸出金融保険（第六条 第十一条）」を「第四章 削除」に、「第五章 海外投資保険（第十四条の二 第十四条の五）」を「第四章の第五章の二」に、「第十四条の十一 第十四条の十五」を「第十四条の二十一 第十四条の六」に、「仲介貿易保険（第十四条の七 第十四条の十）」を「第七章 貿易保険審議会（第十六条）」に、「第十八条」を「第七章 貿易保険審議会（第十六条）」に改める。

二) に、「第七章 輸出保険審議会（第十六条）」を「第七章 貿易保険審議会（第十六条）」に改める。

第一条中「輸出貿易」を「外国貿易」に改め。

第一条の二第十一項第三号中「外国法人（本邦法人又は本邦人が株式等の所有その他の方法によりその経営を実質的に支配しているものに限る。）の社債」を「本邦外において行う事業に必要な長期資金を調達するために発行される外国政府等若しくは外国法人の公債、社債」に「これに」を「これらに」に、「当該外国法人に対する」を「外国政府等、外国法人若しくは外国人に対する当該資金にあつて、政令で定める事項についての定めがあ

充てられる」と、「以下」を「第五号に規定するものを除く。以下」と、「当該外国法人の」を「当該資金に充てられるこれらの者の」に改め、「保證債務」の下に「（第五号に規定するものを除く。）」を加え、同項第五号中「第三号に規定する外国法人を「本邦法人又は本邦人が株式等の所有その他の方法によりその経営を実質的に支配しているもの」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第九項の次に次の六項を加える。

10 この法律において「前払輸入契約」とは、貨物を輸入する契約のうち、その輸入貨物の代金又は賃借料の全部又は一部を当該輸入貨物の船積期日前に支払うことを条件とする契約であつて、政令で定める事項についての定めがあるものをいう。

11 この法律において「前払輸入者」とは、前払輸入契約の当事者であつて、貨物を輸入するも

のをいう。

12 この法律において「仲介貿易契約」とは、本邦法人又は本邦人が一の外国の地域において生産され、加工され、又は集荷される貨物を他の外国の地域に販売し、又は賃貸する契約であつて、政令で定める事項についての定めがあるものをいう。

13 この法律において「仲介貿易者」とは、仲介貿易契約の当事者であつて、貨物を販売し、又は賃貸するものをいう。

14 この法律において「仲介貿易代金貸付契約」とは、仲介貿易契約に基づく仲介貿易貨物の代金又は賃貸料の支払に充てられる資金を外国政府等、外国法人又は外国人に貸し付ける契約であつて、政令で定める事項についての定めがあ

るものをいう。

この法律において「仲介貿易代金貸付者」とは、仲介貿易代金貸付契約の当事者であつて、資金を貸し付けるものをいう。

第一条の二の二を次のように改める。

3 前二項の規定により輸出契約とみなされる契約の当事者であつて、貨物の輸出及び技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供又は仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸をするものは、輸出者とみなす。

4 第一項又は第二項の規定により一の契約が輸出契約とみなされる場合には、第三章、第三章の二及び第四章の二の規定の適用については、これに該當する場合、輸出契約及び仲介貿易契約のいずれにも該當する場合又は技術提供契約及び仲介貿易契約のいずれにも該當する場合に

は、当該一の契約は、当該契約に基づく輸出貨物の代金の額又は賃貸料の合計額（以下「輸出代金等」という。）が当該契約に基づく技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供の対価の額（以下「技術提供対価等」という。）に等しく若しくはこれを超え、又は当該契約に基づく仲介貿易貨物の代金の額若しくは賃貸料の合計額（以下「仲介貿易代金等」という。）に等しく若しくはこれを超えるときは輸出契約と、技術提供対価等が輸出代金等を超えて、又は仲介貿易代金等に等しく若しくはこれを超えるときは技術提供契約と、仲介貿易代金等が輸出代金等又は技術提供対価等を超えるときは仲介貿易契約とみなす。

5 第一項又は第二項の規定により一の契約が技術提供契約とみなされる場合には、第三章、第三章の二及び第四章の二の規定の適用については、これに該當する場合、当該契約の当事者であつて技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供及び貨物の輸出又は出貨物の代金とみなす。

6 第二項の規定を適用する場合にあつては、外国若しくは賃貸料又はその仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料は、それぞれ、技術提供者、技術の提供又はこれに伴う労務の提供（第十条の二第二項の規定を適用する場合にあつては、外国における技術の提供又はこれに伴う労務の提供であつて同項の政令で定めるもの）及びこれらの対価とみなす。

6 第一項又は第二項の規定により一の契約が仲介貿易契約とみなされる場合には、第四章の四の規定の適用については、当該契約の当事者であつて仲介貿易貨物の販売若しくは質貸及び貨物の輸出又は技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供をするもの、当該契約に基づく貨物の輸出又は技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供並びにその輸出貨物の代金若しくは質貸料又は当該技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供の対価は、それぞれ、仲介貿易者、仲介貿易貨物の販売又は質貸及びその仲介貿易貨物の代金とみなす。

第一条の三の見出し中「輸出保険」を「貿易保険」に改め、同条中「輸出保険」を「貿易保険」に改め、「輸出金融保険」を削り、「輸出保証保険」の下に「前払輸入保険、仲介貿易保険」を加え

は第二項を「技術提供契約」の下に「又は仲介契約」を加え、「同項」を「同条第一項又は第二項」に「輸出保険」を「貿易保険」に改める。

第五条の二第二項中「基いて」を「基づいて」に、「左の」を「次の」に、「てん補する輸出保険」を「てん補する貿易保険」に改める。

第五条の六の二第一項中「輸出保険」を「貿易保険」に改める。

「権等」を「非常事故処理金請求権等」に、「事故請求権等」を「非常事故処理金請求権」に、「同項第二号の損害又は同項第五号への主たる債務者の破産若しくは同号ニの主たる債務者の債務の不履行」を「又は同項第一号の損害」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「第三項」を加え、「又は第五号」を「第五号又は第六号イ若しくはヘ」に改め、「第一項第二号」の下に「第三項第一号」を加え、同項

一 当該事由の発生により取得した金額又は取  
得し得べき金額  
二 損失を軽減するため必要な処置を講じて  
回収した金額

は第二項」を、「技術提供契約」の下に「又は仲介貿易契約」を加え、「同項」を「同条第一項又は第二項」に、「輸出保険」を「貿易保険」に改める。

第五条の二第二項中「基いて」を「基づいて」に、「左の」を「次の」に、「てん補する輸出保険」を「てん補する貿易保険」に改める。

第五条の六の二第一項中「輸出保険」を「貿易保険」に改める。

第五条の七第一項中「買取」を「買取り」に、「そ求」を「そ求」に、「てん補すべき」を「てん補すべき」に、「輸出保険」を「貿易保険」に改め

「権等」を「非常事故担当金請求権等」に、「事故求償権」を「非常事故求償権」に、「同項第二号の損害又は同項第五号への主たる債務者の破産若しくは同号ニの主たる債務者の債務の不履行」を「又は同項第二号の損害」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「第三項」を加え、「又は第五号」を「第五号又は第六号イ若しくはヘ」に改め、「第一項第二号」の下に「第三項第一号」を加え、同項第二号中「行なわれた」を「行われた」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項第一号中「又は第五号」を「若しくはロ」を「第五号又は第六号イ若しくは

で定める割合を、同項第六号イ又はハに該当する事由に係る場合にあつては百分の九十の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

一 当該事由の発生により取得した金額又は取得し得べき金額

二 損失を軽減するために必要な処置を講じて回収した金額

三 前条第二項第六号ロ又はニのいずれかに該当する事由により受けた損失に係る海外投資保険において政府がてん補すべき額は、公債等の元本に係る損失にあつては当該事由に係る公債等

第一条の三の見出し中「輸出保険」を「貿易保険」に改め、同条中「輸出保険」を「貿易保険」に改め、「輸出金融保険」を削り、「輸出保証保険」の下に「前払輸入保険、仲介貿易保険」を加え  
る。

**第四章** を次のように改める。

はロ」に改め、同項第二号中「又は第五号イ若しくはロ」を「第五号又は第六号イ」に改め、同項第三号中「第一項各号」の下に「第二項各号、第三項各号」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

の元本（以下「履行遅滞元本」という。）について償還期限後六ヶ月を経過した時までに回収することができる金額から、公債等の利子の支払請求権に係る損失にあつては当該事由に係る公債等の利子の支払請求権（以下「履行遅滞利子

第一条の四中「輸出保険」を「貿易保険」に改める。

第十四条の五中「第十四条の三第一項又は第二項」を「第十四条の十三第一項から第四項まで」に、「こえる」を「超える」に改め、同条を第十四条の十五とする。

3 前条第一項第五号又は第六号イ若しくはハのいずれかに該当する事由により受けた損失に係る海外投資保険において政府がてん補すべき額は、元本に係る損失にあつては当該事由に係る

請求権」という。に基づき取得し得べき利子について支払期限後六月を経過した時までに回収することができない金額から、保証債務に係る損失にあつては当該事由に係る保証債務の履行

第六条の六中「又は輸出金融保険」を削り、「基づく」を「基づく」に改める。

第十四条の四中「事故元本」を「非常事故元本、信用事故元本、履行遲滞元本」に、「事故配当金請求権等」を「非常事故配当金請求権等、信用権」に、「事故求償権」を「非常事故求償権、信用事故求償権、履行遅滞求償権」に改め、同条を第十四条の十四とする。

元本（以下「信用事故元本」という。）の取得のための対価の額から、配当金請求権等に係る損失にあつては当該事由に係る配当金請求権等（以下「信用事故配当金請求権等」という。）に基づき取得し得べき配当金等の額から、保証債務に係る損失にあつては当該事由に係る保証債務の履行により取得する求償権（以下「信用事

七 一会計年度内に引き受けける仲介貿易保険の  
保険金額の総額

第十四条の三第一項中「又は第五号」を削り、  
「事故元本」を「非常事故元本」に、「同項第二  
号の損害又は同項第五号イ若しくはロの事由」を  
「又は同項第二号の損害」に、「事故配当金請求

「故求償権」という。)に基づき取得し得べき金額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、前条第二項第五号に該当する事由に係る場合にあつては百分の五十の範囲内において政令

一 当該事由の発生により支出を要しなくなつた額  
二 損失を軽減するために必要な処置を講じて回収した額

第十四条の三を第十四条の十三とする。

第十四条の二第二項中「輸出保険」を「貿易保険」に改め、同項第一号の二中「第一条の二第二項第二号」を「第一条の二第二項第二号」に、「第五号を」を「第五号及び第六号を」に改め、同項第二号中「第一条の二第二項第四号」を「第一条の二第二項第四号」に改め、同号イ中「第一条の二第二項第二号」を「第一条の二第二項第四号」に改め、同項第五号を「第一条の二第二項第五号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 第一条の二第二項第一号から第二号までに掲げる海外投資について、次のいずれかに該当する事由が生じたこと。

イ 海外投資（保証債務の負担を除く。）の相手方（第一条の二第二項第二号に掲げる海外投資については、株式等の取得の相手方を除く。）の破産（第一号に掲げるものを除き、海外投資を行った者の責めに帰することができるものに限る。）

五 第一条の二第二項第一号から第二号までに掲げる海外投資について、次のいずれかに該当する事由が生じたこと。

イ 海外投資（保証債務の負担を除く。）の相手方（第一条の二第二項第二号に掲げる海外投資については、株式等の取得の相手方を除く。）の破産（第一号に掲げるものを除き、海外投資を行った者の責めに帰することができるものに限る。）

（保険金額）  
第十四条の二 前払輸入保険においては、前払金の額を保険金額とする。

2 前払輸入保険の保険金額が保険金額に百分の九十七・五の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額を超えるときは、その超える部分については、保険契約は、無効とする。

（保険金）  
第五章の前に次の二章を加える。

第十四条の二を第十四条の十一とする。

第十四条の二 前払輸入保険

（保険契約）  
第十四条の二 政府は、前払輸入保険を受け取けるものを除く。）

第十四条の二 政府は、前払輸入保険を受け取れるときは、前払金の返還の期限（同項第五号に該当する事由によるときは、前払金の返還の期限後六月

ることができる。

2 前払輸入保険は、前払輸入者が前払輸入契約に基づいて輸入貨物を輸入することができなくなりた場合に次の各号の一に該当する事由によつて当該前払輸入契約に基づいて当該輸入貨物の船積期日前に支払った代金又は賃借料（以下「前払金」という。）の返還を受けることができないことにより受ける損失をてん補する貿易保険とする。

一 当該事由の発生により支出を要しなくなつた金額  
二 前払金の返還の期限後に回収した金額（前払金の回収）

第十四条の五 保険金の支払を受けた前払輸入者は、当該前払輸入契約に基づく前払金の回収に努めなければならない。

（回収金の納付）

第十四条の六 保険金の支払を受けた前払輸入者は、その支払の請求をした後回収した金額から前払金の返還の期限以後保険金の支払を受けた日の前日までの利息を控除した残額に支払を受けた保険金の額の第十四条の四に規定する残額に対する割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

（保険金額）  
第十四条の四 仲介貿易保険

2 前払輸入保険の保険金額が保険金額に百分の九十七・五の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額を超えるときは、その超える部分については、保険契約は、無効とする。

（保険金）  
第五章の前に次の二章を加える。

第十四条の四 前払輸入保険において政府がてん補すべき額は、保険金額のうち第十四条の二第二項各号の一に該当する事由により前払輸入者が前払金の返還の期限（同項第五号に該当する事由によるときは、前払金の返還の期限後六月

を経過した時。以下この章において同じ。）までに返還を受けることができない前払金の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険金額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一 当該事由の発生により支出を要しなくなつた金額  
二 外国における戦争、革命又は内乱（前払金の回収）  
三 前二号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、仲介貿易契約又は仲介貿易代金貸付契約の当事者の責めに帰することができないもの

（保険金額）  
第十四条の七 政府は、仲介貿易保険を受け取ることができる。

2 仲介貿易保険は、仲介貿易者が仲介貿易契約に基づいて仲介貿易貨物を販売し、若しくは賃貸した場合に次の各号の一に該当する事由によつて当該仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料を回収することができることにより受けける損失（仕向国における戦争、革命又は内乱により仲介貿易貨物のうち第五条の二第二項の政令で定める貨物について生じた損失以外の仲介貿易貨

物について生じた損失を除く。）又は仲介貿易代金貸付者が仲介貿易代金貸付契約に基づいて資

金貸付を受けた場合に次の各号の一に該当する事由によつて当該貸付金を回収することができないことにより受ける損失をてん補する貿易保険とする。

一 外国における戦争、革命又は内乱（保険契約）  
二 外国における戦争、革命又は内乱（保険契約）  
三 前二号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、仲介貿易契約又は仲介貿易代金貸付契約の当事者の責めに帰することができないもの

（保険金額）  
第十四条の八 仲介貿易保険においては、仲介貿易契約に基づく仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料又は仲介貿易代金貸付契約に基づく貸付金（二以上の時期に分割して代金の決済又は貸付金の償還を受けるべきときは、一の時期において決済又は償還を受けるべき当該代金又は貸付金の部分。以下同じ。）の額を保険金額とする。

2 仲介貿易保険の保険金額が保険金額に百分の九十七・五の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額を超えるときは、その超える部分については、保険契約は、無効とする。

（保険金）  
第五章の前に次の二章を加える。

第十四条の二 前払輸入保険

（保険契約）  
第十四条の二 政府は、前払輸入を受け取れるものを除く。）

第十四条の二 政府は、前払輸入を受け取れるときは、前払金の返還の期限（同項第五号に該当する事由によるときは、前払金の返還の期限後六月

を経過した時。以下この章において同じ。）までに返還を受けることができない前払金の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険金額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一 当該事由の発生により支出を要しなくなつた金額  
二 外国における戦争、革命又は内乱（前払金の回収）  
三 前二号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、仲介貿易契約又は仲介貿易代金貸付契約の当事者の責めに帰することができないことにより受ける損失をてん補する貿易保険とする。

（保険金額）  
第十四条の七 政府は、仲介貿易保険を受け取ることができる。

2 仲介貿易保険は、仲介貿易者が仲介貿易契約に基づいて仲介貿易貨物を販売し、若しくは賃貸した場合に次の各号の一に該当する事由によつて当該仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料を回収することができることにより受けける損失（仕向国における戦争、革命又は内乱により仲介貿易貨物のうち第五条の二第二項の政令で定める貨物について生じた損失以外の仲介貿易貨

## (保険金)

第十四条の九 仲介貿易保険において政府がてん補すべき額は、保険額のうち第十四条の七第二項各号の一に該当する事由により仲介貿易者又は仲介貿易代金貸付者がそれぞれ決済期限又は償還期限（同項第五号に該当する事由によるときは、決済期限又は償還期限後六月を経過した時。以下この章において同じ。）までに回収することができる代金若しくは賃料又は貨物の額から次の各号に掲げる額を控除した残額に、保険金額の保険額に対応する割合を乗じて得た金額とする。

一 当該事由の発生により支出を要しなくなつた金額

二 決済期限又は償還期限後に回収した金額（代金等の回収）

第十四条の十 保険金の支払を受けた仲介貿易者は仲介貿易代金貸付者は、当該仲介貿易契約に基づく仲介貿易貨物の代金若しくは賃料又は当該仲介貿易代金貸付契約に基づく貸付金の回収に努めなければならない。

(回収金の納付)  
第十四条の十一 保険金の支払を受けた仲介貿易者は仲介貿易代金貸付者は、その支払の請求をした後回収した金額から決済期限又は償還期限以後保険金の支払を受けた日の前日までの利息を控除した残額に支払を受けた保険金の額の第十四条の九に規定する残額に対する割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

第五章の次に次の二章を加える。

## 第五章の二 再保険

## (再保険)

第十四条の十六 政府は、この法律によりてん補される損失と同種の損失についての保険（再保険を含む。）の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、これらの者が負う保険責任につき再保険を引き受け、又はこの法律により政府が負う保険責任につき再保険を行なうことができる。

2 政府の引き受けた再保険の再保険料率は、この法律による政府の保険事業の健全な運営に支障を生ずることのないように定めなければならない。

3 政府は、一会计年度内に引き受けた再保険の再保険額の総額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内において、再保険契約を締結するものとする。

〔第七章 輸出保険審議会〕を「第七章 貿易保険審議会」に改める。

第十六条第一項中「輸出保険審議会」を「貿易保険審議会」に改め、同条第一項中「輸出保険」を「貿易保険」に改める。

二 目次の改正規定及び同法附則第三項第一号の改正規定及び同法附則第三項第一号の改正規定に限る。附則第五条の規定、附則第六条の規定並びに附則第七条の規定（通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）第四条第十六条号及び第五条第一項第十一号の改正規定中「輸出保険」を「貿易保険」に改める部分並びに同法第十二条第四号の改正規定に限る。）昭和六十二年四月一日

六第一項の規定に基づく再保険を含む。)に関する」に改める。

〔施行期日〕  
第一条 この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 題名の改正規定、目次の改正規定中第七章に係る部分、第一条の改正規定、第一条の三の見出しの改正規定、同条の改正規定中「輸出保険」を「貿易保険」に改める部分、第一

出保険」を「貿易保険」に改める部分、第一

（経過措置等）

## 条の四の改正規定、第一条の五の改正規定、

第一項の七及び第三項の改正規定中「輸出保険」を「貿易保険」に改める部分、第五条の二第二項の改正規定、第五条の六の二第二項の改正規定、第五条の七第二項の改正規定、第十四条の二第二項の改正規定、同条第二項の改正規定、第十六条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定中「輸出保険」を「貿易保険」に改める部分、第七章の章名の改正規定、

第十六条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定中「輸出保険」を「貿易保険」に改める部分、次条第一項の規定、附則第四条の規定（輸出保険特別会計法（昭和二十五年法律第六十八号）の題名の改正規定、同法第一

条の改正規定及び同法附則第三項第一号の改正規定に限る。）附則第五条の規定、附則第六条の規定並びに附則第七条の規定（通商産

業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）第四条第十六条号及び第五条第一項第十一号の改正規定中「輸出保険」を「貿易保険」に改める部分並びに同法第十二条第四号の改正規定に限る。）昭和六十二年四月一日

第三条 この法律の施行前に政府が引き受けた海

外投資保険については、なお従前の例による。

〔輸出保険特別会計法の一部改正〕

第四条 輸出保険特別会計法の一部を次のように改正する。

一 題名を次のように改める。  
貿易保険特別会計法

二 第一条中「輸出保険法」を「貿易保険法」に、「輸出保険」を「貿易保険」に改める。

〔輸出保険料〕  
第一条第一項中「保険料」の下に「受入再保険料」を加え、「第十条」を削り、「第十条の大」の下に「第十四条の六、第十四条の十一」を加え、「第十四条の五」を「第十四条の十五」に改め、「納付される回収金」の下に「並びに法第十四条の十六第一項の規定により再保険を引き受けた契約に基づき納付される回収金」を、「(以

下「納付金」という。)の下に「受入再保険料」を「保険金」の下に「支払再保険金、支払再保

険料、法第十四条の十六第一項の規定により再保険を行なった契約に基づき納付する返納金(以下「返納金」という。)」を加える。

二 第二号の二を第三号とする部分、第四章の改正規定、第一条の六の改正規定、第一条の七の改正規定中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号の二を第三号とする部分、第四章の改正規定、次条第二項の規定及び附則第四

条のうち輸出保険特別会計法第四条第一項の改正規定中「第十条」を削る部分 昭和六十

三年四月一日

六十三年三月三十日までの間におけるこの法律による改正後の貿易保険法第六条第二項の規定の適用については、同項中「輸出保険」とあるのは、「貿易保険」とする。

二 前条ただし書第二号に定める日前に成立した輸出金融保険の保険関係については、なお従前の例による。

〔輸出保険特別会計法の一部改正〕

第四条 輸出保険特別会計法の一部を次のように改正する。

一 題名を次のように改める。  
貿易保険特別会計法

二 第一条中「輸出保険法」を「貿易保険法」に、「輸出保険」を「貿易保険」に改める。

〔輸出保険料〕  
第一条第一項中「保険料」の下に「受入再保険料」を加え、「第十条」を削り、「第十条の大」の下に「第十四条の六、第十四条の十一」を加え、「第十四条の五」を「第十四条の十五」に改め、「納付される回収金」の下に「並びに法第十四条の十六第一項の規定により再保険を引き受けた契約に基づき納付される回収金」を、「(以下「納付金」という。)の下に「受入再保険料」を「保険金」の下に「支払再保険金、支払再保険料、法第十四条の十六第一項の規定により再保険を行なった契約に基づき納付する返納金(以下「返納金」という。)」を加える。

三 第一条の二第一項中「保険金」の下に「及び支払再保険金」を加え、同条第二項中「保険料」の下に「受入再保険料」を加え、「及び納付金」を「納付金及び受入再保険金」に改め、「保

金」を「納付金及び受入再保険金」に改め、「保

「支払再保険金、支払再保険料及び返納金」を加える。  
**附則第三項第一号中「輸出保険」を「貿易保険」に改める。**  
 (退職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正)  
**第五条 退職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。**  
 第一条中「輸出保険特別会計」を「貿易保険特別会計」に改める。  
 (日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律の一部改正)  
**第六条 日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律(昭和四十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。**  
**第三条中「こえ」を「超え」に、「輸出保険法」を「輸出保険法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二号)による改正前の輸出保険法」に「行なう」を「行う」に改める。**  
 (通商産業省設置法の一部改正)  
**第七条 通商産業省設置法の一部を次のように改正する。**  
 第四条第十六号中「輸出保険」を「貿易保険」に、「に関する」を「貿易保険法(昭和十五年法律第六十七号)の規定に基づく再保険を含む。」に改める。  
**第五条第一項第一号中「輸出保険」を「貿易保険」に、「を行う」を「(貿易保険法の規定に基づく再保険を含む。)を行う」に改める。**

「支払再保険金、支払再保険料及び返納金」を加える。  
**附則第三項第一号中「輸出保険」を「貿易保険」に改める。**  
 (退職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正)

最近における对外取引の多様化に対応して、前払輸入及び仲介貿易に伴う危険をとん補する前払輸入保険及び仲介貿易保険の制度を新設するとともに、海外投資保険について付保の対象とする海外投資及び仲介貿易保険の範囲を拡大するほか、政

府が外国の保険機関との間で再保険を行うことができるようする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

場合に、仕向国における為替取引の制限、戦争、革命、契約相手方の破産等により仲介貿易代金等を回収することができないことにより受ける損失をとん補する「仲介貿易保険」を新設する。

**4 海外投資保険の拡充**  
 海外投資保険において、海外投資先企業の破産にかかる損失のとん補については資源開発のための融資のみを対象としていたのを、製造業投資等にも拡大する。

#### 5 再保険制度の新設

多數国間投資保証機関(MIGA)その他の海外保険機関との再保険制度を新設する。

#### 6 輸出金融保険の廃止

輸出金融保険は、昭和六十三年二月二十一日をもつて廃止する。

#### 7 その他

(一) 「輸出保険特別会計法」の題名を「貿易保険特別会計法」に改める。

(二) この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。ただし、題名の改正等「輸出保険」を「貿易保険」に改める部分は同年四月一日から、輸出金融保険を削除する部分は昭和六十三年四月一日から施行する。

第三章 特定地域対策(第十三条—第十五条)  
 第四章 産業基盤整備基金の産業構造転換円滑化臨時措置法  
 第五章 雜則(第二十二条—第二十七条)

#### 目次

#### 第一章 総則(第一条—第四条)

#### 第二章 特定事業者の事業適応計画等(第五条—第十二条)

#### 第三章 特定地域対策(第十三条—第十五条)

#### 第四章 産業基盤整備基金の産業構造転換円滑化業務(第十六条—第二十一条)

#### 第五章 雜則(第二十二条—第二十七条)

#### 附則

#### 第一章 総則

#### (目的)

#### 第一条 この法律は、国民経済が中長期的に發展し、国際経済の進展に寄与していくためには、我が国の産業構造が国際経済環境と調和のとれる活力あるものに転換していくことが重要である。

#### 第二章 総則

#### (目的)

#### 第三章 総則

#### (目的)

本邦法人等が、一の外国の地域から他の外交の地域に貨物を移動する仲介貿易を行ったおいて、同年度内における保険契約限度額は、

る」ととにかくがんばり、特定事業者の新たな経済的環境への適応を円滑にするための措置を講ずることとともに、特定地域の経済の安定及び発展のための措置を講ずること等により、我が国の産業構造の転換の円滑化を図ることを目的とする。(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国は、前条の目的的達成に資するため、研究開発の推進等による国際経済環境と調和のある新たな産業分野の開拓、雇用機会の確保、中小企業者の新たな経済的環境への適応の円滑化その他の関連施策を積極的に推進するとともに、国民経済の持続的成長が確保されるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の国の方策に協力するよう努めなければならない。

(情報の提供)

第三条 国は、産業構造の転換の円滑化に資するため、内外の産業、我が国の事業者の海外事業活動等の動向を調査し、事業者の新たな経済的環境への適応に必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(定義)

第四条 この法律において「特定事業者」とは、鉱業又は製造業に属する事業者であつて、特定設備をその事業の用に供するものをいう。

2 この法律において「特定設備」とは、物品を生産する設備であつて、内外の経済的事情の著しい変化により、その設備を用いて生産される当該物品に対する需要が著しく減少しているため、その設備の生産能力が著しく過剰となり、その状態が長期にわたり継続することが見込まれるものとして主務省令で定めるものを

いう。

3 この法律において「特定地域」とは、その地域において、特定事業者の事業所その他の事業所について内外の経済的事情の著しい変化により事業の廃止又は事業規模若しくは事業活動の縮小が相当の規模で生じており、かつ、これらの事業所の事業活動がその地域に所在する事業所の事業活動に相当程度の割合を占めているため、その地域における経済及び雇用に関する状況が著しく悪化していると認められる地域として政令で定める地域をいう。

(事業適応計画の承認)

第二章 特定事業者の事業適応計画等

第五条 特定事業者であつて、新たな経済的環境への適応のため、特定設備の処理(廃棄若しくは長期の格納若しくは休止(廃棄に代わるべき設備の生産能力の縮小の態様として妥当なものに限る)又は譲渡(譲渡された設備が廃棄されることが明らかな場合に限る))により特定設備が生産の用に供されないようになることをいう。(以下同じ。)を行おうとするものは、当該特定設備の処理(当該特定設備の処理と併せて事業の転換その他の新たな経済的環境への適応のための措置(以下「事業転換等」という。)を実施しようとする場合にあつては、当該事業転換等を含む)に関する計画(以下「事業転換等」という。)を作成し、これを主務大臣に提出して、その事業適応計画が適当である旨の承認

認められるものとして政令で定める関係を持つ

ている事業者(以下「関係事業者」という。)が

当該特定事業者の新たな経済的環境への適応のために行う措置に関する計画を含めることができること。

四 その他政令で定める基準に適合するもので

あると認められること。

3 事業適応計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定設備の処理の目標

二 特定設備の処理の内容及び実施時期

三 特定設備の処理を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

四 事業転換等(関係事業者が行う前項に規定する措置を含む。以下同じ。)について承認を受ける場合にあつては、次に掲げる事項

イ 事業転換等の内容及び実施時期  
ロ 事業転換等を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

五 その他主務省令で定める事項

4 主務大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その事業適応計画が次の各号に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

5 主務大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その事業適応計画が次の各号に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

6 前条第一項の承認を受けた特定事業者(以下「承認特定事業者」という。)は、当該承認に係る事業適応計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

7 主務大臣は、承認特定事業者(当該承認特定事業者に係る関係事業者を含む。第十二条第二項及び第二十三条において同じ。)が当該承認に係る事業適応計画(前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認事業適応計画」という。)に従つて特定設備の処理又は事業転換等を行つてないと認められるときは、その承認を取り消すことができる。

8 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の承認に準用する。

(事業提携計画の承認)

9 事業適応計画には、当該特定事業者がその事業者に対しその経営を実質的に支配していると認められるものとして政令で定める関係を持つ

三 当該事業適応計画に事業転換等を含む場合

にあつては、前項第四号イに掲げる事項が国

民経済の国際経済環境と調和のある健全な発展を阻害すると認められるものでないこと。

四 その他政令で定める基準に適合するもので

あると認められること。

五 主務大臣は、事業転換等を含む事業適応計画について第一項の承認をしようとするときは、当該特定事業者(当該特定事業者に係る関係事業者を含む。)が当該事業適応計画に従つて行おうとする事業転換等に係る事業を所管する大臣に協議しなければならない。

種の専門化又は合併若しくは営業の全部若しくは重要な部分の譲渡若しくは譲受けその他これらに準する行為（以下「事業提携」と総称する。）を実施しようとするもの（以下「提携事業者」）（以下「提携事業計画」といふ。）を作成し、これを主務大臣に提出して、その事業提携計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 事業提携計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事業提携の目標
- 二 事業提携の方式及び実施方法並びに実施時期
- 三 事業提携に伴い必要となる設備投資に関する事項
- 四 その他主務省令で定める事項

3 主務大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その事業提携計画が次の各号に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 当該事業提携計画に係る提携事業者の特定設備の処理の促進に資すると認められるものであること。

二 当該事業提携計画に係る提携事業者が内外の経済的事情の変化に対応して新たな経済的環境に円滑に適応するため有効かつ適切なものであること。

三 国民経済の国際経済環境と調和のある健全な発展を阻害すると認められるものでないことを公正取引委員会に送付した場合において、当該申請に係る事業提携計画について第七条第一

種の専門化又は合併若しくは営業の全部若しくは重要な部分の譲渡若しくは譲受けその他これらに準する行為（以下「事業提携」と総称する。）を実施しようとするもの（以下「提携事業者」）（以下「提携事業計画」といふ。）を作成し、これを主務大臣に提出して、その事業提携計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 事業提携計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事業提携の目標
- 二 事業提携の方式及び実施方法並びに実施時期
- 三 事業提携に伴い必要となる設備投資に関する事項
- 四 その他主務省令で定める事項

3 主務大臣は、第一項の承認を受けた者（以下「承認提携事業者」という。）は、当該承認に係る事業提携計画を変更しようとすると、主務大臣の承認を受けなければならぬ。

4 主務大臣は、前条第一項の承認を受けた事業提携計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認事業提携計画」という。）が同条第三項の基準に適合するものでなくなつたと認めるときは、承認提携事業者に対して、当該事業提携計画の変更を指示し、又はその承認を取り消さなければならぬ。

5 主務大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、公正取引委員会に対して、当該承認後の経済的事情の変化に即して第一項に規定する事項について意見述べることができる。

第六条 前条第一項の承認を受けた者（以下「承認提携事業者」という。）は、当該承認に係る事業提携計画を変更しようとすると、主務大臣の承認を受けなければならぬ。

第七条 主務大臣は、前条第一項の承認を受けた事業提携計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認事業提携計画」という。）が同条第三項の基準に適合するものでなくなつたと認めるときは、承認提携事業者に対して、当該事業提携計画の変更を指示し、又はその承認を取り消さなければならぬ。

第八条 前条第一項の承認を受けた者（以下「承認提携事業者」という。）は、当該承認に係る事業提携計画を変更しようとすると、主務大臣の承認を受けなければならぬ。

第九条 主務大臣は、第七条第一項の承認（前条第一項の規定による変更の承認を含む。以下この章において同じ。）の申請を受理した場合において、必要があると認めるときは、その申請書の写しを公正取引委員会に送付するものとする。

第十条 国は、承認特定事業者が承認事業適応計画に従つて特定設備の処理又は事業転換等を行うに当たつては、当該措置に係る事業所における労働組合（当該事業所において、労働組合がない場合には、労働者の過半数を代表する者）と協議して、その雇用の労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十二条 承認特定事業者又は承認提携事業者は、それぞれ承認事業適応計画又は承認事業提携計画に従つて特定設備の処理若しくは事業転換等又は事業提携を行つては、当該措置に係る事業所における労働組合（当該事業所において、労働組合がない場合には、労働者の過半数を代表する者）と協議して、その雇用の労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十三条 国は、承認特定事業者又は承認提携事業者であつてそれぞれ承認事業適応計画又は承認事業提携計画に従つて特定設備の処理若しくは事業

転換等又は事業提携を行うものの雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び都道府県は、前項に規定する事業者に雇用されていた労働者について、職業訓練の実施、就職のあつせんその他その者の職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 国及び都道府県は、第二項に規定する事業者の関連中小企業者について、その新たな経済的環境への適応の円滑化に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第三章 特定地域対策

#### (資金の確保)

第十三条 国は、特定地域において地方公共団体その他これに準ずる法人として政令で定める法人の出資に係る法人が行う事業であつて当該特定地域に対して適切な経済的效果を及ぼすと認められるもの(以下「特定出資法人事業」といいう)、特定地域における工場又は事業場の新設若しくは増設又はこれらの施設の用に供する土地の取得若しくは造成(以下「工場等の新增設等」という)及び特定地域において事業者が行う新商品若しくは新技術の開発又はこれらの成果の企業化その他の事業の新分野の開拓のための事業(以下「新分野開拓事業」という)に必要な資金の確保に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、特定地域における工場等の新增設等又は新分野開拓事業の実施の円滑化に必要な事業その他の特定地域の経済の安定及び発展に必要な事業を行う者に対し、必要

な助言その他の援助を行なうよう努めるものとする。

#### (施設の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、特定地域の経済の安定及び発展を図るため、特定地域における工場等の新增設等又は新分野開拓事業の円滑化その他の施設の整備のために必要な工場用地、工業用水道その他の施設の整備の促進に努めなければならない。

第十五条 国は、特定地域の経済の安定及び発展に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (財政上の措置等)

### 第四章 産業基盤整備基金の産業構造転換円滑化業務

第十六条 産業基盤整備基金(以下「基金」といいう。)は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。)第四十一条第一項に規定する業務のほか、産業構造の転換を円滑化するため、次に掲げる業務を行う。

一 承認特定事業者が承認事業適応計画に従つて行う特定設備の処理のために必要な資金及び当該特定設備の処理に伴つて必要となる資金並びに当該特定設備の処理を行う承認特定事業者に対し支払う補償金の支払に必要な資金の借入人に係る債務の保証を行うこと。

二 特定出資法人事業に必要な資金の出資を行ふこと。

三 日本開発銀行その他大臣及び通商産業

大臣が指定する機関(以下この号において「日本開発銀行等」という。)が行う特定出資法人事業に必要な資金又は特定地域における工場等の新增設等に必要な資金の貸付けについて、日本開発銀行等に対し、利子補給金を支給すること。

四 新分野開拓事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

五 特定地域及びその周辺地域における産業立地に關する調査を行い、並びにその成果を普及すること。

六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

#### (政府の出資)

第十七条 政府は、基金が前条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるためその資本金を増加するときは、予算の範囲内において、基金に出資することができる。

第十八条 基金は、第十六条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「特別勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

第十九条 基金は、第十六条第一号に掲げる業務に關して、産業構造転換円滑化出資資金を設け、第十七条の規定により政府が出資した額に相当する金額をもつてこれに充てなければならぬ。

2 産業構造転換円滑化出資資金は、特別勘定における毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益の額(基金が前条第四項の規定による納付金を納付した場合にあっては、当該納付金の額を当該利益の額から控除した額)又は損失の額により増加し又は減少するものとする。

#### (産業構造転換円滑化推進資金)

第二十条 基金は、第十六条第三号及び第五号に掲げる業務並びにこれらの業務に附帯する業務に關して、産業構造転換円滑化推進資金を設けるものとする。

2 基金は、特別勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、特定施設整備法第四十七条第一項の規定にかかるらず、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

3 基金は、特別勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定によらない。

る積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

4 基金は、第二項に規定する残余の額から同項の規定により積立金として整理した額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

#### (産業構造転換円滑化出資資金)

5 前項の規定による納付金に關し、納付の手続及すること。

#### (産業構造転換円滑化出資資金)

6 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

#### (政府の出資)

第十七条 政府は、基金が前条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるためその資本金を増加するときは、予算の範囲内において、基金に出資することができる。

第十八条 基金は、第十六条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「特別勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

2 産業構造転換円滑化出資資金は、特別勘定における毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益の額(基金が前条第四項の規定による納付金を納付した場合にあっては、当該納付金の額を当該利益の額から控除した額)又は損失の額により増加し又は減少するものとする。

#### (産業構造転換円滑化推進資金)

第二十条 基金は、第十六条第三号及び第五号に掲げる業務並びにこれらの業務に附帯する業務に關して、産業構造転換円滑化推進資金を設けるものとする。

2 基金は、産業構造転換円滑化推進資金に係る経理については、特別勘定以外の一般の勘定における他の経理と区分して整理しなければならぬ。

は「日本開発銀行その他の金融機関(構造転換法第十六条第三号に掲げる業務にあつては、同号の規定により大蔵大臣及び通商産業大臣が指定する機関であつて金融機関以外のものを含む。次項において同じ。)」と、同条第三項中「金融機関」とあるのは「金融機関(構造転換法第

「日本開発銀行」とあるのは「政府及び日本開発銀行」と、同法第四十条第二項中「同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額」とあるのは「同条第二項の認可を受けた場合における出資された金額（産業構造転換円滑化臨時措置法（以下「構造転換法」という。）第十七条の規定により政府が出资した金額を除く。）」と、「前項第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務並びに構造転換法第十六条第一号及び第四号の業務」と、同法第四十一条第一項中「債務の保証の決定」とあるのは「債務の保証の決定、出資の決定及び利子補給金の支給の決定

3 基金は、特定施設整備法第四十条第二項の規定にかかるわらず、特定施設整備法第四十七条第一項に規定する積立金の額に相当する金額の一部をあらかじめ大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けた金額の範囲内において産業構造転換円滑化推進資金に充てるものとする。

4 産業構造転換円滑化推進資金の運用によって生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、産業構造転換円滑化推進資金に充てるものとする。

(特定施設整備法の特例)

3 基金は、特定施設整備法第四十条第一項の規

六条第三号の規定により大蔵大臣及び通商産業

第五章 程序

大臣の發する命令とする。

(前略) 大臣の發する命令とする。

**第二十七条 第二十三条の規定による報告をせざり、又は虚偽の報告をせざる者は、一ヶ月以下の**

又は虚偽の報告をした者は、十円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、  
使用者その他の従業者が、その法人又は人の業

務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為

者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

だし、第四章の規定、附則第三条及び第四条の

規定、附則第六条から第九条までの規定、附則第十条中地方税法（昭和二十五年法律第二百一

十六号) 第七十二条の五第一項第四号の改正規

定、附則第十一條から第十三条までの規定並びに附則第十五条及び第十六条の規定は公布の日

から起算して一月を超えて四月を超えない範囲内

において政令で定める日から、附則第十四条の規定は売上税法(昭和六十二年法律第二号)

の施行の日から施行する。

## (一) 法律の廃止

第三回 田村一 三月二 日 まで廃止するものとする。

(基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第三条 政府及び日本開発銀行以外の出資者は、  
基金に対し、附則第一条ただし書の政令で定め

る日から起算して一月を経過した日までの間に

二三九

2 基金は、前項の規定による請求があつたときは、特定施設整備法第十八条第一項の規定にかかるらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一項改正)

第四条 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一項を次のように改正する。

目次中「第三章 産業基盤信用基金」を「第二

章 産業基盤整備基金」と改める。

第三章 産業基盤信用基金」を「第三章 产

業基盤整備基金」を「第三章 産業基盤整備基金」に改める。

第十四条 第十五条及び第二十条中「産業基

盤信用基金」を「産業基盤整備基金」に改める。

第二十五条第二項及び第三項、第二十六条並

び第二十七条第一項中「理事長」を「会長」に改める。

第二十九条中「として」の下に「会長一人」を加える。

第三十条第一項中「理事長」を「会長」に改め、同項を

同条第四項中「理事長」を「会長」に改め、同項を

同条第五項とし、同条第三項を同条第四項と

し、同条第二項中「理事長」を「会長及び理事長」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 理事長は、基金を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して基金の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を行ふ。

任期は、この法律による改正前の特定施設整備

第三十一条第一項中「理事長」を「会長、理事長」に改め、同条第二項中「理事長」を「会長」に改める。

第三十四条中「理事長」を「会長」に改める。

第三十六条中「基金」と下に「会長又は」を加え、「理事長」を「会長及び理事長」に改める。

第三十七条第三項及び第三十八条中「理事長」を「会長」に改める。

附則第九条を次のように改める。

(産業構造転換円滑化業務)

第三十九条 基金は、第四十条第一項に規定する業

務のほか、産業構造転換円滑化臨時措置法

(昭和六十二年法律第一号)第十六条に

規定する業務を行うものとする。

附則第十条から第十七条までを削る。

(経過措置)

第五条 産業基盤信用基金は、この法律の公布の日から起算して一月以内に、必要な定款の変更をし、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けるものとする。

第六十一条法律第八十三号の一部を次のように改正する。

法第三十二条第一項の規定により任期が終了すべき日に終了するものとする。

第七条 附則第四条の規定の施行の際現にその名稱中に産業基盤整備基金という文字を用いている者については、この法律による改正後の特定施設整備法第二十条第二項の規定は、附則第四条の規定の施行後六月間は、適用しない。

第八条 第四章又は附則第四条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(特定外航船解載促進臨時措置法の一項改正)

第九条 特定外航船解載促進臨時措置法(昭和

六十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

(特定外航船解載促進臨時措置法の一項改正)

第七条(見出しを含む)中「産業基盤信用基

金」を「産業基盤整備基金」に改める。

(地方税法の一項改正)

第十条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「産業基盤信

用基金」を「産業基盤整備基金」に改める。

附則第十一条の四第十一項中「單に」を「本

項において單に」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の認可があつたときは、同項に規定する定款の変更は、附則第一条ただし書の政令で定める日にその効力を生ずる。

第十五条 産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第一号)第八条第一項

に規定する承認提携事業者のうち自治省令で

定める事業を営むものが同法第八条第二項に規定する承認事業提携計画に従つて営業の譲渡(当該譲渡に係る同法第七条第一項の承認

又は第三十八条の規定により会長が任命した

もののみなす)この場合において、当該理事の

譲渡(当該譲渡に係る同法第七条第一項の承認

又は第三十八条の規定により会長が任命した

もののみなす)この場合において、当該理事の

譲渡(当該譲渡に係る同法第七条第一項の承認

又は第三十八条の規定により会長が任命した

もののみなす)この場合において、当該理事の

ら昭和六十四年三月三十日までの間にされたものに限る)をした場合において、当該譲渡を受けた者が当該譲渡に係る不動産(政

令で定めるものに限る)を取得し、かつ、当該不動産の取得の日から引き続き三年以上当該不動産を政令で定めるところにより当該承

取事業提携計画に係る事業の用に供したとき

は、当該不動産の取得に対して課する不動産

取得税については、当該取得が承認の日から

一年以内に行われたときに限り、当該税額か

ら価格の十分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

第十七条の二十五から第七十三条の二十七までの規定は、前項に規定する不動産の

取得に対して課する不動産取得税の税額の徵

收猶予及びその取消し並びに当該不動産取得

税に係る地方団体の徵収金の還付について準

用する。この場合において、第七十三条の二

十五第一項中「土地の取得」とあるのは「附

則第十一条の四第十五項に規定する不動産

税に係る地方団体の徵収金の還付について準

用する。この場合において、第七十三条の二

十五第一項中「土地の取得」とあるのは「附

一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一条の四第十五項」と、第七十三条の二十七第一項中「土地」とあるのは「不動産」と「第七十三条の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一項の四第十五項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

附則第三十一条の二第五項中「又は第二項」を「第二項又は第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「又は第二項」を「第二項又は第三項」に、「附則第二十二条の二第一項若しくは第二項」を「附則第三十一条の二第一項、第二項若しくは第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 市町村は、産業構造転換円滑化臨時措置法第四条第三項に規定する特定地域において同項の次に次の二項を加える。

7 産業構造転換円滑化臨時措置法第四条第三項に規定する特定地帯において同法第六条第一項に規定する承認特定事業者のうち同法第六条第一項に規定する特定設備（以下本項において「特定設備」という。）を緊急に処理する必要がある業種として自治省令で定める業種に属する事業を行うものが同法第六条第二項に規定する承認特定事業者（以下本項において「承認事業適応計画」という。）に従つて特定設備の廃棄（当該廃棄に係る同法第五条第一項の承認（同法第六条第一項の規定による変更の承認を含む。以下本項において単に「承認」という。）が同法第五条第一項の規定の施行の日から昭和六十四年三月三十日までの間にされたものに限る。）をし、その後当該承認特定事業者（同法第五条第二項に規定す

第一項に規定する関係事業者を含む。）が当該特定設備を事業域内において当該承認事業適応計画に従つて特定地域の経済の安定及び発展に資する業種として自治省令で定める業種に属する事業を新たに行うとして自治省令で定める業種に属する事業を新たに行う場合における当該事業の用に供する施設（政令で定めるものに限る。）に係る事業所用家屋と一体的に使用される土地で政令で定めるものを含み、承認の日の翌日から起算して一年以内に取得され、かつ、当該土地を敷地とする当該建物の建設に着手したものに限る。又はその取得に對しては、第五百八十五条规定にかかわらず、特別土地保有税を課することができない。

附則第三十二条の三の二第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 産業構造転換円滑化臨時措置法第四条第三項に規定する特定地帯において同法第六条第一項に規定する承認特定事業者のうち同法第六条第一項に規定する特定設備（以下本項において「特定設備」という。）を緊急に処理する必要がある業種として自治省令で定める業種に属する事業を行うものが同法第六条第二項に規定する承認特定事業者（以下本項において「承認事業適応計画」という。）に従つて特定設備の廃棄（当該廃棄に係る同法第五条第一項の承認（同法第六条第一項の規定による変更の承認を含む。以下本項において単に「承認」という。）が同法第五条第一項の規定の施行の日から昭和六十四年三月三十日までの間にされたものに限る。）をし、その後当該承認特定事業者（同法第五条第二項に規定す

る関係事業者を含む。）が当該特定設備を事業

の用に供していいた指定都市等の区域内におい

て別表第三の文書名の欄中「並びに特定外航船

船解撤促進臨時措置法（昭和六十一年法律第八十三号）、第七条第一号（産業基盤整備基金の行う解撤促進業務）を「、特定外航船解撤促進臨

時措置法（昭和六十一年法律第八十三号）第七条第一号（産業基盤整備基金の業務）」に改め、同表の作成者の欄中「産業基盤信用基金」を「産業基盤整備基金」に改める。

第一号（産業基盤整備基金の行う解撤促進業務）及び第四号（産業基盤整備基金の業務）に改め、同表の作成者の欄中「産業基盤信用基金」を「産業基盤整備基金」に改める。

第一号（産業基盤整備基金の業務）及び第四号（産業基盤整備基金の業務）に改め、同表の作成者の欄中「産業基盤信用基金」を「産業基盤整備基金」に改める。

理由

我が国の産業構造が国際経済環境と調和のとれ

た活力あるものに転換していくことが重要である

ことから、産業基盤整備基金の業務に特定

事業者が行う設備の処理のため必要な資金等の借入れに係る債務の保証、特定地域の安定等に資する事業に必要な資金の出資その他の産業構造の転換の円滑化に必要な業務を追加する等の措置を講ずること等により、特定事業者の新たな経済的環境への適応を円滑にするとともに、特定地域の経済の安定及び発展を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 産業構造転換円滑化臨時措置法案（内閣提

#### 出）に関する報告書

##### 一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国の産業構造が国際経済環境と調和のとれた活力あるものに転換していくことが重要であることにかんがみ、特定事業者の新たな経済的環境への適応を円滑にするための措

（一）「特定事業者」とは、鉱業又は製造業に属する事業者であつて、特定設備をその事業

の用に供するものをいう。

（二）「特定設備」とは、内外の経済的事情の著しい変化により、その設備の生産能力が著しく過剰となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれるものとして主務省令で定めるものをいう。

（三）「特定地域」とは、その地域において、特定事業者の事業所等について内外の経済的事情の著しい変化により事業の廃止若しくは事業活動の縮小が相当の規模で生じてお

り、その結果、その地域における経済及び雇用に関する状況が著しく悪化していると認められる地域として政令で定める地域をいう。

##### 2 事業適応計画の承認等

特定事業者は、新たな経済的環境への適応のため、設備の処理、事業転換等を内容とする事業適応計画を作成し、主務大臣の承認を受けることができる。

##### 3 事業提携計画の承認

同一業種に属する二以上の特定事業者であつて、事業提携を実施しようとするものは、共同して提携の方式、実施方法等を内容とする事業提携計画を作成し、主務大臣の承認を受けることができる。

##### 4 資金の確保、課税の特例

（一）国は、計画の承認を受けた特定事業者の特定設備の処理又は事業転換等に必要な資金の確保に努める。

（二）計画の承認を受けた特定事業者又は提携事業者の特定設備の処理又は機械等の取得について、租税特別措置法により課税の特例措置を講ずる。

##### 5 雇用の安定等

（一）計画の承認を受けた特定事業者等は、特

定設備の処理等を行ふに当たつては、当該事業所における労働組合と協議して、その雇用する労働者について、失業の予防その他の雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（二）国は、特定設備の処理等を行う事業者の雇用する労働者について、雇用の安定に必

要な措置を講ずるよう努めるものとし、国及び都道府県は、雇用されていた労働者の職業及び生活の安定に必要な措置並びに関連中小企業者の新たな経済的環境への適応ものとする。

##### 6 特定地域対策

（一）国は、特定地域において地方公共団体及び事業者が行う新分野開拓事業等に必要な資金の確保に努めなければならない。

##### 7 その他

（一）国及び地方公共団体の責務、事業提携に関する公正取引委員会との関係、産業基盤整備基金の産業構造転換円滑化業務、国際経済環境等の考慮等について定める。

（二）この法律は、公布の日から施行する。

（三）この法律は、昭和七十年五月二十九日までに廃止するものとする。

##### 8 附則

（一）本法律は、特定事業者等の新たな経済的環境への適応のため、特定設備の処理（廃棄若しくは長期の格納若しくは休止（廃棄に代わるべき設備の生産能力の縮小の態様として妥当なものに限る。又は譲渡（譲渡された設備が廃棄されることが明らかな場合に限る。）により特定設備が生産の用に供されないようにする）ことをいう。以下同じ。）を行おうとするものは、当該特定設備の処理（当該特定設備の処理と併せて事業の転換その他の新たな経済的環境への適応のための措置（以下「事業転換等」という。）を実施しようとする場合にあつては、当該事業転換等を含む。）に関する計画（以下「事業適応計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、その事業適応計画が適切である旨の承認を受け

した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

##### 三 本案施行に要する経費

産業基盤整備基金への出資金として、昭和六十二年度産業投資特別会計に五〇億円、昭和六十二年度政府関係機関予算に日本開発銀行出資

金五〇億円が計上されている。

##### 右報告する。

昭和六十二年三月二十五日

衆議院議長 原 健三郎殿  
〔別紙〕  
商工委員長 佐藤 信一

（小字及び一は修正）  
（事業適応計画の承認）  
（別紙）  
衆議院議長 原 健三郎殿  
〔別紙〕  
商工委員長 佐藤 信一

第五条 特定事業者であつて、新たな経済的環境への適応のため、特定設備の処理（廃棄若しくは長期の格納若しくは休止（廃棄に代わるべき設備の生産能力の縮小の態様として妥当なものに限る。又は譲渡（譲渡された設備が廃棄されることが明らかな場合に限る。）により特定設備が生産の用に供されないようにする）ことをいう。以下同じ。）を行おうとするものは、当該特定設備の処理（当該特定設備の処理と併せて事業の転換その他の新たな経済的環境への適応のための措置（以下「事業転換等」という。）を実施しようとする場合にあつては、当該事業転換等を含む。）に関する計画（以下「事業適応計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、その事業適応計画が適切である旨の承認を受け

- 2 事業適応計画には、当該特定事業者がその事業者に対しその経営を実質的に支配していると認められるものとして政令で定める関係を持つている事業者（以下「関係事業者」という。）が当該特定事業者の新たな経済的環境への適応のために行う措置に関する計画を含めることができる。
- 3 事業適応計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 特定設備の処理の目標
  - 二 特定設備の内容及び実施時期
  - 三 特定設備の処理を行うのに必要な資金の額及びその調達方法
  - 四 事業転換等（関係事業者が行う前項に規定する措置を含む。以下同じ。）について承認を受けようとする場合にあつては、次に掲げる事項
  - 五 特定設備の処理を行うのに必要な資金の額及びその調達方法
- 4 主務大臣は第一項の承認の申請があつた場合において、その事業転換等を含む事業適応計画について第一項の承認をしようとするときは、当該事業転換等に関する事項に関して、当該特定事業者（当該特定事業者に係る関係事業者を含む。）が当該事業適応計画に従つて行おうとする事業転換等に係る事業を所管する大臣に協議しなければならない。
- 5 その他主務省令で定める事項

- （事業提携計画の承認）
- 第七条 同一の業種に属する二以上の特定事業者であつて、特定設備の処理その他の新たな経済的環境への適応のための措置の実施の円滑化を行おうとする事業転換等に係る事業を所管する大臣に協議しなければならない。
- （事業提携計画の承認）
- 第五条 同一の業種に属する二以上の特定事業者であつて、特定設備の処理その他の新たな経済的環境への適応のための措置の実施の円滑化を行おうとする事業転換等に係る事業を所管する大臣に協議しなければならない。
- 第六条 事業提携計画に係る特定事業者が内外の経済的事情の変化に対応して新たな経済的環境に円滑に適応するため有効かつ適切なものであることを。
- 第七条 事業提携計画に係る提携事業者が内外の経済的事情の変化に対応して新たな経済的環境に円滑に適応するため有効かつ適切なものであることを。
- 第八条 事業提携計画に係る提携事業者と他の事業者との間の適正な競争が確保されるこ

- （別紙）
- 提携計画が適当である旨の承認を受けることができる。
- 一 当該事業適応計画に係る特定事業者の従業員の地位を不当に害するものでないことを。
- 二 事業提携計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 事業提携の目標
  - 二 事業提携の方式及び実施方法並びに実施時期
  - 三 事業提携に伴い必要となる設備投資に関する事項
  - 四 その他主務省令で定める事項
- 三 事業提携に伴う労働に関する事項その他の
- （事業提携に伴う労働に関する事項その他の）
- 三 主務大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その事業提携計画が次の各号に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。
- 一 当該事業提携計画に係る提携事業者の特定設備の処理の促進に資すると認められるものであること。
- 二 当該事業提携計画に係る提携事業者が内外の経済的事情の変化に対応して新たな経済的環境に円滑に適応するため有効かつ適切なものであることを。
- 三 事業提携計画に係る提携事業者と他の事業者との間の適正な競争が確保されるこ

- （別紙）
- 産業構造転換円滑化臨時措置法案に対する附帯決議
- 政府は、本法施行に当たり、現下の大幅な円高等により、雇用情勢及び地域経済情勢等が著しく悪化している実情にかんがみ、内需拡大等を中心とする経済対策の一層の推進、為替相場の適正化のための環境整備等を図るとともに、今後の産業構造転換の推進に対応して施策の拡充・強化に努めるほか、次の諸点について適切な措置を講すべきである。
- 一 産業構造の転換の円滑化を図るため、特定事業者の事業適応計画又は事業提携計画の作成に資するものとして、個別の産業の実態を踏まえ、産業構造の中長期的ビジョンを早急に策定すること。
- 二 事業適応計画等の実施に関する雇用の安定を図るため、特定事業者又は提携事業者の計画承認の申請及び承認計画の推進に当たつては、関連中小企業等の労働者をも含めた雇用の安定に最大限の考慮を払うよう指導すること。
- 三 産業構造転換に伴う失業の予防及び離職者対策に万全を期すとともに、特定地域における経済の活性化及び雇用の創出に努めること。
- 四 事業提携計画の作成及び承認に当たつては、独占禁止法及び本法の立法趣旨を踏まえ、特定事業者をとりまく経済環境、その競争実態、産業構造転換の必要性等に照らし、厳正かつ適確に行うこと。
- 五 特定地域の活性化を図るため、特定出資法人事業、工場等の新增設等及び新分野開拓事業に

対する資金の確保等の支援措置については、事態の進展に即し、万全を期すること。

#### 外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部

を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和六十二年二月六日

内閣総理大臣 中曾根康弘

#### 外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一 部を改正する法律

外航船舶建造融資利子補給臨時措置法（昭和二十八年法律第一号）の一部を次のように改正する。  
附則に次の六項を加える。

5 政府は、日本開発銀行と結んだ利子補給契約により昭和六十二年四月一日以後の期間における対象融資の融資残高に係る利子補給金を支給する場合には、第三条及び第七条の規定にかかるず、当該利子補給契約において定められた特定単位期間において、運輸省令で定めるところにより一年度を二に区分した期間（以下「特定単位期間」という。）こと、当該特定単位期間における対象融資の実際の融資残高（その融資残高が第五条第一項第一号の規定により計算した融資残高を超えるときはその計算した融資残高）に同条第二項の規定による利子補給率を乗じて計算した額の五分の一に相当する額を、それぞれ、当該特定単位期間の各年度の各年度において、運輸省令で定めることにより、支給するものとする。

8 政府は、日本開発銀行が支払猶予をしたときには、当該猶予対象利子が生じた特定単位期間ごとに、次の各号に掲げる交付金を、当該各号に掲げる各年度において、運輸省令で定めるところにより、日本開発銀行に交付するものとする。

一 当該猶予対象利子の額の五分の一に相当する額の交付金 当該猶予対象利子が生じた特定単位期間の属する年度から起算して三年度を経過した年度を経過した年度以降五年度の各年度

合において、第八条中「単位期間」とあるのは、「特定単位期間」とする。  
6 日本開発銀行は、利子補給契約に係る融資を行つてある会社の申出があつたときは、当該会社に対し、昭和六十二年四月一日から、当該会社補給契約において定められた当該船舶の予定期間工日から八年を経過した日の前日までの期間における対象融資の融資残高に係る利子について、当該期間における対象融資の融資残高に係る利子補給金の額に相当する金額を限度として、その支払を猶予することができる。

7 前項の規定による利子の支払の猶予（以下「支払猶予」という。）を受けた会社は、支払猶予に係る利子（以下「猶予対象利子」という。）の額の五分の一に相当する金額を、それぞれ、当該猶予対象利子が生じた特定単位期間の属する年度から起算して三年度を経過した年度以降五年度の各年度において、日本開発銀行に支払うものとする。

10 前項の場合には、支払猶予を受けた会社は、附則第七項の規定により当該年度に支払期日到来する当該猶予対象利子の額の五分の一に相当する金額を、日本開発銀行に支払うことを要しない。この場合において、第九条第一項中「日本開発銀行及び一般金融機関が前条の規定により利子額から差し引いた金額」とあるのは、日本開発銀行及び一般金融機関が前条の規定により利子額から差し引いた金額並びに附則第十項の規定により支払うことを要しないものとされた金額」とする。

一 議案の目的及び要旨  
本案は、国の財政状況、外航海運業の厳しい経営状況等にかんがみ、外航船舶建造融資利子補給金の支給継延措置を定めるとともに、これにより生ずる海運企業の負担の軽減を図ること、利子補給契約に係る融資契約により昭和六十二年度以降生ずる利子のうち利子補給金相当額の支払を日本開発銀行が猶予することができること、これに伴い政府が日本開発銀行に対し交付金を交付すること等の規定を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 政府と日本開発銀行との利子補給契約による昭和六十二年度以降の融資残高に対する利子補給金についての支給継延措置を定める  
とに対応し、日本開発銀行は、利子補給対象の海運企業に対し、昭和六十二年度以降生ずる建造融資利子のうち利子補給金相当額の支払を所定の条件により猶予することとする。  
2 政府は、日本開発銀行に対し、猶予対象利子額に相当する交付金及び猶予対象利子の残額に所定の利率を乗じて計算した額の交付金を所定の方法により交付するものとする。

した金額に、運輸大臣が大蔵大臣と協議して定める率を乗じて計算した額の交付金 当該猶予対象利子が生じた特定単位期間の属する年数以降八年度の各年度

9 前項第一号に掲げる各年度において同号に掲げる交付金の交付があつたときは、当該交付金の算定の基礎となつた猶予対象利子に係る対象融資の融資残高に係る利子補給金のうち附則第五項の規定により当該年度において支給されることとなる部分の金額の支給があつたものとなる。この場合には、第八条の規定は適用しない。

外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書  
理由  
この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。  
この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。  
この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

国は、財政状況、外航海運業の厳しい経営状況等にかんがみ、利子補給金の支給継延措置を定めるとともに、これにより生ずる海運企業の負担の軽減を図るために、利子補給契約に係る融資契約によれば、金額の当該開始時における累計額を控除するところにより、支給するものとする。この場

3 署予対象利子額に相当する交付金の交付が

あつたときは、繰り延べられた利子補給金があつたものとみなし、海運企業が日本開発銀行に支払うべき署予対象利子額について、その支払を要しないこととする。

4 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行することとする。

## 二 議案の可決理由

本案は、国の財政状況、外航海運業の厳しい経営状況等にかんがみ、利子補給金の支給継延措置を定めるとともに、これにより生ずる海運企業の負担の軽減を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費  
度一般会計予算運輸省所管運輸本省海運助成費

外航船建造融資利子署予特別交付金として一億千八百九十二万円が計上されている。

昭和六十一年三月二十五日  
運輸委員長 鹿野 道彦

衆議院議長 原 健三郎殿

[別紙]

外航船建造融資利子補給臨時措置法の一  
部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 円高・長期不況に伴う厳しい船員雇用情勢に対処するため、新たな職域の確保に努めるなど

積極的な施策を講ずること。

二 今後における我が国商船隊の構成・規模等の検討に当たつては、日本船及び日本人船員の役割について一層明らかにするよう努めること。

三 世界的な船腹過剰を克服するため、我が国海運企業等の関係者においても、積極的に解散を促進するとともに、船腹過剰を助長することがないよう努めること。

四 イラン・イラク紛争に伴う国際海運の安全が脅かされている現状にかんがみ、引き続き必要な安全確保の努力を行ふこと。

## 港湾法の一部を改正する等の法律案

右  
国会に提出する。

昭和六十一年二月十一日

内閣総理大臣 中曾根康弘

## (港湾法の一部改正)

第一條 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項の前の見出し中「から昭和六十三年度まで」を削り、同項中「から昭和六十三年度までの各年度」を削る。

(北海道開発のためにする港湾工事に関する法律)

附則第十二項中「から昭和六十三年度までの各年度」を削り、附則に次の二項を加える。

第一条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

並びに第五十五条の六第一項及び第三項の規定の昭和六十一年度及び昭和六十三年度における適用については、第四十二条

ける適用については、第四十二条第二項中

「十分の十」とあるのは「十分の七・五」と、

「十分の七・五」とあるのは「十分の五・七」と、同条第三項中「十分の七・五」とあるのは「十分の大」と、「十分の二・五」とあるのは「十分の四」と、第四十三条第一号中

「十分の七・五」とあるのは「十分の五・七」と、「十分の〇・五」とあるのは「十分の二・二五」と、「國がその十分の七・五」とあるのは「國がその十分の五・七五」と、「港

「十分の六」とあるのは「十分の五・二五」とあるのは「十分の四・二五」とする。

14 第五十二条第二項において準用する第四十二条第二項及び第三項、第五十二条第三項、第五十五条の六第四項において準用する同条第一項並びに同条第五項の規定の昭和六十二年度及び昭和六十三年度における適用については、第四十二条第二項中「十分の八」と、「十分の七・五」とあるのは「十分の八」と、「十分の七・五」とあるのは「十分の二」と、「國がその

「十分の七・五」とあるのは「國がその十分の六」と、「港湾管理者がその十分の二・五」とあるのは「港湾管理者がその十分の二・五」とする。

6 第三条第二項において準用する第二条第一項の規定の昭和六十二年度及び昭和六十三年度における適用については、同項中「十分の九・五」とあるのは「十分の八」と、「港湾管理者がその十分の二・五」とあるのは「國がその十分の五・七五」と、「國がその十分の五・七五」と、「國がその十分の〇・五」とあるのは「十分の二・二五」と、「國がその十分の五・七五」と、「國がその十分の五・七五」とあるのは「十分の二・二五」と、「國がその十分の五・七五」と、「國がその十分の二・五」とあるのは「港

湾管理者がその十分の二・五」とする。

7 第三条第二項において準用する第二条第一項の規定の昭和六十二年度及び昭和六十三年度における適用については、同項中「十分の九・五」とあるのは「十分の八」と、「港湾管理者がその十分の二・五」とあるのは「國がその十分の五・七五」と、「國がその十分の五・七五」と、「國がその十分の〇・五」とあるのは「十分の二・二五」と、「國がその十分の五・七五」と、「國がその十分の二・五」とあるのは「港

湾管理者がその十分の二・五」とする。

8 第三条第二項において準用する第二条第一項の規定の昭和六十二年度及び昭和六十三年度における適用については、同項中「十分の九・五」とあるのは「十分の八」と、「港湾管理者がその十分の二・五」とあるのは「國がその十分の五・七五」と、「國がその十分の五・七五」と、「國がその十分の〇・五」とあるのは「十分の二・二五」と、「國がその十分の五・七五」と、「國がその十分の二・五」とあるのは「港

湾管理者がその十分の二・五」とする。

9 第三条第二項において準用する第二条第一項の規定の昭和六十二年度及び昭和六十三年度における適用については、同項中「十分の九・五」とあるのは「十分の八」と、「港湾管理者がその十分の二・五」とあるのは「國がその十分の五・七五」と、「國がその十分の五・七五」と、「國がその十分の〇・五」とあるのは「十分の二・二五」と、「國がその十分の五・七五」と、「國がその十分の二・五」とあるのは「港

湾管理者がその十分の二・五」とする。

10 第三条第二項において準用する第二条第一項の規定の昭和六十二年度及び昭和六十三年度における適用については、同項中「十分の九・五」とあるのは「十分の八」と、「港湾管理者がその十分の二・五」とあるのは「國がその十分の五・七五」と、「國がその十分の五・七五」と、「國がその十分の〇・五」とあるのは「十分の二・二五」と、「國がその十分の五・七五」と、「國がその十分の二・五」とあるのは「港

湾管理者がその十分の二・五」とする。

11 第三条第二項において準用する第二条第一項の規定の昭和六十二年度及び昭和六十三年度における適用については、同項中「十分の九・五」とあるのは「十分の八」と、「港湾管理者がその十分の二・五」とあるのは「國がその十分の五・七五」と、「國がその十分の五・七五」と、「國がその十分の〇・五」とあるのは「十分の二・二五」と、「國がその十分の五・七五」と、「國がその十分の二・五」とあるのは「港

湾管理者がその十分の二・五」とする。

12 第三条第二項において準用する第二条第一項の規定の昭和六十二年度及び昭和六十三年度における適用については、同項中「十分の九・五」とあるのは「十分の八」と、「港湾管理者がその十分の二・五」とあるのは「國がその十分の五・七五」と、「國がその十分の五・七五」と、「國がその十分の〇・五」とあるのは「十分の二・二五」と、「國がその十分の五・七五」と、「國がその十分の二・五」とあるのは「港

湾管理者がその十分の二・五」とする。

13 第三条第二項において準用する第二条第一項の規定の昭和六十二年度及び昭和六十三年度における適用については、同項中「十分の九・五」とあるのは「十分の八」と、「港湾管理者がその十分の二・五」とあるのは「國がその十分の五・七五」と、「國がその十分の五・七五」と、「國がその十分の〇・五」とあるのは「十分の二・二五」と、「國がその十分の五・七五」と、「國がその十分の二・五」とあるのは「港

湾管理者がその十分の二・五」とする。

5 第二条第一項の規定の昭和六十一年度及び昭和六十三年度における適用については、同

項中「十分の九・五」とあるのは「十分の七・

七五」と、「十分の〇・五」とあるのは「十分

の二・二五」と、「國がその十分の七・五」と

あるのは「國がその十分の五・七五」と、「港

湾管理者がその十分の二・五」とあるのは「港

湾管理者がその十分の二・五」とする。

6 第三条第二項において準用する第二条第一項の規定の昭和六十二年度及び昭和六十三年度における適用については、同項中「十分の九・五」とあるのは「十分の八」と、「港

湾管理者がその十分の二・五」とあるのは「國

がその十分の五・七五」と、「國がその十分の

五・七五」と、「國がその十分の〇・五」と有

るのは「十分の二・二五」と、「國がその十分

の五・七五」と、「國がその十分の二・五」と

あるのは「十分の五・二五」と、「國がその十

分の二・二五」と、「國がその十分の五・七五

と、「國がその十分の二・五」とあるのは「港

湾管理者がその十分の二・五」とする。

7 第三条第二項において準用する第二条第一項の規定の昭和六十二年度及び昭和六十三年度における適用については、同項中「十分の九・五」とあるのは「十分の八」と、「港

湾管理者がその十分の二・五」とあるのは「國

がその十分の五・七五」と、「國がその十分の

五・七五」と、「國がその十分の〇・五」と有

るのは「十分の二・二五」と、「國がその十分

の五・七五」と、「國がその十分の二・五」と

あるのは「十分の五・二五」と、「國がその十

分の二・二五」と、「國がその十分の五・七五

と、「國がその十分の二・五」とあるのは「港

湾管理者がその十分の二・五」とする。

8 第三条第二項において準用する第二条第一項の規定の昭和六十二年度及び昭和六十三年度における適用については、同項中「十分の九・五」とあるのは「十分の八」と、「港

湾管理者がその十分の二・五」とあるのは「國

がその十分の五・七五」と、「國がその十分の

五・七五」と、「國がその十分の〇・五」と有

るのは「十分の二・二五」と、「國がその十分

の五・七五」と、「國がその十分の二・五」と

あるのは「十分の五・二五」と、「國がその十

分の二・二五」と、「國がその十分の五・七五

の一・九」と、同条第二項中「十分の八」とあるのは「十分の六・四」と「十分の六」とあるのは「十分の四・八」とする。

## (空港整備法の一部改正)

(空港整備法(昭和三十一年法律第八十号))

の一部を次のように改正する。

附則第三項の見出し中「から昭和六十三年度まで」を削り、同項中「から昭和六十三年度までの各年度」を削る。

## 附則第四項を次のように改める。

(昭和六十一年度及び昭和六十三年度の特例)

第六条第一項並びに第八条第一項及び第四項の規定の昭和六十一年度及び昭和六十三年度における適用については、第六条第一項中

「百分の七十五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の二十五」とあるのは「百分の四十」と、第八条第一項中「百分の七十五」とあるのは「百分の五十七・五」と、「百分の二十五」とあるのは「百分の四十二・五」と、同条第四項中「百分の七十五」とあるのは「百分の五十七・五」とする。

(地方公共団体に対する財政金融上の措置)

第五条 国は、この法律の規定による改正後の法

財政の状況を踏まえつつ港湾整備事業及び空港整備事業の一層の推進を図るため、国の補助金等に

年度の予算に係る国の負担又は補助の割合の引下げ措置の対象となる地方公共団体に対し、その事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の

のないよう財政金融上の措置を講ずることとする。

1 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

## 附則

一 議案の目的及び要旨  
本案は、最近における社会経済情勢の推移にかんがみ、財政の状況を踏まえつつ港湾整備事

業及び空港整備事業の一層の推進を図るために必要な措置を講じるための

右報告する。  
昭和六十一年三月二十五日  
運輸委員長 鹿野道彦  
衆議院議長 原健三郎殿

業及び空港整備事業の一層の推進を図るために必要な措置を講じるための  
国にかかる臨時特例等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

## 1 港湾法、北海道開発のために港湾工事に

及ぶ空港整備法に規定する國の負担又は補助

の割合を、國の負担又は補助の割合が二分の一を超える事業について、昭和六十一年度及び

昭和六十三年度において、昭和六十一年度に

対し直轄事業については約一〇%、補助事

業については約五%臨時に引き下げる等の特

別措置を定めるものとする。

2 国は、この引下げ措置の対象となる地方公

共団体に対し、その事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の

措置を講ずるものとする。

3 この法律は、昭和六十一年四月一日から施

行するものとするほか、所要の経過措置を定

めるものとする。

なお、本案による昭和六十一年度における國

の歳出の削減額は、昭和六十一年度の補助率等

を基準とした場合、約五十二億円と見込まれて

いる。

## 2 議案の可決理由

本案は、最近における社会経済情勢の推移に

かんがみ、財政の状況を踏まえつつ港湾整備事

業及び空港整備事業の一層の推進を図るために必要な措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

一 提出)に関する報告書  
港湾法の一部を改正する等の法律案(内閣

三 現下の緊急課題である円高不況・雇用不安の打開のため、公共事業費の確保を図ることによ

り、内需拡大、地域経済の振興と住民福祉向上に、地域格差の是正に努めること。

二 現下の緊急課題である円高不況・雇用不安の打開のため、公共事業費の確保を図ることによ

り、内需拡大、地域経済の振興と住民福祉向上に、地域格差の是正に努めること。

三 国庫補助負担率の削減は、再三の確認にもかかわらず毎年度拡大されており、政府に対する

地方の不信を醸成するおそれがあることにかんがみ、国庫負担金及び補助金については、国・

地方公共団体の行政責任を明確にし、一般財源化すること。

四 国庫補助負担率削減に対する地方公共団体の財政支出増については、地方財政の現状を勘案し、臨時財政特例債、調整債の元利償還につい

て國の責任において措置すること。

この場合において、六十一年度、六十一年度に

おける確認を勘案し、六十二年度影響額について地方交付税への特別加算等で適切に措置すること。

五 今回の本法案の審議・取扱いについては、暫定予算執行のため特別の措置であることにかんがみ、暫定予算執行に当たつては地方公共団体の予算執行と財政運営に支障を与えることのないよう、特段の配慮を払うこと。

### 特定船舶製造業経営安定臨時措置法案

昭和六十二年三月九日  
内閣総理大臣 中曾根康弘

右  
国会に提出する。

(目的)

### 特定船舶製造業経営安定臨時措置法

第一条 この法律は、最近における特定船舶製造業をめぐる内外の経済的事情の著しい変化にかかる、特定船舶製造業について、計画的な設備の処理及び生産又は経営の規模の適正化を促進するため、基本指針を策定し、特定船舶製造事業者がこれに従つて行う設備の処理、事業提携等について特定船舶製造業安定事業協会(以下「協会」という。)による債務の保証その他の措置を講ずることにより、協会が基本指針に定めるところに従つて行う設備及び土地の買収等の措置と相まって、特定船舶製造業における經營の安定を図り、もつて国民経済の健全な発展に資するとともに、国際経済の発展に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「特定船舶製造業」とは、特定船舶製造業安定事業協会法(昭和三十年法律第三百三号。以下「協会法」という。)第二条第一項に規定する特定船舶製造業をいう。

第三条 この法律において「特定船舶製造事業者」とは、協会法第二条第二項に規定する特定船舶製造事業者をいう。

(基本指針)

第三条 運輸大臣は、政令で定める審議会の意見を聴いて、特定船舶製造業における経営の安定を図るために基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

#### 一 目標年度における経営の安定の目標

二 設備(特定船舶製造業の用に供する造船台又はドックをいう。以下同じ。)の処理(廃棄又は譲渡(譲渡された設備が廃棄されることが明らかな場合に限る。)をいう。以下同じ。)の目標量、処理すべき期間その他設備の処理に関する事項

三 生産又は経営の規模の適正化に必要な受注、設計、購入、生産若しくは研究の共同化、生産の専門化又は合併若しくは営業の全部若しくは重要部分の譲渡若しくは譲受その他これらに準ずる行為(以下「事業提携」と総称する。)の方式及び実施方法その他事業提携に関する事項

四 設備の処理又は事業提携に併せて行う生産施設の改善、事業の転換その他の措置に関する事項

第五条 二以上の特定船舶製造事業者であつて共

おける確認を勘案し、六十二年度影響額について地方交付税への特別加算等で適切に措置する

よう努めること。

五 今回の本法案の審議・取扱いについては、暫定予算執行のため特別の措置であることにかんがみ、暫定予算執行に当たつては地方公共団体の予算執行と財政運営に支障を与えることのないよう、特段の配慮を払うこと。

(定義)

第二条 この法律において「特定船舶製造業」とは、特定船舶製造業安定事業協会法(昭和三十年法律第三百三号。以下「協会法」という。)第二条第一項に規定する特定船舶製造業をいう。

第三条 この法律において「特定船舶製造事業者」とは、協会法第二条第二項に規定する特定船舶製造事業者をいう。

(基本指針)

第三条 運輸大臣は、特定船舶製造業に係る経済的情況の変化のため必要があると認めるときは、第一項の政令で定める審議会の意見を聴いて、基本指針を変更しなければならない。

4 運輸大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、第二項第四号に掲げる事項(運輸大臣のみの所管する事業以外の事業に係る措置に係る部分に限る。)に関して、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 運輸大臣は、第一項の規定により基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 運輸大臣は、特定船舶製造業に係る経済的情況の変化のため必要があると認めるときは、第一項の政令で定める審議会の意見を聴いて、基本指針を変更しなければならない。

7 第四項及び第五項の規定は、前項の場合に準用する。

(特定船舶製造事業者の努力)

第四条 特定船舶製造事業者は、前条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により基本指針(同条第六項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)が公表されたときは、その基本指針に定めたところに従つて、設備の処理、事業提携その他経営の安定のために必要な措置(以下「経営安定化措置」という。)を実施するよう努めなければならない。

第五条 二以上の特定船舶製造事業者であつて共

の保証に関する事項

第三条 基本指針は、国民経済の国際経済環境と調和のある健全な発展並びに労働者の雇用の安定及び関連中小企業者の経営の安定について、十分な考慮が払われたものでなければならない。

6 運輸大臣は、事業提携を実施しようとする者は、共同で実施計画を作成し、運輸大臣に提出するものとする。

7 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 経営安定化措置の実施により達成しようとする目標

二 対応する設備並びに処理の時期及び方法

三 事業提携の方式並びに実施の時期及び方法

四 設備の処理又は事業提携に併せて行う生産施設の改善、事業の転換その他の措置の内容及び実施の時期

五 経営安定化措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法

六 その他運輸省で定める事項

第三条 運輸大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施計画が次の各号に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該実施計画が基本指針に照らし適切なものであること。

二 当該特定船舶製造事業者と他の特定船舶製造事業者との間の適正な競争が確保されること等により、特定船舶製造業における経営の

同で設備の処理を実施し、かつ、事業提携を実施しようとするもの又は一の特定船舶製造事業者であつてその設備の全部について処理を実施しようとするものは、基本指針に定めるところに従つて、経営安定化措置の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を作成し、これを運輸大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。この場合において、共同で設備の処理を実施し、かつ、事業提携を実施しようとする者は、共同で実施計画を作成し、運輸大臣に提出するものとする。

三 事業提携を実施しようとする者は、共同で実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 経営安定化措置の実施により達成しようとする目標

二 対応する設備並びに処理の時期及び方法

三 事業提携の方式並びに実施の時期及び方法

四 設備の処理又は事業提携に併せて行う生産施設の改善、事業の転換その他の措置の内容及び実施の時期

五 経営安定化措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法

六 その他運輸省で定める事項

第三条 運輸大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施計画が次の各号に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該実施計画が基本指針に照らし適切なものであること。

二 当該特定船舶製造事業者と他の特定船舶製造事業者との間の適正な競争が確保されるこ

と等により、特定船舶製造業における経営の

## (公正取引委員会との関係)

安定が図られるものであること。

三、関連事業者の利益を不当に害するおそれが

あるものでないこと。

四、当該特定船舶製造事業者の従業員の地位を不當に害するものでないこと。

五、当該実施計画が確実に実施される見込みがあること。

4 運輸大臣は、第二項第四号に規定する措置を含む実施計画について第一項の認定をしようとするときは、当該措置に関する事項に関して、当該特定船舶製造事業者が当該実施計画に従つて行おうとする当該措置に係る事業を所管する大臣に協議しなければならない。

(実施計画の変更等)

第六条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、運輸大臣の認定前条第三項及び第四項の規定は、前項の認定に準用する。

3 運輸大臣は、前条第一項の認定をした実施計画(第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」といふ。)が同条第三項各号に適合するものでなくなりたと認めるときは、当該認定事業者に対して、当該認定計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

ときは、公正取引委員会に対し、当該認定後の経済的事情の変化に即して第二項に規定する事項について意見を述べることができる。

6 運輸大臣は、第四項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る認定計画が前条第三項に規定する場合に該当することとなるときは、当該認定計画につき、同項に規定する措置をとるものとする。

務を行うものとする。

## (協会の行う債務保証業務等)

第十一條 協会は、協会法第二十九条第一項に規定する業務のほか、計画的な設備の処理を促進することにより特定船舶製造業における経営の安定を図るため、次の業務を行う。

一 認定計画に係る設備の処理のために必要な資金及び当該設備の処理に伴つて必要となる資金並びに認定計画に係る事業の転換のために必要な資金の借入れに係る債務の保証

第八条 認定事業者が認定計画に定めるところに従つて設備の処理(廃棄によるものに限る。以下この項において同じ。)を行つた場合において、当該設備の処理を行つた認定事業者について当該設備の処理により欠損金を生じたときは、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、法人税に係る欠損金の繰越しについて特別の措置を講ずる。

2 認定事業者が認定計画に定めるところに従つて新たに取得し、又は製作した機械及び装置について、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却をすることができる。

## (報告の徴収)

第九条 運輸大臣は、認定事業者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

第十一条 協会は、基本指針に定めるところに従つて、運輸大臣に通知するも料するときは、その旨を運輸大臣に通知するものとする。

5 運輸大臣は、前項の規定による通知を受けた

4 第二項の信用基金は、運輸省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損

失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加又は減少するものとする。

5 協会は、第二項の信用基金に係る経理については、他の経理と区分して整理しなければならない。

(協会法の特例)

第十二条 前二条の規定により協会の業務が行われる場合には、協会法第三十条第一項中「前条第一項第一号から第四号まで」とあるのは「前

条第一項第一号から第四号まで及び特定船舶製造業経営安定臨時措置法(以下「経営安定法」という。)第十二条第一項第一号から第四号まで」であるのは「経営安定法第三条第一項の基

本指針に定める設備の処理に関する事項を実現するために有効かつ適切なものであり、並びに前条第一項第一号から第四号まで及び経営安定法第十二条第一項第一号」と、協会法第三十一条第一項中「その業務」とあるのは「その業務(債務の保証の決定を除く。)」と、協会法第四十五条並びに第四十六条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は経営安

定法」と、協会法第五十五条第三号中「第二十九条第一項」とあるのは「第二十九条第一項及び経営安定法第十二条第一項」とする。

2 運輸大臣は、協会法第三十条第一項、第三十一条第一項及び第三十七条の認可をしようとするときは、前条第一項第一号に掲げる業務(事

業の転換に係る部分に限る。)に係る事項に関する事項に関する

し、関係行政機関の長に協議しなければならぬ。

4 国及び都道府県は、第二項に規定する特定船舶製造事業者の関連中小企業者について、その

経営の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 国は、基本指針に定めるところに従つて行われる経営安定化措置の実施及びその促進

を図るために協会の業務の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

6 国は、基本指針に定めるところに従つて行われる経営安定化措置の実施及びその促進

を図るために協会の業務の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

7 国は、基本指針に定めるところに従つて行われる経営安定化措置の実施及びその促進

を図るために協会の業務の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

8 国は、基本指針に定めるところに従つて行われる経営安定化措置の実施及びその促進

を図るために協会の業務の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

9 国は、基本指針に定めるところに従つて行われる経営安定化措置の実施及びその促進

を図るために協会の業務の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

10 国は、基本指針に定めるところに従つて行われる経営安定化措置の実施及びその促進

を図るために協会の業務の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

11 国は、基本指針に定めるところに従つて行われる経営安定化措置の実施及びその促進

を図るために協会の業務の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

12 国は、基本指針に定めるところに従つて行われる経営安定化措置の実施及びその促進

を図るために協会の業務の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

13 国は、基本指針に定めるところに従つて行われる経営安定化措置の実施及びその促進

を図るために協会の業務の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

14 国は、基本指針に定めるところに従つて行われる経営安定化措置の実施及びその促進

を図るために協会の業務の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

15 国は、基本指針に定めるところに従つて行われる経営安定化措置の実施及びその促進

を図るために協会の業務の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

16 国は、基本指針に定めるところに従つて行われる経営安定化措置の実施及びその促進

を図るために協会の業務の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

17 国は、基本指針に定めるところに従つて行われる経営安定化措置の実施及びその促進

を図るために協会の業務の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

18 国は、基本指針に定めるところに従つて行われる経営安定化措置の実施及びその促進

を図るために協会の業務の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から五年以内に廃止するものとする。

(協会の持分の払戻しの禁止の特例)

第三条 この法律の施行前に払込みをした出資金に係る政府以外の出資者は、協会に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

(他の法律との関係)

2 協会は、前項の規定による請求があつたときは、協会法第六条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、協会は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(協会に対する日本開発銀行の出資)

第四条 日本開発銀行は、協会が第十二条第一項第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるためその資本金を増加するときは、日本開発銀行法(昭和二十六年法律第百八号)第十八条第一項の規定にかかわらず、大蔵大臣の認可を受けて、

協会に出資することができる。

2 前項の規定により日本開発銀行が出資する場合には、日本開発銀行法第十八条の二第二項中「出資」とあるのは「出資及び特定船舶製造業経営安定臨時措置法(以下「経営安定法」といふ。)附則第四条第一項の規定により行う出資」と、同法第五十一条第二号中「場合」とあるのは「場合及び経営安定法附則第四条第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けなければならない場合」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに経営安定法附則第四条第一項の規定による出資」とする。

3 第一項の規定により日本開発銀行が出資する場合には、協会法第七条中「政府」とあるのは、「政府及び日本開発銀行」とする。

4 第一項の規定により日本開発銀行が出資する場合には、第十一条第三項中「出えん金」とあるのは、「日本開発銀行から出資された金額及び出えん金」とする。

(特定船舶製造業安定事業協会法の一部改正)

第五条 特定船舶製造業安定事業協会法の一部を次のように改正する。

第四十八条 刪除

附則第六条を次のように改める。

第一項の認定(同法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下本項において單に「認定」という。)が同法の施行の日から昭和六十四年三月三十一日までの間にされたものに限る。)をした場合において、当該譲渡を受けた者が当該譲渡に係る不動産(政令で定め

第六条 協会は、第二十九条第一項に規定する業務のほか、特定船舶製造業経営安定臨時措置法(昭和六十二年法律第 号)第十一

条第一項に規定する業務を行ふものとする。

附則第七条から第九条までを削る。

(地方税法の一部改正)

第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条中第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9 特定船舶製造業安定事業協会が特定船舶製造業安定事業協会法(昭和五十三年法律第二百二十九条第一項第一号に規定する業務として不動産を取得した場合における当該

不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和六十三年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の三分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十二条の四に次の二項を加える。

17 道府県は、特定船舶製造業経営安定臨時措置法(昭和六十二年法律第 号)第六条第一項に規定する認定事業者が同法第六条第三項に規定する認定計画に定めるところに従つて營業の譲渡(当該譲渡に係る同法第五条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の譲渡)が同法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下本項において單に「認定」という。)が同法の施行の日から昭和六十四年三月三十一日までの間にされたものに限る。)をした場合において、当該譲渡を受けた者が当該譲渡に係る不動産(政令で定め

るものに限る。)を取得し、かつ、当該不動産の取得の日から引き続き三年以上当該不動産を政令で定めるところにより当該認定計画に係る事業の用に供したときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が認定の日から一年以内に行われたとき限り、当該税額から価格の十分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

18 第七十三条の二十五から第七十三条の二十七までの規定は、前項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収に對して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十三条の二十一第一項中「土地の取得」とあるのは「附則第十二条の四第十七項に規定する不動産(以下第七十三条の二十七までにおいて「不動産」という。)の取得」と「当該土地」とあるのは「当該不動産」と、「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「同項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以

二項中「土地」とあるのは「不動産」と、第七十三条の二十六第一項中「第七十三条の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十二条の四第十七項」と、第七十三条の二十七第一項中「土地」とあるのは「不動産」と、「第七十三条の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十二条の四第十七項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

附則第三十一条の三第三項中「昭和五十三年法律第二百三号」を削り、「特別土地保有税」の下に「又は当該土地の取得で特定船舶製造業経営安定臨時措置法の施行の日から昭和六十三年三月三十一日までにされたものに対して課する特別土地保有税」を加える。

第七条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

六十四号)第二十一条第一項第一号(業務)の業務に関する文書の項の前に次のように加える。

別表第三日本育英会法(昭和五十九年法律第二百二十九号)第十一条第一項第一号(業務)の業務に関する文書の項の前に次のように加える。

特定船舶製造業経営安定臨時措置法(昭和六十二年法律第二百二十九号)第十一条第一項第一号(業務等)の業務に関する文書	特定船舶製造業安
---	----------

## (運輸省設置法の一部改正)

第八条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第四十四号の次に次の二号

を加える。

四十四の二 特定船舶製造業経営安定臨時措

置法(昭和六十二年法律第 号)の施

行に関すること。

第四条第一項中第十六号の四の二を第十六号の四の三とし、第十六号の四の次に次の二号を加える。

十六の四の二 特定船舶製造業経営安定臨時

措置法の規定に基づき、基本指針を定め、

及び実施計画を認定すること。

第四条第一項中第三十四号の三を第三十四号の二とする。

**特定船舶製造業経営安定臨時措置法案(内閣提出)に関する趣旨書**

本案は、総トン数五千トン以上の船舶の建造設備を有する特定船舶製造業をめぐる最近における内外の経済的事情の著しい変化にかんがみ、特定船舶製造業について、計画的な設備の処理及び生産又は経営の規模の適正化を促進するため、基本指針を策定し、特定船舶製造事業者がこれに従つて行う設備の処理、事業提携等について債務の保証その他の措置を講ずることにより、特定船舶製造業における経営の安定を図り、もつて国民経済の健全な発展に資するとともに、国際経済の発展に寄与することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

## 1 特定船舶製造業における経営の安定を図るため、運輸大臣が、計画的な設備の処理、事業提携等に関する基本指針を策定することとするとともに、特定船舶製造事業者は、基本指針に従つて設備の処理、事業提携等の経営の安定のために必要な措置を実施するよう努めなければならないこととする。

## 2 特定船舶製造事業者は、基本指針に定めるところに従つて経営の安定のための措置に関する計画を作成し、運輸大臣の認定を受けることができる。これが可決すべきものと議決した次第である。

3 運輸大臣の認定を受けた実施計画に係る設

理 由

最近における特定船舶製造業をめぐる経済的事情の著しい変化にかんがみ、計画的な設備の処理及び生産又は経営の規模の適正化を促進することにより特定船舶製造業における経営の安定を図るため、基本指針の策定及び特定船舶製造事業者が作成する実施計画の認定等について定めるとともに、計画的な設備の処理のため必要な資金等の借入れに係る特定船舶製造業安定事業協会による債務の保証等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

備の処理等を行う事業者に対し、設備の処理

に伴う欠損金の繰り越し期間の延長等の課税の特例措置を講ずるとともに、必要な資金の借り入れに対する特定船舶製造業安定事業協会による債務の保証等の支援措置を講ずることとする。

4 特定船舶製造業安定事業協会が基本指針に定めるところに従つて設備等の買取を行うことと定めることとする。

5 届用の安定に関する事項等について定める

こととする。

6 この法律は、公布の日から施行するものとする。

7 この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとするほか、所要の規定を設けるものとする。

8 この法律は、公布の日から施行するものとする。

9 この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとするほか、所要の規定を設けるものとする。

10 この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとするほか、所要の規定を設けるものとする。

11 この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとするほか、所要の規定を設けるものとする。

12 この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとするほか、所要の規定を設けるものとする。

13 この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとするほか、所要の規定を設けるものとする。

14 この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとするほか、所要の規定を設けるものとする。

15 この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとするほか、所要の規定を設けるものとする。

16 この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとするほか、所要の規定を設けるものとする。

17 この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとするほか、所要の規定を設けるものとする。

18 この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとするほか、所要の規定を設けるものとする。

19 この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとするほか、所要の規定を設けるものとする。

20 この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとするほか、所要の規定を設けるものとする。

昭和六十二年三月二十五日

運輸委員長 鹿野 道彦

衆議院議長 原 健三郎殿

〔別紙〕

特定船舶製造業経営安定臨時措置法案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 当面の新造船需要の著しい減少にかんがみ、官公庁船の代替建造の促進、経済協力の推進による船舶の建造促進、船舶解散の促進等による需要創出対策を強力に推進すること。

二 特定船舶製造事業者が実施計画を作成するに際しては、彈力性をもつて事業者の自主的な努力と判断を前提として対処すること。

三 基本指針の策定及び特定船舶製造業の経営安定の推進に当たつては、失業の予防等雇用の安定及び離職者対策に万全を期するとともに、関係地方自治体と緊密な連携を図りつつ、地域経済の振興及び雇用の創出に努めること。

四 基本指針の策定に際しては、政令で定める審議会において関係労働組合の意見を聴くよう努めること。

五 実施計画の申請に際しては、当該事業者において関係労働組合の意見を十分聽取し、その意見書を添付するよう指導すること。

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一  
部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和六十二年二月十三日

内閣総理大臣 中曾根康弘

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第八十条第一項第一号中「十五年」を「二十年」に改め、同項第二号中「この法律の施行の日から起算して十五年以内に」を「昭和六十二年十二月三十日までの間に」に改め、同項第三号及び同条第三項中「十五年」を「二十年」に改める。

第八十二条、第八十三条第一項及び第二項、第八十四条第一項並びに第八十五条第一項中「十五年」を「二十年」に改める。

第百十条の前の見出しを削り、同条から第百六十条までを次のように改める。

第百十条から第百十六条まで 削除

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第百十条の前の見出しを削る改正規定及び同条から第百十六条までの改正規定並びに次項

から附則第八項までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(食糧管理法の適用に伴う経過措置)

2 この法律の施行により沖縄県の区域内について適用されることとなる食糧管理法(昭和十七年法律第四十号。以下「法」という。)第三条の規定は、昭和六十三年産の沖縄産米穀から適用

し、昭和六十二年産の沖縄産米穀については、なお従前の例による。

3 この法律の施行により沖縄県の区域内について適用されることとなる法第四条ノ二の規定は、昭和六十三年産の沖縄産米穀から適用し、昭和六十二年産の沖縄産麦については、なお従前の例による。

4 附則第一項ただし書に定める規定(以下「食糧管理法関係改正規定」という。)の施行の際現に沖縄県の区域内において米穀の集荷の業務(法第八条ノ二第一項の米穀の集荷の業務をいう。

次項において同じ。)を行っている者は、食糧管理法関係改正規定の施行の日から六月間は、法第八条ノ二第一項の指定を受けないで、沖縄県の区域内に限り、その業務を行うことができる。その者がその期間内に当該指定の申請をして要な経過措置は、政令で定める。

理 由

最近における沖縄の社会経済情勢にかんがみ、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特例措置のうち内国消費税及び関税に関する特例措置の適用期限を原則として五年延長するとともに、本土と同様に食糧管理法を適用するため同法に関する特例措置の適用期限を五年延長すること。

4 指定施設において消費する輸入ウイスキーや類に係る酒税の軽減措置の期限を五年延長すること。

2 関税等の特例

(1) 特定の製造用原料品に係る関税の軽減措置の期限を五年延長すること。

(2) 発電用の特定の石油に係る関税の免除措置の期限を五年延長すること。

ノ二第三項の集荷業者とみなして、法第三条第一項の規定を適用する。

6 食糧管理法関係改正規定の施行の際現に沖縄県の区域内において米穀の卸売の業務又は小売の業務を行っている者は、食糧管理法関係改正規定の施行の日から六月間は、法第八条ノ三第一項の許可を受けないで、沖縄県の区域内に限り、その業務を行うことができる。これらの者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し許可をするかどうかの処分がある日まで、同様とする。

7 食糧管理法関係改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 附則第二項から前項までに規定するもののはか、食糧管理法関係改正規定の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

1 内国消費税の特例

(1) 県産酒類に係る酒税の軽減措置の期限を五年延長すること。

(2) 県産砂糖(第一種)に係る砂糖消費税の軽減措置の期限を昭和六十二年十二月三十一日まで延長すること。

(3) 撥発油税及び地方道路税の軽減措置の期限を五年延長すること。

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における沖縄の社会経済情勢にかんがみ、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特例措置のうち内国消費税及び関税に関する特例措置の適用期限を延長するとともに、本土と同様に食糧管理法を適用するため同法に関する特例措置の適用期限を五年延長すること。

2 一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

(三) 特定の消費生活物資に係る関税の軽減措

置の期限を五年延長すること。

(四) 旅客携帯品に係る関税及び内国消費税の

拝戻し制度の適用期限を五年延長するこ

と。

3 食糧管理法の特例等の措置

食糧管理法に関する特例等の措置について、沖縄県においても本土と同様に食糧管理法を適用することとするため、特例等の措置の規定を削除すること。

4 その他

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、食糧管理法に関する特例等の措置に係る改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

最近における沖縄の社会経済情勢にかんがみ、引き続き沖縄の復帰に伴う内国消費税及び関税に関する特例措置の適用期限を延長するとともに、本土と同様に食糧管理法を適用するため同法に関する特例等の措置の規定の削除を行うとする本件の趣旨は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和六十二年三月二十五日

沖縄及び北方問題に  
関する特別委員長 加藤 万吉

衆議院議長 原 健三郎殿

〔別紙〕

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に配慮し、適切な施策を講ずべきである。

一 沖縄の経済社会の実態にかんがみ、沖縄の特性を生かした各種産業の振興及び県民生活の安定向上について、引き続き一層の努力を払うこと。

二 食糧管理法の特例の廃止に当たっては、県民の実情を十分配慮し、遺憾のないよう処理すること。

三 沖縄の社会資本の整備を引き続き進めるとともに、国の補助率については、沖縄県の特殊事情を考慮し引き続き特段の配慮を行うこと。

四 高い失業率を抱えた沖縄県の雇用問題に対処するため、雇用機会の増大になお一層努めること。

衆議院会議録第八号中正誤

六	沖縄電力株式会社の民営化問題については、	正
一〇一	二 未	これを
一〇二	三 四	これを
一〇三	九	これを
一〇四	一〇	これを
一一〇	三 七	これを
一一一	四 三	これを
一一二	九	これを
一一三	二	これを
一二四	法定制	法定制

明治二十九年三月三十一日  
種類便物認可日

昭和六十二年三月二十五日 衆議院会議録第九号

一一四四

發行所
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 三四二二(大代) 〒 105
四定四四〇円部